

新宿区基本計画（素案）及び  
新宿区第一次実行計画（素案）に関する  
「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」  
「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

平成 30(2018)年 1 月

新 宿 区



## 【目 次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果 概要  
．．．．． 1
- 2 新宿区基本計画・新宿区第一次実行計画施策体系表  
．．．．． 5
- 3 新宿区基本計画（素案）に関する  
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方  
．．．．． 11
- 4 新宿区基本計画（素案）に関する  
地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨  
．．．．． 43
- 5 新宿区第一次実行計画（素案）に関する  
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方  
．．．．． 49
- 6 新宿区第一次実行計画（素案）に関する  
地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨  
．．．．． 87



# 1 パブリック・コメント等の実施結果 概要

## I パブリック・コメントにおける意見について

### 1 パブリック・コメントの実施期間

平成29年8月25日（金）から9月25日（月）

### 2 意見提出者数および提出方法

意見提出者	52名
ホームページ	22件
持参	6件
ファックス	21件
郵送	1件
地域説明会 会場	2件
合計	52件

### 3 意見数および意見の計画への反映等

#### 【新宿区基本計画（P11～42）】

意見数 249件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	35件	No. 1～35
2	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	70件	No. 36～105
3	「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	48件	No.106～153
4	「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	66件	No.154～219
5	「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」に関する意見	12件	No.220～231
6	「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」に関する意見	9件	No.232～240
7	その他の意見	9件	No.241～249

#### 意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	21件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	45件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	12件
D	今後の取組の参考とする	16件
E	意見として伺う	112件
F	質問に回答する	14件
G	その他	29件
	合計	249件

【新宿区第一次実行計画（P49～86）】

意見数 240件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	12件	No. 1～12
2	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	127件	No. 13～139
3	「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	21件	No.140～160
4	「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	55件	No.161～215
5	「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」に関する意見	18件	No.216～233
6	「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」に関する意見	6件	No.234～239
7	その他の意見	1件	No.240

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	12件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	11件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	15件
D	今後の取組の参考とする	27件
E	意見として伺う	141件
F	質問に回答する	31件
G	その他	3件
	合計	240件

## II 地域説明会における意見について

### 1 地域説明会の実施期間等

平成29年8月25日（金）から9月8日（金）

地域センター（全10所）で実施

開催日時	会場
平成29年8月25日(金) 午後7時～	若松地域センター
平成29年8月26日(土) 午後3時～	戸塚地域センター
平成29年8月28日(月) 午後7時～	榎町地域センター
平成29年8月29日(火) 午後7時～	落合第一地域センター
平成29年8月30日(水) 午後7時～	角筈地域センター
平成29年8月31日(木) 午後7時～	牛込簗笥地域センター
平成29年9月1日(金) 午後7時～	落合第二地域センター
平成29年9月4日(月) 午後7時～	柏木地域センター
平成29年9月6日(水) 午後7時～	大久保地域センター
平成29年9月8日(金) 午後7時～	四谷地域センター

### 2 出席者数

出席者 423名

### 3 意見数および意見の計画への反映等

【新宿区基本計画（P43～48）】

意見数 33件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	4件	No. 1～4
2	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	8件	No. 5～12
3	「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	3件	No. 13～15
4	「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	3件	No. 16～18
5	「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」に関する意見	1件	No. 19～19
6	「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」に関する意見	4件	No. 20～23
7	その他の意見	10件	No. 24～33

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	0件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	2件
D	今後の取組の参考とする	8件
E	意見として伺う	8件
F	質問に回答する	15件
G	その他	0件
	合計	33件

【新宿区第一次実行計画（P87～106）】

意見数 115件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	5件	No. 1～ 5
2	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	37件	No. 6～ 42
3	「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	26件	No. 43～ 68
4	「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	34件	No. 69～ 102
5	「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」に関する意見	11件	No.103～ 113
6	「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」に関する意見	2件	No.114～ 115

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	5件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	13件
D	今後の取組の参考とする	38件
E	意見として伺う	19件
F	質問に回答する	40件
G	その他	0件
	合 計	115件

## 2 新宿区基本計画・新宿区第一次実行計画 施策体系表

新宿区基本計画で示す5つの基本政策及び個別施策と、新宿区第一次実行計画の計画事業をまとめた体系表です。

パブリック・コメントと地域説明会でいただいた新宿区基本計画（素案）及び新宿区第一次実行計画（素案）に関するすべてのご意見は、基本政策、個別施策、第一次実行計画の計画事業への分類を行い、整理しています。

本冊子の「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」「地域説明会における意見要旨と回答要旨」には、基本政策、個別施策、計画事業の番号のみを掲載しています。いただいたご意見が、施策体系のどの分野に該当しているかは、この体系表でご確認ください。

新宿区基本計画・新宿区第一次実行計画 施策体系表

基本政策	個別施策	計画事業	枝事業
I 暮らしやすさ 1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康 寿命の延伸に向けた取組の充実	1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備	① 健康ポイント事業
			② 健康な食生活へのサポート
			③ ウォーキングの推進
		2 高齢期の健康づくりと介護予防の推進	
		3 生活習慣病の予防	① 糖尿病予防対策の推進 (がん対策の推進)
	4 女性の健康支援		
	5 こころの健康づくり		
	6 乳幼児から始める歯と口の健康づくり		
	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包 括ケアシステムの推進	7 高齢者総合相談センターの機能の充実	
		8 在宅医療・介護連携ネットワークの推進	
		9 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり	
		10 「地域支え合い活動」の推進	
		11 介護保険サービスの基盤整備	① 地域密着型サービスの整備
			② 特別養護老人ホームの整備
			③ ショートステイの整備
		12 認知症高齢者への支援体制の充実	
	(再掲)2 高齢期の健康づくりと介護予防の推進		
	(再掲)46 高齢者や障害者等の住まい安定確保		
	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の 整備	13 障害者グループホームの設置促進	
		14 障害を理由とする差別の解消の推進	
		15 区立障害者福祉施設の機能の充実	
	4 安心できる子育て環境の整備	16 着実な保育所待機児童対策等の推進	
		17 放課後の居場所の充実	
		18 地域における子育て支援サービスの推進	
		19 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	
		20 発達に心配のある児童への支援の充実	
		21 妊娠期からの子育て支援	① 出産・子育て応援事業
② (再掲)99② 絵本でふれあう子育て 支援事業			
22 子どもの貧困の連鎖を防止するための取組			
23 児童相談所移管準備		① 児童相談所の整備	
		② 児童相談体制の充実・強化	
24 学校の教育力強化への支援	① 学校支援体制の充実		
	② 学校評価の充実		
	③ 創意工夫ある教育活動の推進		
5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教 育の充実	25 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の 推進	① 特別支援教育の推進	
		② 中学校への特別支援教室の開設	
		③ 日本語サポート指導	
		④ 児童・生徒の不登校対策	
		⑤ 専門人材を活用した教育相談体制の 充実	
26 学校図書館の充実			
27 時代の変化に応じた学校づくりの推進			
28 公私立幼稚園における幼児教育等の推進			

新宿区基本計画・新宿区第一次実行計画 施策体系表

基本政策	個別施策	計画事業	枝事業		
I 暮らしやすさ 1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	29 学校施設の改善			
		30 ICTを活用した教育の充実			
		31 地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実			
		32 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進	① 英語キャンプの実施		
			② 伝統文化理解教育の推進		
			③ 障害者理解教育の推進		
			④ スポーツギネス新宿の推進		
		(創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進)			
		33 国際理解教育及び英語教育の推進	① ICTを活用した英語教育の推進		
			② コミュニケーション能力を高め国際理解を深める英語教育の推進		
			③ 英検チャレンジ		
		34 チームとしての学校の整備	① 部活動を支える環境の整備		
	(再掲)25⑤専門人材を活用した教育相談体制の充実				
	(再掲)31地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実				
	6 セーフティネットの整備充実	35 ホームレスの自立支援の推進	① 拠点相談事業		
			② 自立支援ホーム		
			③ 地域生活の安定促進(訪問サポート)		
		36 生活保護受給者の自立支援の推進	① 就労支援の充実		
		② 自立した地域生活を過ごすための支援の推進			
		37 生活困窮者の自立支援の推進			
	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	38 男女共同参画の推進	① 男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり		
			② 区政における女性の参画の促進		
		39 配偶者等からの暴力の防止			
		40 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進			
41 若者の区政参加の促進					
(再掲)19 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実					
8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	42 町会・自治会活性化への支援				
	43 多様な主体との協働の推進				
	(再掲)41 若者の区政参加の促進				
(再掲)111 オープンデータ活用のための仕組みづくり					
9 地域での生活を支える取組の推進	44 成年後見制度の利用促進				
	45 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進				
	(再掲)(中小企業の人材確保と就労支援)				
	46 高齢者や障害者等の住まい安定確保				
II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	① 建築物等の耐震化の推進	47 建築物等の耐震性強化	① 建築物等耐震化支援事業	
				② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	
		② 木造住宅密集地域解消の取組の推進	48 木造住宅密集地域の防災性強化	① 木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区)	
				② 不燃化推進特定整備事業(西新宿五丁目地区)	
				③ 木造住宅密集地域における不燃化建替促進	
				④ 新たな防火規制による不燃化の促進	
	③ 市街地整備による防災・住環境等の向上	49 再開発による市街地の整備	① 市街地再開発事業助成(四谷駅前地区)		
			② 市街地再開発事業助成(西新宿五丁目中央南地区)		
			③ 防災街区整備事業助成(西新宿五丁目北地区)		
			④ 市街地再開発の事業化支援		

新宿区基本計画・新宿区第一次実行計画 施策体系表

基本政策	個別施策		計画事業	枝事業
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	④ 災害に強い都市基盤の整備	50 細街路の拡幅整備	
			51 道路の無電柱化整備	
			52 道路・公園の防災性の向上	① 道路の治水対策
				② 道路・公園擁壁の安全対策
	③ 道路・公園におけるバッテリー内蔵型LED灯の整備			
	53 まちをつなぐ橋の整備			
	2 災害に強い体制づくり		54 多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発	
			55 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実	
			56 福祉避難所の充実と体制強化	
			57 災害用備蓄物資の充実	
			58 災害医療体制の充実	
	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	① 犯罪のない安心なまちづくり	60 安全安心推進活動の強化	
			61 客引き行為防止等の防犯活動強化	
		② 感染症の予防と拡大防止	62 新型インフルエンザ等対策の推進	
			63 路上喫煙対策の推進	
③ 良好な生活環境づくりの推進		64 アスベスト対策		
		65 マンションの適正な維持管理及び再生への支援		
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり		66 新宿駅周辺地区の整備推進	① 新宿駅直近地区のまちづくり
				② 新宿駅東西自由通路の整備
				③ 新宿駅東口広場等の緊急整備
				④ 新宿通りモール化
				⑤ 靖国通り地下通路延伸に向けた支援
	2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントの実現		67 歌舞伎町地区のまちづくり推進	地域活性化プロジェクトの推進 ① (賑わいづくりと新たな文化の創造・発信)
				② クリーン作戦プロジェクトの推進 (安全・安心対策と環境美化)
	3 地域特性を活かした都市空間づくり		68 地区計画等のまちづくりルールの策定	③ まちづくりプロジェクトの推進 (健全で魅力あふれるまちづくり)
				69 景観に配慮したまちづくりの推進
	4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり		(再掲)72 人にやさしい道路の整備	70 ユニバーサルデザインまちづくりの推進
				① 道路の改良
				② 高齢者にやさしい道づくり
③ バリアフリーの道づくり				
(再掲)76 安全で快適な鉄道駅の整備促進				
(再掲)92 新宿フリーWi-Fiの整備等				
(再掲)96 観光案内標識の整備促進				

新宿区基本計画・新宿区第一次実行計画 施策体系表

基本政策	個別施策	計画事業	枝事業
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	71 都市計画道路等の整備	① 補助第72号線の整備 ② 百人町三・四丁目地区の道路整備
		72 人にやさしい道路の整備	① 道路の改良 ② 高齢者にやさしい道づくり ③ バリアフリーの道づくり
		73 道路の環境対策	① 環境に配慮した道づくり ② 街路灯の省エネルギー対策
	6 交通環境の整備	74 自転車通行空間の整備	
		75 自転車等の適正利用の推進	① 駐輪場等の整備 ② 放置自転車の撤去及び自転車適正利用の啓発 ③ 自動二輪車の駐車対策 ④ 自転車シェアリングの推進
		76 安全で快適な鉄道駅の整備促進	
	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	77 新宿らしいみどりづくり	① 新宿らしい都市緑化の推進 ② 樹木、樹林等の保存支援 ③ 次世代につながる街路樹の更新
		78 新宿中央公園の魅力向上	
		79 みんなで考える身近な公園の整備	
		80 公園施設の計画的更新	
		81 清潔できれいなトイレづくり	
	8 地球温暖化対策の推進	82 地球温暖化対策の推進	① 区民省エネルギー意識の啓発 ② 事業者省エネルギー行動の促進 ③ 区が取り組む地球温暖化対策の推進
		(再掲)73 道路の環境対策	① 環境に配慮した道づくり ② 街路灯の省エネルギー対策
		83 環境学習・環境教育の推進	
	9 資源循環型社会の構築	84 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進	① ごみの発生抑制の推進 ② 資源回収の推進 ③ 事業系ごみの減量推進
	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	85 観光と一体となった産業振興	① しんじゅく逸品の普及 ② 新宿ものづくりの振興
		86 中小企業新事業創出支援	① 新宿ビジネスプランコンテスト ② 新製品・新サービス開発支援助成 ③ 新宿ビジネス交流会
		(中小企業の人材確保と就労支援)	
	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	87 にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	
		88 商店街の魅力づくりの推進	① 商店会情報誌の発行 ② 大学等との連携による商店街支援
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	89 文化国際交流拠点機能等の整備	
		90 新宿の魅力としての文化の創造と発信	① 新宿フィールドミュージアムの充実 ② 和を伝えるプログラム (新宿クリエイターズ・フェスタなどの取組) (文化体験プログラムの展開)
		91 漱石山房記念館を中心とした情報発信	
		(再掲)95 多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進	

新宿区基本計画・新宿区第一次実行計画 施策体系表

基本政策	個別施策	計画事業	枝事業	
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	92 新宿フリーWi-Fiの整備等		
		93 魅力ある観光情報の発信		
		94 新宿観光案内所のサービス拡充		
		95 多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進		
		96 観光案内標識の整備促進		
		97 新宿ブランドの創出に向けた取組の推進	(再掲)85① しんじゅく逸品の普及	
			(再掲)95 多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進	
			(再掲)93 魅力ある観光情報の発信	
	(再掲)75④ 自転車シェアリングの推進			
	(再掲)90② 和を伝えるプログラム			
	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	98 図書館サービスの充実(区民にやさしい知の拠点)		
		99 子ども読書活動の推進	① 子ども読書活動の推進	
			② 絵本でふれあう子育て支援事業	
		100 新中央図書館等の建設		
		101 スポーツ環境の整備	① スポーツコミュニティの推進	
			② 総合運動場の整備	
③ (仮称)新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備				
102 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成(普及啓発)				
15 多文化共生のまちづくりの推進	103 多文化共生のまちづくりの推進			
16 平和都市の推進	104 平和啓発事業の推進			
Ⅳ 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	105 行政評価制度の推進		
		106 全庁情報システムの統合推進		
		107 公民連携(民間活用)の推進		
		(ICTの計画的な更新等に係る取組)		
		(負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討)		
		(定員の適正化などの取組)		
	2 公共施設マネジメントの強化	108 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全		
		109 公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント		
		110 高齢者活動・交流施設の機能拡充		
		(新宿区公共施設等総合管理計画) (公有地の有効活用)		
Ⅴ 好感度1番の区役所	1 行政サービスの向上	111 オープンデータ活用のための仕組みづくり		
		112 クレジットカード納付の導入		
		(休日窓口の開設)		
		(窓口の混雑緩和と利便性向上の取組)		
		(コンビニ交付サービスの導入・運用)		
	2 職員の能力開発、意識改革の推進	113 区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成		
		114 新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上		
	3 地方分権の推進	115 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充		
		(再掲)23 児童相談所移管準備	① 児童相談所の整備	
			② 児童相談体制の充実・強化	

### 3 新宿区基本計画（素案）に関する

## パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

平成 29 年 8 月 25 日（金）から 9 月 25 日（月）にかけて実施した、新宿区基本計画（素案）に関するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

○意見数 249件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【基本政策】 【個別施策】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。（番号のみを掲載していますので、該当する基本政策・個別施策は、施策体系表（P6～10）でご確認ください。）
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	いただいたご意見について、素案の施策の方向性に関するものについては、区の考え方を示しています。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、実施結果概要（P1～4）をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
1	計画全般	-	「障害者」との表記が多くのページに見られる。「障がい者」の表記が良いと思いますが、ご検討願いたい。	E ご意見として伺います。 区では、「障害者」の表記のあり方について、これまで障害者団体等と意見交換などを行ってきており、その結果を踏まえ、漢字による表記としています。 また、区の条例規則や障害福祉分野の計画においても「障害者」という表記を使用しています。そのため、本計画でも「障害者」と表記しています。
2	計画全般	-	個別政策内の記述内容、表現には、独特な表現（「つなげていく」「切れ目なく」「きめ細やかな」「育む」「切り拓く」「意識啓発」等）が見られる。特殊な言い方であり、全体を通した文章表現の統一性に留意して欲しい。 また、「心」を「こころ」の様に漢字使用されている。どこまでの範疇、分野の言葉を、ひらがな使用とされているか、統一性が保たれているか見直しをお願いしたい。	E ご意見として伺います。 個別施策の内容に応じて適切な表現となるよう工夫しています。
3	計画全般	-	各主体の主な役割は、参加ではなく、参画に統一記載との審議会結論と思う。参加となっている箇所もある。	F ご質問にお答えします。 平成28年度の基本構想審議会では、「参加」と「参画」のどちらで表記を統一するか議論がありました。審議会では「男女共同参画」について「参画」とし、その他を「参加」とすることといたしました。 区では、この答申を踏まえて「男女共同参画」「女性の参画」と表記し、その他については「参加」としています。
4	計画全般	-	H29.2.13の基本構想審議会答申の基本計画と今般の素案に差異が見られる。H29.2.13の答申のものは、第8回の審議会でパブコメでの意見対応と第1回～8回までの審議会委員からの意見を踏まえ、審議会の合意の下に公表されたものと認識しており、当答申案と今般の素案相違があるのは、違和感がある。（但し、答申案より読みやすく、工夫されていると認識する。）しかしながら、下記の点の検討願う。 ・今回素案は、審議委員の了解が得られているのか。 ・第8回審議会での答申を経て、更に内容修正するのは、審議会の合意を経た答申案の審議委員の意に反するのではないか。 ・行政の区民からの委任を逸脱し、自治基本条例に反する事務行為と考える。	E ご意見として伺います。 基本計画策定の流れとしては、平成28年度に基本構想審議会から答申「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」をいただき、平成29年度に答申を踏まえて区が策定することとしています。 区が行った策定作業では、文言整理や時点修正を行うとともに、個別計画や指標、用語集の追加を行いました。 答申の内容を十分に尊重して策定作業を進めておりますので、審議会委員の意に反するものではないと考えています。 なお、計画素案については、基本構想審議会の委員にお送りしています。
5	計画全般	-	骨子案のパブコメに対し、A判定になったものが、パブコメ投稿者の意図とは違う形で答申案、当素案に記述されている。A判定されたもの全てが、意図通り素案に記述されているか見直しをお願いする。 なぜならば、パブコメ意見の対応意思決定権者は、「新宿区パブリックコメント制度に関する規制実施要領」6条には「施策等の内容を修正する意見決定が区長である事」を規定している。区長の権限で修正される箇所は、その職制に対応する権限代行者により、責任をもって修正すべきと考えとともに、期待する。 また、パブコメ対応の意見をコンサルの委託内容に含まれている事も側聞する。 実務上は、その様な事が行われていないか、確認する。	E ご意見として伺います。 平成28年度に行った基本計画（骨子案）のパブリック・コメントにおいて、「A：意見の趣旨を答申に反映する」として、ご意見を反映したものがありません。できるだけご意見の趣旨に沿うようにしてはありますが、ご意見の一部しか反映できないものや、一言一句反映することが難しい場合もございますのでご理解ください。 計画策定にあたり民間事業者に業務委託を行っておりますが、パブリック・コメントでいただいたご意見の分類整理などの補助的な業務であり、ご意見に対する区の考え方については、区が行うこととなっています。
6	計画全般	-	総合政策部策定の「基本計画・第一次実行計画」と都市計画部策定の「まちづくり長期計画（都市マス編、戦略プラン編）」に対して、それぞれ担当部に寄せられるパブコメを総合政策部と都市計画部で互いに情報共有と連携を図って頂き、「総合計画」として相互調整の図られた最終成果の策定を、宜しく願います。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「新宿区基本計画・第一次実行計画(素案)」及び「新宿区まちづくり長期計画(素案)」に関するパブリック・コメントについては、寄せられた意見について、計画のどの部分に対していただいた意見かを確認したうえで、対応を検討します。担当部同士で情報交換し、対応についても調整を図りながら計画の最終案の策定をすすめていきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
7		計画全般	<p>個別計画は、個別政策の運営がどの様に展開されていくか、区の施策を理解する上で重要と考える。今般の基本計画に当個別計画を記載された事に感謝する。さらに、以下の点をお願いする。</p> <p>1) 法定の個別計画ばかりでなく、「方針、指針、ガイドライン、行動計画」等も記載をお願いする。</p> <p>2) 個別施策のⅡ-3 (P52)、Ⅲ-12 (P85)、Ⅲ-13 (P88)、Ⅲ-15 (P92)、Ⅲ-16 (P94) 等に個別計画が記載がない。これら個別施策を展開していく上で方針、指針が示さなければ、運営進行の評価ができないので、記載をお願いする。</p> <p>3) 個別計画に相当するもの記載のない個別施策では、その個別計画の作成を望む。とくに、観光、無電柱化優先整備区道計画、細街路拡幅事業の整備計画 等について作成をお願いする。</p> <p>4) 以下のものは、個別計画の類(たぐい)に入らないのか。計画の終了した計画もあると思うが、網羅的な記載をお願いする。 国民保護計画(H28.4)、事業継続計画(地震編)、魅力ある身近な公園づくり基本方針、ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン、スポーツ環境整備方針、いじめ防止等のための基本方針、区立図書館基本方針(H27)、みどりの基本計画、駐車場整備計画、〇〇小学校避難所運営管理計画、総合戦略、人口ビジョン、景観まちづくり計画、新宿の新たなまちづくり-2040年代の新宿の拠点づくり 等々</p> <p>5) また、個別施策とそれを支える個別計画類の一覧表の作成を巻末に提示願いたい。</p>	E <p>ご意見として伺います。 計画では、法定の個別計画に限らず、方針、指針、ガイドラインなどでもできるだけ記載するようにしています。 また、個別施策の中には、個別計画の無いものもありますが、計画事業や経常事業において着実に施策を推進してまいります。 なお、個別計画の作成や、網羅的な記載、一覧の記載については、ご意見として伺います。</p>
8		計画全般	<p>第8回審議会の意見集を見ると、個別政策の「政策の方向性」の中の「アンダーラインの表題」事項について、審議がなされていない事項がある。審議会での審議が十分なされたと考えられない答申案を基にした、当素案を受け入れる事が可能と思えない。審議なき事項についての見解をお願いする。</p>	E <p>ご意見として伺います。 平成28年度の基本構想審議会の審議の中で、委員から「政策の方向性」の「アンダーライン(表題)」についてご意見がありました。いただいたご意見に対する考え方については、資料として同審議会でお示ししています。このため、審議会での審議はなされているものと考えています。</p>
9		計画全般	<p>行政運営の執行は、「国、都、隣接区」との連携無しに果たし得ないと考える。したがって、各個別政策の各主体の主な役割のうち区の役割では、国、都、隣接区との連携の視点に立った記載が、まだ抜け落ちていますので、見直して欲しい。</p>	A <p>ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 適宜、国や都、隣接区との連携について加筆いたします。(個別施策Ⅱ-1①②③、Ⅱ-1④、Ⅲ-5の「各主体の主な役割を修正します。)</p>
10		計画全般	<p>東京都区市町村別人口の予測(H29.3)」が公表され、これによると新宿区の将来人口はH37(2025年)が人口ピークの予測となっている。計画期間内に人口ピークを迎え、持続可能な備えの施策が必要と思うが、本計画にこれが盛り込まれているのか。 また、区では8月に新たな人口予測を出されると側聞するが、当素案を見直されるかどうか確認する。</p>	F <p>ご質問に回答します。 計画に、2015年国勢調査の結果に基づく最新の人口推計を記載します。 人口推計では、新宿区の人口は平成47(2035)年まで増加し、平成57(2045)年まで横ばいが続いた後、減少に転じるとしています。 以前の推計と比較して大きく傾向が変化していないことから、人口推計による計画の見直しは行っていません。</p>
11		計画全般	<p>本基本計画報告書の巻末資料に、個別政策の第一次実行計画の各計画事業の一覧表を挿入して欲しい。</p>	E <p>ご意見として伺います。 計画事業の一覧については、第一次実行計画の巻頭に「施策体系表(計画事業)」として掲載します。基本計画は10年間の計画であるため、基本政策と個別施策の一覧を掲載するとともに、個別施策ごとにめざまちの姿や方向性を示すこととなります。</p>
12		計画全般	<p>小池百合子さん等と連携した政策</p>	E <p>ご意見として伺います。 国や都などの関係機関と連携して施策を推進していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
13	計画全般	-	基本政策については、こうあらねばならない (Must) と、こうすべき (Shoud)、こうしたい (Wish) が、同列で扱われ、わかりにくい政策となっている。特に基本政策Ⅰ、Ⅳ、Ⅴはどの区が取り上げてもおかしくないのに、新宿ならではの特徴が感じられない。新宿の将来像をきちっと描き、そこから発想する必要があるのではないかと。基本政策Ⅱ、Ⅲは、それぞれ負の遺産、正の遺産を源としているが、施策の一貫性を感じられないため、バラバラな印象である。内容だけで議論せず、外部の知恵も入れる必要があると思う。	E ご意見として伺います。 区では、基本構想で掲げる、めざすまちの姿「新宿力」で創造するやすらぎと賑わいのまちの実現に向けて、5つの基本政策を推進します。 5つの基本政策では、まずは誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう生活を支援する「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」を掲げています。 そして、災害に強いまちづくりと、防犯などの安全安心が重要であることから「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」を掲げています。 さらに、多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりを推進し、産業・観光・文化・スポーツの振興などに取り組む「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」を掲げています。 そして、これら基本政策を下支えする「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」と「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」を位置付けています。 基本政策には新宿区の地域特徴を活かした政策とともに、区民生活を支えるために行政として当然に取り組むべき政策も位置づけられています。 なお、外部の知恵も入れる必要があるとのご意見ですが、基本計画の策定にあたっては、区民、学識経験者、区議会議員で構成される基本構想審議会から答申をいただいています。
14	計画全般	-	(素案) P2 3新たな総合計画の策定のところに(※現在の基本構想を継承します。)とある。平成37(2025)年までには、基本構想を見直すつもりはあるか。そのとき、新宿区基本構想審議会や新宿区基本構想審議会起草部会を開くおつもりはあるか。	F ご質問に回答します。 現在の基本構想は、おおむね平成37年を見据えたものとなっています。このため、新たな基本構想を策定する場合には、新宿区基本構想審議会を設置して審議することとなります。審議会設置の時期や、起草部会の開催などについては、今後検討すべき事項と考えています。
15	計画全般	-	(素案)の「個別施策」の中に、「5.関連する個別計画」を掲載していただき感謝する。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 掲載してある「個別計画」は、当該「個別施策」全般に関わる計画であり、具体的な事業として実施していくために必要な個別の計画として、主なものを適宜お示ししています。
16	計画全般	-	巻末の資料編に「1 成果指標」を掲載していただき感謝する。(素案)にあるとおり本計画には、平成29年度の実績値や調査結果により更新して欲しい。期待している。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 掲載してある「成果指標」の「現状(平成29年度)」に関しては、計画書として発行するまでに実績が出せるものについては、最新の数値等に改めて参ります。
17	計画全般	-	巻末の資料編に「1 成果指標」を掲載したこと、そしてデータ出典まで銘記したことは大いに評価できる。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「成果指標」の年度ごとの実績値を確実に測ることが出来るよう、「データ出典」を明らかにしています。
18	計画全般	-	巻末の資料編に「2 用語集」を設け、専門用語について解説していただき感謝する。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。
19	計画全般	-	本計画の資料編でかまわないので、次のようなものを是非掲載の方がよい。「総合計画ができるまで」として、(1) 総合計画策定の経緯、(2) 新宿区基本構想審議会委員名簿と新宿区基本構想審議会起草委員会名簿、(3) 今回(素案)の地域説明会(区内10か所)の実施の内容(日時・地域会場)そこには骨子案の地域説明会(区内10か所)の実施内容(開催日時会場など)があるとなおよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 (1) 総合計画策定の経緯、(2) 基本構想審議会委員名簿と基本構想審議会起草部会委員名簿、(3) 基本計画骨子案の地域説明会と基本計画・第一次実行計画素案の地域説明会(しんじゅくトーク)の実施内容(日時・会場)については、資料編に掲載いたします。
20	計画全般	-	P 4 5計画内容のあらまし 基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿 個別施策2の説明はP 15にある説明のとおり、次のようにして欲しい。 「心身ともに健やかに△いきいきとくらするまち」をめざす。	G ご意見を踏まえて修正します。 「心身ともに健やかに、いきいきとくらするまち」のように統一します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
21	計画全般	-	(素案) P4 5 計画内容のあらまし 基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿 個別施策2の説明はP15にある説明のとおり、しかも次の行が8文字分空いているのだから、次のようにして欲しい。 「だれもが互いを尊重し△支えあうまち」「支援が必要になって生涯安心してらせるまち」をめざします。	G ご意見を踏まえて修正します。 「だれもが互いを尊重し(空白をつめる)支えあうまち」「支援が必要になって生涯安心してらせるまち」のように統一します。
22	計画全般	-	(素案) P6 5 計画内容のあらまし 基本政策Ⅱの個別施策1 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくりの④災害に強い都市基盤の整備のところにP47という表示をして欲しい。	G ご意見を踏まえて修正します。
23	計画全般	-	(素案) P6 5 計画内容のあらまし 基本政策Ⅱの個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現の②感染症の予防と拡散防止*食の安全対策を含む のところにP55という表示をして欲しい。	G ご意見を踏まえて修正します。
24	計画全般	-	(素案) P6 5 計画内容のあらまし 基本政策Ⅱの個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現の③良好な生活環境づくりの推進のところにP59という表示をして欲しい。	G ご意見を踏まえて修正します。
25	計画全般	-	(素案) P7 5 計画内容のあらまし 基本政策Ⅱの個別施策4の下にある説明をP69の1. めざすまちの姿・状態のところにある「誰もが分かりやすく」を個別施策4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくりの表示にあわせて「誰もがわかりやすく」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「誰もが分かりやすく」を「誰もがわかりやすく」のように統一します。
26	計画全般	-	(素案) P8 5 計画内容のあらまし 基本政策Ⅱの個別施策11の下にある説明とP83の1. めざすまちの姿・状態のところにある「暮らしやすさとにぎわいの調和」を基本政策Ⅲ賑わい都市・新宿の創造の表示にあわせて「暮らしやすさと賑わいの調和」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「暮らしやすさとにぎわいの調和」を「暮らしやすさと賑わいの調和」のように統一します。
27	計画全般	-	基本政策Ⅰ～Ⅴは項目1つ1つはそれなりの意味があるが、そこに流れる一貫した目標がわからない。とりわけ「賑わい都市」という言葉が目につくが、賑わいだけを求めていく時代は過去のものであるという住民感覚を忘れてはならない。賑わいと安らぎというバランスのとれた都市づくりを目指すことを明確にすべきであると思う。	E ご意見として伺います。 区では、基本構想で掲げる、めざすまちの姿「新宿力」で創造するやすらぎと賑わいのまちの実現に向けて、5つの基本政策を推進していきます。 5つの基本政策では、まずは誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう生活を支援する「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」を掲げています。 そして、災害に強いまちづくりと、防犯などの安全安心が重要であることから「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」を掲げています。 さらに、多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりを推進し、産業・観光・文化・スポーツの振興、みどり、環境施策などに取り組む「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」を掲げています。 そして、これら基本政策を下支えする「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」と「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」を位置付けています。 「賑わい」だけでなく「安全安心」や「生活支援」など、バランスのとれた政策に取り組めます。
28	計画全般	-	Ⅱ-3①、Ⅲ-12、13、15、16には関連する個別計画無い。	F ご質問にお答えします。 個別施策によっては、個別計画や方針、指針、ガイドラインの無いものもあります。 個別計画の無い個別施策であっても、計画事業や経常事業において着実に施策を推進してまいります。
29	計画全般	-	・新宿区の計画であるか、国、都、その他の計画であるかが解らない。 ・新宿区はたとえば施設の名称を「新宿区立新宿スポーツセンター」を正式としているのだから、計画名称の先頭に「新宿区」があるのが自然と思われる。 ・ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン ・歌舞伎町まちづくり誘導方針 ・歌舞伎町街並みデザインガイドライン ・橋りょう長寿命化修繕計画 ・空家等対策計画 ・清潔できれいなトイレづくりのための指針 ・魅力ある身近な公園づくり基本方針 ・新宿の新たなまちづくり ・新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「個別計画」の記載については、計画の正式名称に「新宿区」と表記があるものについては、省略せず表記いたします。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
30	計画全般	-	2017年度策定予定の計画がある。基本計画がこれらの計画を拘束する恐れがある。拘束されないのであれば、基本計画の根拠、目的が問われる。(10年計画間の同期を取らないのであれば、許容されるが。) <ul style="list-style-type: none"> <li>空家等対策計画</li> <li>新宿区データヘルス計画</li> <li>新宿区障害児福祉計画</li> <li>環境基本計画</li> <li>一般</li> </ul>	E ご意見として伺います。
31	計画全般	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画、基本構想の名称は混乱するので、総合、構想は削除する。</li> <li>指針、方針、プラン、ガイドラインは計画より下位とする。</li> <li>基本計画(素案)を上位として、下位及び関連する個別計画は全て計画とする。</li> </ul>	E ご意見として伺います。
32	計画全般	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画(素案)では、新宿区まちづくり長期計画は関連する個別計画扱いとする必要がある。</li> </ul> 新宿区Websiteでも「基本計画と実行計画」と「都市マスタープラン編とまちづくり戦略編」と2つの担当課に分けている：	E ご意見として伺います。
33	計画全般	-	理念 現基本構想『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちをめざして」を引き継ぐとなっているが、抽象的な目標ではなく、直面している課題に対する方向性を示してほしい。 (1) 少子高齢化、まもなく始まる人口減少に対する理念、基本方針 (2) 格差縮小に向けた理念、基本方針	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 基本計画では、高齢者福祉として「個別施策Ⅰ-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」、子育て支援として「個別施策Ⅰ-4 安心できる子育て環境の整備」と「個別施策Ⅰ-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」を位置付けており、少子高齢化や人口減少に対応したものとなっています。 また、生活困窮者支援や就労支援など生活を支える施策として「個別施策Ⅰ-6 セーフティネットの整備充実」や「個別施策Ⅰ-9 地域での生活を支える取組の推進」などを位置付けており、格差縮小に対応したものとなっています。
34	計画全般	-	計画の有効性： 計画を進めることにより、人口減少は食い止められるか。従来の経済成長の施策を進めることにより、人口減少を数年先に延ばすことは可能かもしれないが、まもなく人口減少は始まる。 格差縮小の基本計画 従来の経済成長政策は経済成長により格差は減少すると主張してきたが、トップの一部が経済成長を享受し、中間層は減少し、下層は停滞している。要するに、格差が拡大している。 経済格差を減らす施策を、10年後に予想される人口減少が始まる前までに検討し策定することを基本計画に盛り込むことを求める。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 基本計画では、高齢者福祉として「個別施策Ⅰ-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」、子育て支援として「個別施策Ⅰ-4 安心できる子育て環境の整備」と「個別施策Ⅰ-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」を位置付けており、少子高齢化や人口減少に対応したものとなっています。 また、生活困窮者支援や就労支援など生活を支える施策として「個別施策Ⅰ-6 セーフティネットの整備充実」や「個別施策Ⅰ-9 地域での生活を支える取組の推進」などを位置付けており、格差縮小に対応したものとなっています。
35	計画全般	-	「『やすらぎ』と『にぎわい』が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、創造していきます。」とあるが『にぎわい』が優位の計画である。『やすらぎ』が優位である部分があれば、示してほしい。 基本計画(素案)で出現数 ・「やすらぎ」6箇所(内、具体策1箇所：神田川沿い等のやすらぎの場の整備) ・「賑わい」129か所(多くて数えるのが大変。数えミスがある?) 基本計画(素案)に「賑わい」が多く出現するのは、社会が高齢化することに対する、初老期の足掻きかもしれない。 少子高齢化が進み、人口減少する社会では、経済成長(現在の価値観)、若さを求めることは無理で、老齢期の新しい価値観・基準が必要である。満足し、諦め、『やすらぎ』に至る。 基本計画に『やすらぎ』を『にぎわい』と同程度書き込むことを求める。それとも、それは10年後の基本計画?	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、誰もが心身ともに健康で暮らせる施策に取り組みます。 また、「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」では、ユニバーサルデザインや、みどりの創出、環境保全など、心安らぐ生活環境づくりに取り組みます。 「賑わい」と併せて「やすらぎ」に関する施策も位置付けられています。
36	I	1	「学校食育計画」と括弧書きされているが、6文字造語ではないか。学校における食育推進計画と記載された方が、良いと思う。また、この方が、個別計画に記載されている「新宿区食育推進計画」との関連がある計画である事が分かり、理解しやすと思う。	E ご意見として伺います。 「学校食育計画」は、平成23年度策定の「新宿区食育推進計画(平成24年度～平成29年度)」に基づき、区独自に作成した言葉です。固有名詞であることから、括弧書きとしています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
37	I	1	(素案) P11 2. 現状と課題の<健康づくりの推進>の ところにある「性別やライフステージ」は「性別やライフ ステージ※」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があるこ とから「※」印を表示することとします。
38	I	1	(素案) P11 2. 現状と課題の<女性の健康支援>のど ころにある「ライフステージごと」は「ライフステージ ※ごと」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があるこ とから「※」印を表示することとします。
39	I	1	P12 3. 施策の方向性の<ライフステージに応じた健康 づくりの推進>のところにある2カ所の「ライフステージ に応じた」は「ライフステージ※に応じた」にした方がよ い。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があるこ とから「※」印を表示することとします。
40	I	1	(素案) P13 3. 施策の方向性の<歯科保健対策>のど ころにある「ライフステージを通じた」は「ライフステージ ※を通じた」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があるこ とから「※」印を表示することとします。
41	I	1	P14：新宿区高齢者保健福祉計画・新宿区介護保険事 業計画 スペースの都合は思われるが、2つの計画を1行にして いる。(2行に分ける。)	G ご意見を踏まえて修正します。
42	I	1	生活習慣病対策の推進→「・保健師、栄養士など専門家 の力を生かし、健康維持・重症予防を推進します。」「・ 男の料理教室や糖尿病などの治療に役立つ料理教室などを 実施し、区民の食の改善を推進します。」を加えて欲しい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 生活習慣病対策を推進するための具体的な取組について は、個別計画である平成30年3月策定予定の「新宿区健 康づくり行動計画」において推進していきます。
43	I	1	「I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康 寿命の延伸に向けた取組の充実」(P.11～)について 生活習慣病の発症予防と重症化予防とは別に「がん対策 の推進」の項を設け、「・がん検診の受診率を大幅に引き 上げる。そのため経済的支援を強める。また、がん患者の 生活支援を行います。」を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 がん対策については、基本計画をもとに、「新宿区がん 対策推進計画」を策定し、がん検診の受診率向上やがん患 者の生活支援に向けた施策に取り組んでいきます。 また、がん検診費用については、区民が引き続き検診費 用の1割程度の自己負担でがん検診を受診できるよう支援 していきます。また、生活保護や非課税世帯の方へは、検 診費用免除の制度も継続していきます。 がん患者への支援については、引き続き「がん療養相談 窓口」や保健センター等において、医療や介護の相談支援 を行っていきます。
44	I	1	「I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康 寿命の延伸に向けた取組の充実」(P.11～)について こころの健康支援→「・区民が気軽に相談できる相談事 業を実施します。」を加えて欲しい。	B ご意見は、素案P.13の施策の方向性に記載されていま す。
45	I	2	「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」の途中ブラン クは、何か。	F ご質問に回答します。 文章としては「だれもが互いを尊重し、支え合うまち」 ですが、ここではスローガンのように用いているため、読点で はなくスペースを使用しています。
46	I	2	地域ケア会議を「地域包括ケアシステムの実現に向けた 会議」とするか、別途注釈を付ける事を希望する。地域ケ ア会議は、造語、あるいは行政内部の用語でないか。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 地域ケア会議は、平成27年度から介護保険法に位置付 けられた会議ですが、区民にとってわかりにくい点がある ことから、基本計画及び実行計画に、下記の注釈を入れて 対応します。 【注釈(案)】 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた 会議であり、個別のケースを扱う「個別型」、地域課題を 検討する「日常生活圏域型」、行政計画等へつなげる検 討を行う「地域ケア推進会議」の3類型があります。
47	I	2	「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケア」と 記されている。 「地域包括ケア」は、高齢者が人生の最期まで住み慣 れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制 の事であり、表記の表現は二重に説明されている。地域包 括ケアの注記を行うか、記述の再考をお願いしたい。行政 内部の用語である。	E ご意見として伺います。 ここでの「住み慣れた地域で暮らし続けられる」は、そ れに続く「地域包括ケア」の説明として記載しています。 なお、地域包括ケアの注記は、巻末の用語集に掲載されて います。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
48	I	2	P16：健康づくりと介護予防の推進の2項目の「・」をトル	G ご意見を踏まえて修正します。 「健康づくり・介護予防」を「健康づくりや介護予防」に修正します。
49	I	2	地球規模、国、都道府県、市区町村など多層な地域があり、新宿区が主として考えなければならないことは、新宿区内部の多層な地域である。 新宿区まちづくり長期計画では、特別出張所の所轄区域を基本として、区全体を10の地域に区分している。新宿区の眼が届き、区が主体となって考える地域はこの程度の区分かもしれない。この区分は健康な大人にとっては妥当な規模かもしれないが、幼児、要介護高齢者には大き過ぎる地域である。 すなわち、地域は多層的に構成しなければならない。新宿区の人口34万人とすれば、特別出張所の所管区域は平均3万人。これは小さめの基礎自治体の人口で、行政の眼は個人個人まで届かない。特別出張所の所管区域を10地域の区分した位、町内会レベルの3000人が最下層の地域として適当と私は考えている。 新宿区の民生委員が300人超でも孤独死が避けられないことを考えれば、地域包括ケア（個別政策I-2）は、現在（特別出張所）の所管区域の1/10程度の広さで計画しなければ、地域包括ケアは無理だと思われる。	E ご意見として伺います。 地域包括ケアの推進にあたっては、「日常生活圏域」という考え方を用いています。「日常生活圏域」とは、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では「概ね30分以内にサービスが提供される範囲」としてしています。 区では、高齢者人口や民生委員・児童委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所管轄10区域を「日常生活圏域」と位置付け、地域包括ケアを推進していきます。
50	I	2	特養は要介護者の公営住宅の1つと考えることが出来る。新宿区内の特養定員は8つの特養合計で615人、区外は502人である。それに対して、区営住宅は全体で1059戸、その内、高齢者向けが354戸である。 特養が区営住宅に対して優れている点は、介護を必要とする、あらゆる所得階層の人が利用出来る点である。特養のユニット型個室の居住面積基準は13.2㎡から10.65㎡に引き下げられ、そのユニット居住費（家賃）は約6万円であるが、所得と預貯金残高に応じて、4万円または2万5千円に減額される。 ユニット個室では2万5千円の負担が必要なので、生活保護を受けている人は実質入ることが出来ない。人生最後の段階なのだから、新宿区が2万5千円を負担して、生活保護を受けている人も利用出来る様すべきである。	E ご意見として伺います。 特別養護老人ホームには多床室のホームと個室のホームがあり、申込者は、個々の施設の状況や経費などを判断して希望の施設を申し込んでおいでです。なお、現在でも、生活保護受給者がユニット型個室を利用するにあたり負担軽減する制度があります。
51	I	2	保育園の待機児ゼロを目指して、保育園の定員を増やす計画が進められている。東京都は2015年の特養定員4万2千人に対して2025年には6万人に増やすことを目標とする東京都高齢者保健福祉計画2015-2017を策定した。同時期に新宿区高齢者保健福祉計画2015-2017も策定されたが、特養（定員130人）が2015年6月に開設の記述があるだけで、2025年を見据えた計画が示されていない。 東京都の福祉計画に倣えば、新宿区も2025年には1600人程度に増やす、その為には2年間隔で100人規模の特養を建設する必要があると思われるが、新宿区の見通しと、10年計画を示して欲しい。	E ご意見として伺います。 都心においては、特別養護老人ホームの建設に適した規模の土地が少ないため、整備が可能な公有地がある場合に活用を検討しています。現在は、富久町国有地において、定員44名の特別養護老人ホームを、平成31年7月の開設予定で整備を進めています。これからも、未使用になった公有地の活用を主体に検討し、整備を進めてまいります。
52	I	2	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」（p.15～）について 目指すべき「地域包括ケアシステム」がどのようなものか具体的に示したうえで、その推進すべき内容が示されるべきである。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 15ページの「1 めざまちの姿・状態」の全体が、地域包括ケアシステムが実現された状態であると考えています。 なお、基本計画と並行して策定中の「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」（素案）では、重点施策等の冒頭に、区が目指す姿を事例として掲載していますので、そちらも併せてご覧ください。
53	I	2	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」（p.15～）について 地域包括ケアシステムの推進に向けて「自助力の向上」や「協働」ということばで自助・共助が強調されるあまり、区の責任が不明確である。よってこの項に「・住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護度や経済状況にかかわらず、高齢者が必要とする支援を受けられる公的サービスの構築など体制を強化します。」を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 今後の少子高齢化のさらなる進展や財政状況を鑑みると、今後、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しくなっており、自助・互助の果たすべき役割は重要になっていきます。区は、自助力の向上や、互助が行われるような支援を行うとともに、必要な時には共助や公助による支援が行われるような体制を整備していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
54	I	2	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 高齢者を地域で支えるしくみづくりについて、素案では支援の内容が具体的にないので、「・高齢者の居場所づくりに対する区の支援を強化します。」などを加えて欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご意見いただいた、「高齢者の居場所づくりに対する区の支援」については、本文中の「高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。」に含まれています。
55	I	2	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 高齢者を地域で支えるしくみづくりについて、素案では支援の内容が具体的にないので、「・住み続けられるよう家賃補助の充実や区営住宅の増設を行い、公的保証人制度を作ります。」などを加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 高齢者や障害者世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃等債務保証料助成制度や住み替え居住継続支援制度による助成事業を継続します。新たに家賃助成制度を創設する予定はありません。 セーフティネットとしての区営住宅は、人口に比べて十分な量が確保されていると考えています。今後は、更新期を迎えた区営住宅の建替えの際に、行政需要や所有形態のあり方も含め、検討していきます。 連帯保証人が見つからず、入居が困難な方への支援として、行政が直接保証人となるのではなく、民間保証会社との連携で家賃等債務保証制度の助成等を既に行っており、今後はさらに拡充していきます。
56	I	2	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 健康づくりと介護予防の推進では、専門家の力を活用することが大事なので、「・保健師や栄養士、理学療法士や作業療法士等による専門的アドバイスを受けられる環境を整備します。」などを加えて欲しい。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 健康づくり・介護予防を推進するうえで、専門職の適切な支援は有効と考えています。ご意見については、施策の方向性として掲げている「健康づくり・介護予防の推進に継続して取り組めるよう、個人及び地域での主体的な活動の支援」において取り組んでいきます。具体的な施策については、平成30年3月策定予定の「新宿区高齢者保健福祉計画」において記載していく予定です。
57	I	2	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 施策の方向性に「介護保険サービスの基盤整備」はありますが、サービスが整備されても利用できなければ意味がないので、「介護サービスの利用に関する経済的支援」の項を加え、「・保険料と利用料の負担軽減のため、支援策を実施します。」として欲しい。	E ご意見として伺います。 低所得者対策としては、保険料基準額に対する割合を国の基準より低く抑える等の対応を、従来から行っています。
58	I	3	「I-3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」(P.19～)について 障害者の地域生活支援体制の促進→「・障害者が65歳を超えても、必要な介護と障害者福祉のサービスが十分に利用できるよう、各課の連携の強化と負担軽減の対策を行います。」を加えて欲しい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者が65歳を超えても、必要なサービスが提供できるように、これまで各課と連例を図ってきましたが、今後も連携を強化していきます。 負担軽減については、国や東京都の動向を注視していきます。
59	I	3	「I-3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」(P.19～)について 障害を理由とする差別の解消の推進→「・精神障害者への福祉手当の支給など、障害の種類による制度上の差別を解消します。」を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 心身障害者福祉手当制度は、東京都の条例と整合を図り実施しています。障害者への経済的支援は、一義的には国あるいは都の役割において広域的に行われるものと考えており、引き続き、東京都に対して財源措置等について要望していきます。
60	I	3	「I-3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」(P.19～)について 「障害者の社会参加の推進」の項を設け、「・障害の種類や年齢、所得にかかわらず、障害者の社会参加を保障するため支援を強化します。」として欲しい。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 障害者の社会参加の促進については、障害者基本法、障害者差別解消法の理念に基づき、全ての障害者が積極的な社会参加ができることを目指しています。
61	I	3	「I-3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」(P.19～)について 新たな項目として、「手話言語法の新宿区の条例を作り、障害者施策の推進を図ります。」「生活介護施設を新規に開設します。」「人にやさしいまちづくりを推進するために障害者当事者の参加をすすめます。」を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 手話を言語として普及、研究することのできる環境を作るためには、自治体間で格差が生じないよう国として法整備を行うことが重要と考えます。今後の国の動向に注視していきます。 今のところ、生活介護施設の新規開設の予定はありません。 「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい街」の実現のため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。
62	I	4	(素案)P24 4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政)：のところに「子育てサービスの充実」を「子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整」に変更してください。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 P24の「各主体の主な役割(例示)」では、「子育て支援サービスの充実」と「地域の子育て支援活動への支援」をあげており、ご意見の趣旨は素案の内容に含まれています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
63	I	4	「I-4 安心できる子育て環境の整備」(P.21～)について 多様な子育て支援ニーズへの対応→「・すべての子育て家庭が地域の中で安心して子育てできるよう、子ども家庭支援センターや児童館、認可保育園・こども園・幼稚園の充実を図ります。」とし、最低でも児童館の位置付けを明記して欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 P22の「施策の方向性」では、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、必要なサービスを選択し、気軽に利用できるしくみを実現していくとしており、ご指摘の各拠点で行う各種サービスの充実もこの中に含まれています。 また、幼稚園は就学前の幼児教育施設として、地域における幼児教育、子育て支援環境の充実を図っていきます。
64	I	4	「I-4 安心できる子育て環境の整備」(P.21～)について 保育園等の待機児童の解消→「・園庭のある認可保育園を増設し、希望する子どもが全て入園できるようにします。認可保育園に入れず、やむを得ず認可外保育に預けている子どもの保育料を認可園と同基準になるよう助成します。」を加えて欲しい。	C ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区は、人口推計や地域ごとの待機児童の状況などを踏まえて保育施設を整備し、定員拡大を図っています。また、園庭の無い保育施設については、子どもたちが健やかに育つ環境を確保するため、近隣の保育施設の園庭等を使用できるように、連携を図っています。今後も良好な保育環境の確保に努めていきます。 さらに、平成29年度から認可保育園等の0歳児～2歳児クラスへの入園が不承諾となったお子さんが入園を待機する間、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明を東京都から発行されている施設に限る。）を利用する際の保育料の一部助成を実施しており、その中には認可保育園等の保育料と同基準になっている方もいます。今後も、制度の周知に努めていきます。
65	I	4	「I-4 安心できる子育て環境の整備」(P.21～)について 保育園等の待機児童の解消→「・区立幼稚園での預かり保育を全園で実施し、そのための正規教諭を加配し更に時間延長を行います。」を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 区立幼稚園の預かり保育は、地域バランスに配慮して現在の4園で実施しており、実施には幼稚園教諭の資格を持つ専任の非常勤職員を配置しています。 預かり保育の需要に対しては、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していくことが重要です。区立幼稚園の預かり保育については、今後の利用状況を見極めながら、内容の充実を図っていきます。
66	I	4	「I-4 安心できる子育て環境の整備」(P.21～)について 「学童クラブの充実」の項を追加し、「・定員を大幅に超えている学童クラブや4年生以上の待機児童を解消するため、必要な地域には学童クラブを増設します。」を加えて欲しい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「施策の方向性」では、学童クラブの充実を図っています。多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて放課後の居場所を選択できるように、総合的に進めていきます。
67	I	4	「I-4 安心できる子育て環境の整備」(P.21～)について 貧困世帯への支援→「・区として貧困世帯への経済的支援、特にひとり親世帯への就業支援、子どもの就学援助を強化します。各種手当や助成は、月々（当月分又は翌月分）支給し、生活の安定を図ります。」を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 貧困世帯への支援については、これまでも行っている就学援助等の給付のみならず、総合的な支援が必要です。具体的な支援施策については、実行計画・経常事業の中で取り組んでいきます。
68	I	4	子育ては母親中心で家族全員で育てるのが大原則です。その為には3世代の中で育つのが理想です。公の支援施設は将来を見越し（少子高齢化）、施設に頼らず、相談体制を充実して解決して欲しい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターに相談員や心理職を配置し、子育ての悩みや不安に関する相談に対応しています。今後も、相談体制を充実させるとともに、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。
69	I	4	【子育て世代が移住したい街に】 新宿区には、「子どもを持つ家庭が住みやすい街」「父母が安心して就労できる環境が整っている街」「移住したい街」を目指していただきたいと思います。それはひいては財政の豊かさ→住みやすい街、という正の連鎖を生むはずである。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 P21の「めざすまちの姿・状態」では子どもを安心して生み、育てられる環境の実現をめざすとしています。
70	I	5	「区立幼稚園のあり方の見直し方針」が記載されていますので、P28の個別計画にも、法定の個別計画ばかりでなく、この様な「方針、指針、ガイドライン、行動計画」等も記載願う。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。
71	I	5	(素案)P105 個別施策I-5未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実の指標名「学校と地域が連携した教育の取組」の指標の選定理由のところにある「地域協働学校として、」はP26の3.施策の方向性のように「地域協働学校（コミュニティ・スクール※）として、」にした方がよい。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 計画素案P105の「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」の指標の選定理由のところにある「地域協働学校として、」を「地域協働学校（コミュニティ・スクール※）として、」に修正します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
72	I	5	「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について 社会問題ともなっている教員の多忙解消は具体策が必要である。素案では、現状と課題に教員の多忙問題が触れられていないので、教育委員会が行った教員の勤務実態調査を行った結果も踏まえて、課題として明記する必要がある。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 今回行った勤務実態調査によって、教育委員会としても教員の多忙解消は大きな課題と捉えています。実際の取組については、教育委員会内の様々な事業の中で多忙解消に向けた取組内容を検討する必要があると考えています。また、勤務実態調査の結果から長時間労働の要因を検証し、学校と協議をしながら、教育委員会としてできることを検討していきます。
73	I	5	「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について 学校の教育力の向上→「・全学年での35人学級を早期に実施し、さらに30人以下学級実現を推進します。・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを全校に常勤で配置します。・教員の多忙解消のため、全校に副校長補助を配置する等人的配置を充実します。・全ての教科において、子ども一人ひとりに確かな学力を保障します。・人権教育を推進します。」を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 学校の教育力の強化に際しては、算数等の少人数指導などのこれまでの取組に加え、ICTの活用や外部人材の活用など、総合的な取組が重要です。35人学級の拡大については、今後も、国や都の動向を注視していきます。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、一層の活用を図り、教育相談体制の充実を図ります。 教員の多忙解消については、勤務実態調査の結果から長時間労働の要因を検証し、学校と協議をしながら、教育委員会としてできることを検討していきます。 子ども一人ひとりへの確かな学力の保障及び人権教育の推進については、ご意見の趣旨は、「3. 施策の方向性」の「子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現」に含まれています。
74	I	5	「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について 学校環境の整備・充実→「・建替えが必要な老朽校舎については、児童・生徒の環境を充分配慮しつつ計画的に建替えを実施します。」を加えて欲しい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 老朽化が進行している校舎については、予防保全のための施設整備が必要です。校舎の長寿命化を図るため、中長期修繕計画に基づき適切な修繕を行っていきます。
75	I	5	「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について 「経済的支援」の項を追加し、「・就学援助の支給については、前倒し支給が現物支給を行い教育に支障がないよう改善します。実態に合わせ就学援助額の引上げや支給項目を追加します。」として欲しい。	E ご意見として伺います。 貧困世帯への支援等については、「I-4 安心できる子育て環境の整備」で記述しているため、教育内容の充実を図るための本項に、「経済的支援」の項を追加することは考えていません。
76	I	5	学校教育も各子供に合わせた教育が必要ですが難しいと思う。伸びる子は最終的には立派な子に育つ。大切なのは家庭での子供のケアだと思う。大人になったら海外に飛び出していける元気な子育て環境づくりをして欲しいと思う。日本の外国語教育は、第一外国を英語或いは中国語が良いと思う。	E ご意見として伺います。 学習指導要領では、外国語科及び外国語活動については英語を原則としていることから、区では英語を指導しています。また、第一次実行計画(素案)に掲げる計画事業では、「国際理解教育及び英語教育の推進」において、英語教育の推進を図っています。 中国語の指導については、現在のところ考えていません。
77	I	6	「I-6 セーフティネットの整備充実」(P.29～)について、誰もが等しく生まれながらに幸せに生きる権利があることを保障するものの1つとしてセーフティネットを取り扱うべき。一般的にセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策のことで、個別施策の課題をセーフティネットとするのなら、区が行っている様々なセーフティネット施策を網羅すべきで、生活保護制度や生活困窮者自立支援法だけに狭めるべきではない。例えば、医療の窓口負担の減免、離職者支援制度、就学援助、社会福祉協議会の貸付資金制度などたくさんの制度があるが、周知されず必要な人が利用できていないことが問題になっている。現状と課題にその事を明記すべき。生活保護制度については、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」制度であることを明確にすべき。	E ご意見として伺います。 病気や医療については「個別施策 I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」、就労支援については「個別施策 I-9 地域での生活を支える取組の推進」で取り組むこととしています。 なお、医療や就学、貸付資金制度などについては、さらなる制度周知に取り組んでいきます。 ご指摘の様々な分野に関しても、新宿区基本計画(素案)及び新宿区第一次実行計画(素案)の各施策において取り組むこととしております。
78	I	7	区政における女性の参画の促進の現状と課題が記載されている。 「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主行動計画に係る現状と課題と理解するが、法律の背景の前提が記載されていないので、前段に「区職員の育休取得率」の件が記載されているので、何故区職員の件がまず特筆されているのか、「区政における女性の参画の促進」の表題と、違和感がある。したがって、背景や「次世代育成支援対策推進法」の立法趣旨を記載され、分かり易く記述願う。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「区政における女性の参画の促進」の現状と課題に、女性の区政への参画や、次世代育成支援対策推進法などの施策の背景を記述して修正します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
79	I	7	第2回審議会及び意見集には、「区政における女性の参画の促進」について討議、意見がなかった。内容の再考を願う。	E ご意見として伺います。 計画素案は、基本構想審議会の答申を踏まえて作成しています。
80	I	7	区政における女性の参画の促進の施策の方向性の内容に施策背景趣旨を記載するとともに、第2回審議会資料に様に、以下のものについて記した上で、記述内容の再考をお願いする。 ・新宿区職員の仕事と子育て両立支援アクションプラン(27年度～31年度)』 ・第1期女性職員活躍のための特定事業主行動計画(28・29年度) また、上記プラン、行動計画をP34の個別計画にも記載して欲しい。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「区政における女性の参画の促進」の現状と課題に、女性の区政への参画や、次世代育成支援対策推進法などの施策の背景を記述して修正します。
81	I	7	特定事業主の注記をお願いする。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 用語集に「特定事業主」の説明として「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業活動における活躍の推進に関する法律」において、事業主に行動計画の策定を義務付けており、事業主のうち、公務部門(国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの)を特定事業主、民間部門を一般事業主と規定している。」である旨を追記します。
82	I	7	(素案)P106個別施策I-7女性や若者が活躍できる地域づくりの推進の指標の選定理由のところにある「ワーク・ライフ・バランス」に※印がない。極力、「区民にとって分かりやすい」方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ワーク・ライフ・バランス」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
83	I	7	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の表題については、現行計画の表題「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」にすべきと考える。女性や若者に限定してしまうと網羅できない人権尊重の課題があるからである。	B ご意見の趣旨は計画素案に含まれています。 「基本政策I 暮らしやすさ1番の新宿」では、高齢者、障害者、子ども、若者、男女のそれぞれが役割を持って、尊重される社会を目指しています。 個別施策の表題はそのままとします。
84	I	7	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 男女共同参画の推進のために設置されたウィズ新宿を、施策の方向性でも位置付けるべきで、「ウィズ新宿を活用した啓発事業等の推進」のように具体的に明記して欲しい。	E ご意見として伺います。 ウィズ新宿の活用に限らず、様々な手法を用いて、男女共同参画の推進を行っていきます。
85	I	7	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 男女共同参画とは別にLGBTなど性的少数者への相互理解と権利擁護の項を作ること。そこに性の多様性について書かれた項目を移し、「学校教育等で相互理解のための啓発を行います。・制度的な不利益を解消していきます。」という項目を加えて欲しい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 「施策の方向性」では、「性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発活動の促進に努めるとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制の充実を図っていきます。」としており、性の多様性への理解・啓発を推進し、当事者やご家族等の関係者が安心して相談できる体制を充実させていきます。 また、基本計画「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)においては、人権を尊重する心を育むことを示しており、性の多様性に対する意識啓発についても人権教育を通して行っていきます。
86	I	7	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 「若者に対する支援の推進」の項を設け、「・給付型の奨学金を拡充します。・ポケット労働法の配布や労働関連法を学ぶ講座を行い支援します。・学生及び単身青年向けの家賃補助の拡充、新婚・ファミリー世帯へ家賃補助を実施します。」として欲しい。	E ご意見として伺います。 高等学校等の進学・在学者対象を対象とした奨学金(貸与型・無利子)については、国や都の支援金・給付金制度の拡充により、高等学校等の修学に係る負担の軽減を図られているため、給付型奨学金に移行する予定はありません。 また、ポケット労働法の配布は「はたちのつどい」で行っています。区では就労支援事業の一環として、新宿労働基準監督署と連携して若者向け労働問題セミナーを実施するなど啓発を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。
87	I	7	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 「若者に対する支援の推進」の項を設け、「・若者総合相談窓口を創設し、就労も含めたあらゆる相談に応じる体制を確立します。」として欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、福祉・保健・医療・教育・就労等に係る担当部署で構成する「子ども・若者総合相談窓口」を設けており、各窓口が特性・専門性をいかして相談を受けているとともに、必要に応じて他の専門機関へつなぐなど幅広い分野にまたがる相談に対応しています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
88	I	7	男女共同参画の推進を行政が扱う必要はないと思う。自然体に任せたら如何か。この推進は多くの女性にとって無用なものである。頑張れる女性は頑張ればよいと思う。一度、男性に女子の上司についてのアンケートを採ったら如何か。	E ご意見として、伺います。 性別にかかわらず家庭や地域社会、職場で等しく参画できるようになることは、個人が個性や能力を発揮でき、自分らしい生き方や、仕事と生活の調和がとれた生活を実現できることにつながります。しかし、いまだ根深く残る固定的な性別役割分担意識や、女性の活躍機会が少ない分野があるなど、解消していくべき課題があることから、行政が取り組むことは必要です。
89	I	8	挿入記事(?)として「自治基本条例」が記載されている。 第8回審議会の議事録要旨を再読しましたが、会長が「バランス」との事で、P38に挿入文としての記載となったのだが、P1のフローに「自治基本条例」と記載するだけを、何故に拒否されるのか理解できない。再考願う。	E ご意見として伺います。 基本計画の骨子案と素案のP1に表示しているフロー図は、計画の体系を示したものです。 新宿区自治基本条例は新宿区の自治の基本ルールを定めたものであり、計画と位置づけが異なることからフロー図に記載できるものでないと考えています。 なお、自治基本条例については、「個別施策I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」で説明をしています。
90	I	8	【基本構想】の大きな柱となっている「区民が主役の自治」という考え方を、基本計画の基本政策でも位置付けるべきである。基本政策のトップに「区民が主役の自治のまち新宿」を加え、その個別施策として「『自治基本条例』の推進」(素案にはない)や、素案の個別施策8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」と、「地方分権の推進」(素案には基本政策Vの個別施策3にある)を「地方分権・自治権拡充の推進」と修正してここに加えるべきである。 更に、第一次実行計画に「自治基本条例の趣旨に則った住民参加条例の制定」「区のあらゆる施策について政策形成段階からの区民参画の保障」「自治基本条例に基づく住民投票条例の制定」「自治基本条例に基づく地域自治組織の設置に向けて具体的検討」「町会、地区協議会への支援の強化」を加え、地区協議会のあり方については区民が主体的に議論することを区が支援する必要があると考える。 基本構想の基本目標には人権尊重の考え方が明記されていない。素案の基本政策I「暮らしやすさ1番のまち新宿」を、「だれもが人として尊重される暮らしやすさ1番のまち新宿」と修正し、個別施策に「だれもが年齢、性別、民族や障害などに関わりなく人権が尊重される社会をつくります」という趣旨の項目を掲げるべきである。第一次実行計画にもそのことを実現するための具体的施策を打ち出すことが必要である。	E ご意見として伺います。 「個別施策I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」では、区民が自治の主役として考え行動しながら地域課題を解決していく施策となっています。 「個別施策V-3 地方分権の推進」では、基礎自治体としての権限と税財源の拡充について、区が取り組む施策となっています。 このように個別施策は分かりやすく整理しています。  区民参画については、会議体への参加や、パブリック・コメントなど様々な機会を通じて行っていきます。 なお、住民参加条例、住民投票条例については、別途検討すべき事項であると考えます。
91	I	8	I-8の表題を現行計画のまちづくりの基本目標Iと同様「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」に変更すべきである。	B ご意見の趣旨は、計画素案に含まれています。 「個別施策I-8 地域の課題を共有しともに考え地域の実情に合ったまちづくりの推進」では、区民が自治の主役として自ら考え行動する施策となっています。
92	I	8	「I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」(P.35~)について 自治のまちの推進→自治基本条例の認知度を高めるだけでなく、「自治基本条例の基本理念を区政の隅々で推進します。・自治基本条例に基づく住民投票条例を早急に制定します。・コミュニティの活性化と地域自治を推進するまちづくりを行います。・特別区の財政自主権の強化と自治権の拡充をすすめます。」という項目を加えて欲しい。	E ご意見として伺います。 自治基本条例に基づき区政を運営してまいります。 なお、住民投票条例については、別途検討すべき事項であると考えます。 また、自治権と税財源の拡充については、「個別施策V-3 地方分権の推進」で取り組みます。
93	I	8	地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子供から高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合う・・・は、特に若い子育て世代では、学校・幼稚園・保育所等のママ友が絆としては強いと思いますが、他の方は忙しく顔がなかなか見えない。町会活動を拠点に、隣組の復活に期待する。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 若い世代が町会・自治会に加入し、町会・自治会の活動に参加してもらえるよう、加入促進のための支援施策をさらに推進していきます。
94	I	8	地区協議会は、新宿区の主導の基に、地域団体を結集したネットワーク組織として、地域の課題解決したり、ボランティア活動をしている。活動には限界はあるものの地域課題の解決に相当の役割を果たしてきていると思うが、その活動について何の総括もなしに突然に制度変更されることは納得できない。基本計画(素案)でも「地区協議会」は位置づけられており、引き続き現行の助成制度を維持することを切に望むので、再考して欲しい。	E ご意見として伺います。 区は、これまでの地区協議会の活動について、あいさつ運動や地域のパトロール活動、清掃クリーン活動など、町会の区域を超えた課題に対して、ご尽力されてきたこと大変感謝するとともに、一定の役割を果たしてきたと評価しています。今後は、地区協議会を含めた地域における多くのコミュニティ団体が地域に根差した活動を行うための支援が必要と考えています。このため、平成30年度からは、地区協議会をはじめ、町会・自治会やNPOなど、区民が主体となる、さまざまな地域活動団体が行う取組に対して支援を行い、地域の活性化や絆づくりを推進していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
95	I	9	(素案) P41 4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政):のところに「若者の就労支援」を「若者の就労、自立等への支援とそのための情報提供」に変更して欲しい。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「若者の就労支援」を「若者の就労、自立等への支援」と修正します。
96	I	9	(素案) P41 4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政):のところに「良質な住宅供給の誘導」を追加して欲しい。	E ご意見として伺います。 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに則した住宅に住むことができるよう、取り組みを進める考えです。そのため、「高齢者や障害者等の入居支援」に文言を修正します。
97	I	9	(素案) P41 4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政):のところに「住宅の供給」を「多様な住宅の供給」とした方がよい。	E ご意見として伺います。 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに則した住宅に住むことができるよう、取り組みを進める考えです。そのため、「公共住宅の活用」に文言を修正します。
98	I	9	(素案) P41 5. 関連する個別計画のところに成年後見制度の利用促進を取り扱った個別計画には「高齢者保健福祉計画」があるのだから追加してはどうか。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 素案P41の「関連する個別計画」に「新宿区高齢者保健福祉計画」、「新宿区障害者計画」、「新宿区障害児福祉計画」及び「新宿区障害福祉計画」を追加します。
99	I	9	(素案) P41 5. 関連する個別計画のところに障害者に対する総合的な就労支援として、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)を取り扱った個別計画には「新宿区障害者計画」があるのだから追加してはどうか。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 素案P41の「関連する個別計画」に「新宿区障害者計画」、「新宿区障害児福祉計画」及び「新宿区障害福祉計画」を追加します。
100	I	9	住宅は生活の基本であり、人間に相応しい住居と環境は全ての国民の基本的権利である。 民間借家に居住する「低額所得世帯」の状況(国交省資料の孫引き) 収入分位、世帯合計 最低居住面積未満 高家賃負担 その他の世帯 25%以下、 727万 100万 204万 423万 25~50% 431万 40.3万 25.3 万 365.4万 *高家賃負担(国交省定義):年収200万円以下の世帯の内、民間借家世帯の平均家賃負担率(37.7%)以上の世帯 新宿区は全国的に高賃金で高家賃と思われるので、国交省から新宿区のデータを貰い、収入分位のそれぞれの世帯数を計算して、公開して欲しい。 新宿区の公営住宅政策(入居対象者の収入区分、家賃負担率等)を明示して欲しい。	E ご意見として伺います。 収入分位については、新宿区の世帯の年間収入階級、世帯人員について、総務省統計局の住宅・土地統計調査で公表されているため、区で公開する考えはありません。 公営住宅の入居対象者の収入区分は、公営住宅法等の法令により規定されています。また、区営住宅の家賃(使用料)は、使用者の所得を認定し、収入区分に基づいて決定しています。家賃負担率等については、個人情報にあたるため、明示する考えはありません。 なお、区営住宅入居者の収入月額所得は都市計画部データブックに記載しています。
101	I	9	「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」があるので、居住支援協議会を作らないのが新宿区の方針であるが、重ねて、居住支援協議会を作することを要望する。当面、「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」の傍聴、公開を要求する。	E ご意見として伺います。 平成27年度に住宅・建築・福祉に携わる関係団体と区が意見交換を行い、総合的な施策を検討する場として「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」を設置し、高齢者、障害者の住まいの安定確保を図り、団体や事業者等と連携しながら住宅確保要配慮者に対応しています。 今後は、同連絡会の活用とともに、改正住宅セーフティネット法の施行を踏まえ、居住支援協議会のあり方について検討してまいります。
102	I	9	次の2つの施策を求める: ①独居高齢者に対する賃貸物件のオーナーの貸し渋りを無くす施策 ・年金生活者の収入は安定している(失業の心配はない)。 ・介護サービスを利用している高齢者は孤独死は少ない。(多くの人も自宅(病院の方が圧倒的に多い)で亡くなっている)。 ・高齢者は静かである。 なので貸し渋りする理由が私には解からない。 ②負担能力にあった家賃で、居住最低面積以上の賃貸住宅を提供する施策(それが出来ない住宅確保要配慮者に家賃補助または公営住宅の提供)	E ご意見として伺います。 高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅相談員による住み替え相談を行っています。また、家賃等債務保証料助成により、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援しています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方	
103	I	9	<p>2014年の区所有の住宅コスト（施設白書）を平均して、1戸あたり1か月に直すと、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区営住宅：約5万9千円</li> <li>・区営住宅、特定住宅：約6万7千円</li> <li>・区事業住宅は約16万円</li> </ul> <p>質問：区営、区民、特定住宅に比べて、区事業住宅のコストは2～3倍となっているのは何故か。</p> <p>施設白書によれば、区所有の住宅にかかった費用は全体で4億5863万円</p> <p>利用者の負担、家賃は全体で2億3437万円で、かかった費用の51%</p> <p>公営住宅は住宅を確保するのが困難な人のための住宅だが、それでも公営住宅にかかっている費用の半分を入居者が負担し、残り半分を区が負担している。</p> <p>新宿区は住宅事業で利益を求めないので、家賃＝住宅コストとすることが可能である。民間家賃の相場は10万円以上と思われる。区所有の住宅はともコストパフォーマンスが良いにも拘わらず、区所有の住宅の整備を止めたのは何故か。それとも、施設白書の住宅コストに間違いがある、あるいは私の計算にミスがあるのか。施設白書には、2014年の区所有の住宅のコストしかないのに、各年度の区所有と借り上げ住宅のコストを示すことを求める。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>施設白書で示している公営住宅等の年間トータルコストは平成26年度にかかった維持修繕費用です。事業住宅に係るコストは平成26年度に「空調設備等改修工事」などの大規模な修繕を実施したことによるものです。</p> <p>区立住宅の家賃（使用料）は、定額としている特定住宅を除き、法令に基づき、使用者の所得等により決定する応能応益家賃です。一方で、住宅コストは、区立住宅を供給するための維持管理費等です。「家賃＝住宅コスト」とすることはできません。</p> <p>なお、区営住宅については、総戸数及び世帯数に対する充足率では23区中高水準にあることから、住戸数は現状を維持しつつ、既存ストックの有効活用を行ってまいります。</p> <p>施設白書は、区が所有する施設の状況や運営コスト等の実態把握と分析・評価等をまとめたものです。各年度の区所有と借り上げ住宅のコストを示すことについては、ご意見として伺います。</p>
104	I	9	<p>「I-9 地域での生活を支える取組の推進」(P.39～)について</p> <p>成年後見制度の利用促進→「・元気なうちから成年後見制度について知る機会を設け、利用の促進につなげます。・権利擁護の支援を人員を増やし強化します。」を加えて欲しい。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>基本計画（素案）I-9-3施策の方向性「成年後見制度の利用促進」の中で「成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるような制度の利用促進を図ってまいります。」と示しています。今後も、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実等を行い、制度の利用促進を図ってまいります。</p>
105	I	9	<p>「I-9 地域での生活を支える取組の推進」(P.39～)について</p> <p>誰もが住み続けられる住宅・住環境→「・住宅のセーフティネットとして、居住支援だけでなく、現在の家賃補助制度を拡充し、更に高齢者や障害者等にも広がります。区営住宅を増設し、都営住宅の地元割当の定期的な実施、新規建設を都に要望します。・空き室になっている特定住宅は子育て世帯やひとり親世帯などのために活用します。」を加えて欲しい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p>
106	II	① ② ③	<p>まちづくり戦略プラン重点課題1に記載されているキーワードが本基本計画に記載されていないものが多くある。</p> <p>行政運営の指針を定める基本計画において、まちづくり戦略プラン重点課題や防災まちづくり方針を推進していく、行政執行の運営方針を記載するべきと考える。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>基本計画と、まちづくり長期計画（都市マスタープラン、まちづくり戦略プラン）のそれぞれの役割に応じて計画を策定しています。</p> <p>そして、基本計画と都市マスタープランを一体化し、総合計画として策定します。</p>
107	II	① ② ③	<p>「新たな防火規則」は注記して欲しい。</p>	A	<p>ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。</p> <p>用語集に「新たな防火規制」の説明として「東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制。建物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域等について指定し、建物の耐火性能を強化する規制」である旨を追記します。</p>
108	II	① ② ③	<p>古い石積みは、ブロック塀の事か。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>ブロック塀は、古い石積みではありません。古い石積みとは、大谷石や玉石積み等を指します。</p>
109	II	① ② ③	<p>（素案）P45 4. 各主体の主な役割（例示）の○電気・ガス・水道・通信事業者：のところに「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。</p>	G	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。</p>
110	II	① ② ③	<p>「II-1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」(P.43～)について</p> <p>建築物等の耐震化→「・首都圏での大地震が切迫している下、旧耐震の建物の耐震化及び不燃化はスピード感を持って行います。そのためにも、区の耐震支援事業の区分を解消することや建替えによる耐震化にも補助を適用します。また、手続きにかかる時間を短縮するなどの改善を更にも実施し、倒壊ゼロのまちにします。耐震基準の見直しを検討します。」「擁壁・がけ対策は、対象の拡大と補助額の拡大など支援を強化します。」「・液状化対策を進めます。」を加えること。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>P44では、建物の耐震化や不燃化に取り組むとしています。</p> <p>区では、耐震化支援事業について、きめ細かく多様な支援メニューを整備しています。補助区分の解消や建替えによる耐震化補助の適用、手続きに係る時間の短縮については、ご意見として伺います。</p> <p>また、耐震基準の見直しについては、熊本地震を受けて、国が有識者委員会を設置し、建築物被害の原因等を分析した結果、現行の耐震基準の有効性が確認されました。このため、区は、現行の耐震基準に基づき、スピード感をもって、建築物の耐震化に取り組んでまいります。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
111	II	1 ① ② ③	「II-1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」(P.43~)について 再開発による市街地の整備→「・超高層建築物は長周期地震動に弱いことを考慮し、再開発のあり方を検証します。現在ある高層マンション等では、家具等の転倒・移動による被害を最小限に食い止める対策や長周期地震動対策に関する詳細診断、耐震化計画の策定・推進、エレベーターやライフラインが寸断された場合の対策を管理組合などとも共同し支援します。」を加えること。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 既存の高層マンションについては、管理組合等と連携して防災対策を進めていきます。
112	II	1 ④	神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備は、都事業と思いますが、区が整備する様な記載の仕方の工夫願います。他整備（都市計画道路、公共輸送機関等）に関する詳細診断、耐震化計画の策定・推進、エレベーターやライフラインが寸断された場合の対策を管理組合などとも共同し支援をお願いします。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 河川改修や下水幹線の整備は東京都の事業ですが、区としても道路の透水性舗装等の雨水流出抑制施設を整備しています。このように区と東京都で連携して総合的な治水対策を促進しています。
113	II	1 ④	各主体の主な役割に都も入れて欲しい。（他も見直して下さい。）	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 適宜、国や都、隣接区との連携について加筆いたします。（個別施策II-1①②③、II-1④、III-5の「各主体の主な役割を修正します。」）
114	II	1 ④	（素案）P107個別施策II-1災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり④災害に強い都市基盤の整備の指標名「細街路の拡幅整備」は「細街路※の拡幅整備」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「細街路」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
115	II	1 ④	（素案）P48 4. 各主体の主な役割（例示）の○電気・ガス・水道・通信事業者：のところに「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
116	II	1 ④	オリンピックに向けて、羽田空港の機能強化、より多くの航空機が離発着出来る様に、南風時の午後3時間、都心上空を低空で着陸進入する計画が進められている。 航空機の墜落は世界で毎年何回も起き、原子力発電所事故は今までに世界で3回起き、北朝鮮によるミサイル発射は繰り返されているので、 ・航空機事故、原子力発電所事故、武力攻撃事態等（ミサイル）の対応を追加し、それに応じて、 5. 関連する個別計画に ・新宿区国民保護計画を追加することを求める。	E ご意見として伺います。 本個別施策では「④災害に強い都市基盤の整備」について説明しています。具体的には、道路や橋りょうなどハード面の整備について掲載していることから、ミサイル等の武力攻撃事態は関連しないため掲載はいたしません。なお、武力攻撃事態や緊急対処事態については、国民保護計画に基づき、国、都、関係機関等と連携し、適切に対応していきます。 なお、羽田空港の機能強化による新飛行経路については、区は国に対し、安全対策と騒音対策の徹底と、区民への丁寧な説明を強く要望しています。
117	II	1 ④	「II-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47~)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・特に、一次避難所となっている学校体育館への空調、二次避難所となっている地域交流館などの風呂は災害時にも役立つ設備です。維持・整備していきます。	E ご意見として伺います。 災害時においては、一次避難所・二次避難所となっている区施設などの資源を最大限活用していきます。 一次避難所となっている学校体育館は、発災時に避難施設としての機能をもつことから、有事にも十分な対応が行えるよう施設の維持修繕を実施しています。空調の設置については、構造上、設置が難しいケースもあるため、それぞれの施設の状況に応じて、避難施設として適切な設備等を検討していきます。
118	II	1 ④	「II-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47~)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・広域避難場所となっている公園に更に公衆トイレ、直結管トイレを充実させます。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在、公園トイレや公衆トイレの改修等に合せて、災害時に使用できるトイレの設置を進めています。また、避難場所となっている公園についても、今後、災害対応機能の強化を図っていきます。
119	II	1 ④	「II-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47~)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・細街路の拡幅整備を推進のため、未耐震建物の建替えへの補助を行います。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 木造住宅密集地域の一部では、木造住宅の不燃化建替え及び除却工事に対して補助を行うことにより、建替えを促進しています。 耐震化支援事業は、きめ細かく多様な支援メニューを整備しており、新たな建築物への建替えへの補助は行っていません。
120	II	1 ④	「II-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47~)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・道路の無電柱化は、道路の拡幅や再開発等の機会だけでなく、計画的に実施します。	B ご意見は、素案に記述されています。 道路の無電柱化は、「整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。」と記載のとおり、計画的に実施していきます。
121	II	1 ④	「II-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47~)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・道路・公園の擁壁だけでなく、公共施設に接している崖・擁壁については区が補助を拡充し補修・改修を行います。	E ご意見として伺います。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方え方
122	II	1 ④	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・台風、雷、竜巻、集中豪雨などへの対策を進めます。 ・総合的な治水対策を促進します。河川の時間降雨100mm対応の早期実現をめざし150mm対応を進めます。保水力強化のため、緑被率の拡大、浸透性舗装の拡大、一時貯留槽の設置促進、止水板の普及などを行います。地下鉄・地下道の対策も強化します。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 総合的な治水対策を促進することが、素案に記載されています。 透水性舗装等の雨水流出抑制施設を整備する等ハード面での対策を進めるとともに、気象庁及び日本気象協会とのホットラインにより詳細な気象情報を収集することや、洪水・浸水の恐れのあるときは、気象状況に応じた水防態勢を取るなど、ソフト面の対応も強化しています。また、災害対策本部運営訓練などを通じて迅速かつ確かな判断ができる対応力の強化にも取り組んでいます。水害対策は、平成26年6月改定「東京都豪雨対策基本方針」による役割分担のもと、東京都と連携して実施しています。
123	II	1 ④	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・太陽光・風力などによる自然エネルギーの普及を促進します。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 個別施策Ⅲ-8「地球温暖化対策の推進」において、ご意見の趣旨は反映されています。
124	II	1 ④	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・災害などの停電時にも活用できる街路灯の確保、モバイル型非常用電源を確保していきます。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、災害時の電源確保のために、各学校避難所に発電機を配備しています。電源確保については、個別施策「Ⅱ-2災害に強い体制づくり」の避難所運営体制の充実の中で検討していきます。また、携帯電話等のモバイル電源の確保については、NTT等の通信事業者とも協議を行っていきます。 なお、バッテリー内蔵型LED灯を、第一次実行計画において整備していきます。
125	II	1 ④	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案する。 ・ライフラインである電気・ガス・水道・通信設備・鉄道について、耐震化・不燃化など災害に備えた対策を講じよう要望します。	E ご意見として伺います。 ライフライン事業者は、それぞれ耐震化、不燃化等の対策に取り組んでおり、区では定期的に情報交換を行い現状を確認しているところです。
126	II	1 ④	基本計画素案P47では、「比較的狭い区道での地上機器の設置場所・・・」と記されているが、「比較的狭い区道での無電柱化は、地上機器の設置場所・・・が課題となります。」と分かりやすく表記して欲しい。 また、「道路・公園擁壁」の表記は、丁寧な表記に修正して欲しい。(P48も同様です。)	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 比較的狭い区道での無電柱化は、地上機器の設置場所や歩行者動線を確保することが課題です。 なお、「道路・公園擁壁」の表記については、ご意見として伺います。
127	II	1 ④	基本計画素案P48の無電柱化について、現状と課題に記されている様に、無電柱化の整備路線の選定に係る個別計画を策定すべきであり、施策方針にもこの旨を記載して欲しい。	E ご意見として伺います。 無電柱化については、今後無電柱化推進計画を策定して計画的に進めていきます。
128	II	2	(素案)P50 3.施策の方向性のマンション対策のところにある「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
129	II	2	(素案)P51 4.各主体の主な役割(例示)の○電気・ガス・水道・通信事業者：のところにある「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
130	II	2	(素案)P51 5.関連する個別計画のところにも新宿区第一次実行計画(素案)P57 59マンション防災対策の充実にある「マンション防災対策ガイドライン」と「マンション防災マニュアル」を掲載する検討をして欲しい。	E ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画(ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む)を対象とするものではありません。
131	II	2	(素案)P51 5.関連する個別計画のところにも、新宿区第一次実行計画(素案)P143経常事業新宿駅周辺都市安全確保計画の推進(No369)にある「新宿駅周辺都市安全確保計画」を掲載する検討をして欲しい。	E ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画(ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む)を対象とするものではありません。
132	II	2	Ⅲ-13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上 公衆LAN無線 観光客の為だけでなく、新宿区内全域に無料公衆無線LANを整備して欲しいと言う要望に対して、区民の要望は多いと思われる。少し前に行なわれた防災行政無線のデジタル化には7億2000万円を使っている。防災行政無線の屋外スピーカの近傍ではうるさく、少し離れると内容が聞き取れないシステムで役に立たない。暴風雨の時は直近でも聞き取れず、防災ラジオの貸出しや広報車を巡回させている。最近では、携帯のエリアメールを併用する様になっている。 災害対策の面からの費用対効果が優れているので、有線のケーブルテレビか無線のLANを区内全域に無料提供することを求める。	E ご意見として伺います。 大規模災害時の人的・物的な被害拡大防止のためには、正確な災害情報の収集と地域住民への迅速かつ確かな情報伝達が最も重要です。そのため、区では、一度に不特定多数の住民に対して、同じ内容の情報を短時間で提供できる防災行政無線を整備しています。当該無線は、電力や通信インフラがダメージを受け、テレビやメール等が使用できない場合でも、確実に伝達できるものです。 発災時に区では、防災行政無線をはじめ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、広報車等々、様々なツールを活用して、区民への情報提供を行っています。なお、ご提案のケーブルテレビでの情報提供については、既に民間事業者によるサービスが開始されています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
133	II	2	「Ⅱ-2 災害に強い体制づくり」(P.49~)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案する。防災意識と地域の防災力の向上→「・地域防災計画に基づく体制づくりを進めます。・あらゆる機会を通じて防災に関する啓発を進めます。」「・地域・職場・学校などそれぞれの場面で実践的な避難及び防災訓練を実施していきます。」	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。各主体の主な役割(例示)に記載しています。
134	II	2	「Ⅱ-2 災害に強い体制づくり」(P.49~)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案する。災害情報の伝達体制の強化→「・視覚、聴覚などの障害者への情報伝達体制を確立します。」	E ご意見として伺います。視覚、聴覚などの障害者に対する情報伝達については、区公式ホームページやSNSの原稿作成時に利用しやすさに配慮し情報発信を行います。また、避難所に筆談器を配備、地域ごとに手話通訳者を配置するなどの対応を進めているところです。その他の伝達手段につきましても検討していきます。
135	II	2	「Ⅱ-2 災害に強い体制づくり」(P.49~)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案する。「災害時要援護者(要配慮者)の安全確保」の項は「災害時要援護者(要配慮者)の安全対策」に変更→「・災害時要援護者(要配慮者)の安全確認体制など支援計画の策定を進めます。災害時要援護者の名簿登録を推進し、個別支援計画を作成します。」	E ご意見として伺います。災害時要援護者の名簿登録については、これまでと同様、経常事業として関係機関を通じて登録勧奨を行います。個別支援計画については、第一次実行計画で要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成・公開し、普及に取り組みます。
136	II	2	基本計画素案P49~51において、「参加」ではなく、参画では?(P51には参加の表記が多い。)	F ご質問にお答えします。平成28年度の基本構想審議会では、「参加」と「参画」のどちらで表記を統一するか議論がありました。審議会では「男女共同参画」について「参画」とし、その他を「参加」とすることといたしました。区では、この答申を踏まえて「男女共同参画」「女性の参画」と表記し、その他については「参加」としていただきます。
137	II	2	基本計画素案P50に外国人(P50)の表記あり。他ページ(P63、91)にもある。	E ご意見として伺います。国籍法において、「日本国民でないもの」を「外国人」と定義していることから「外国人」の表記を使用しています。
138	II	3 ①	(素案)P53 2.現状の課題の 詐欺・消費者対策のところにある「人生のライフステージ」は「人生のライフステージ※」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
139	II	3 ①	(素案)P54 3.施策の方向性の 詐欺・消費者対策のところにある「人生のライフステージ」は「人生のライフステージ※」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
140	II	3 ①	「Ⅱ-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現」(P.53~)の各項に以下の項目を加えることを提案する。犯罪のない安心なまちづくり ・地域の安心・安全→「危険ドラッグ等薬物対策を強化します。特に小中学生にその危険性を知らせる道徳公開講座を教育委員会と連携してすすめます。」	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。平成27年4月に制定した「新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例」に基づき、東京都薬物乱用防止推進新宿地区協議会との連携による薬物乱用防止キャンペーンを実施しています。また、全ての区立学校で、発段段階に応じて、薬物の害等について学習しているほか、全区立小・中学校で薬物乱用防止教室を実施しており、今後もこの取組みを進めていきます。
141	II	3 ①	「Ⅱ-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現」(P.53~)の各項に以下の項目を加えることを提案する。犯罪のない安心なまちづくり ・詐欺・消費者対策→「・消費者保護条例を制定し、悪質商法などから消費者を守ります」	E ご意見として伺います。条例の制定は考えていませんが、現在、消費生活相談や「悪質商法被害防止ネットワーク」による活動を通して、悪質商法から消費者を守る取組を進めています。また、消費生活地域協議会を設置し、消費者安全の確保に取り組んでいます。
142	II	3 ①	基本計画素案P54の「高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応や、地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化・複雑化している消費者問題への関係機関・団体との連携協働をもとに的確に対応していきます。」の文章、分かりにくい。簡潔に記載するなどの工夫と再考を願う。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。「高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供を進めるとともに、地域の見守り機能や相談機能の強化を図ります。また、潜在化・複雑化している消費者問題に、関係機関・団体と連携・協働して的確に対応していきます。」と修正します。
143	II	3 ②	「Ⅱ-3 ②感染症の予防と拡大防止」(P.55)に以下の項目を加えることを提案する。 「・その他の感染症対策→「・結核対策を推進します。」「・おたふくやロタウイルスなど各種予防接種助成を強化します。」 ・食の安全対策→「・食の安心・安全については、区民が不安を感じている残留農薬、遺伝子組換え、添加物、放射性物質などに対する食品監視を強化するため、食品衛生監視員を増員します。」	E ご意見として伺います。結核対策は区でも重視しており、「その他の感染症対策」として、早期発見のため日本語学校結核健診を実施するなど、まん延防止を推進しています。おたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンの予防接種については、国の定期接種化に向けての動向を注視しているところです。食の安心・安全については、現行体制の中で、食の安全を確保してまいります。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
144	II	3 ②	基本計画素案P55の「区内に特定感染症指定医療機関* (国立国際医療研究センター病院)や多くの大学病院があり、感染症法に基づく届出数の多い保健所として、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があります。」の文章、分かりにくい。 ・特定感染症指定医療機関は、「保健所」のことか。専門的にはそうなのかも知れないが、「保健機関」との表現が良いのではないかと。	F ご質問に回答します。 感染症法では、指定される感染症の患者等が発生した場合、医師は「最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届けなければならない」としています。 区内の特定感染症指定医療機関である国立国際医療研究センター病院や、大学病院で患者等が発生した場合は「最寄りの保健所」である新宿区保健所に感染症に基づく発生届を提出することになっています。 区では多くの発生届を受理する保健所として、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があると考えています。
145	II	3 ②	基本計画素案P56のBCPに注記して欲しい。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 用語集に「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP」の説明として、「新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医療機関等が相互に連携し、役割を分担して感染拡大を可能な限り抑制し、感染症患者が速やかに必要な医療を受けられる体制を整備することを目的とした、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」であることを追記します。
146	II	3 ③	空き家対策は、この地域の大きな問題。そして、民泊、次々建つワンルームマンション、より良い環境づくりが基本計画のポイントである。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 空家等は、第一義的には当該空家等の所有者が適正に維持管理する必要があります。管理不全な状態にある空家等については、所有者に対し改善指導を行っています。平成29年度に空家等対策計画を策定し、総合的かつ計画的に空家等対策を推進します。 民泊については、平成29年6月、国の住宅宿泊事業法（民泊新法）が公布され、公布日から1年以内に施行されます。区では、法の施行に合わせて、新宿区民泊問題対応検討会議で取りまとめた「新宿区ルール」についてパブリック・コメントを行い、事業者が適正な運営を行うよう条例の制定に向けた取組を進めています。今後も、区民の生活環境の悪化を防止するため、適切に対応してまいります。
147	II	3 ③	基本計画（素案）には、II-3 ③良好な生活環境づくりの推進、2. 現状と課題／民泊問題への対応 ・住宅宿泊事業法を踏まえ、地域の実情に合った適正なルールづくりを行っていく必要があります。 だけである。住宅を宿泊施設として利用する民泊に反対する。理由は3つ： 理由①現在の住環境が維持できない。 理由②家賃相場が上がる。 理由③新宿区には民泊を管理、取り締まる体制、能力がない。 用途地域指定で、住居専用地域では旅館業ができない。新宿区が民泊に用途規制の例外的許可を与えることに反対する。現在、ホテル、旅館が禁止されている住居専用地域での民泊は禁止とすることを地域説明会で私は主張したが、区長は法律上それはできないと言う。その禁止を住宅宿泊事業法ではどの様に迂回したのかの説明を求める。	E ご意見として伺います。 平成29年6月、住宅宿泊事業法が公布され、公布日から1年以内に施行される予定です。 法第18条では、生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、条例で必要な限度において区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができることと規定しています。 ただし、国は法の趣旨から禁止は想定していないと説明しています。 区では、法令を踏まえて条例制定に向け取り組んでおり、新宿区ルールとして、住居専用地域では、月曜日から木曜日は住宅宿泊事業を行うことはできない旨、条例案に盛り込むことを検討しています。いずれにしましても、適切に対応してまいります。
148	II	3 ③	オリンピックに向けて、羽田空港の機能強化、より多くの航空機が離発着できる様に、南風時の午後3時間、都心上空を低空で着陸進入する計画が進められているので、航空機の騒音予測を新宿区にお願いしたが、それは東京都の仕事と言われた。東京都も住民に説明するのは国の仕事と言ひ、国／航空局はどの程度の航空機騒音が何回聞こえるかの騒音予測は一部の国だけは採用しているので、既に示している、住宅の防音対策が必要な地域かを判断するのに必要な騒音予測以外はしないと云っている。この状況では、東京都も国も騒音予測をしないので、 ・航空機騒音予測を追加することを求める。	E ご意見として伺います。 羽田空港の機能強化にかかる騒音対策については、引き続き、国に対し、区から強く要望してまいります。
149	II	3 ③	「II-3 ③良好な生活環境づくりの推進」(P.59)に以下の項目を加えることを提案する。 ・空家等対策→「・空家対策として、利活用推進の視点から空家バンク等の対策を強めます。」	E ご意見として伺います。 平成29年度に策定する空家等対策計画では、管理不全な空家やごみ屋敷等の解消及び、空家等の適正管理の促進・発生の抑制を方針として対策を推進します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考え方
150	II	3 ③	<p>「Ⅱ-3 ③良好な生活環境づくりの推進」(P.59)に以下の項目を加えることを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路上喫煙対策→「外国人などの来街者へ禁煙・喫煙の可否について丁寧な周知を行います。」</li> <li>公害の監視・規制・指導→カラス・ハクビシン対策にねずみも加える。</li> </ul>	<p>B</p> <p>ご意見は、素案の内容に含まれています。 外国人の方についての路上喫煙禁止の周知は、ホームページ、外国語版生活情報誌、ポスターなどで行っています。この中で、ポスターについては4か国語（英語、中国語、韓国語、日本語）それぞれで表記しており、これらを活用して更なる周知に努めていきます。 鳥獣保護法の対象となる鳥獣のうち「有害鳥獣」からの環境被害を防除するため、カラス・ハクビシン対策を、公害の監視・規制・指導の中で行っています。同法の対象外であるねずみは、保健衛生の観点から経常事業「ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談」で対応しています。</p>
151	II	3 ③	<p>「Ⅱ-3 ③良好な生活環境づくりの推進」(P.59)に以下の項目を加えることを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民泊問題への対応→「民泊に対し近隣住環境を保全する対策を強化します。」</li> </ul>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 平成29年6月、住宅宿泊事業法が公布され、公布日から1年以内に施行される予定です。 区では、法の施行に合わせて、新宿区民泊問題対応検討会議で取りまとめた「新宿区ルール」についてパブリック・コメントを行い、事業者が適正な運営を行うよう条例の制定に向けた取組を進めています。今後も、区民の生活環境の悪化を防止するため、適切に対応していきます。</p>
152	II	3 ③	<p>基本計画素案P60の「住宅民泊事業法」は民泊新法、住宅民泊事業法のいずれが正式か。民泊新法との括弧書きを付記する事を要望する。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 「住宅宿泊事業法」が正式名称です。</p>
153	II	3 ③	<p>基本計画素案P60に「空家等対策の推進に関する特別措置法や空き家等の適正管理に関する条例に基づき問題解消」と記されている。根拠法が記載されているのは、ここだけである。であれば、他の施策の方向性の根拠法を本文中に、全て記載すべきと思う。ここだけ、特記されている理由は。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 平成29年度に空家等対策計画を策定します。これは「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成27年2月施行）に基づき策定しますが、区が従前より取り組んできた「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」（平成25年10月施行）における取組も包含したものとすることから、関連法令等を示しています。策定した計画に基づき、区における空家等の対策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p>
154	III	1	<p>基本政策 Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造(P.63)について「Ⅲ-1」と「Ⅲ-2」は限定された地域のことなので、基本計画からは削除し、入れるのであれば都市マスタープラン地域別まちづくり方針に書き込む方が妥当である。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 個別施策Ⅲ-1は、新宿駅だけでなく、区内の主要駅周辺における歩行者の回遊性、利便性向上を軸としたまちづくりを進めることを示しています。 個別施策Ⅲ-2は、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」を推進するため、3つのプロジェクト（クリーン作戦、地域活性化、まちづくり）を区、地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネージメント（TMO）、関係行政機関等が官民一体となって、総合的な施策を展開しています。 これらの取組は、新宿区全体のまちづくりに波及するものであり、継続的に実施することが重要であることから、施策の方向性を示した基本計画に掲載しています。 「都市マスタープラン」の「地域別まちづくり方針」では、歩きたくなるまちづくりや歌舞伎町ルネッサンスの推進など、ご指摘の内容は既に盛り込まれています。</p>
155	III	1	<p>「Ⅲ-1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」(P.63～)については、駅名を出すなら新宿駅周辺の整備以外についても明記すべきである。駅を中心とするなら各駅ごとに魅力あるまちをめざすべきである。また、オールジャパンの新宿駅の「周辺建物等とも連携した駅前広場や自由通路、駐車場等の公共空間を整備」は、鉄道事業者、国、東京都、他関係者があくまでも主体で行い、区民の税金を使うべきではないと考える。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 新宿駅の「周辺建物等とも連携した駅前広場等の公共空間の整備」は、新宿区全体のまちの魅力やポテンシャルをさらに向上させる取組です。これらの整備は、まちづくり事業として、国や東京都をはじめ、関係事業者などと連携しながら、それぞれの役割に応じた適切な負担のもと、整備を進める必要があるものと考えています。</p>
156	III	1	<p>基本計画素案P63では、「複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等では、」と記載されている。表題が新宿駅周辺となっているが、「複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等」とは、どこの駅を指すのか。西武新宿駅のことか。京王、小田急の駅出入口やJRとの乗り換え口のことか。駅前のことか。駅構内のことを指すのか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 「複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等」は、7路線（JR線、小田急線、京王線、東京メトロ丸の内線、都営新宿線、都営大江戸線、西武新宿線）が乗り入れる新宿駅を中心に、駅構内、駅出入口、各路線の乗換え通路や駅前空間などを指しています。</p>
157	III	1	<p>基本計画素案P63では、「車中心のまちから人中心のまちへの転換が求められています。」と記載されている。「ターミナル駅」での出だしの文章から、「車中心の・・・」の結びとして鉄道へのモーダルシフトのことを言いたいのでしょうか、文章の再考を願う。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 歩行者の回遊性や利便性の向上を軸とした都市基盤整備を進め、車中心のまちから人中心のまちへと転換を図ることとしています。</p>
158	III	1	<p>基本計画素案P63の施策の方向性に下記事項を加えて欲しい。 ・バスタとの関連整備</p>	<p>D</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とします。 駅周辺地区の整備推進では、「交通ターミナル整備を促進します」としていますが、これは新宿駅全体を示しており、その中にバスタ新宿も含まれています。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
159	Ⅲ	1	基本計画素案P63の施策の方向性に下記事項を加えて欲しい。 ・観光バス対策	E ご意見として伺います。 外国人観光客等によるぎわいの創出を図るために平成29年3月にオープンした歌舞伎町観光バス駐車場については、周辺道路における観光バスの路上駐車による渋滞が生じていたことなどから、安全性の面から緊急に対応すべきものとして整備したものです。今後は、国、都に対して観光バス駐車場の確保を要請していきます。
160	Ⅲ	2	(素案)P66 5関連する個別計画のところにある「新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画」を「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にして欲しい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にします。
161	Ⅲ	2	Ⅲ-2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現を基本計画(素案)から削除することを求める。Ⅲ-2から「歌舞伎町」を削除することを求める。 この計画は基本計画ではなく、まちづくり戦略プラン編に書かれるものである。 また、歌舞伎町が国際観光都市の魅力我代表する様では、新宿区の観光の質が問われる。	E ご意見として伺います。 区は歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」を推進するため、3つのプロジェクト(クリーン作戦、地域活性化、まちづくり)を区、地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネージメント(TMO)、関係行政機関等が官民一体となって、総合的な施策を展開しています。 これらは、全国の繁華街対策の先駆的な取組であり、継続的に実施することが重要であることから、施策の方向性を示した基本計画に位置付けています。 「都市マスタープラン」の「地域別まちづくり方針」では、歩きたくなるまちづくりや歌舞伎町ルネッサンスの推進など、ご指摘の内容は既に盛り込まれています。
162	Ⅲ	2	「Ⅲ-2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現」(P.65~)については、書かれている内容が歌舞伎町のことだけになっていますが、本来は歌舞伎町に限らずもっと広範囲でエンターテイメントシティのまちづくりについて考える必要があると思う。歌舞伎町のまちづくりに限定するのであれば、その事がわかる表題に変更すべきである。	E ご意見として伺います。 歌舞伎町は世界有数の繁華街であり、誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティとして発展し続けることが求められます。このため、現在の表記が適切と考えています。
163	Ⅲ	2	基本計画素案P64の交通モードに注記を願う。	G ご意見を踏まえて修正します。 「交通モード」を「交通手段」に修正します。
164	Ⅲ	2	基本計画素案P65のタウンマネジメント、エリアマネジメント、まちなかプロジェクトに注記を願う。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 用語集に以下の用語を追加・修正します。  ・歌舞伎町ルネッサンス推進協議会 歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生する取組として、①「クリーン作戦プロジェクト」(犯罪インフラの除去と環境浄化・美化)、②「地域活性化プロジェクト」(新たな文化の創造と発信)、③「まちづくりプロジェクト」(健全で魅力あふれるまちづくり)の3つのプロジェクトを中心に活動する、地元商店街振興組合、町会、有識者、国、都、区などからなる協議会 ・歌舞伎町タウン・マネージメント 歌舞伎町ルネッサンスの取組を関係者が連携して推進していくため、地元、事業者、関係行政機関等を構成員として設立した団体 ・エリアマネジメント 地域の良好な環境の維持や賑わいの創出などを図るための、住民、団体等による主体的な地域経営の取組。
165	Ⅲ	2	基本計画素案P65の「まちづくり誘導方針」との記載は、「歌舞伎町まちづくり誘導方針」の事であれば、その様に丁寧に記載して欲しい。	G ご意見を踏まえて修正します。 基本計画素案P65及びP66記載の「まちづくり誘導方針」を、「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に変更し、表現の統一を図ります。
166	Ⅲ	2	基本計画素案P66では、「路上の清掃については、地元やボランティアなどによる清掃活動を実施しています。」と記載されている。「実施します。」では。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。
167	Ⅲ	3	「Ⅲ-3 地域特性を活かした都市空間づくり」(P.67~)の施策の方向性に新たな項目として「住民主導・住民参画によるまちづくりの推進」を加え、「・まちなみや地形、みどりと水辺などの自然環境と調和したまちを実現します。」とするよう提案する。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今後も、地元の皆様と意見交換をしながら、まちづくりに取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
168	Ⅲ	4	「Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」(P.69～)は、表題のことばとして据わりが悪いように思う。素案の内容を見ると「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」の項目のみなので、Ⅲ-4の表題も項目名と同じ方がむしろ分かりやすいと考える。更に、観光案内標識に関しては「・観光案内標識や避難標識板などの看板を集約して、最新の表記で分かりやすく整備し、利便性と回遊性の向上を図ります。」と修正すべきである。	E ご意見として伺います。 個別施策「Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」については、実行計画では、人にやさしい道路整備や、観光案内標識の整備促進なども再掲で位置づけています。個別施策名のとおり、誰もが自由に歩ける利用しやすくわかりやすいまちづくりに取り組めます。 観光案内標識や避難所標識板などの屋外標識板の一元化については、景観の観点から有効である一方で、様々な情報を一つの標識板に掲載することにより、真に必要な情報が薄れ、分かりにくくなるのが想定されるため。集約は難しいと考えます。今後も観光案内標識については、東京都の観光案内サイン標準化指針や国際規格等をもとに統一した表記とし、見やすく分かりやすい標識の整備を実施するとともに、避難所標識板については現行どおり維持管理していきたいと考えています。
169	Ⅲ	5	Ⅲ-5 道路環境の整備 関連 新宿区は街路灯のLED化も進めているが、眩しく、貧相で、ゴーストタウンの感じを受ける。ある照明設計を専門とする人の10年前の記事に、 夜、パリのシャンゼリゼ通りを歩いて感じるの、通りを行き来する人々の顔色が良く見えることです。街路灯にはメタルハライドランプが使用されているそうです。 パリの地下鉄も社内の照明がやや温かみのある光色で顔色が良く見える蛍光灯が使われています。聞くところによるとパリはこのような公共的な場所における照明について、安全の明かりとは別に、特に女性が綺麗に見えるあかりを考えている様です。このような照明の考え方は、どちらかと言えば市民からの要望の様です。 私は照明の専門家の意見を聞き、LED化を進めることを要望する。	E ご意見として伺います。 街路灯のLED化は、必要な明るさの確保など設置基準にあわせて整備を進めています。また、眩しさについては、灯具の向きやカバーを設置する等の調整をしています。ご指摘の温かみのある光色の街路灯については、メーカー等の技術開発を踏まえながら検討していきます。
170	Ⅲ	5	「Ⅲ-5 道路環境の整備」(P.71～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案する。 ・都市計画道路等の整備→「・道路の拡幅整備等は周辺住民の合意を得て行います。」	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 なお、区が実施している都市計画道路等の整備は、周辺住民の意見を聞きながら整備を進めています。
171	Ⅲ	5	「Ⅲ-5 道路環境の整備」(P.71～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案する。 ・人にやさしい道路の整備→「・歩車分離式信号を増やし、交通事故を減らします。」 「・道路に手すりやベンチを設置していきます。」	E ご意見として伺います。 なお、人にやさしい道路の整備では、高齢者にやさしい道づくりに取り組むなど、安全で快適な歩行空間の確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路空間の整備を進めます。
172	Ⅲ	5	「Ⅲ-5 道路環境の整備」(P.71～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案する。 ・道路の環境対策→「・りっぱな街路樹を維持・拡充し、落ち葉対策も強化します。」	E ご意見として伺います。 なお、街路樹の維持管理の際に落葉対策にも取り組んでいます。今後も引き続き落葉対策を実施していきます。
173	Ⅲ	5	「賑わい都市・新宿の創造」を実現するには、乳母車・車いす・歩行器などの交通弱者も安心して歩ける歩道を整備してこそ、そこに賑わいが創造されるのである。 「歩く人にやさしい歩行空間の充実を目指す」という理念に基づいて、高田馬場駅周辺の早稲田通り、新大久保駅周辺の大久保通り、伊勢丹周辺の明治通りの歩道を拡げる、「歩行者にやさしいまち」の実現を目指してほしいと思う。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、誰もが使いやすいバリアフリーの道路整備やユニバーサルデザインのみちづくりを「基本政策Ⅲ賑わい都市・新宿の創造」に位置付けて、事業を推進しています。 ご指摘の早稲田通り、大久保通り、明治通りは都道のため歩道の拡幅等は東京都の管轄となりますが、ご要望については東京都に伝え、歩く人にやさしい歩行空間が充実できるよう働きかけていきます。
174	Ⅲ	5	基本計画素案P72では、「国や都と連携し、沿道のまちづくりと一体となった道路の整備」とあるが、区内の国道で沿道と一体となって整備を行う道路があるか。区内の国道20号は、都市計画整備済み道路と思うか。	F ご質問に回答します。 生活道路への通過交通の流入などについて、流入抑制等の道路整備が考えられます。
175	Ⅲ	6	(素案)P74 5関連する個別計画のところにある「新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画」を「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にして欲しい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にします。
176	Ⅲ	6	(素案)P74 3施策の方向性のみんなで進める交通安全のところ交通安全教育を推進します。とあるが、携帯電話(スマートフォン)等の使用を要因とする交通事故についても取り組んで欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 交通安全教育のなかで取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考	
177	Ⅲ	6	<p>自転車のシェアリング事業と駐輪場 自転車シェアリング Ⅲ-6 交通環境の整備/自転車等の適正利用と利便性の向上</p> <p>私は自転車のシェアリングには懐疑的/反対である。その理由の1つが、自転車のシェアリング事業を進められ、駐輪場の一部がシェアリング自転車の専用駐輪場/サイクルポートになり、使えなくなったことにある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所本庁舎西側入口はシェアリング自転車の専用駐輪場になっている。</li> <li>コンビニ等の駐輪場でもサイクルポートが設置され、その他の駐輪スペースが狭くなっている。</li> </ul> <p>もう1つの理由が費用対効果が悪い。</p> <p>新宿区は、今年の予算に約1億円、来年から3年間で約1億円、合わせて2億円のお金を使い、1200台のシェアリング自転車とその駐輪場/サイクルポート100箇所を新宿区は整備する。シェアリング自転車1台当たり約17万円のコストになる。利用料金が高いため、シェアリングは住民の多くは利用しないと思われる。よって、シェアリング事業から速やかに撤退することを求める。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>自転車シェアリングは、都市交通整備の方針において、区民の新たな移動手段の確保や観光の活性化、まちの回遊性の向上を図るため、推進することとしています。加えて、環境に配慮したまちづくりの方針において、環境負荷低減を目的に推進することとしています。</p> <p>費用につきましては、導入当初は多くの負担が発生しますが、サイクルポートやシェアサイクルが増えることで区民の方々の利便性は向上し、まちの活性化にもつながります。利便性の向上、観光やまちの活性化、環境への配慮等につきましては、費用に換算することは困難ですが、投じた経費以上の効果が今後得られると期待しています。</p>
178	Ⅲ	6	<p>今年の予算では自転車対策に約6億8千万円。(駐輪場等の維持管理に約2億71千万円、放置自転車等の撤去に約1億8千万円、自転車シェアリング事業9982万9千円)</p> <p>私は区内の移動はほぼ自転車を使う。新宿駅西口周辺でも大体2時間無料/6時間利用で100円のコイン式の一時利用の駐輪場を使う事ができる様になった。まだ、新宿駅直近では一時利用の駐輪場が少ないので、もっと増やして欲しいと思うが、概ね満足している。</p> <p>今年からは、計画事業の自転車走行空間の整備6751万円が始まり、来年からは、2つの計画事業で約11億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車走行空間の整備4億9050万円</li> <li>自転車等の適正利用の推進5億9375万円4千円</li> </ul> <p>を3年間に使う実行計画(素案)が示されている。その結果、さらに自転車が使いやすくなるものを期待している。</p> <p>現在、新宿駅周辺では歩道を占有して駐輪場としているが、目白駅と初台駅にある様な地下駐輪場を整備して欲しい。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>一時利用可能な駐輪施設設置については、新宿駅直近に限らず、多くのご要望が区に寄せられています。そのため、区では、一時利用可能な駐輪施設の整備を民間事業者を活用し、効率的に進めています。こうした取組により、自転車利用環境が一層向上するものと考えています。</p> <p>また、地下駐輪場については、多額の経費を必要とすることから、新宿駅周辺の開発動向を見ながら、その中で設置を検討していきたいと考えています。</p>
179	Ⅲ	6	<p>「Ⅲ-6 交通環境の整備」(P.73~)については、以下の事を提案する。</p> <p>新たに「交通弱者への支援」の項を加え、「・交通弱者の移動を支援するコミュニティバスを走らせませす。」「・駅などの施設にエレベーター及びエスカレーターを設置しバリアフリー化を早急に進めます。」として欲しい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区内では概ね10分程度歩けば最寄駅の駅やバス停に到着できることから、著しく交通の利便性が低い地域はないと考えています。このことから、新たにコミュニティバスを走らせることは考えていませんが、今後、バスの需要が増大した場合は、バス事業者へ運行ルートの検討などを働きかけていきたいと考えています。</p> <p>なお、鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化については、鉄道事業者と協議しながら整備を促進していきます。</p>
180	Ⅲ	6	<p>「Ⅲ-6 交通環境の整備」(P.73~)については、以下の事を提案する。</p> <p>自転車等の適正利用と利便性の向上→「・歩道空間を安全にするため、可能な限り車道に安全な自転車専用レーンを確保します。」「・駅周辺には定期利用と一時利用の両方の駐輪場を整備し、商店街や公園などにも一時利用の駐輪場を各地に設置し、放置自転車を発生させないようにします。」を加えて欲しい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>自転車専用レーンについては、交通管理者などの関係機関と協議しながら進めます。</p> <p>一時利用できる駐輪施設設置の要望は高まっており、区では、一時利用可能な駐輪施設の整備を進めています。区内の駅周辺では、高度な土地利用が進められており、駐輪場の適地がなく、やむなく道路上に設置している駐輪施設が数多くあります。このような中で、駐輪場の定期利用については、利用状況を踏まえながら検討していきます。</p> <p>また、自転車でお店や事業所に訪れる顧客等の駐輪場所は、事業者自ら確保することを原則としています。</p>
181	Ⅲ	6	<p>「Ⅲ-6 交通環境の整備」(P.73~)については、以下の事を提案する。</p> <p>公共交通機関の充実→「・開かずの踏切を解消します。」を加えて欲しい。</p>	B	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>公共交通事業者等による都市計画事業として記載しています。</p>
182	Ⅲ	6	<p>基本計画素案P73~74の自転車等の適正利用と利便性について、以下願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路面表示は、自転車ナビマークの路面表示の事か、路肩を自転車通行帯とする緑色路面表示が明らかにして欲しい。路肩の自転車通行帯緑色路面表示は、景観上反対である。</li> <li>現状と課題に記載されている様に、自転車ネットワーク化を図るとの記載だけでなく、その計画の策定を行い、「見える化」を願う。</li> </ul>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>ここで記載している路面表示は、自転車ナビマークのことです。</p> <p>今後、自転車ネットワークについて、計画の策定も含め検討していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
183	Ⅲ	6	基本計画素案P73～74の駐車場整備事業の推進において、駐車場整備計画の策定を願う。	E ご意見として伺います。 区では駐車場整備計画を策定しています。
184	Ⅲ	7	「Ⅲ-7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」(P.75～)では、公園だけではなく、まち全体でみどりを増やし緑被率を高めていく取組が重要と考え、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案する。 ・新宿らしいみどりづくり→「・樹木や樹林などの貴重な緑を保全するとともに、地域緑化を推進し緑被率を高めます。」 「・区立公園を増やし、都市で貴重な緑を確保します。」 「・保護樹木を増やし、支援を強化します。」	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 緑被率の向上等に向けた施策については、「みどりの基本計画」で定めており、頂いたご意見の方向性に沿った取組を今後も実施していきます。
185	Ⅲ	7	基本計画素案P75では、豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備が個別政策の目標となっているが、内容が公園の整備に偏っているので、みどりの創造の施策について、都市マスでの記載程度記載して欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 基本計画（素案）は、施策の方向性を示すものであり、都市計画に関する方針は、都市マスタープランにおいて示しています。なお、具体的な手法については、個別計画である「みどりの基本計画」などにより示していきます。
186	Ⅲ	7	基本計画素案P75のみどりの施策について、都市マスの方で記載されているが、基本計画での当個別政策と都市マスのみどりの施策は重なり合う、どの様なすみ分けて、行政運営と執行がされるか分からない。 行政運営の方針と都市計画の上でのみどり創造の施策は、違うのか。 この点は、基本計画で記載する道路、防災の施策と都市マスで記載するそれと違うのか。	F ご質問に回答します。 基本計画（素案）では、施策の方向性を、都市マスタープランでは、都市計画に関する方針を示していますが、方向性に違いはありません。 なお、具体的な手法については、個別計画である「みどりの基本計画」などにより示します。
187	Ⅲ	8	P.77 Ⅲ-8地球温暖化対策の推進 2.現状と課題 地球温暖化対策の推進 上から3つ目の「・」に下記文章を挿入して欲しい。 さらに、区民の削減努力としては既存の住まい（ストック）に対する断熱性向上が有効となる。断熱サッシ等窓部での一定の普及が見られるものの、建物（の外皮）の多くを占める外壁や屋根に対する高断熱化による省エネ対策は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年七月八日法律第五十三号）」の施行を契機に今後取り組むべき課題となっている。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 住宅の断熱性の向上は、家庭の省エネルギー化を図る上で、効果的な手段だと考えています。基本計画では省エネルギーの推進について記載しており、具体的な断熱化については個別計画である環境基本計画で記載しています。
188	Ⅲ	8	P.77 Ⅲ-8地球温暖化対策の推進 3.施策の方向性 地球温暖化対策の推進 上から2つ目の「・」を下記文章に差替えて欲しい。 区は、区民に向けて、環境学習などを通じ、環境に配慮したライフスタイルへの変換を促すこととし、省エネルギー機器等の導入に対する支援を継続して実施するとともに、新たにエネルギー使用の削減に有効な建物の外断熱改修等への支援にも積極的に取り組みます。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 住宅の断熱性の向上は、家庭の省エネルギー化を図る上で、効果的な手段だと考えています。基本計画では省エネルギーの推進について記載しており、具体的な断熱化については個別計画である環境基本計画で記載しています。
189	Ⅲ	8	環境教育：環境危機をあおってはいけません。 15万年前から現在までの地球の気温をみると5℃位の変化があり、現在は高温期に近いので、私は地球の寒冷化を心配している。 新宿では、夏の冷房では温度を数度下げただけだが、冬の暖房は十数度温度を上げる必要があるため、地球温暖化は省エネ効果がある。ロシア等の北国では一層、地球温暖化は省エネ効果がある。 不要不急の観光旅行はエネルギーの浪費である。老人のようになるべく動かないで、消費者しない生活をするを環境教育の基本とすべきである。 地球温暖化予測の気象モデル、100年後の予測が怪しげなものであること、科学というものが怪しげなものであることを理解した上で、省エネ対策を進めることが肝要である。	E ご意見として伺います。 国際社会全体で地球温暖化対策に取り組んでおり、区としても温室効果ガスの排出削減に取り組んでいきます。
190	Ⅲ	8	「Ⅲ-8 地球温暖化対策の推進」(P.77～)に関して、環境保護の課題の中でも地球温暖化対策に特化した項目になっているが、私たちは東京電力福島第一原発事故で経験したように、ひとたび原発事故が起きれば広範囲に甚大な被害を引き起こし、放射能汚染の影響は将来にわたって大きな環境破壊を引き起こすことがわかっています。ともすると、原発は地球温暖化に寄与するかのよう議論がありますが、原発を廃止し地球温暖化も防いでいくための対策が必要と考える。よって、「・原発に頼らない社会をつくるため、再生可能エネルギー活用の普及を推進し、温室効果ガスの排出削減を強化していきます。」という項目を加えることを提案する。	E ご意見として伺います。 原発については、最大限の安全確保を前提にエネルギー需給体制について十分な国民的議論が必要と考えています。区では、できる限りの省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用を図っていきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考
191	Ⅲ	9	「Ⅲ-9 資源循環型社会の構築」(P.79~)について、ごみ問題は減量・資源化以前にマナーの問題などが地域の課題となっている現状があり、ルール周知徹底に一層の工夫と努力が求められていると思う。よって、「ごみ減量、資源化促進のための啓発を多言語で推進します。」「・流動人口の多い新宿区としてゴミの出し方、資源化の方法などを日々周知徹底に取り組みます。」「・食品ロスをなくす取組を行います。」という項目を加えることを提案する。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。区もルールの周知徹底は重要であると考えており、日常の清掃事業の中でも不適切な排出などの対策の一環として周辺住民へのチラシ等の配布などを通じて周知啓発に努めています。多様な普及啓発や、食品ロス削減などの具体策については、個別計画である一般廃棄物処理基本計画に盛り込み、今後も取り組んでいきます。
192	Ⅲ	9	基本計画素案P79の現状と課題の記載内容は、H29.8に一般廃棄物処理基本計画が公表されているとは言え、もっと真摯に記載して、H29.8に一般廃棄物処理基本計画素案では、総合計画が上位計画と記載されていたので、誠意ある記述を求める。	A ご意見を踏まえて計画素案を修正します。現状と課題の表記については、丁寧な記述とします。
193	Ⅲ	9	基本計画素案P79について、8割が共同住宅に暮らす事を考えると、資源集団回収の集団数の増加施策が考えられると思う。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。すでに新たに建設される建物については、建築計画の段階で区の窓口で事業者が相談等に訪れた際に、集団回収の制度を周知するよう努めています。今後も関係部署と連携しながら団体数の増加を図っていきます。
194	Ⅲ	9	基本計画素案P79について、びん、缶、ペットボトル等の回収拠点から集積所へのごみの出し方がH27.4.1から変更となっている。資源ゴミの出し方の利便性を求める一方、これにより、資源回収量の減少(広報「すてないで」NO65)やレジ袋の散乱の負の影響が出ている。効率的な資源回収方法の検討を願う。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。資源の出し方を変更したことで区全体では不燃ごみの収集量が20%減少しました。これは不燃ごみに含まれていたびん・缶等を容易に資源として排出できるようになったため回収できたことによるものと考えています。資源の回収量は減少していますが、これはごみの総量が減少するなかで、容器等の排出量も減少傾向にあるためであり、回収方法の変更とは直接は関係ないと考えています。今回の変更で一定の効果が認められたことから、当面、収集方法を変更することは考えていませんが、今後も効果的・効率的な回収方法について一層の検討を加えていきます。
195	Ⅲ	9	基本計画素案P79の施策の方向性の文章が、抽象的すぎるので、レジ袋の有料化やマイバッグの件について、直接的な分かりやすい表現で施策の記述を願う。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。ごみ発生抑制によるスリムな社会の実現を目指す取組として、マイバッグなどの具体策については、個別計画である一般廃棄物処理基本計画において推進していきます。
196	Ⅲ	10	「Ⅲ-10 活力ある産業が芽吹くまちの実現」(P.81~)では、産業を支えている多くの中小零細業者に対する支援を強化してこそ産業振興であり、創業など新たな事業者への支援と同時にこれまで頑張ってきた既存の事業者が事業継続できるための支援が必要である。よって、新たに「中小企業支援」の項を追加し、「・中小企業で働く人々や後継者の育成を支援します。」「・業態変更を支援します。」とすることを提案する。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。新宿区は、全体の8割以上が中小・零細企業であり、支援の対象はご意見のとおり中小零細事業者が中心です。また、施策の方向性として、事業継続や事業承継の支援、業態変更など事業革新への支援、人材確保支援など、ご意見の趣旨と同様の取組を進めていく考えです。事業革新や新たな価値創造に向けた経営基盤の強化や人材育成の取組を支援するとともに、連携・交流の場を提供し、企業相互のネットワーク形成を図ることで、新たな事業展開につなげる中で、区内企業の後継者育成や業態変更を支援していきます。
197	Ⅲ	10	地域内での産業の多様化は街の破壊に通じる。制約が必要である。大学もこれ以上増やす必要はない。	E ご意見として伺います。産業の多様性は、新宿区の強みのひとつであると捉えており、今後も創業支援や事業革新支援などを通して新宿区の産業の活性化に取り組んでいきます。また、まちづくりにおいて大学との連携は重要であると考えています。
198	Ⅲ	11	Ⅲ-11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援 は止めるべきである。区内にある100以上あると言われる商店街の内、70~80箇所を見て回り、その多くに個性的で古風で洒落た、日本の街並みに合わない街灯が設置されていたが、商店街としては機能していないと感じた。毎日の食品の買い物は大手スーパー、生協、コンビニがほとんどで、個人商店は数が少なく、商品の種類、管理の面からは私は敬遠している状態が続いている。高齢者が買い物不便、難民になる地域があり、公衆浴場がない地域が存在するので、その対策は町会単位(?)で考えることで、市場規模、売上が小さいので商店街全体を活性化するのは無理である。線的は商店街ではなく、面的な地域を住みやすくする町会サイズ(住民 3000人程度?)のエリア戦略、地域包括ケアを考える必要がある。商店街支援と言うが、商店街オーナーの賃料維持施策ではなのか。	E ご意見として伺います。商店街は地域における消費活動を支える場であり、地域コミュニティ及び安全安心の担い手の1つとして捉えています。このため、引き続き、魅力と活力ある商店街となるよう支援を進めていきます。なお、高齢者が要支援・要介護状態等に陥ることにより買い物に不便になる等の状況が生まれることはあると考えています。買い物以外の需要も含め、高齢者にどのような生活支援が必要なのかについては、区民や関係機関で構成する「新宿区生活支援体制整備協議会」において、検討を進めています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方針
199	Ⅲ	11	<p>商店街灯の助成は止めるべきである。少し前のデータだが、商店街路灯の実績報告書(2014/11/17~2016/3/2/)によれば、各商店街は好きなデザインの街路灯を立てている。最も高価な街路灯は1基当たり285万円かかり、その助成金は216万円(75.6%)である。</p> <p>街路灯には有線放送のスピーカが内蔵しているものがあり、都条例の規制に違反した間隔でスピーカが設置され、運用がされ、騒音公害である。また、フラッグ広告は商店街の広告としては不適切なもの、不快なもの(個人的な印象?)もある。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>商店街路灯は、商店街のにぎわい創出に資するとともに、安全安心の側面から街を照らす大切な機能も担っています。このため、引き続き、商店街路灯の建替えやLEDランプ交換に対する支援を進めていきます。</p>
200	Ⅲ	11	<p>「Ⅲ-11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援」(P.83~)では、商店会への支援と同時に個店への支援が不可欠だが、その事を更に具体的に示すため、「・個店が輝くよう、リニューアル助成やアドバイザー派遣の強化で支援を行います。」「・人々が安心して集えるよう駐輪場の設置や住宅街と商店を結びコミュニティバスを走らせませす。」「・区内商店を紹介する『新宿ルーベ』を充実するため支援を強化します。」「・商店会への加入促進を更に強力に支援します。」という項目を加えることを提案する。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>商店街の事業については、各商店街独自に企画する事業に対し、補助を行っています。今後も、各商店街のニーズを踏まえながら、商店街の活性化に向けて支援していきます。</p> <p>商店街等への駐輪場の設置については、商店会や店舗に、敷地内への自転車の駐輪をお願いしており、商業施設等には、駐輪場の設置をお願いしています。</p> <p>また、区内では概ね10分程度歩けば最寄駅の駅やバス停に到着できるため、新たにコミュニティバスを運行することは考えていませんが、今後バスの需要が増大した場合は、バス事業者へ運行ルートの検討などを働きかけていきたいと考えています。</p>
201	Ⅲ	11	<p>人口減少社会においては、メリハリのある市街地の形成が必要である。落合地区であれば、大江戸線の開通により、交通の結節点ができ、その周辺に業務・商業施設や各種交流施設ができた。結節点と周辺地間に役割分担による新たなまちづくりが可能になった。時間をかけて街の更新・再生を進めましょう。</p>	B <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>今後も、地元の皆様と意見交換をしながら、まちづくりに取り組むとともに、魅力ある商店街づくりに取り組んでいきます。</p>
202	Ⅲ	12	<p>「Ⅲ-12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」(P.85~)には、以下の項目を加えることを提案する。</p> <p>文化歴史資源の活用と情報発信→「・文化歴史資源を巡るまち歩きを推進するため、『文化人マップ』の種類を増やし、ガイドの育成・活用をさらに進めて、新宿の土地の記憶、文化を広めます。」</p>	D <p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>貴重な文化・歴史資源を継承・発展・発信することにより区民のまちへの愛着と誇りを育み、多くの人が繰り返し訪れたいまちづくりを進めていきますので、ガイドの育成・活用について今後の取組の参考とします。</p>
203	Ⅲ	12	<p>「Ⅲ-12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」(P.85~)には、以下の項目を加えることを提案する。</p> <p>文化の創造と発信→「・博物館、記念館などを盛り上げ、多くの方が来館されるよう魅力あふれる施設づくりを進めます。」</p>	B <p>ご意見の趣旨は、素案の内容に含まれています。</p> <p>施策の方向性の文化歴史資源の活用と情報発信に記載の「既存の文化歴史施設を地域の歴史や文化の情報発信の拠点として、区民をはじめ来街者や文学・歴史ファン等の様々な人々が集い、交流する機会を提供します。」にご意見の趣旨は含まれています。</p>
204	Ⅲ	13	<p>基本計画の前提</p> <p>計画の背後には、経済成長を続ける必要があるという考え方があり、訪日客を増やす為の観光推進が必要と区長も明言している。経済成長をする為に環境劣化を受入れることを求めている。</p> <p>経済成長施策</p> <p>新宿区の経済規模、それに占める観光の割合、観光推進計画の施策に要する予算、その経済効果の見積試算を求めらる。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区の持続的な発展のためには、国際観光都市としての強みを活かし、訪日客を増加させ、地域経済を活性化することは重要であると考えています。一方、環境保全や生活環境の向上にも努めていきます。</p> <p>直近の平成26年経済センサス基礎調査確報集計では、未回答の事業所があるため実態との乖離はありますが、区内の事業所における売上(収入)金額合計は、約1兆7,973億円となっています。一方、東京都観光客数等実態調査では、平成28年の訪日客の都内観光消費額は、約1兆880億円と推計されていますが、消費地の区別がないため、区内の消費額の推計は困難な状況です。</p> <p>なお、「Ⅲ-13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上」に係る第一次実行計画の事業費は、素案の段階で334,821千円となっており、各事業を着実に推進することで、国際観光都市としての魅力とブランド力のさらなる向上に取り組んでいきます。</p>
205	Ⅲ	13	<p>「Ⅲ-13国際観光都市・新宿としての魅力の向上」では、増え続ける外国人観光客が地域住民の生活環境に与える影響についても対応する必要があると考える。また、観光案内所は利用が激増している状況を考えれば、機能の拡充だけではなく、観光案内所の設置を増やすことが必要である。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>外国人観光客が地域住民の生活環境に与える影響については、状況を的確に把握し、庁内関係各課が連携して適切な対応を検討いたします。</p> <p>また、観光案内所については、人が集まる駅周辺など機能を発揮できる適切な設置場所がないなどの課題があることから、地域や観光関連団体等と連携しながら観光案内機能の強化を図ります。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考え方
206	Ⅲ	13	基本計画素案P87について、国際観光都市を目指すのであれば、それを達成するための計画があつてしかるべきである。 早期の作成を要望し、進捗管理を行うべきと考える。	E ご意見として伺います。 基本計画素案に掲げる個別施策Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」を実現するための事業を、第一次実行計画（素案）P88からP91に掲載しています。各事業を計画的に推進するとともに、適切に進捗管理を行うことで、国際観光都市としての魅力とブランド力のさらなる向上に取り組んでいきます。
207	Ⅲ	14	（素案）P89 1. めざまちの姿・状態のところにある「ライフステージ等」は「ライフステージ※等」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
208	Ⅲ	14	（素案）P90 3. 施策の方向性のスポーツ環境の整備のところにある「ライフステージ等」は「ライフステージ※等」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
209	Ⅲ	14	（素案）P90 5関連する個別計画のところ、上で「中央図書館の再構築の検討」と掲載しているのだから「・新宿中央図書館基本計画」を追加した方がよい。	E ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、適宜「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画（ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む）を対象とするものではありません。
210	Ⅲ	14	新宿区は街路灯だけでなく、公共施設の照明もLED化を進めているが、眩しさ対策に関する文書を情報公開請求したが、関連する文書は存在しなかった。 新宿スポーツセンターのプールでは、天井にあった水銀灯から壁の低い位置にLED照明を取り付けたこと、濡れた床面の鏡面反射もあり、LED照明の眩しさが一層ひどく感じられる空間になっている。照明が眼に入ると残像が残る状態である。眩しさの為と思われるが、管理者は夜間も設置したLED照明を1つ置きに点灯している。LED照明が直接眼に入らない様な取付の配慮、工夫が必要である。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区は環境への負荷を軽減するために照明器具のLED化を進めていますが、設置に際しては取り付けの配慮・工夫をしていきます。
211	Ⅲ	14	中央図書館について、新宿区行政にとって施策を進める上で基本計画、実行計画に書き込むことは非常に重要なことである。第一次実行計画（素案）では、計画事業「新中央図書館等の建設」となり、15年程前の中央図書館長の願いが実現した。 新しい図書館は魅力的だが、15年前の話では35億円位かかる。私は福祉施設の建設を優先すべきと考えている。「戸山いつきの社」の小規模多機能と通所デイは戸山ハイツの4号棟の1階部分を改修している。現在の中央図書館も戸山中学校の校舎を利用している。 早稲田大学の図書館は専門的で、規模も大きく、貴重な文献が管理され、火災のリスクを考えて入室管理がされている。それに対して、区立図書館は区民の為の地域図書館で、ほとんどの本は消耗品として扱われる。したがって、早稲田大学は新宿区の中央図書館との連携を考えているのではなく、理工学部の隣にある戸山中学の跡地を利用することに關心があるだけと推定される。 新宿区にとっても土地は貴重で、新宿区に必要な施設を建設することを希望する。早稲田大学との合築には図書館機能の強化、増強はないので、合築には反対である。大人が利用しやすい図書館システムを作る為と、図書館の暴走を抑える為に、図書館管理を教育委員会から区長部局へ移管することを求める。	E ご意見として伺います。 新中央図書館の建設に当たっては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その後の社会経済状況も見据え、早稲田大学から提案のあった研究教育施設との合築等についても、引き続き検討を進めていきます。 また、新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議等の機会を通じて、区長部局と教育委員会との一層の連携を図っていきます。なお、区立図書館は区立学校との連携等も重要であることから、現在、区長部局に移管する予定はありません。
212	Ⅲ	14	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」（P.89～）では、生涯学習とスポーツについて示す個別施策なのに、生涯学習館についての記述が一切ない。生涯学習館を生生涯学習の拠点として位置付けるべきである。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 個別施策Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」の中に、「生涯学習の推進」についての現状と課題、施策の方向性について記載を設けます。
213	Ⅲ	14	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」（P.89～）では、「図書館サービスの充実」はサービスだけでなくハード面の充実も必要なので、「図書館の充実」に変更し、「・中央図書館を再構築し、機能を強化します。」「・地域図書館の充実を行います。」として欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 素案では幅広い利用者ニーズに応えるよう図書館サービスを図るとしており、中央図書館と地域図書館でサービスの充実に取り組みます。 なお、新中央図書館の建設については、実行計画に位置付けられています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
214	Ⅲ	14	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」(P.89～)では、「スポーツ環境の整備」の項には生涯学習の事も含まれているので、「生涯学習・スポーツ環境の充実」に変更し、「区民一人ひとりが気軽に多様な学習やスポーツができるよう、生涯学習館や社会教育会館、地域センター、スポーツセンターなどの施設の部活動に、専門の指導員を常時配置し、教師負担の軽減を確保充実します。」「・スポーツ及び文化等の指導者の育成、活用を促進します。」「・障害があっても、高齢になっても利用できるような施設を整備充実します。」「・小中学校での各種スポーツの指導を充実します。」「中学校の部活動に、専門の指導員を常時配置し、教師負担の軽減と指導の充実を支援します。」「・誰もが気軽に学習やスポーツができるよう、利用料は極力引き下げ、とりわけ障害者・高齢者には減免制度を拡大します。」「・社会教育活動の拠点としての生涯学習館で、区としても講座などを実施し利用を促進します。」「・野球やサッカーができるグラウンドを増設します。」として欲しい。	E ご意見として伺います。 スポーツ環境を整備し、ライフステージ等に応じた場や機会を提供し、誰もが気軽にスポーツや学習に取り組み、楽しめる環境づくりを進めていくこととしています。 なお、個別施策Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」の中に、「生涯学習の推進」についての現状と課題、施策の方向性について記載を設けます。 小・中学校の授業で行う運動については、児童・生徒の発達段階に合わせて、スポーツを簡易化した運動を取り扱うよう、国から示されています。その中で、指導の充実が図られるよう、参考資料の提供や研修会の実施を行っています。 また、教育委員会では、生徒の部活動を支えるとともに、教員の負担軽減を図るため、区立中学校に123ある部活動のうち、各校から指導員の派遣要請のあった54のすべての部活動について、新宿未来創造財団の人材バンク登録者等の外部指導員を配置しています。今後、スポーツ庁や東京都教育委員会が策定するガイドライン等を踏まえ、部活動を支える環境の整備について検討を進めていきます。
215	Ⅲ	14	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」(P.89～)について 戸山公園箱根山地区多目的運動広場については、「これまで通り区民が優先的に利用できる運動場として整備するよう、都に積極的に要請し実現していきます。」として欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区はこれまでの都に対して、区民が優先的に利用でき、多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場としての整備について協議しています。今後も、その方向性で協議を進めていきます。
216	Ⅲ	14	基本計画素案P89の施策の中に図書館サービスの充実以外の「生涯にわたる学習」の施策を示して欲しい。 未来創造財団等での生涯学習の充実等の施策も考慮願う。新宿区は、生涯学習に熱意が感じられない。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 個別施策Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」の中に、「生涯学習の推進」についての現状と課題、施策の方向性について記載を設けます。
217	Ⅲ	15	(素案)P114個別施策Ⅲ-15多文化共生のまちづくりの推進において個別施策と指標名、指標の定義、指標の選定理由の4か所のところにある「多文化共生」に※印がない。極力、「区民にとって分かりやすい」方がよい。	G ご意見を踏まえて修正します。 「多文化共生」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
218	Ⅲ	15	「Ⅲ-15 多文化共生のまちづくりの推進」(P.91～)では、多様性を認め合うダイバーシティの考え方が重要であり、共に地域で暮らす仲間として区政参加を促進していくことが必要と考え、「人口の1割以上を占める外国人が区民として区政に参画するため、各種審議会における外国人の参加を促進します。」「外国人を含む区民が区の施策に参画できるように住民参加条例をつくります。」「外国にルーツをもつ子どもを支援する体制を強化します。」「ハイトスピーチ規制条例を制定します。」を加えることを提案する。	E ご意見として伺います。 外国人の区政参画は、新宿区多文化共生まちづくり会議の運営において促進しています。 外国にルーツを持つ子どものサポートは、日本語学習への支援事業や、学校現場における日本語サポート指導、進学支援等、きめ細かな対応を行っています。 ハイトスピーチ規制条例の制定については、現時点では行う予定はありませんが、基本的施策についての国の方針や、大阪市・川崎市などの他自治体の取組みについて引き続き動向を注視し、情報収集を行ってまいります。
219	Ⅲ	16	「Ⅲ-16 平和都市の推進」(P.93～)では、平和都市宣言の趣旨に則り、新たな国際情勢も踏まえて、「国連加盟122カ国が核兵器禁止条約を批准したことを受け、平和首長会議が提起した、『核兵器禁止条約の早期締結を求める署名』をすすめます。」「(仮称)平和推進条例」をつくります。」「平和教育を推進します。」を加えることを提案する。	E ご意見として伺います。 「新宿区平和都市宣言」は、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を希求したものであり、今後も引き続きこの主旨に基づいて、平和都市の推進に向けた事業を進めていきます。「核兵器禁止条約の早期締結を求める署名」については、区事業としてではなく、区も加盟する平和首長会議全体の取組として扱い、進めています。また、「(仮称)平和推進条例」を策定する予定はありませんが、今後も、区民の皆さんの平和意識を高めるため、平和教育の推進も含めた平和啓発事業に取り組んでいきたいと考えています。
220	Ⅳ	1	区行政の効率の悪さ、改善が必要、ICTの徹底的活用が必須 業務プロセスの分析からやる必要あり。紙の作業が多い。	E ご意見として伺います。 区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図るため、行政評価を実施しています。 評価を事務事業の見直しや予算編成作業に連動させるなどPDCAサイクルのもと効果的、効率的な区政運営に取り組んでいます。 また、区におけるICTの導入・活用の際は、情報化統括管理者である副区長のもと、情報化戦略本部会議を組織し、区民や地域のニーズの把握、現行業務の再検証及び改善、新たに必要となるシステムや経費等を十分に精査し、サービス向上、費用対効果を含めた総合的な評価を行い、業務の合理化・高度化を図っています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の方考え方
221	IV	1	(素案) P96 5.関連する個別計画のところに、上で「職員の定員適正化に取り組む」と掲載しているのだから「・定員適正化計画」を追加した方がよい。	E ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、適宜「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画（ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む）を対象とするものではありません。
222	IV	1	新宿区は2015年10月1日～2016年3月31日までの半年間、新宿スポーツセンターを休館して、新宿スポーツセンターの改修工事を行なった。 工事の発注方法が悪く、その結果、工事の質も低下した。 ・吊り天井が撤去され反響がひどくなった。このプールでの競技会の開催は困難で、オリンピック等の練習場としても使えない。大震災の避難場所に備えて、何らかの対策が必要である。 ・高い天井の位置（吊り天井高さ7m）からプールサイドの壁（高さ4m～6m）に光源を移動し（利用者に近づけ）たので、光源は眩しくなった。それまでの水銀灯などと比べて新しいLED光源は眩しい。プールサイドの壁に照明があるので、水泳中（息継ぎ時）に光源が直接目に入り残像が残る様になった。 施設課は限られた人数で、多くの工事を抱え、その業務に追われている。分離発注の原則、公共事業体としてのチェック項目の増大などで忙しく、快適な環境、空間の創造に対して注意を向ける余裕がない様に見受けられる。図面偏重の工事仕様書を文書を主にした仕様書にする、設計委託の利用を進める等の、工事の特殊性を理解した、工事発注方法の改革が必要である。 区の発注業務は単なる買い物である。健全な区財政の確立には、区職員は勉強しなければならないが、時間が無い。個別施策V-2職員の能力開発、意識改革の推進が必要である。	E ご意見として伺います。 区は環境への負荷を軽減するために照明器具のLED化を進めていますが、設置に際しては取り付けの配慮・工夫を行っていきます。 効果的・効率的な区政運営を行うためには、職員一人一人が持てる能力を最大限に発揮し、区財政の状況や政策課題を見極めながら財政運営に取り組む必要があります。今後ともこうした能力や意識を涵養するために、引き続き様々な能力開発、意識改革のための研修等を実施してまいります。
223	IV	1	基本政策 IV 健全な区財政の確立 (p.95～) について「IV-1 効果的・効率的な行財政運営」(P.95)の「目指すまちの姿・状態」にある民間活力の活用は、これまで充分すぎるほど実行されてきた結果、サービスの質やコンプライアンスという点で様々な問題点も明らかになってきており、検証と見直しこそ必要である。よって、それに関する施策の方向性は削除を求める。また、施策の方向性は指定管理者制度等による民間活力の活用の項を「・公共サービスの質の低下につながる安易な民間活力の導入は行いません。」に入れ替えて欲しい。	E ご意見として伺います。 区では、民間の創意工夫やノウハウ、柔軟性をいかして、より効果的・効率的に公共サービスを提供するため、指定管理者制度の導入などにより、民間活力の活用を進めています。なお、指定管理者制度導入施設については、毎年度、事業報告書や事業評価により、公共サービスの提供や管理運営の状況を確認しながら、適切に指導・監督しています。 今後も、効果的・効率的な行財政運営を推進するため、民間活力の活用を進めていきます。
224	IV	1	基本政策 IV 健全な区財政の確立 (p.95～) について「IV-1 効果的・効率的な行財政運営」(P.95) 効果的・効率的な区政運営に向けた取組の項の全施策を「・区財政の健全化のため、都区財政調整制度（法人住民税の一部国税化を止めさせ）の改革、都市計画税など税の自主財源化を区民とともに進めます。」に入れ替えて欲しい。	E ご意見として伺います。 法人住民税の一部国税化は、区として特別区長会を通じ、国に対し早期に見直すこと、また、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において確実な代替財源を確保すること等を、要望として内閣府等に強く申し入れを行っています。 また、都市計画税は、本来、基礎自治体の行う都市計画事業に充当するための市町村目的税です。特別区の区域においては、都が賦課徴収し、その一定割合を都市計画交付金として交付していますが、その規模が事業実績に基づいた割合となっていない等の課題も多いことから、特別区長会は、都に対し交付金総額の拡大を図るなど抜本的な見直しを行うことを要望しています。
225	IV	1	基本政策 IV 健全な区財政の確立 (p.95～) について「IV-1 効果的・効率的な行財政運営」(P.95) 効果的・効率的な区政運営に向けた取組の項の全施策を「・区民に更なる負担を押し付ける受益者負担や徴税の強化は行いません。」に入れ替えて欲しい。	E ご意見として伺います。 公共サービスの提供に必要な経費は、区民の納める税金等によって、区民全体で負担しています。公共施設やサービスを利用して利益を受ける区民（受益者）と利用しない区民との負担の公平性を確保するためには、施設やサービスの利用に対し応分の負担を求める必要があります。 このような考え方にに基づき、受益者負担の適正化を図ってまいります。
226	IV	1	基本政策 IV 健全な区財政の確立 (p.95～) について「IV-1 効果的・効率的な行財政運営」(P.95～) 透明性の高い区政運営の項を「・区政の透明性を確保し、情報を区民と共有するため区の情報公開を推進します。」に入れ替えて欲しい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 素案の施策の方向性では、区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組むこととしています。
227	IV	1	基本計画素案P96の効果的・効率的な区政運営に向けた取組に「効果的な広報の検討」を加えて欲しい。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 「個別施策IV-1 効果的・効率的な行財政運営」では、区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組むとしています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
228	IV	1	基本計画素案P96について、情報化戦略以外、行財政改革計画を策定すべきである。	E ご意見として伺います。 基本計画は、施策の方向性を示した行財政運営の指針であり、行財政改革計画の性質も合わせ持つものです。行財政改革の内容としては、基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」、基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」において示しています。また、その具体的な取組については、第一次実行計画に示しています。したがって、基本計画及び第一次実行計画とは別に、行財政改革計画を策定する考えはありません。
229	IV	2	P.97 Ⅳ-2公共施設マネジメントの強化 3.施策の方向性 資産（建築物）の長寿命化 上から2つ目の「・」に下記文章を挿入して欲しい。 また、長寿命化を図る改修工法は、毎年の維持管理コストや修繕サイクルの延長など長期の維持管理費の総計が縮減される方法を優先的に選択していきます。	B ご意見の趣旨は、素案の内容に含まれています。公共施設の長寿命化に適切に取り組みます。
230	IV	2	新宿基本計画97P「個別施策Ⅳ-2公共施設マネジメントの強化」3.施策の方向性 資産（建築物）の長寿命化で改修・改築設計時に建築物の長寿命化を具体的に検討ができるよう下記の文章の追加を提案する。 ・公共施設の新築・改築および改修時には、より長寿命に効果がある工法（外断熱工法など）を十分に検討したうえで施工していきます。	E ご意見として伺います。 区施設の半数以上が築年数30年以上と老朽化した施設が増加していく中、継続的な区民サービスを提供できるよう、建物の長寿命化対策が必要不可欠です。 今後、予防保全工事に多額の経費がかかることが見込まれることから、区の財政状況を踏まえ、工事費の縮減や標準化を推進する必要があります。 また、予防保全工事を計画していく中で、工法等についてもさまざまな手法を検討していきます。
231	IV	2	「Ⅳ-2 公共施設マネジメントの強化」(P.97)については、全国的な人口減少と財政難を理由に国・総務省が押し付け新宿区も策定した「公共施設等総合管理計画」で区有施設の総延べ床面積2%削減を打ち出しましたが、人口増と健全財政の新宿区の現状に見合った公共施設のマネジメントに切り替える必要があり、「公共施設等総合管理計画」は廃止することを求める。	E ご意見として伺います。公共施設マネジメントに適切に取り組みます。
232	V	1	・基本である区と区民の関係の再構築が必須である。（正確な実態も十分にわからない） 区情報のアウトバンドの区民への到達率が不明、区長選の投票率の低下（25%）、町会加入率の低下（40%代）、町会単位のデータが本庁ですぐに出ない。	C ご意見をまえて計画を推進します。 区では、区民の区政参加の促進や意見を把握するため、審議会等への区民委員の登用、協働事業、区民討議会、パブリック・コメント制度や区民意見システムなど、様々な取組を行っています。また、区政の情報発信については、区広報紙やホームページなどのほか、ツイッター等のSNSを活用するなど、引き続き推進していきます。
233	V	1	区民への情報提供サービスをワンストップでやれるようにする。 区が先行して、お金関連の情報など一元的に区民へ提供するシステムに変更する	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区政情報は、広報しんじゅく、SNS、区ホームページで情報発信しています。現在でもホームページでは「くらしのできごと」「手続き」などのカテゴリーごとに掲載しているほか、スマートフォン・タブレット端末用アプリではイベント情報や「子ども」「健康」など希望する分野の情報を登録者へ通知しています。 今後も、知りたい情報がその場ですぐに手に届く環境、情報発信手段を研究していきます。 また、マイナンバー制度の施行により、マイナポータルやマイナンバーカードを活用することで、行政サービスの検索、電子申請、自己情報の表示、プッシュ型のお知らせ・アンケートなど、様々なサービスがワンストップで利用可能となります。 区では、これらの仕組みを積極的に有効活用し、区民の皆様の利便性向上に繋げていきます。
234	V	1	基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所 (p.98~) について「Ⅴ-1 行政サービスの向上」(P.98)の1つとして掲げているマイナンバーは、個人情報保護の観点や費用対効果の面からも問題が多すぎるため、マイナンバーに関する記述は削除を求める。また、窓口対応について素案では時間延長や効率だけを述べていますが、区民が求めているのは「区民に寄り添った窓口対応」であり、その事を明確にすべきである。	E ご意見として伺います。 窓口サービスについては、接遇研修等により案内等の質の向上を図るとともに、区民の多様なライフスタイルに対応したサービスの充実をめざしています。
235	V	1	基本計画素案P98について、公表するオープンデータの計画はあるか。現在HPのオープンデータの内容は、陳腐である。 公表するオープンデータを系統立てて計画される事を要望する。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 平成28年12月の「官民データ活用推進基本法」の成立を受け、「官民データ活用推進計画」の策定が、都道府県では義務付けられ、区市町村では努力義務とされました。一方、新宿区においては、平成28年7月に「新宿区オープンデータの推進に関する指針」を定め、オープンデータ推進に関する具体的な取組の方向性として、積極的にオープンデータ化を推進する情報を系統立てて定義し、順次、オープンデータとして情報を公開しています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
236	V	2	<p>新宿区職員の区内在住の割合は10%程度との説明が地区説明会であった。区内在住の割合を高める方法として、職員住宅を建設する方法は区職員と接する機会が少なくなるので、避け、家賃補助により区内に分散して混在するのが良い。</p> <p>新宿区の住居手当は32歳以上の職員（子育て世代）では、月額家賃27000円以上負担する者に対して8300円で、国の支給限度27000円よりかなり低い。財政負担の上からは住居手当も通勤費も出所は同じで、合算した63300円を上限することができる。</p> <p>さらに職員が区外に住むことにより、通勤に伴う疲労も少なくなり、仕事の効率も上がり、新宿区単独での実施が無理、23区勤務条件同一であれば、新宿区として提案することを願う。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>職員に対する住居手当のあり方は、特別区人事委員会勧告に基づく23区共通の勤務条件として妥当・公平な制度になっていると考えており、また住居手当は公務員給与決定に当たっての民間との給与較差の比較種目となっていることから、区として見直し提案をする考えはありません。</p> <p>なお、区では職員住宅を整備する予定はありませんが、「職員防災住宅」を区内に4か所に設置・管理しており、入居職員全員を災害対策要員としているところです。</p>
237	V	2	<p>「V-2 職員の能力開発、意識改革の推進」(P.99) 施策の方向性の部分でも、最初の施策「区民の目線から区民の課題と需要を把握し、区民の実情にあった政策を…」と変更する。</p> <p>「・区の事業を指定管理に委託したり、民間へ移行してきたことで職員のスキルを上げる機会が奪われているため、事業を実施している現場での実地研修を一定期間行うべきです。本来はそれぞれの事業について、区直営の現場を確保します。・人事考課制度は廃止します。」を追加する。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>区民とともに地域の課題を共有し、解決策を立案・実行できる職員を育成しているとしています。</p> <p>また、指定管理制度の導入や、民間委託化については、「個別施策IV-1 効果的・効率的な行財政運営」の取組の中で、適切に行うこととなります。</p> <p>人事考課は、地方公務員法第6条、第23条及び第23条の2による人事評価制度として実施しており、廃止は考えていません。なお、人事評価等の実施は、平成28年度の地方公務員法により任命権者に義務付けられています。</p>
238	V	3	<p>・区単位の行政の独立した（区ごとの）施策の効率が限界に近づいており、23特別区を10程度の区へ広域化する検討を行う。（目標として記入する。）</p> <p>（区域を超える動きが多く、新宿区として独立の状況の把握が困難）</p>	E <p>ご意見として伺います。</p>
239	V	3	<p>「V-3 地方分権の推進」(P.100)について、素案では漠然とした表現になっているので、「・都区財政調整制度の改革や法人住民税の一部国税化を止めさせることを都や国に求め、都市計画税など税の自主財源化を区民とともに進めます。」など、具体的に示すよう求める。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>法人住民税の一部国税化は、区として特別区長会を通じ、国に対し早期に見直すこと、また、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において確実な代替財源を確保すること等を、要望として内閣府等に強く申し入れを行っています。</p> <p>また、都市計画税は、本来、基礎自治体の行う都市計画事業に充当するための市町村目的税です。特別区の区域においては、都が賦課徴収し、その一定割合を都市計画交付金として交付していますが、その規模が事業実績に基づいた割合となっていない等の課題も多いことから、特別区長会は、都に対し交付金総額の拡大を図るなど抜本的な見直しを行うことを要望しています。</p>
240	V	3	<p>「V-3 地方分権の推進」(P.100)について、素案では漠然とした表現になっているので、「・国や東京都に対して、基礎自治体の主権を確立するため、区民の立場に立つて働きかけます。」など、具体的に示すよう求める。</p>	B <p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>「個別施策V-3 地方分権の推進」では、地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していくとしています。区として主張すべきことは国や東京都に主張し、自治権の拡充に取り組んでいくこととなります。</p>
241	その他	-	<p>「子どもの安全」を第一に指導をいただいているが、地域の学童主催？のドッジボール大会のルールでは顔面に当ててもOKである。</p> <p>子どもによっては頭や顔にあたってとても嫌な思いをしたので参加をやめた方もいる。性善説でも事故につながったらアウトでしょ、ルールってそのためにあるのでは。怪我が重症化しやすい場所だから頭部より上はNGなのは、そんなことも考えられない方々が学童の指導員なのか。この事実をご存知でしたか。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>日常遊びの中でも、ボール遊びをする際には、頭や顔をねらわないように指導しています。</p> <p>また、子どもの安全を第一に考え、ドッジボールでは柔らかいボールを使用しています。</p> <p>今後も事故の無いうよう、指導に努めていきます。</p>
242	その他	-	<p>悪人になれ等言わない対応</p>	E <p>ご意見として伺います。</p>
243	その他	-	<p>参加者の中に若いお母さんがいらした事、又、その方々が、子育てにおける意見（学童クラブ、児童館等について）をしっかり述べ、それに対し吉住区長がいていない一つ一つ答えていたことが印象的であった。帰りにそのお母さんとちょっと話をしたら、「他の場所では土曜日の午後2時からだったので、他のお母さん方も誘ってお話が聞けました。」次世代を担う子育ての方と、このような形で直接お話ができる機会を増やしていただけたら・・・と思った。</p> <p>まちづくり協議会のメンバーでもあるが、なかなか若い人は忙しく意見を伺えずにいるが、子育てのお母さん方が、もっと、我が街を好きになってほしい思いを伝えてほしいと思う。</p>	C <p>ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。</p> <p>区では、区民とともに地域の課題を共有し、地域の実情に合ったまちづくりの推進をめざしています。そのことから、より多くの区民の声を政策立案に活かすため、様々な手法によりご意見を伺う機会を設けています。特に若い世代の区政への関心を高めるため、第一次実行計画では、「個別施策7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の「計画事業4 1 若者の区政参加の促進」において、若者会議の開催や、若者意識調査を実施し、若者の意見を幅広く伺う機会を設けて参ります。また、子育てしやすいまちの実現に向けて、「個別施策4 安心できる子育て環境の整備」のなかで、幅広い施策による次世代育成支援を推進していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	区の考え方
244	その他	-	住民一人一人の意見を今後十二分に反映させるためには、今までのような説明会のあり方、持ち方を含め根本的に見直しをしなければならない。もの言わぬ住民が多すぎる現状を見直すとともに、共に区政を担う区長以下職員も議論、討議に耐えるだけの研鑽を積むことも肝要であると思う。ものごとの「意思決定過程」を明確にし、積み重ねていくことが、計画の遂行にとって必須のものであることを実践されたい。(区民ともどもに)	D 今後の取組の参考とします。
245	その他	-	新しい時代へ向かって、すべての施策を実りあるものにするためには、人づくりの環境が欠かせない。自ら考え、発言し、行動するためには、他者の意見に十分耳を傾け、議論を行ない、違いは違いとして明確にし、合意を求めていくよう住民、区議員等関係者の自己改革が求められていると思う。	D 今後の取組の参考とします。 なお、人づくりの環境について、職員は「個別施策V-2 職員の能力開発、意識改革の推進」で取り組んでいきます。
246	その他	-	全ての個別計画に関して、新宿区Web site: イベントカレンダーと各種審議会にリンクを張り、 ・レベル区分: 法定計画(国、都)、区条例計画、区内部検討 ・審議体制: 構成員名簿 ・公開/非公開 ・議事録、メモ ・地域説明会、パブコメの実施日程と予定を示すことを求める。	F ご質問に回答します。 区のホームページには、審議会の情報をまとめたページがありますが、イベントカレンダーに審議会の開催情報を確実に掲載し、審議会のページへのリンクができるよう、全庁への周知を徹底します。
247	その他	-	新宿区は約50の関連する個別計画の10年計画期間を揃えて、同期を取りながら進めようとしているが、 ・基本構想審議会は事務作業が追いつかず日程的に破綻した。 ・環境基本計画の策定日程は基本計画に先んじて行なわれるべきであるが、遅れている。 ・住宅マスタープランは地域説明会無しで、パブコメだけである。 よって、全ての10年計画の同期を取ることを止めることを求める。	E ご意見として伺います。
248	その他	-	新宿区の最上位の基本計画の答申は実質的に作る学識経験者7名の内、1名だけが新宿区在住である。新宿区の基本計画を作る議論で、新宿区在住かどうかは大きな影響を与える可能性がある。審議会の学識経験者の多くが新宿区に在住していないことは、新宿区のこと、新宿区以外の論理で決められた恐れがある。 学識経験者に区内在住の条件を付けたら、一定の割合でと言う弱い制約でも、人選が困難になることを新宿区は恐れているのかもしれない。新宿区に住んでいる人の中から議員を選出しているのだから、学識経験者も同様の条件をつけることは可能である。 新宿区は今後も学識経験者に区内在住の条件を付けず、委員の委嘱を続けたいと考えている。今後、「新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議」のようなことは出来なくなることを新宿区は恐れているかもしれない。	E ご意見として伺います。 学識経験者からは専門性の高い知見からご意見をいただくのであり、新宿区在住を条件としておりません。
249	その他	-	私の近隣に10棟以上の室内に急な階段を有する3階建てミニハウスが建った。このような家が建つのは、地価の高騰が原因と言われる。広い土地に住宅が建てられるよう土地の価格を規制して欲しい。路線価格の規制も大切である。家を建てれば住宅ローンで一生追いかけられ、これが老後問題として大きく財政に影響してくる筈である。	E ご意見として伺います。

## 4 新宿区基本計画（素案）に関する

### 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

平成 29 年 8 月 25 日（金）から 9 月 8 日（金）にかけて、次のとおり、区内 10 か所の地域センターで開催した、新宿区基本計画（素案）に関する地域説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

なお、地域説明会は、「区長と話そう～しんじゅくトーク」のテーマとして、開催しました。

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【基本政策】 【個別施策】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。（番号のみを掲載していますので、該当する基本政策・個別施策は、施策体系表（P6～10）をご確認ください。）
【意見・質問要旨】	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【回答要旨】	基本的には、発言のまま記載しました。 必要に応じて、回答した内容について、【補足】として、追記しています。（計画への反映等については、A～G で示しています。A～G の分類については、実施結果概要（P1～4）をご確認ください。）

No.	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
1	計画全般	-	基本計画について、29年2月13日に基本構想審議会から答申を受けた内容と、今回の素案は内容が違う。基本構想審議会から受けた答申は、骨子案のパブリック・コメントや審議会の意見が反映され答申されたものだが、素案で内容が変わっているのはなぜか。	平成29年2月に基本構想審議会から「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について答申を受けました。その後、区として、素案を作成しました。その過程で、内容が修正等されたものもあります。 【補足】 平成29年度は、基本構想審議会から受けた答申を最大限尊重し基本計画の策定を進め、文言整理や時点修正を行うとともに、個別計画や指標、用語集の追加を行いました。また、基本計画の施策を具現化する第一次実行計画の策定も進めています。
2	計画全般	-	基本計画の個別施策ごとに個別計画が書いてあるが、書かれていない個別施策が5つぐらいある。事業展開していく上において、個別計画を別途策定して欲しい。	個別施策に個別計画の掲載がないものについては、別途回答します。 【補足】基本計画には、当該個別施策に関連する主な個別計画等を掲載しています。
3	計画全般	-	前期の計画がどの程度進捗しているか、具体的な例があれば説明して欲しい。	現在行っている前期の計画の達成率はかなり高いものになっていると思います。例えば、平成30年の4月1日にゼロをめざしている待機児解消対策については、160人を超えていましたが、27名まで減少してきました。特別養護老人ホームについては、1,000人を超える待機者がいましたが、3年の中で新しい施設を設置することで減少してきました。緑被率に関しましては、残念ながら前回の調査ではやや減少していましたが、今後も従来の緑被率に戻るよう努力していきます。
4	計画全般	-	計画は区の各主管課の知恵を寄せ集めて作り上げたのか、それとも業者に委託しているのか、現実離れしていると思う。計画を達成するためにいくらの予算がかかるのか。	基本計画は、基本構想審議会から昨年度答申をいただきまして、それをもとに新宿区で素案を作成し、本日お示ししています。それを実際に実現するための事業をまとめたものが第一次実行計画です。基本計画は10年間の計画で、その10年間で第一次実行計画3年、第二次実行計画3年、第三次実行計画4年の期間で計画を推進していく予定です。 今回、第一次実行計画（素案）をお示しいたしまして、事業費は3年間の合計で約418億円となっています。
5	I	1	地域の公衆浴場がなくなっており、これからどんどんなくなっていく可能性もある。お年寄りの方も結構住んでいて、お風呂がない方も結構いるので、公設民営で公衆浴場をつくっていただけたら新大久保のほうまで行く必要もなくなって、苦勞することもないと思う。	公衆浴場としっかり連携しながら、なるべく今あるものを残していきます。 公設民営のものについては、新宿区内は比較的、面積と人口の割には公衆浴場は残っているほうなのですが、やはり財政に余裕のある自治体のように自分たちでお金を投資して経営することは難しいと思っています。
6	I	3	私は一部障害があって、よく新宿区役所に行くのだが、耐震設計のときにスロープが1件増えるのかなと思ったら、全く同じように復元されてしまったので、地下から入るしかない。障害がある人もない人も、ともに暮らせる新宿のまちというスローガンが、いつも白々しく聞こえて仕方がないと思っています。	バリアフリーについては、既存の建物をバリアフリー化するということは限界がありますが、極力多くの方に利用しやすい状況はつくり出していきたいと考えていますので、今後も何かの改修がある際には、どんな工夫ができるかしっかり考えて、その上で施工していきたいと考えています。
7	I	8	基本計画素案P35「自治のまちの推進」に関する記述の一番最後に「自治基本条例の認知度を高めていく取組が必要」と書いてあるが、計画事業としての記述がない。自治基本条例の25条にも4年を超えない範囲で検証をすることになっているが、その検証はどのように進めていくのか。また、まだつくられていない住民投票条例、地域自治組織についてもお考えをお聞かせいただきたい。	町会や地区協議会とは異なる地域自治組織を立ち上げるということになると、大きな議論になってくると思います。現在は、その結論を出せるほど成熟した意見が出そろっていない段階であり、今決めていくことは困難ではないかと思っています。 住民投票条例についても、どのようなことを住民投票によって決めるのか、いろいろな議論が出てくると思います。まだ意見の集約ができる段階ではないと考えていますので、現状で、住民投票条例を提案していく予定はありません。 【補足】 自治基本条例については計画事業でなく経常事業で取組みます。また、条例の検証方法については今後検討していきます。
8	I	8	地区協議会に対する新宿区の支援制度の変更について、基本構想では非常に重視している記載があるが、この基本計画の素案には、財政的な支援の見直しをするというようなニュアンスのところ一度言葉が出てくるだけで、第一次実行計画では一言も「地区協議会」という言葉がない。財政的な補助制度が変更され、人的支援としての事務局機能もなくなれば、地区協議会の存続は非常に難しいのではないかと心配している。今後の地区協議会の位置づけ、区との関係をどうお考えになっているかご説明をお願いしたいと思う。昨年二度、要望書を出しましたので、今までの要望書を見ていただいて、後日正式に文書でご回答を出していただけましたら大変ありがたい。	回答が遅れている文書でのご意見に対しまして、早急に回答が出せるようにさせていただきたいと思っています。 地域によって活動されているテーマは違うのですが、地区協議会それぞれの中でかなりの実績を上げていただいています。 また、区内には様々な地域団体がありますので、できる限り広く支援の手をのばしていくためのコミュニティ推進員という存在にしていかなければならないと考えています。地区協議会10地区ございますが、各地区の皆様とも様々な協議をさせていただきながら、最終的な仕組みにしていきたいと思っています。

No.	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
9	I	8	<p>答申の「参画」を、素案では全部「参加」に変えているが、行政との関連は「参加と協働」になっているが、「協働」とくると、ここの2つは「参画」にしたほうがまともではないかという意見である。</p>	<p>「参加」と「参画」の違いというのは確かに語感の違いというのはいりますが、どちらがふさわしいのかも含めまして、ご指摘をいただいたということも踏まえて検討した上で、最終案をつくらせていただければと思います。</p> <p>【補足】 平成28年度の基本構想審議会では、「参加」と「参画」のどちらで表記を統一するか議論がありました。審議会では「男女共同参画」について「参画」とし、その他を「参加」とすることといたしました。区では、この答申を踏まえて「男女共同参画」「女性の参画」と表記し、その他については「参加」としています。</p>
10	I	8	<p>自治基本条例の位置づけは最高規範性としてうたっているのだから、あらゆる計画もその中の文言の範疇に入ると思うので、計画の体系図で新宿区総合計画の上に、自治基本条例という文言を表現するのが、条例の区民認知のためにも適当と思う。</p> <p>自治基本条例の25条では4年以内に検証するとなっているので、第1回の検証会議というものは行われたが、文言整理など新たに条文についても、証左すべき問題ではないか。</p>	<p>自治基本条例を上にも冠するかどうかについては、計画と条例というの少し概念が異なっています。また、条例の周知については毎年の自治フォーラム等々を通じまして、今後も取り組んでいきたいと思っています。</p> <p>自治基本条例を検証することについては、条文の見直し等についてですが、実際にはその議決権は議会のほうにございます。法律的には条例というものは議会の議決を経なくてはなりませんので、私も執行側のほうが行政として決めるということもできない性質のものでございます。どういふ議論の仕方がいいのかということも含めて、住民とのお話し合いの中で意見をいただいたことを、お伝えさせていただきますたいと思っています。</p>
11	I	8	<p>地区協議会が10年たって、来年から新しい助成制度ということで、1つの民間団体になるという話なのだが、その理由づけとして、自治基本条例で定める地域自治組織に地区協議会がならなかったから、そうなったという話があった。自治組織って、要するにどういふ組織なのかというところがちゃんと描かれていたら教えていただきたい。</p>	<p>地域自治組織という地方自治法に定められている組織というのが市町村合併によって複数の自治体が1つになった場合に、もともとの自治体の区域に対して地域自治組織として設定してきたという全国の事例があります。新宿という限定された区域の中で、既に10カ所の地域に分け、そこで地区協議会や地域センターの管理運営委員会、あるいは町会連合会があり、この地域を包括する団体がたくさんある状況です。それら全てが平等に支援を受けながら一緒に頑張れる、それぞれの役割、特色、長所などをいかに伸ばしていくかというのがこれからの地域自治で私たちがめざすべきと考えています。</p> <p>また、補助金のあり方の検討は地域自治組織に定められていないからということではなく、以前から外部評価委員や監査委員から、他の団体との差について指摘があり、今回見直しの作業に入ったということです。</p>
12	I	8	<p>地区協議会に対する助成のあり方が変更されるが、今までの、全ての地区協議会の活動を総括した上で出されているものなのか。従来どおりにやってほしいという意見もたくさん出ている。</p> <p>平成30年度以降、財源を持たない地区協議会は、事業が立ち行かなくなる可能性もあるなか、補助を一部削減する意図をお聞きしたい。</p>	<p>地区協議会のこれまでの活動に関しては、非常に感謝をしております。地域横断型・専門的な活動になってきている地域もあり、地区協議会だけで実施していく仕事なのか、判別しにくいものも出てきていると感じています。来年度以降の新制度に基づいた事業計画というものも立てている地区協議会もいくつか出てきているので、今後も丁寧かつ慎重に、各地区協議会の皆様と話し合いをさせていただきながら、よりよい制度構築をめざしていきたいと考えています。</p>
13	II	① ② ③	<p>西新宿五丁目南地区の協議会に関わっているのだが、まちづくりをしていく上で、区の担当の方と話していても、新宿区全体の考えが私どもに響いてこないような気がしている。「住民の方がどうしたいかです」というのが一番大事なのは理解できるが、私たちが区に対して何を協力できるかということ把握して、相互により良いまちづくりをしたいと思っているが、そのあたりの姿勢を教えてください。</p>	<p>西新宿五丁目に関しては、住宅の密集地域であるという認識を持っています。まちづくりの方針としては、地震や火災など災害対策の観点からいって、あるいはさらに住みやすい環境を整備するために高度化して有効に土地を活用するという観点でやっていくのか、その辺の考え方は色々あると思います。</p> <p>区としては、様々な手法がある中で、どれを選んでいただくのかというようなスタンスをとらざるを得ないと思っています。今後も、皆様方が自分たちはこうしたい、あるいは自分たちはどうすべきなのかということについて悩みがあれば、ほかの地区での取り組みや手法などについて、丁寧に説明していきたいと考えています。</p>
14	II	④	<p>西新宿八丁目は、税務署通りと青梅街道の間を、すごく狭い細路街になっている。青梅街道を南にしたエリアは消防車が入ってくる道がなく、地震や災害があって火が出たら、本当に燃えてしまう地域である。</p> <p>ボヤがあって、区のほうで2年間、それから今年から都から援助をいただいて、まちづくり相談員が、その計画をまとめている。</p> <p>曙橋のテレビ局の跡地のマンションを見学した。下に訪問医療、訪問介護のステーションが入っていて住みながら医療も介護も受けられる、そのようなまちづくりを高齢者は望んでいるし、若い人たちは、そこで子育てもできることを望んでいる。そういう総合的なまちづくりができればいい。</p>	<p>西新宿八丁目におきましては首都圏不燃建築公社が担当していくという段階に入っております。区も連携させていただきながら、次のステップにいくことになろうかと思っています。</p> <p>保育所や特別養護老人ホームなどの設置については、実行計画や介護保険事業計画などにより、基本的には進んできております。なかなか土地の面積によって期待したほどの規模にできなかったり、いろいろなこともありますので、どうやって補完するのかということも含めながら、今後の計画をより実のあるものにしていきたいと思っています。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
15	Ⅱ	3 ①	区長というお仕事は今聞くと大変で、改善する点は山のようにあって、色々なことで日々お忙しくしていらっしゃると思うが、何か問題点とか、新宿区はこうしたいというものを聞かせただけならばと思う。	F 区長に就任するに当たって一番やりたかったことの一つが、治安対策です。ちょうど私が区長選に出るか出ないかというような時期に、いわゆる危険ドラッグの使用が問題となっており、着任後それを根絶するための条例をつくらせていただきました。その効果もあり、現在店舗はなくなりました。また、昨年からの引き寄せ対策に本腰を入れました。大久保で生まれ育った私にとって歌舞伎町は小学校の学区だったのですが、私が着任するころは、とても人が住むような状況ではなくなってきてしまったというところがあります。犯罪をゼロにするというのはなかなか難しいですが、このまちに来た人が不快な思いをしない、あるいは犯罪に巻き込まれない、そういう環境をこのまちで実現したいと思っています。
16	Ⅲ	6	職安通り、税務署通りから青梅街道に道路がつながっていると聞かされたのですが、コミュニティバスができれば、また、お風呂屋さんがつくれないようでしたら、コミュニティバスを利用してお風呂屋さんに行けるとか、そういうことも1つの案だと思うのだが、その辺の考えを聞かせていただきたい。	E バスの事業者に対して、路線の改善点についてお伝えできますので、引き続きご意見をいただきたいと思います。
17	Ⅲ	9	カラスよけネットの出しっぱなしにしているのをあちこちで見かけるのだが、ネットは区のものであり貸与したものが適切な利用ではない場合回収すること、公道の占有に当たり道路占有許可の申請が出されていないことの2つの理由で、私は直ちに撤去が可能と思われる。 各戸収集は、それだけでは収集コストはふえるかもしれませんが、家庭ごみを有料化すれば、ごみの減量が進み、全体としては区民と行政の負担は減る可能性もある。カラスよけネットの取り扱いとごみの各戸収集に対する区長のお考えをお聞かせ願いたい。	D カラスよけのネットについて、得られている効果と、管理の仕方がよくないという課題についてのバランスをよく踏まえて、区内全域のあり方を検討していきます。 各戸収集を行うということは、新宿の道路事情などから、近い将来ということでは非常に難しいという認識に立っておりますが、マンション建設の際には、部屋数に見合った集積所をつくることを指導させていただいています。
18	Ⅲ	14	答申では、「生涯学習と人材交流ネットワーク」という項目が入っていたが、人材の育成が私は重要だと思っていて、そこの人材育成のところをなぜ省かれたのかということの説明をお願いしたい。	F 生涯学習・地域人材交流ネットワークにつきましては、一定程度の活用が進んできていることから、ご指摘のとおり、基本計画素案では記載していません。また、合わせて、第三次実行計画では計画事業として生涯学習・地域人材交流ネットワークを位置付けておりましたが、第一次実行計画では経常事業化させていただきましたが、今後とも、生涯を通じて学習、スポーツが学べる場の提供、環境整備は引き続き行っていきたいと考えています。
19	Ⅳ	1	新宿区の入札と発注方法についてですが、新宿スポーツセンターの改修工事のうち、特定天井改修工事と機械設備工事において応札が1社であった。東京都は1社入札なら入札をやり直すと言っている。新宿区は1社入札でいいと思っているのか伺う。 また、工事の発注の方法が悪く、その結果工事の質が低下しているように思う。スポーツセンターの吊り天井が撤去されて反響がひどくなった。また、天井にあった照明の光源が移動した上に、今まで水銀灯だったものを新しいLED光源に変えたため、水泳中、息を継ぐときに光源が目に入ってまぶしく、残像が残るようになった。	F 東京都で1社入札は認めないという方針を打ち出しておりますが、今後、その経過を見ていかなければならないと思っております。東京都がタイムリミットのある仕事に1社入札を認めないという方針を貫いた場合に、どうことが起こるのか、社会にどのような影響を与えるのかも踏まえた上で、新宿の今後のあり方については考えさせていただきたいと思っております。 工事の質の低下については、LEDは目に厳しいのではないかという意見も中にはあります。一方でLEDに切りかえることによって、従来得られていた明るさに対して、使っている電力が10分の1に減っています。その点につきましても利便性、利点というのがありますので、使う場所とその効果が一番良い組合せを考えたいと思っております。
20	Ⅴ	2	職員の能力開発や意識改革を基本計画に入れているのが、職員の方々がモチベーションを高く持っていきいきと仕事をされるのが、好感度につながってくると思うので、区長として、新宿区の職員にどういった志を持って業務に組んでもらいたいと思っているのか伺う。	F 仕事で悩んで、最終的にメンタルの病気になるってしまう職員が少なからず発生しています。深刻化しないように、管理職を初め、職員同士の横のつながりでバランスを崩した人になるべく早く気づけるように努力をしていきたいと思っております。 同時に、労務管理の面では、一定数以上の休暇を取れるようどう工夫をしていくかを考えています。また、仕事の達成感を感じることでバランスが保たれる部分もあるので、達成感をどこに見いだせるかについて人材育成センターでの研修などで伝えていきたいと考えています。私も、なるべく職員と直接話をする機会を持つとともに、職員が抱えている悩みを取り除いていく工夫をしていきたいと思っております。
21	Ⅴ	2	未曾有の想定外の事態や、これからのグローバル化した社会に対応するためには、現行の区の組織を横につないで連携するという、区自体の機動力の向上や、コーディネーション力が要求されると思うので、今後を含めてどうぞ頑張ってください。	D 横軸が大切だということで、区役所は縦割りの組織だというのが、どうしてもイメージとしてございます。区では、色々な部署を回る人、専門的にずっと同じ部署にいる人など、様々な人材を育成しています。幅広い知識や、それぞれの部署に対する土地勘を持てるようになるための、人事配置や人材育成センターでの研修などを通じ、さまざまな仕事のスキルを身につけていけるよう取り組んでいます。

No.	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
22	V	2	<p>広聴という区役所の中にある組織の問題について申し上げます。大久保特別出張所長には、尽力いただいているが、特別出張所の所長というのは、とても忙しい。来年度は退職者が普通よりも多く出ると伺っているので、もう少し耳と足を、より地域に近いところを持っていてはどうかというふうに思っている。多忙な所長の受け皿やアウトリーチをするための受け皿をつくってあげたらどうかと思う。来年度もしそういうことができるなら、考えていただきたい。</p>	D <p>出来事が発生した際には、相手が言わんとしていることの趣旨をまず理解するという、やはりコミュニケーション能力がなくてはいけないと思います。職員も色々なことを経験しながら一人前になっていって、皆様のお役に立てるような人材になっていきたいと思いますので、今後もう少し長い目で育てていただければありがたいと思います。人材育成に関しては、計画的・長期的な展望を持って、まちを熟知した職員がきちんとまちの中で役割を果たしていく、そういういい循環をつくっていききたいと思います。</p>
23	V	3	<p>特定指定道路とそうでないところで、耐震化に差がある。以前、問合せのため区役所に行った時には私たちの管轄ではないと回答があり、都に行った際にも対応してもらえなかった。</p> <p>区と都と国との間で、どのように連携していこうと考えているのか。もう少し上手く連携できるのではないのか。</p>	E <p>国や都との関係について、国や都が前向きなことについてはスムーズに話が進みますが、そうでないことは連携がうまくいかないことがあります。しかし、具体的な事例やデータを積み上げ、これまでも国や都を説得しながら1つずつ進んできました。</p> <p>今後、財源も含めて、どのような支援が得られるのか、国や都に対して粘り強く話をしていきたいと考えています。</p>
24	その他	-	<p>パブリック・コメントによる意見募集の締め切りが早過ぎるので延長して欲しい。</p>	E <p>8月25日から9月25日までの1カ月間で、進めさせていただいています。</p> <p>こちら紙ベースで提出いただいても構いませんし、ホームページから直接意見を寄せていただくこともできます。</p>
25	その他	-	<p>現在新宿区では、いくつもの計画を策定しているが、地域説明会とパブリック・コメントが両方実施されるものはいいが、何も実施されない計画が幾つもあり、議論が深まらない。区民が区長と同じように区政全体のことを考えて自分の意見を主張する必要があると考えるが、区長は区全体の立場から考えるために日々どのような努力をされているかお聞きしたい。</p> <p>10年間の基本計画に同期して各計画を策定しているが、時期をずらして策定の議論をすれば、いくつもの計画の素案を同時に議論するというようなことは避けられると思う。</p>	E <p>議論の時間が足りなかった点についてはお詫びを申し上げます。説明会が多数開催されると、住民の皆さんも時間をつくるのが困難になってきます。そういう意味では、パブリック・コメントは、意見を落ち着いて言える機会でもあるので、併用しながら、区民が納得する方法を考えていきたいと思っています。</p> <p>また、区民の生活や区政のあり方について知るため、区民と話しをする機会を持つとともに、区政全般に係る研究を重ねたり、区内の視察をしています。区内全域を知り尽くしているわけではないため、今後もより一層の努力をしていきたいと考えています。</p> <p>また、複数の計画を同時に策定すると、議論が深まらないとの指摘ですが、区にとって最上位計画の基本計画のもとに、さまざまな分野ごとの政策を立てていくため、個別計画を策定することとなっています。そこで、昨年度に事前の調査やアンケートを実施しました。関係者や当事者の意見を聞くことが必要な計画は、別な形で実施しました。当事者だけではなくて、広く区民の意見を反映できる手法について、研究していきたいと思っています。</p>
26	その他	-	<p>投票が出来る18歳になる前の段階で選挙に関心を持ってもらえるような活動は何かしているのか。また、投票率を上げる努力をしていただきたい。2つほど提案があり、1つ目は、投票するともらえる投票済証を持ってきた人には割引をするカフェがあったり、お子さんも連れて一緒に投票に行きやすいように、投票済証に子どもが興味を持つような絵を印刷するのはいかがか。2つ目は、防災無線で「きょうは投票日です」のような呼びかけはできないのか。</p>	D <p>今、小中学校で、選挙を体感してもらう授業をしていただいています。中学校では、生徒会選挙のときに実際に選挙で使用している投票箱を貸出し、18歳になったら自分の考えに基づいて投票するという意識をってもらうようにしています。小学校では、6年生の最後の給食の献立を投票で決める体験してもらう授業をさせていただいています。</p> <p>投票済証につきましては、どのように工夫出来るかということを考えてみたいと思います。</p> <p>また、防災行政無線については、防災情報の放送であることを踏まえ、東日本大震災以降少し控えているところです。</p> <p>広報車等については、活用しているものの、苦情が増えているため、音量を抑えています。投票日がきちんと伝わるように回数や音量を工夫する方法もあると思いますので、そうしたお話しを含めて、選挙管理委員会に意見としてお伝えします。</p>
27	その他	-	<p>中山区長の時代にあったのだが、議会で各地を回る。今回も、区内各地の現地視察を順番に行ってはいかがか。</p>	C <p>区の各地を回るということにつきましては、私も常々心がけて各地域を回らせていただいています。また、土木と建築の専門職としての副区長も昨年任命いたしまして、熱心に現場を見て回っています。都内のさまざまな開発の事例、国土交通省での経験などもございますので、その辺の手法も踏まえて、この地域ではどういことができるか、この地区には何が足りないか、そのようなことを認識しながら見聞を深め、今後も積極的に行っていきたいと思っています。</p>

No.	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
28	その他	-	特別徴収か普通徴収かを誰が決定するのか厚労省に尋ねたところ、そこはグレーゾーンだそうである。介護保険で介護保険料が特別徴収されるというのは、区の介護保険料は議会を通して料金まで決めるのだから、地域の自主性と法律的な問題とがバッティングしてしまうということがあるのではないかと思う。LGBTの方々の問題や民泊の問題など、当然現行の法律とぶつかるといことは起きてくるだろうと。ぜひ行政ADRのようなところをつくって、早目早目に始めていただけたらいいと思う。	D 特別徴収と普通徴収の件でございますが、私は特別徴収が妥当であろうと考えておりますので、現在一般的に行われていることとの乖離はないと考えております。民泊については、かなり新宿の意向が組み込まれた法律になりました。行政のADRにつきましては、今のところそういう動きが国のほうで見られておりませんので、今後必要を感じた場合には、要望を伝えていきたいと思っております。  【補足】 介護保険では被保険者の希望で徴収方法を変更することは認められていません。
29	その他	-	過去に、心理士や指導員から否定をされたり、厳しい言葉を浴びせられることで身体に影響があった。心臓が悪くいろいろな面でサポートが必要なため、人を否定しないような、老若男女問わず安心できるような制度をつくってほしいと思う。また、年齢制限のないイベントの開催も希望する。 区政情報課の方には、人の気持ちを配慮の上対応してもらえように伝えていただきたいと思う。	E 心理士や区政情報課など、区にかかわる人の接遇に対しましては今後も細心の注意を払うように伝えていきたいと思っております。 また、イベントの年齢制限につきましては、イベントの特性上年齢制限が必要な場合があるかもしれません。場合によっては参加できるようなもの、見学は可能なものなど、様々なイベントがあると思っておりますので、その都度相談をして下さい。きちんと丁寧にお答えができるように各部署には伝えておきたいと思っております。
30	その他	-	パブリック・コメントというのはどういう意味なのか、説明していただきたい。 また、様々なところで提出されていると思いますが、例えばコメントの提出が少ないとか、その課題があれば聞きたい。	F パブリック・コメントは、どのようなご意見をいただくのも自由で、基本的には「公としてはこうやったほうがいいんじゃないか」「一般論としてこうじゃないか」「確かに総論としてはこうだけれども個別の案件としてはこういうことがあるんじゃないか」などのご意見をいただき、それについて区が、「こういうご意見いただきましたが、こういうことです。こういうことを改善します」などと回答をする仕組みとして今、運用しています。誰か個人の願望ではなく、公の意見として頂戴をして、公の答えとして返している形です。 困り事については、多くのご意見を頂いています。類似した意見があった場合には、「こういう意見が何件ありました」とか「それについてのお答えはこうです」というまとめ方をお答えをして、公表しています。 個人的な意見であれば、区民意見システム等の仕組みがありますので、その中でお返しをしています。その違いをご理解いただくのが難しい場面もありますので、なるべく事前に、パブリック・コメントの趣旨をお伝えできるように努力をしていきたいと思っております。
31	その他	-	ロイヤルパークス北新宿の件で、私道でのタクシー乗降や宅配デリバリーは禁止としているが、なかなか守ってくれない。また、ロイヤルパークスの住民が置く場所でないところへゴミを置いたり、住民の方の犬が結構近所迷惑をかけていることがあり、できるだけガードマンや管理人を増やして、そういう住民を口頭で注意してほしいと大和ハウスをお願いしているが、できないということであった。私道が大分傷んでおり、区にも2回ほど修理をお願いしているが、今、住民の負担で下水管の工事や道路の舗装をしている。ワンルームのマンション条例では、10時から6時までは静かにしなさいとあるが、ガードマンや管理人に関しては全然規定がないので、新しく新宿で規定をつくって欲しい。	D 私道部分を一般車両が通行することについての交通規制に関しましては、ルールがあって、それが無視されているということであれば、交通管理者（警察）のほうに伝えておきたいと思っております。不法投棄や犬が近隣にご迷惑をかけている事実に関しては、チェックをさせていただきたいと思っております。条例がつかれるかどうかということにつきましては、法的な権限の中で、どのようなことができるかは検討のひとつかなと思っております。新宿区内には、たくさんマンションがありますので、事実などを確認をした上で、新宿全体として、どういうルールがふさわしいのか考えてみたいと思っております。  【補足】 なお、ワンルームマンション条例では迷惑行為の禁止に関する事項の定めはありますが、時間帯は規定しておらず、また総戸数に応じて管理人の駐在に関する規定はありません。ロイヤルパークス北新宿では管理人は常駐です。
32	その他	-	西武新宿線中井駅北口近隣の広場について、防犯カメラや信号機をいつ設置していただけるのか教えて欲しい。	F 信号につきましては、区に権限がないため、警視庁の対応になります。警視庁も年間限られた台数しか信号機のつけ替え、あるいは新設をしていないというのが実情なので、その中で優先順位をどの程度まで引き上げられるかということになります。今後も、警視庁に粘り強く伝えていきたいと思っております。
33	その他	-	区長トークはすべての地区でこのような形式でやっているのか。皆さん書類を落としているので、この人数ならば机を出してもいいのではないかと思った。スライドを見ているときに、冊子と照らし合わせたら、もう少し深い質問ができたのではないかなと思う。	E 予約制ではないので、会場によって人数が読めないところがあり、こうした形式をとらせていただいています。その点については、例年の参加者数のことも加味しながら、会場によって少し検討させていただければありがたいと思っております。

## 5 新宿区第一次実行計画（素案）に関する パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

平成 29 年 8 月 25 日（金）から 9 月 25 日（月）にかけて実施した、新宿区第一次実行計画（素案）に関するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

○意見数 240件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【基本政策】 【個別施策】 【計画事業】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。（番号のみを掲載していますので、該当する基本政策・個別施策・計画事業は、施策体系表（P6～10）でご確認ください。）
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	いただいたご意見について、素案の施策の方向性に関するものについては、区の考え方を示しています。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～G の分類については、実施結果概要（P1～4）をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
1	計画全般	-	-	新規事業37のうち、20の計画事業（10,13,23,27,30,34,38-②,54,67-③,72-③,80,89,98,100,106,107,108,110,111,112）に事業費の計上が見られない。	F ご質問に回答します。 事業費が計上されていない事業については、現在積算中のため素案の段階では事業費が未計上のものもあります。また、民間の活力の活用により区としての事業費を計上しないものや、調整や検討となっているものなどがあります。 なお、ご指摘の事業のうち新規事業は、計画事業番号10、23、34、80、107、110、111、112の8事業です。
2	計画全般	-	-	事業計上されている新規事業の予算規模は、418億の3.3%である。基本計画、まちづくり長期計画の審議で議論された重要施策が、この規模で展開されていくとは到底思えない。今後の見直しをお願いしたい。	E ご意見として伺います。 新規事業の中には、現在積算中のため素案の段階では事業費が未計上のものもあります。 適切な経費の見積りを行い、重点的・計画的に事業を推進していきます。
3	計画全般	-	-	H30～H32年の3か年の第一次実行計画が示されている。H19年策定総合計画では、4か年の第一次実行計画が提示された。両者の計画期間の差は何か。また今回の計画期間を3年とされた理由は何か。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えるとともに、少子高齢化などの課題に対応する期間として、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3年間を計画期間としています。
4	計画全般	-	-	H30～H32年の3ヶ年の第一次実行計画の総事業費は、418億。これに対しH21.1ローリング見直し後の第一次実行計画のH20～H22年3か年の事業費は、640億円（15,387+21,103+27,544百万円）である。今回の第一次実行計画の総事業費は、少なくないか。圧縮された理由は何か。	F ご質問に回答します。 財政収支見通しでは、実行計画の事業費が以前と比べて低くなっています。これは、平成29年度までに完了した事業があることや、経常事業化した事業があること、新実行計画の積算中のため今後計上する経費があるためです。 適切な経費の見積りを行い、重点的・計画的に事業を推進していきます。
5	計画全般	-	-	各計画事業の表に外部評価書の様に個別計画名を記し、個票の統一を図ると共に、当計画事業の根拠が分かる様にしてほしい。	E ご意見として伺います。 第一次実行計画では、各個別計画と整合を図りながら、計画的かつ優先的に取り組んでいく事業を計画事業に位置付けて年度別の事業費を計上しています。 第一実行計画には、各計画事業に関連する個別計画は掲載しませんが、行政評価を実施する中で、事業の根拠となる関係法令や個別計画、目標の達成状況、事業経費の実績等を示したうえで適切な評価を行い、結果を公表していきます。
6	計画全般	-	-	計画事業費の構成比が10.1%である。新宿区第一次実行計画ローリング（H21～23）H21.1では、H20,H21,H22で12.0%、16.6%、20.9%である。 ・計画事業が重点施策として予算付けされると思うが、低くないか。重点配分されていると思わないので、再考してほしい。 ・重点的な予算付けができない、他の理由、例えば義務的経費が多くなっている等の理由を示してほしい。	F ご質問に回答します。 財政収支見通しでは、実行計画の事業費の構成比が以前と比べて低くなっています。これは、平成29年度までに完了した事業があることや、経常事業化した事業があること、新実行計画の積算中のため今後計上する経費があるためです。また、以前と比較して、義務的経費（特に扶助費）が多くなっていることも、実行計画の事業費の構成比が低くなっている要因でもあると考えます。
7	計画全般	-	-	表中に「特別会計計上分」と記されている。 ・「特別会計」を脚注に説明してほしい。何の特別会計あるいは基金を使用されているか記してほしい。 ・P7の脚注の国や都からの補助金、基金は、どの歳入項目に入っているか、脚注に示してほしい。	E ご意見として伺います。 財政収支見通しは、計画事業期間中の財政収支を推計することで、計画事業と区財政の関係を明らかにすることなどを目的に掲載したものです。 また、計画事業費総括表は、計画事業費総額及び充当される一般財源総額を明らかにすることを主な目的として掲載するものです。 このため、特別会計の内訳、特定財源の内訳については、毎年作成する「予算の概要」に掲載します。
8	計画全般	-	-	別途「財政の概要」等を参照しなくても理解できる様に、「推計の内容」に係る各項目の脚注説明でなく、義務的経費、扶助費、投資的経費等の説明を本書にも是非入れてほしい。	E ご意見として伺います。 財政収支見通しは、計画事業期間中の財政収支を推計することで、計画事業と区財政の関係を明らかにすることなどを目的に掲載したものです。どのように推計したかを簡略に説明するために、推計の方法に内容を絞り、掲載しています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
9	計画全般	-	-	P129以降に「経常事業」が記載されている。予算の款項目節は多岐にわたるが、P4に表す事は可能か。別表を添付してほしい。	E ご意見として伺います。 経常事業については、計画事業とあわせて体系的に整理することで、区が実施する施策や事業の全体像を明らかにするために、事業の一覧と概要を掲載しています。個々の経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定しています。また、財政収支見通しは性質別に増減見込みを推計しています。
10	計画全般	-	-	新規計画事業の目標値は、どのような過程、審議を経て策定されたのか記してほしい。	E ご意見として伺います。 計画事業の指標は、毎年の行政評価により達成度を適正に評価できるよう、これまでの外部評価の指摘も踏まえ、事業の活動とその結果を測る「活動指標」、または事業を展開した結果、区民の生活、意識、行動等がどう変化したかを測る「成果指標」を設定することを原則としています。指標及び目標値の設定に当たっては、行政評価の所管部署が計画事業の所管部署と調整を図りながら、今後見込まれる事業の実績や伸び率などを踏まえて設定しています。
11	計画全般	-	-	新宿区基本計画（骨子案）P2に「新たな総合計画」は（4）区民等と行政、それぞれが果たすべき役割が見える計画とする。（素案と同じ）それについて区民の方から、それをつなげる制度設計が見えませんかという意見に対して、（冊子）新宿区基本計画（骨子案）に対する「パブリック・コメントでの意見要旨と考え方」にある考え方（P10連番38）はそれぞれの役割をつなげる方法としては、官民一体となった協議会や、区民や事業者などへの事業助成などあり、具体的には個別計画や実行計画等で取り組むこととなります。」とある。では官民一体となった協議会や区民や事業者などへの事業助成とは具体的に新宿区第一次実行計画（素案）の計画事業番号を掲げて説明してほしい。	F ご質問に回答します。 区の推進にあたっては、区民・事業者・区（行政）の連携・協働が不可欠です。事業の実施にあたっては、様々な方法で、事業者の方々や区民の皆様の協力を得ながら、取組を進めています。 例えば、計画事業「54 多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」における「防災イベントの実施」については、協働事業としてNPO法人と連携し、企画から運営まで、その専門性を活かしながら事業者とともに実施しています。また、計画事業「68 地区計画等のまちづくりルール策定」においては、地域住民との協働によりまちづくり活動を行うとともに、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めています。官民一体となった協議会としては、計画事業「67 ① 地域活性化プロジェクトの推進（賑わいづくりと新たな文化の創造・発信）」における「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」や、計画事業「84① ごみの発生抑制の推進」における、「3R推進協議会」などがあります。
12	計画全般	-	-	・計画事業と経常事業は一体的に議論し、考える必要がある。 ・経常事業の予算が示されていない。 実行計画には115計画事業が示されている。計画事業を考えれば、新宿区の事業を理解できると思っていたが、予算的にはもっと大きい経常事業があることを知った。 経常事業に関しては実行計画（素案）の「（5）区の施策・事業の全体像」に561（＝676－115）の経常事業の名称が示されているが、予算、金額は書かれていない／過去の実績を示すべきである。	E ご意見として伺います。 第一次実行計画は、計画的かつ優先的に取り組んでいく事業を計画事業に位置付けて年度別の事業費を計上しています。加えて、区の施策・事業の全体像を明らかにするため、経常的に実施する経常事業も併せて一体的に示した一覧表を掲載しています。 計画事業、経常事業は共に、予算編成の過程において総合的な視点により精査を行っています。第一次実行計画には、経常事業の予算額及び過去の実績額については掲載しませんが、予算・決算として公表していきます。
13	I	1	1	第一次実行計画（素案）P.15 「1生涯にわたり心身ともに健康で…」1の計画事業概要に「そのためスポーツ施設利用料・照明代等を近隣区並みに軽減します。また高齢者・障害者の施設利用料を軽減し健康づくりを応援します。」を加えること。1②目標に「食育サポートのための人材育成 100人」を追加してほしい。	E ご意見として伺います。 区有施設の利用料等については全庁的な受益者負担の考え方に基づき設定されています。軽減等についても全庁的な整合を図りながら検討していきます。 また、地域における食育を推進するため、区では食育ボランティアの登録・育成を行っています。食育に関する具体的な取組や目標については、平成30年3月策定予定の「新宿区食育推進計画」において記載していく予定です。
14	I	1	1	第一次実行計画（素案）p.16 「ウォーキングマップの作成」を「普及・改善」に変更してほしい（今年度作成済み）。	E ご意見として伺います。 ウォーキングマップは、平成29年度に作成したものを、計画期間内に必要な修正をするなどして作成を継続し、普及していく予定です。
15	I	1	2	新宿区基本計画（素案）P12の3.施策の方向性<ライフステージに応じた健康づくりの推進>のところに、高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策等を推進とある。では新宿区第一次実行計画（素案）の計画事業番号を掲げて、説明してほしい。	F ご質問に回答します。 高齢期のフレイル対策については、計画事業「2 高齢期の健康づくりと介護予防の推進」において具体的に展開していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
16	I	1	2	第一次実行計画（素案）p.16 2の計画事業概要に「地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができる」の後に「よう場を確保し」を挿入してほしい。	E ご意見として伺います。 今後地域全体で、健康づくりや介護予防に取り組むためには、区民の方の主体的取組が重要であると認識しています。そのため、できるだけ地域の身近な場所で健康づくりや介護予防の取組を実践することができるよう支援していきます。
17	I	1	3	第一次実行計画（素案）p.17 3に枝事業②として、「禁煙教育の推進」として「受動喫煙の被害、喫煙による影響などをあらゆる機会をとらえて啓発します。小中学校には出前講座などを実施します。」を加えてほしい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、禁煙支援の実施や喫煙による健康影響に関する正しい知識の普及啓発が重要であると認識しており、平成30年3月策定予定の「新宿区健康づくり行動計画」に、区の取組の方向性として明記する予定です。
18	I	1	3	第一次実行計画（素案）P17 「3生活習慣病の予防」③として、「がん対策の推進 ガン検診の受診率向上のため、検診費用の助成を拡充します。またがん患者の支援のため、年齢・余命に関係なく入院及び生活の援助を行います。」を加えてほしい。	E ご意見として伺います。 がん検診費用については、区民が引き続き検診費用の1割程度の自己負担でがん検診を受診できるよう支援していきます。また、生活保護や非課税世帯の方へは、費用免除の制度も継続していきます。受診率の向上については、個別の受診勧奨・再勧奨などの取組を強化していきます。 また、がん患者への支援については、引き続き「がん療養相談窓口」や保健センター等において、医療や介護の相談支援を行っていきます。
19	I	1	その他	がん対策の推進の事が記されている。「本個別施策に該当する計画事業」に対し「挿入文」のあるものと、単に計画事業名と番号のみを記載したページから見られる。同じ様な記載方法に統一できないか。	E ご意見として伺います。 「がん対策の推進」など、区が定期的に実施する事業や取組のうち、個別施策を支える主な事業や取組については、施策体系に位置付けるとともに内容を記載しています。
20	I	1	その他	心臓病の人を大切にす対応	E ご意見として伺います。 生活習慣病対策の中で、心臓病の基礎疾患となる糖尿病や高血圧等の発症予防・重症化予防について取り組んでいます。具体的には、平成30年3月策定予定の「新宿区健康づくり行動計画」において推進していく予定です。 心臓機能障害で身体障害者手帳を交付されている方は、各種福祉サービスを受けることができます。また、援助を必要とする障害のある方が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするための「ヘルプカード」を配布しています。
21	I	1	その他	高い国民健康保険料を払っているのになぜ高額な医療費を払わなければならないのか。なぜ命に直結する社会保障費を削って、軍事費を増やすのか。せめて、国民健康保険料を下げてほしい。安心して病院にも行ける、お金の心配をしないで治療をうけられる。これが行政の責任ではないか。	E ご意見として伺います。 国民健康保険は、医療費を、公費と被保険者が支払う保険料及び患者負担で支える仕組みとなっています。 保険料については、高齢化等により医療費が上昇するなかで、引き下げは困難な状況です。 また、国民健康保険の加入者は、基本的に医療費の3割を支払うだけで、保険診療を受ける事ができます。 さらに、月ごとの自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分をあとから支給する高額療養費制度により、患者負担が過度にならない制度となっています。
22	I	1	その他	（素案）P129経常事業食育の推進（No21）のところに「新宿区食育推進計画」と新宿区基本計画（素案）P13 3.施策の方向性の食育の推進のところに「学校食育計画」の関係の説明してほしい。	F ご質問に回答します。 区における食育を推進するため、食育基本法に基づき「新宿区食育推進計画」を策定しています。教育委員会では、「新宿区食育推進計画」を受け、区内の幼稚園・子ども園、小・中・特別支援学校に通う子どもたちの「食育」の目標を発達段階に応じて示した「学校食育計画」を策定し、その計画に基づき、各学校・園において取組を実施しています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
23	I	1	その他	新宿区基本計画（素案）P12の3.施策の方向性<健康づくりの推進>では、男女それぞれの特性を踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりが行えるよう、対策等を推進していきます。とある。また、（冊子）新宿区基本計画（骨子案）に対する「パブリック・コメントでの意見要旨と考え方」にある考え方（P12連番53）は「具体的な内容については、個別計画や実行計画で示すべき事項と考えます。」とある。では新宿区第一次実行計画（素案）の計画事業番号を掲げて、説明してほしい。	F ご質問に回答します。 ライフステージに応じた健康づくりについては、平成30年3月策定予定の「新宿区健康づくり行動計画」において具体的な取組を記載します。
24	I	1	その他	新宿区基本計画（素案）P13の3.施策の方向性<歯科保健対策>と（冊子）新宿区基本計画（骨子案）に対する「パブリック・コメントでの意見要旨と考え方」にある考え方（P12連番58）は「若年期からの歯周病対策を充実させ、歯の喪失を防ぐための8020運動を推進することとしています。」とある。では新宿区第一次実行計画（素案）の計画事業番号または経常事業の記載の番号を掲げて、説明してほしい。ただし、「具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。」とある。では新宿区第一次実行計画（素案）策定の際に、検討してみたかどうか、説明してほしい。	F ご質問に回答します。 若年期からの歯周病対策を充実させ、8020運動を推進することについては、第一次実行計画（素案）「（5）区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」のP129・P130に記載されている経常事業No.22・No.23・No.24においてすでに実施しています。その中の歯科健康診査は、20歳以上のすべての区民を対象としており、受診と適切な口腔ケアの方法の普及啓発などにより、若年期からの歯周病対策を実施しています。 なお、平成30年3月策定予定の「新宿区健康づくり行動計画」において、具体的な取組を推進していく予定です。 また、第一次実行計画（素案）では、計画事業「6 乳幼児から始める歯と口の健康づくり」（P18）において、乳幼児期・学齢期を対象としたむし歯や歯周病対策を検討しています。
25	I	2	7	（素案）P19 2住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進として7高齢者総合センターの機能の充実の計画事業概要のところにある「地域包括ケアシステム」がどんなものか、具体的に示されなければその施策の方向性が理解できないと考えるので、コラム的でもかまわないので掲載してほしい。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 第一次実行計画（素案）「（5）区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」（P130～132）の個別施策「2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」に記載の計画事業と経常事業全体が、区が目指す地域包括ケアシステムであると考えています。 なお、平成30年3月策定予定の「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」では、重点施策等の冒頭に、区が目指す姿を事例として掲載していますので、そちらも併せてご覧ください。
26	I	2	9	（素案）P20 9「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくりの年度別計画にある「・75歳以上高齢者の安否確認の実施」は29年度に実施して31年度に実施する予定と考えてよいのか。説明してほしい。	F ご質問に回答します。 「75歳以上高齢者の安否確認」は28年度に実施しました。次回は31年度に実施する予定です。
27	I	2	9	（素案）P20 9「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくりの29年度末の現況（予定）のところにP113（4）計画事業の主な指標と同じように「・ボランティア年間活動者数延べ5,500人」を追加してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画（素案）の「計画事業の内容」（P15～104）に記載の「29年度末の現況（予定）」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」（P113～125）の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。
28	I	2	10	第一次実行計画（素案）P.20 「地域支え合い活動」の推進については、国が支え合いの名の下に公的責任を後退させる狙いがあり、そうした国の政策を推進することなら削除すべきである。また、「〈仮称〉新宿区立薬王寺地域ささえあい館」は地域住民の反対にもかかわらず薬王寺ことぶき館のお風呂をなくして地域ささえあい館に転換するもので、問題である。この間、そもそもこの施設の名称も何度も変更され、ことぶき館もようやく定着したところでまた新たに施設の名称を変更することにも違和感がある。	E ご意見として伺います。 区の高齢者人口は、特に75歳以上の人口の割合が将来的に大きく上昇すると予測され、単身高齢者についても、さらなる増加が見込まれています。高齢者を取り巻く環境は今後急速に変化するため、地域による高齢者の見守りが一層重要となります。このため、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進するとともに、活動の拠点として、平成30年2月に「薬王寺地域ささえあい館」を開設します。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
29	I	2	11	第一次実行計画（素案）p.21 「地域密着型サービスの整備」、「特別養護老人ホームの整備」、「ショートステイの整備」については、既に決まっている計画の他にも必要なサービス量を確保できるよう区として数値目標を掲げること。“民設民営による整備促進“を”公設を含め整備促進”に変更、整備目標数を増やしてほしい。	E ご意見として伺います。 特別養護老人ホーム、ショートステイの整備については、区内に特別養護老人ホーム等の建設に適した規模の土地が少ない状況の中、整備が可能な公有地がある場合には活用を検討し、整備可能な土地として活用することになった時点でお知らせしていきます。なお、市谷薬王寺町及び払方町の国有地において、施設整備に向けた事業者選定を予定しています。市谷薬王寺町では特別養護老人ホームとショートステイ、払方町では認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護を障害者グループホームとの併設で、運営事業者の公募をする予定です。また、整備主体については、区が補助金により民間の施設整備を促進することで、優れたサービスが提供できると考えています。
30	I	2	11	今後3年間で特養ホームが一施設しか増えない。どうか年金で入れる施設を創ってほしい。また認知症は自分では気付かない。それを周辺でみつめる、見まもる地域力の育成が必要になってくると思う。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 特別養護老人ホームについては、公有地などの建設に適した土地を活用し、整備を進めていますが、平成31年7月開設予定の富久町国有地での整備のほか、市谷薬王寺町国有地に特別養護老人ホームの整備を対象とした事業者公募を行う予定です。また、区が入所調整している特別養護老人ホームには、多床室のホームと個室のホームがあり、経費も異なります。そのため、申し込まれる方には、個々の状況にあった施設をご検討いただいています。また、認知症に対するご意見の趣旨は、計画素案1-2-12「認知症高齢者への支援体制の充実」に記載されています。高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症サポーター養成講座の実施等を通じた、地域における積極的な普及啓発に取り組んでいきます。
31	I	2	11	特別養護老人ホームの更なる建設をしてほしい。	A ご意見の趣旨を計画に反映します。 特別養護老人ホームの整備について、現在は富久町国有地を活用し、平成31年7月の開設に向けて整備を進めています。また、特別養護老人ホームには多くの待機者がいる現状等を受け、新たに市谷薬王寺町国有地での整備に向けて、平成30年9月頃に事業者公募を行う予定です。今後も高齢社会の進展を踏まえ、引き続き、整備が可能な公有地の活用について検討していきます。
32	I	2	その他	夏のエアコンの援助と、シルバーパスの利用者が広く誰にでも利用できるよう課税によって多額の支払い人がいるが、中間にたとえば3,000円の人、5,000円の人など配慮してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 夏のエアコン援助については、生活保護受給者への支援として、夏季の特別な需要に対応するため、夏季加算の新設を東京都を通じて国に要望しています。シルバーパスについては、東京都の制度であり、いただいたご意見は東京都の所管部署に伝えます。
33	I	2	その他	介護保険のことで、要介護1と2が国から外された。私は要支援1であるが、今まで払った介護保険料はどうなるのか。	F ご質問にお答えします。 特別養護老人ホームの入所対象者は、平成27年度よりこれまでの要介護1以上から原則要介護3以上の方に変更になりましたが、在宅のサービスには要支援1の方も利用できるサービスが各種あります。介護保険は、40歳以上の皆様が保険料を納め、介護が必要になったときに利用できる制度です。納めていただいた保険料は、国や自治体の公費とともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。
34	I	2	その他	もうすぐシルバーパスが受給されるが、現在は1,000円と20,510円の2段階である。課税金額によって決まる様だが、負担額が多く、利用しにくい。3,000円という金額もあと少し楽になり、利用する人が増えると思う。3,000円も設定してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 シルバーパスについては、東京都の制度であり、いただいたご意見は東京都の所管部署に伝えます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
35	I	2	その他	<p>第一次実行計画（素案）P.20 新たに「高齢者が安心して暮らせる住まいの確保」を計画事業に加え、計画事業概要に、「安心して住み続けられる住宅を確保するため、区営住宅の増設や特定住宅の活用、高齢者への家賃補助、公的保証人制度の創設などを行います。」を追加し、具体的な事業を明記してほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 セーフティーネットとしての区営住宅は、人口に比して十分な量が確保されていると考えています。今後は、更新期を迎えた区営住宅の建替えの際に、行政需要や所有形態のあり方も含め、検討していきます。 特定住宅は、中堅所得者層の子育てファミリー世帯を支援することを目的として、15年間に限り供給している住宅です。そのため、特定住宅を高齢者などに提供することについては考えていません。 高齢者や障害者世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃等債務保証料助成制度や住み替え居住継続支援制度による助成事業を実施しているため、新たに家賃助成制度を創設する予定はありません。 連帯保証人が見つからず、入居が困難な方への支援として、行政が直接保証人となるのではなく、民間保証会社との連携で家賃等債務保証制度の助成等を行っています。</p>
36	I	2	その他	<p>地域交流館の活用コンセプト見直し 子育て世代が集える場所、地域活動の打合せ施設として早急な見直しが必要。シニアの活躍促進にも。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 P100の計画事業「110 高齢者活動・交流施設の機能拡充」において、「地域支え合い活動」を推進するため、活動の拠点となる高齢者活動・交流施設の機能拡充等を図るとしています。「新宿区立薬王寺地域ささえあい館」での活動を踏まえて、地域交流館、シニア活動館及び高齢者いこいの家「清風園」を対象に、機能拡充等を検討していきます。</p>
37	I	3	13	<p>年度計画では平成32年度までの3年間の事業費は計上されていない。区の方針の「民設・民営方式による整備」は、多くの民間の事業者が資金や人材の確保が難しく厳しい経営環境にあることを考えると早期の実現は困難と言わざるを得ない。 そこでこの事業への民間事業者の参入を促すには、やはり区が主導する支援が必要である。たとえば建設用地や建設資金を区で担う公設・民営方式の導入による整備を検討してほしい。 「入所施設から地域へ」は国の施策である。しかし地域の受け皿のひとつとなるグループホームの整備は進んでいない。また、現在は親と住んでいる障害者（とくに重度・重複の障害者）は、親が高齢化すると以前は遠方の入所施設を選択せざるを得なかったのが、近頃では地域移行の流れに沿ってグループホームを希望し待機しているケースが増えている。 障害者グループホームの設置促進について、区の方針は「民間任せ」に過ぎる。もっと積極的に取り組んでほしい。そうでないと障害者が新宿に暮し続けられる環境はなかなか実現されない。この3年間に整備に向けた事業費を計上してほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区では、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間による設置促進を支援していきます。 また、活用できる区有地や国、都所有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。 活用を検討中の払方町の国有地については、障害者グループホームを認知症高齢者グループホーム等と併設する方向で事業者を公募する予定です。 事業費については、施設の規模により、整備費用補助が異なるため、計画が具体化してから計上します。</p>
38	I	3	13	<p>障害者グループホームの設置促進について、民設民営方式の整備に補助を行い、促進を図っていますが、財政的に豊かな法人でなくては事業を行うことができません、新設が大変困難になっている。室内用リフトや入浴機器、エレベーターの設置も不可欠で、広いスペースが必要なため、ここ10年新規のグループホームの設置ができていない。 国や都も施設入所者の地域移行を推進しようとしている現状では、新たな入所施設の建設も難しいが、多くのニーズがあるため、地域でのグループホームの必要性はより大きなものとなっている。 区は、区立指定管理方式での障害者グループホームの設置も視野に入れて積極的にグループホームの設置促進を図ってほしい。 特に医療的ケアのある重度身体障害者のためのグループホーム設置について、平成29年からの都の障害者施策推進区市町村包括補助事業の医療連携型グループホーム事業による支援等も積極的に活用して、区主導でグループホームの設置促進を図ってほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 障害者総合支援法第5条第15項に定める身体障害者グループホームについても、区では、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間による設置促進を支援していきます。 また、活用できる区有地や国、都所有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
39	I	3	13	(素案) P114 (4) 計画事業の主な指標 13障害者グループホームの設置促進の29年度末の現況(予定)のところに「設置促進」は(素案)P23と同じように「グループホーム(知的)8所 グループホーム(精神)10所」に変更してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画(素案)の「計画事業の内容」(P15~104)に記載の「29年度末の現況(予定)」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」(P113~125)の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。 なお、指標については、直近の状況等を踏まえ、より適切な指標となるよう素案から見直しを行います。
40	I	3	13	知的8所、精神10所との記載があるが、身体グループホームの設置の検討もぜひお願いしたい。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 障害者総合支援法第5条第15項に定める身体障害者グループホームについても、区では、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間による設置促進を支援していきます。 また、活用できる区有地や国、都所有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。
41	I	3	13	身体障害者のグループホーム設置をお願いしたい。「ひまわりホーム」のような重度心身障害者でも入所できるグループホームの設置促進を望む。	B ご意見は、素案の内容に含まれています。 障害者総合支援法第5条第15項に定める身体障害者グループホームについても、区では、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間による設置促進を支援していきます。 また、活用できる区有地や国、都所有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。
42	I	3	13	第一次実行計画(素案)p.23「障害者グループホームの設置促進」については、民間任せではなく区立での設置も視野に入れた数値目標を掲げてほしい。	E ご意見として伺います。 区では、都の制度に整備費用補助を上乗せするなど、民間による設置促進を支援していきます。 また、活用できる区有地や国、都所有地があるときはグループホーム設置を視野に入れて検討し、社会福祉法人等に対して必要な情報を提供するなど、設置を支援していきます。 活用を検討中の払方町の国有地については、障害者グループホームを認知症高齢者グループホーム等と併設する方向で事業者を公募する予定です。
43	I	3	14	第一次実行計画(素案)p.23「障害を理由とする差別の解消の推進」については、精神障害者への障害者手当の支給や、手話言語条例の制定など具体的施策を計画に加えてほしい。	E ご意見として伺います。 心身障害者福祉手当制度は、東京都の条例と整合を図り実施しています。障害者への経済的支援は、一義的には国あるいは都の役割において広域的に行われるものと考えており、引き続き、東京都に対して財源措置等について要望していきます。 また、手話を言語として普及、研究することのできる環境を作るためには、自治体間で格差が生じないように国として法整備を行うことが重要と考えます。区では手話言語法の制定について働きかけていくとともに、今後の動向を注視していきます。
44	I	3	15	あゆみの家の改修工事については、定員拡充と医療的ケアを必要とする方の受入強化のための事業となっているが、改修工事を行う際に、利用者や家族、職員に過重な負担をかけないように配慮した計画であることを望む。 また新規に改修するスペースだけでなく、改修後のあゆみの家の機能が全体的に向上し、利用者の活動の場としてより一層充実するための工事となるよう、あゆみの家全体に対して使い勝手や不満がないか等点検し、計画に十分な検討を重ね、工事のための時間と事業費が発展的に使われることを強く希望する。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 あゆみの家の改修については、設計を行う段階で、利用者や指定管理者の意見を聞きながら、十分な検討を行った上で進めていきます。また、改修工事中についても、利用者への影響を最小限に留められるよう関係各所と連携し安全に配慮して実施していきます。
45	I	3	15	第一次実行計画(素案)p.23「区立障害者福祉施設の機能の充実」については、機能だけでなく施設の増設も含めた充実が必要なので、計画事業名を「区立障害者施設の充実」とし、生活実習所の移転新設や増設を具体化してほしい。	E ご意見として伺います。 あゆみの家については、必要な施設改修を行い、生活介護事業の定員を拡充します。また、高田馬場福祉作業所を多機能型事業所とする際に、定員拡充も含めて検討しています。なお、新宿生活実習所の施設の移転や大規模な改修は今のところ予定はなく、今後も現在の建物を活用していく予定です。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方	
46	I	3	その他	<p>保育所、特養、障害者施設と別個に建設するのではなく、1つの建物の中でそれぞれの階に設置するような事はできないのか。高齢者も幼児を見て元気が出たり一緒に草花を育てたり双方のボランティアになれるのでは。</p> <p>オリンピックで外国の方が新宿区障害者センターを見たら狭さと動きにくさに驚かれると思う。国立大学（東大等）に車椅子で行っても全く不便なく動けるのにセンターでトイレを使うと介護者の動く場所もなく、センター祭等車椅子では身動きも移動も困難である。災害の避難場所の学校は言わずもがなである。</p> <p>新宿区内の施設（区役所も！！）を高齢化社会に向けバリアフリーにしてほしい。インクルーシブな新宿区になるよう願っている。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、施設の複合化や共用化など様々な方法により、区民の皆様にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。</p> <p>障害者福祉センターには、車椅子の方もご利用可能な基準（2.25m）以上の広さを確保した多目的トイレを各階に整備しています。センター祭等の際には多数の方にご来場いただき、混雑でご不便をおかけすることもあるかと思いますが、安全にご利用いただけるよう配慮していきます。</p> <p>また、学校施設全般のバリアフリー化については、現状、十分とはいえないことも認識しており、それぞれの施設の状況を鑑みて、適切な措置を行ってまいります。</p> <p>区有施設には、高齢者や子ども連れの方、身体の不自由な方、外国人等、新宿区に暮らし、活動する様々な方が訪れます。そのため、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインが示す「誰もが移動しやすく、利用しやすい施設」を念頭に、施設の改修・整備等を進めてきたところです。今後も、区有施設の建替えや、大規模な改修等の機会をとらえ、整備を進めていきます。</p>
47	I	3	その他	<p>生活介護の施設で、重度の知的障害者が通所できる所は、「新宿生活実習所」だけであるが、すでに生活実習所は定員に達しており、来年度からは定員オーバーになる。施設の改修、もしくは、新たに同様の施設を作る等の対策を至急計画してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在、重度の知的障害者の方が通所できる生活介護施設は、「新宿生活実習所」及び「シャロームみなみ風」ですが、どちらの施設も来年度には定員に達する見込みです。そこで、高田馬場福祉作業所と新宿福祉作業所において、既存の就労継続支援B型事業に加え、生活介護事業を実施します。今後、生活介護事業と就労継続支援B型事業の利用希望者の推移を見ながら、多機能型事業所での事業間の定員変更を検討していきます。なお、新宿生活実習所の施設の移転や大規模な改修は今のところ予定はないため、今後も現在の建物を活用していく予定です。</p>
48	I	4	16	<p>保育園の監査を行い、保育の質を正しく評価し、結果を公表してほしい。スペースは法令を遵守した面積を確保できているか、保育士の配置は適正か、ケガや事故の対応は問題無いか、保護者の意見に寄り添っているか、など。</p>	B	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>法令や基準の遵守状況については、都や区が指導検査の際に確認を行っています。確認の結果は、東京都福祉保健局がホームページにおいて「社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者情報」の中で公表しています。</p> <p>怪我や事故により、治療に要する期間が30日以上になる場合は、事業者は国や都への報告義務が課せられています。事故報告は、内閣府のホームページにおいて、公表されています。保育の質の維持・向上のために、区は事業者に対して第三者サービス評価の受審勧奨と受審費用の補助を行っています。評価にあたっては、保護者アンケートも実施されており、結果は、東京都福祉ナビゲーションのホームページで公表されています。</p>
49	I	4	16	<p>育児・介護休業法改正により、育児休業期間が最長2歳まで再延長になったにも関わらず、1歳、2歳の保育園の募集人数が少なすぎて入れない。矛盾しているように思います。是非、1歳児、2歳児の募集人数を増員してほしい！</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>区では、人口推計や地域ごとの待機児童の状況などを踏まえて、保育施設の整備を計画しています。この計画に基づきながら、定員設定を1歳児からの園にしたり、0歳児と1歳児の定員数に差を設けたりするなど、1歳児からでも入園しやすい園の設置も進めているところです。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
50	I	4	16	<p>新設保育園の事業者選定の過程を可視化してほしい。来年度落合地区に新設される保育園事業者に決まった「ほっぺるランド」は昨年板橋区でうつぶせ寝による死亡事故が起きている。事業者側に過失があったという結果になるかもしれない中、それでもその事業者を敢えて選ぶのはどういった理由からなのか、全く理解できない。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>保育所の新設に際しては、区において審査会を設置し、運営事業者が提出した事業計画や財務状況の確認、現に運営している保育所の現地視察、事業者へのヒアリングを行い、適切かつ適正に施設を運営できるかを審査し、事業者を決定しています。</p> <p>また、東京都への計画承認や認可の申請においても、東京都による内容審査や現地確認、東京都児童福祉審議会の意見聴取が行われます。</p> <p>このような手続きを経て保育所を設置していることから、現時点において、事業者選定の過程を可視化する考えはありません。</p> <p>さらに、開設後についても、都や区が関係法令に基づき、人員配置基準や運営基準を満たし、適切に保育サービスが提供されているかを指導検査の中で確認し、必要に応じた助言を行っています。確認の結果は、東京都福祉保健局がホームページにおいて「社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者情報」の中で公表しています。</p> <p>なお、板橋区での事故については、区としても情報収集を行っています。現在も調査中で原因は特定されていないことを確認しています。また、事故発生後、すぐに、区内で同事業者が運営する施設を実地調査し、呼吸チェックをはじめとする子どもの安全に配慮した保育が行われていることを確認しています。</p>
51	I	4	16	<p>第一次実行計画（素案）p.24 「着実な保育所待機児童対策等の推進」については、いわゆる隠れ待機児童も含めた認可保育園の待機児童をゼロにする目標を掲げるべきで、数値目標も再開発の関係で既に決まっているものだけでなく、区立での整備も含めて目標を引き上げてほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、国の調査要領に基づいて待機児童を集計しており、そのうえで平成31年4月時点での待機児童数0」を目標に掲げ、その後も維持していくことを目指しています。保育所の整備は、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づいて進めており、直近の申込状況や人口推計による見直しに伴い、平成30年度の計画に、賃貸物件を活用した私立保育所6所の整備を加えました。今後も保育ニーズを的確にとらえながら、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、保育所の整備を進めていきます。なお、区立園についても定員の拡大など待機児童対策を講じているところです。</p>
52	I	4	16	<p>保育園の新設立地の見直し 住宅エリアは騒音等の苦情発生。今後は企業周辺（DNPの旧社屋跡地、公園等）での新設が最適。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>保育所整備については、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域を指定して進めています。住宅地、商業地に関わらず、周辺環境への負担を極力抑えるように設計することはもとより、地域住民等に対し、説明会を開催するなど、理解を求めながら整備を進めているところであり、今後も丁寧に対応していきます。</p>
53	I	4	17	<p>落合第四小学校内学童クラブのスペースの狭さ、危機管理体制など今後どのように対応していくのか解決にむけ検討してほしい。</p> <p>推奨児童保有スペースから著しく狭い環境を継続しているにも関わらず、危機管理をせず、何都合で人災を誘発するような環境を維持するのか。</p> <p>待機児童問題も解決しているとは言えない環境で、近隣には新しいマンションが続々建設されている。保育園の定員を拡充したら学童の定員も増えるのに、スペースは同じって、どうなのか。</p> <p>児童館が徒歩十分圏内で無いこの地域、4年生以降の学童あぶれ組はどうやって放課後の時間、子供を安全に過ごさせることができるのか。別の場所を開所するとなると時間もお金もかかるが、幼稚園や学校内の部屋をもう2部屋くらい常時使わせていただくなど、行政指導で対処してほしい。</p> <p>狭いスペースならば、そこでも十分に楽しめる書籍を増やし全員が読める環境に対して予算を付けるとか、常時使える部屋を増やすとか、何らかの処置を講じてほしい。</p> <p>明確に学童申込み申請書に所内の事故怪我災害についての負債は一切すべて新宿区が保証しますという一文を付けるなどすれば、その提示をもって安心感として保護者に伝わる。</p> <p>区が学童の運営業者を決定しているのであるから、学童内で起きたすべての出来事において責任のある保障と態度と指摘と改善を検討の上、協議願う。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>落合第四小学校内学童クラブは、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用できるため、新たなスペースが必要な状況ではないと考えています。</p> <p>学童クラブの管理下で起きた事故や運営上の課題については、区も状況を把握し、事業者と連携し、対応しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
54	I	4	17	落合第四小学校地区には児童館がなく、子供たちの安心安全な居場所がない。児童館をつくり、居場所を確保してほしい。	E ご意見として伺います。 区には、各区立小学校のおおむね半径500m以内に、計20か所の児童館・児童コーナーがあるため、新設は考えていません。また、小学生の放課後の居場所としては、区立の全小学校29校に放課後子どもひろばを開設しています。
55	I	4	17	落合第四小学校地区に児童館がなく、安心して子供が遊べる場所が少ない。是非児童館を作ってほしい！	E ご意見として伺います。 区には、各区立小学校のおおむね半径500m以内に、計20か所の児童館・児童コーナーがあるため、新設は考えていません。また、小学生の放課後の居場所としては、区立の全小学校29校に放課後子どもひろばを開設しています。
56	I	4	17	学童クラブ待機児童数は把握されていないことに加え、少子高齢化、核家族化、共働き増加、いじめや貧困、不登校増加という社会の中で、学童クラブが不足していることは問題である。子どもたちが学童クラブで過ごす放課後と学校休業日の生活は、年間では学校で過ごす時間よりも長時間であること、学童クラブは単なる遊び場ではなく、一人ひとりの子どもたちの生活を通して育成支援をする場であるので、子どもたちの生き方にかかわる社会性の教育の場になっていること、子どもたちの重要なセーフティネットであることに留意して増設を進めてほしい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、小学3年生までと配慮を要する6年生までの児童については、全員学童クラブで受け入れています。 また、4年生以上の待機児童数について把握しており、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」が未実施の場合は、「ひろばプラス」の実施を検討し、放課後の居場所を確保していきます。
57	I	4	17	学童クラブ待機児童数は、学童クラブに入れないため初めからあきらめて仕方なくひろばプラスに申請した方も含めて「学童クラブに入りたいのに入れなかった方」をカウントしてほしい。	E ご意見として伺います。 学童クラブの申請をされていない方の希望について把握することは難しいと考えています。
58	I	4	17	ひろばプラスと学童クラブは目的も法的にも全く別の事業であり、ひろばプラスには、子どもたちの生活を通して健全育成するという学童クラブの目的を果たすための国の基準はなく、学童クラブの代わりとして機能を果たせる制度ではない。実際に、ひろばプラスは定員がないため、スペースや職員はそのまま、利用者が急激に増加しており、おやつ部屋が狭い、専任職員だけでは対応しきれない、などの問題が発生している。学童クラブを利用したい人にひろばプラスを利用させるのではなく、学童クラブに入りたい人は学童クラブに入れるように需要に合わせて学童クラブを増やしてほしい。公園内や中学校、小学校の敷地内、公民館や空き家などを活用したり、保育園増設の時に学童クラブも作るなど、工夫して学童クラブを増設している自治体もある。	E ご意見として伺います。 「ひろばプラス」は、遊びと学びの支援を行う放課後子どもひろばの特徴を活かしながら、おやつや出欠管理、連絡帳等、学童クラブで行っている保護機能を付加した事業です。職員は、登録人数に応じて配置しています。 学童クラブと「ひろばプラス」の違いについては、利用案内のチラシや区のホームページに掲載するとともに、学童クラブや「ひろばプラス」の申請書配付時や、各小学校の新1年生保護者会などで丁寧に説明しています。 また、定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などにより学童クラブの専用スペース拡大（ピークの時間帯の優先利用など）を進めていきます。 今後も保護者に学童クラブと「ひろばプラス」の違いを十分にご理解いただいた上で、それぞれのニーズに合わせた選択ができるようにしていきます。
59	I	4	17	小学生の保護者に聞くと現在の区の説明（新入生説明会や問い合わせの回答など）やHPの情報では、学童クラブとひろばプラスの違いが判らないという方が多い。実際にニーズにあった選択ができていないケースもあると聞く。保護者に選択させるのならば、学童クラブとひろばプラスの法的位置づけや目的や運営方法の違いを明確にし、保護者が十分に理解して子どものニーズに合わせた選択ができるように現在の説明の内容や方法を改善してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 「ひろばプラス」は、遊びと学びの支援を行う放課後子どもひろばの特徴を活かしながら、おやつや出欠管理、連絡帳等、学童クラブで行っている保護機能を付加した事業です。学童クラブと「ひろばプラス」の違いについては、利用案内のチラシに掲載するとともに、学童クラブや「ひろばプラス」の申請書配付時や、各小学校の新1年生保護者会などで丁寧に説明しています。 今後も保護者に学童クラブと「ひろばプラス」の違いを十分にご理解いただいた上で、それぞれのニーズに合わせた選択ができるよう、説明内容や方法を工夫していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
60	I	4	17	区内の学童クラブ30のうち定員オーバーは22であり年々登録数は増加しており、国の基準以下のスペースに子どもを詰め込んでいる状態であり、子どもはストレスとなっている。実際ストレスと感じて「学童クラブに行きたくない」という子どももいる。喧嘩が増える、けがをさせないために子どもへの規制が増える、という状況がある。学校内学童も多くが定員オーバーであるので、詰め込みにより、学童クラブの目的を十分に果たせない状況となっているので、来年度にはスペース拡充を実現、また放課後使用していない学校・幼稚園のスペースを学童クラブ専用スペースとして活用してほしい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブの専用スペースの拡大（ピークの時間帯の優先利用など）を進めていきます。また、小学校内学童クラブについても、必要に応じて、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。
61	I	4	17	国の基準では一つの支援の単位は40名以下であるが、新宿区では40名以下で運営されている学童クラブは、30の学童クラブのうち3か所だけである。 40名以上になると、子どもたち同士、子どもと職員との間の信頼関係が築きにくい、職員が子どもたちに対応しきれない、子どもの気持ちに気が付けない、という問題が起こっている。国の基準を守り、40名以下で運営し、40名以上となった場合には、スペースを確保して二つの学童クラブとして運営してほしい。	E ご意見として伺います。 40人を超える学童クラブでは、十分な職員を配置して集団保育を行う体制を整えた上で、大勢の仲間と日常的に交流できるメリットを活かしています。 40人を上回った段階で一律に2つの支援の単位に分けることは、現段階では適当ではないと考えていますので、当分の間は支援の単位を60人とします。
62	I	4	17	スペースと支援の単位は国の基準を守ってほしい。	E ご意見として伺います。 40人を超える学童クラブでは、十分な職員を配置して集団保育を行う体制を整えた上で、大勢の仲間と日常的に交流できるメリットを活かしています。 40人を上回った段階で一律に2つの支援の単位に分けることは、現段階では適当ではないと考えていますので、当分の間は支援の単位を60人とします。
63	I	4	17	学童クラブを整備するためには国の補助金制度の活用なども積極的に検討いただき、充実のために必要なことは国に働きかけていただきたい。子どもたちに不利益になるので、くれぐれも、国の基準や職員の資格についての規制緩和を要求しないようお願いしたい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 学童クラブの質の向上を図るため、整備費や運営費などの財政支援を強化し、民間事業者の参入を促すよう、国に対して要望しています。 なお、基準等の規制緩和を要求する考えはありません。
64	I	4	17	落合第四小学校内学童クラブは、専用スペースに給湯室や静養スペース、職員のロッカー、職員の事務スペース、も含まれている。さらに、事務室や倉庫もない。共働き家庭の子どもたちが、毎日「ただいま！」と帰ってくる生活の場として、安心できる居場所となるには適切な環境・スペースが必要であるため、子どもの居場所として利用できないスペースを専用スペースの面積に含まないでほしい。	E ご意見として伺います。 学童クラブの専用スペースの面積には、トイレ、事務室等は含めていませんが、受付や給湯スペースが室内にある場合等は、面積から除くことはしていません。そのため、落合第四小学校内学童クラブについては、受付スペース等も面積に含まれています。
65	I	4	17	区内には専用スペースとは別に倉庫や事務室を整えている学童クラブもあるが、小学生の心身の成長を考えれば、区は子どもに我慢を強いるのではなく、学校と協力してスペースの活用を実現するべきである。協力については教育委員会と子ども家庭部の立て割による弊害がみられるが、同じ小学校に通う子どもたちの育ちにかかわることなので、十分協力してスペースの活用をしてほしい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 定員を大きく上回る小学校内学童クラブについては、新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。
66	I	4	17	落合第四小学校内学童クラブが狭すぎる！静かに宿題ができないし、具合が悪くてもゆっくりやすめない。給湯スペースや先生のスペースを除いた十分なスペース拡大をお願いしたい。	E ご意見として伺います。 学童クラブの専用スペースの面積には、トイレ、事務室等は含めていませんが、受付や給湯スペースが室内にある場合等は、面積から除くことはしていません。そのため、落合第四小学校内学童クラブについては、受付スペース等も面積に含まれています。また、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用できるため、新たなスペースが必要な状況ではないと考えています。 なお、定員を大きく上回る場合は、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
67	I	4	17	落合第四小学校内学童クラブは狭いため、こどもの面積に含まれない「事務室」がなく、こどもの面積に含まれてしまう「事務スペース」しかない。事務室がある他学童に比べ、こども一人あたりの面積が少なくなっているため、ますます狭い。教室より少し広い面積に70名が詰め込まれており、すし詰め状態が続いているので、早急に改善してほしい。	E ご意見として伺います。 学童クラブの専用スペースの面積には、トイレ、事務室等は含めていませんが、受付や給湯スペースが室内にある場合等は、面積から除くことはしていません。そのため、落合第四小学校内学童クラブについては、受付スペース等も面積に含めています。また、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用できるため、新たなスペースが必要な状況ではないと考えています。 なお、定員を大きく上回る場合は、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。
68	I	4	17	落合第四小学校内学童クラブは狭いのでスペースを確保してほしい。	E ご意見として伺います。 学童クラブの専用スペースの面積には、トイレ、事務室等は含めていませんが、受付や給湯スペースが室内にある場合等は、面積から除くことはしていません。そのため、落合第四小学校内学童クラブについては、受付スペース等も面積に含めています。また、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用できるため、新たなスペースが必要な状況ではないと考えています。 なお、定員を大きく上回る場合は、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。
69	I	4	17	落合第四小学校学区内に児童館併設学童を作してほしい。児童館併設学童を利用しているお子さんは自由に使えるスペースが多く大変満足しているが、落合第四小学校内学童クラブは窮屈で子どもが行きたがらないという声があると、その差は歴然としていました。同じ区内の子も達、格差が生じる事無く、豊かな放課後を過ごせる環境を整えてほしい。	E ご意見として伺います。 落合第四小学校内学童クラブでは、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用しながら、のびのび過ごせる環境を整えています。 このため、利用者アンケートでは、児童館併設学童クラブも小学校内学童クラブも満足度は90%以上となっています。
70	I	4	17	落合第四幼稚園の学童としての有効活用を検討してほしい。利用者ニーズが低くなっている事は明白であり、放課後や長期休業時など、真っ暗で閑散としており、スペースが無駄だと感じる。土地が無い、スペースが無いというのであれば、今利用できるスペースをどうしたら最大限活用できるかを考えるべきなのではないか。(今、落合地区は保育園新設ラッシュである。要はやる気があるか無いかだけの問題だと思う。)	E ご意見として伺います。 落合第四小学校内学童クラブについては、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用できるため、新たなスペースが必要な状況ではないと考えています。 なお、定員を大きく上回る場合は、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。
71	I	4	17	学童クラブの監査を行い、保育の質を正しく評価し、結果を公表してほしい。スペースは法令を遵守した面積を確保できているか、指導員の配置は適正か、ケガや事故の対応は問題無いか、保護者の意見に寄り添っているか、など。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 監査は行っていませんが、保育の質については、各学童クラブの巡回担当者（館・係）が、アンケートや連絡帳の意見・要望が運営に反映されていることや、業務要求水準を満たす職員配置や運営をしていることを履行確認しています。確認の結果については、公表方法を検討していきます。 また、怪我や事故により、治療に要する期間が30日以上になる場合、国や都への報告義務が課せられており、事故報告は、内閣府のホームページにおいて公表されています。
72	I	4	17	学童クラブの入所希望者は全員、入れるようにしてほしい。(条例で定める6年生まで。現状、四年生以上は定員オーバーで入れない。)	E ご意見として伺います。 定員に達している学童クラブでは、運用上4年生以上は入所ができませんので、「ひろばプラス」などの利用をお勧めしています。なお、定員に余裕のある学童クラブが近隣にある場合には、あわせてご紹介しています。
73	I	4	17	学童クラブは定員オーバーが続いており、3年生までの入所希望者は必ず入れるので、詰め込みとなっている。国の基準を守る広さを確保してほしい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブの専用スペースの拡大（ピーク時間帯の優先利用など）を進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
74	I	4	17	「事務スペース」しかないので、先生方が休憩できるエリアがない。また、先生方の着替えのスペースも、こどものスペースに申し訳程度なカーテンで一時的に区切って使用しており、就労環境も何とかしてほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 就労環境に配慮し、スペースは工夫していきます。 また、職員が休憩をとれるよう、労働環境を確認していきます。
75	I	4	17	落合第四小学校地区には児童館がないので、児童館を作してほしい。児童館を作り、学童クラブを併設すればスペースの問題を解消でき、中学・高校のこどもの居場所が確保できる。	E ご意見として伺います。 区には、各区立小学校のおおむね半径500m以内に、計20か所の児童館・児童コーナーがあり、児童館・児童コーナーの新設は考えていません。 なお、落合第四小学校の近隣の中落合子ども家庭支援センターでは、中学生スペースを設けるとともに、午後6時から7時まで、中学生が児童コーナーを占有的に利用できるようにしています。
76	I	4	17	学童クラブは、保育園と違い育休中は利用できないので、こどもが「あなたは明日からひろばに行ってください」と急に学童クラブに通えなくなる状況があり、こどものコミュニティが一度リセットされてしまうので、育休中も学童クラブを利用できるようにしてほしい。	E ご意見として伺います。 学童クラブは、児童館や放課後子どもひろばと併設となっており、日常的に学校の友達などと遊べる環境を整えています。そのため、学童クラブを退所しても、児童館等で、学童クラブの友達とも引き続き遊ぶことができます。 育休中については、保護者が自宅にいて、放課後の過ごし方を子どもと相談したり、帰宅時間の約束などができる環境ですが、育休中の受け入れが必要かどうかについては、23区の動向も踏まえて検討していきます。
77	I	4	17	育児休業中も学童クラブを利用できるようにしてほしい。 私が育児休業を取得していた為、子どもは学童クラブを強制的に退所させられた。その後、4か月後に復職し、子どもは学童クラブを再度利用を始めたが、「行きたくない。つまらない。自由じゃないから嫌だ」と馴染めず退所する事となった。 大人も理不尽な異動で振り回されたら、次の環境に慣れるまで数か月かかると思う。そしてやっと慣れたと思ったところで、また元の部署に戻れと言われて気持ちの切り替えがうまくできる人は多くはないのではないかと？ 子どもの気持ちに寄り添う事が区長もできていない事は、区長トークでも明らかでしたが、行政のトップがそれでは下で働く人達ができない事も無理はないと感じた。 寄り添い理解する事ができないのであれば、子どもたちの言葉にもっと耳を傾ければよいのではないかと。子どもの意見を聞こうともせず、ただ大人の都合ばかりを押し付け、窮屈な環境でも詰めこんでおけば良いと思っている行政のもとで、のびのびと自由な発想ができる子どもに成長できるとは到底思えない。日本の産業が衰退している背景には、子どもの育ちの場を劣悪にしていた行政にも責任がある事をきちんと理解し、その学びを次の施策に生かしてほしい。	E ご意見として伺います。 学童クラブは、児童館や放課後子どもひろばと併設となっており、日常的に学校の友達などと遊べる環境を整えています。そのため、学童クラブを退所しても、児童館等で、学童クラブの友達とも引き続き遊ぶことができます。 育休中については、保護者が自宅にいて、放課後の過ごし方を子どもと相談したり、帰宅時間の約束などができる環境ですが、育休中の受け入れが必要かどうかについては、23区の動向も踏まえて検討していきます。
78	I	4	17	第一次実行計画（素案）p.24 「放課後の居場所の充実」については、今最も求められている「児童館・学童クラブの充実」に計画事業名を変更し、児童館と学童クラブの増設を明確に計画事業化してほしい。	E ご意見として伺います。 それぞれのニーズに合った放課後の居場所が選択できるよう、総合的に推進していく考えです。 区には、各区立小学校のおおむね半径500m以内に、計20か所の児童館・児童コーナーがあり、児童館・児童コーナーの新設は考えていません。 定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブの専用スペースの拡大（ピークの時間帯の優先利用など）を進めていきます。さらに、4年生以上の待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」が未実施の場合は、「ひろばプラス」の実施を検討していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方	
79	I	4	17	<p>【目的】子ども達の生きる力を伸ばす(将来やりたい仕事を見つけ、様々な社会人との交流で視野を広げ、身近に相談できる人を作る)</p> <p>【概要】中学校の放課後に、地域・自治体・企業が連携し、社会動向に沿った知識を体験させる。実証実験として、今年度数校で3学期から実施すべく、サポート企業とサポーターの地域住民を募集。</p> <p>【活動テーマ案】テーマ/内容/サポート企業案  月曜日 ①ネット募金で快適教室/学校の施設改修等を生徒中心に計画クラウドファンディングで資金調達/クラウドファンディングサイト運営企業 ②合唱教室/ポップス、ゴスペル/音楽関連企業  火曜日 プログラミング教室/ロボット&amp;ウェブサイト&amp;ゲーム/関連企業  水曜日 ①やりたい仕事発見教室/様々な企業の社員が、現在の仕事の具体的な内容を紹介し、生徒も体験 ②新聞から社会を知る教室/新聞社、製造会社、協会、他  木曜日 金融教室/奨学金の活用&amp;得するお金の知識/銀行協会、他  金曜日 勝負遊び教室/&lt;屋内&gt;ボードゲーム、将棋、他&lt;屋外&gt;各種スポーツ/関連企業  *企業に対しマーケティング・人材採用・CSRを絡めた活動としてサポーター募集  *学校、特にPTA本部には極力負荷を掛けず、企業と地域住民で運営</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの学びを一層豊かなものとし、成長を支援するためのしくみとして地域協働学校を推進しており、平成29年度には全小・中学校が地域協働学校となりました。今後は、小中連携型地域協働学校を実施するとともに、地域協働学校学校運営協議会と地域との連絡会を設置して地域の企業や大学等との連携を進め、地域が一体となって子どもたちの成長を支援する取組を一層推進していきます。</p>
80	I	4	17	<p>保育園に入っている子どもたちの多くは区内の学童クラブに入る。にもかかわらず学童クラブの増設の取組がなされていないことは子どもたちの環境悪化につながっている。特に小学校内学童クラブの現状は悪化している。</p> <p>雨の日など1教室に80人もが押し合いへし合いになっているところもある。しかし放課後使われていない図書室や音楽室の居場所としての提供は全く行われておらず、体育館も授業が終わらなければ使わせてもらえず非常に制限されている。</p> <p>このような状況にもかかわらず、希望される全員が入れる学童クラブがありますと担当部署は常に話している。ますます増える保育園児、今学童クラブの増設に取り組みなければもはや子どもたちの居場所とは呼べないものになってしまう。</p> <p>ぜひ実情を現地調査し指導員にもヒアリングし改善してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブの運営状況については、区職員が各学童クラブを定期的に巡回し、現地を確認しています。</p> <p>小学校内学童クラブについては、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用しながら、のびのび過ごせる環境を整えています。定員を大きく上回る学童クラブについては、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。</p> <p>児童館併設学童クラブについても、定員を大きく上回る場合は、児童館スペースの活用などによる学童クラブの専用スペース拡大(ピークの時間帯の優先利用など)を進めていきます。</p> <p>また、4年生以上の待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」が未実施の場合は、「ひろばプラス」の実施を検討していきます。</p>
81	I	4	17	<p>学童に入りたい人は学童に入れるようにしてほしい。</p> <p>保護者が勤労している、していないにかかわらず、子どもが安全に守られ、健康に且つ文化的に育つ権利を阻むことの無いよう、区民と共に作り上げる指針を示してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブでは、保護者の就労などにより家庭において継続的な保護が受けられない小学生をお預かりしています。</p> <p>なお、保護者の就労に関わらず利用できる子どもの居場所として、全区立小学校で放課後子どもひろばを開設するとともに、20か所の児童館・児童コーナーを整備しており、子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士の交流ができる安全・安心な遊びと学びの場となっています。</p>
82	I	4	17	<p>【学童クラブの増設】</p> <p>保育園の待機児童が増えている中、数年すればその子供たちは学童クラブを必要とする。</p> <p>学童クラブはひろばプラスやひろばとは全く異なる。学童クラブを希望する子どもが、希望する学童クラブに入れるように、学童クラブを増設してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>それぞれのニーズに合った放課後の居場所が選択できるよう、総合的に推進していく考えです。</p> <p>定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブの専用スペースの拡大(ピークの時間帯の優先利用など)を進めていきます。また、4年生以上の待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」が未実施の場合は、「ひろばプラス」の実施を検討していきます。</p> <p>学童クラブと「ひろばプラス」の違いについては、利用案内のチラシや区のホームページに掲載するとともに、学童クラブや「ひろばプラス」の申請書配付時や、各小学校の新1年生保護者会などで丁寧に説明しています。</p> <p>保護者に学童クラブと「ひろばプラス」の違いを十分にご理解いただいた上で、それぞれのニーズに合わせた選択ができるようにしていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方	
83	I	4	17	<p>【学童クラブの拡充】</p> <p>現在、区内では定員オーバーの学童クラブが多々ある。やむを得ず、ひろばプラスへ流れる子ども達が多いのが現状である。また、定員オーバー、不十分なスペース、指導員の不足など、子ども達も指導員もストレスがかかる状況にある。スペース、支援の単位は少なくとも国の基準を守るようにしてほしい。</p> <p>学童クラブ、ひろばプラス、ひろばの特徴を、区のホームページなどでわかりやすく理解できるように案内してほしい。</p> <p>それぞれの手続きが、子育てしながら働く父母にとってスムーズにできるよう、できるだけ簡素化するよう、工夫してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブの専用スペースの拡大（ピークの時間帯の優先利用など）を進めていきます。また、4年生以上の待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」が未実施の場合は、「ひろばプラス」の実施を検討していきます。</p> <p>40人を超える学童クラブでは、十分な職員を配置して集団保育を行う体制を整えた上で、大勢の仲間と日常的に交流できるメリットを活かしています。40人を上回った段階で一律に2つの支援の単位に分けることは、現段階では適当ではないと考えていますので、当分の間は支援の単位を60人とします。</p> <p>学童クラブ、「ひろばプラス」、放課後子どもひろばの特徴については、区のホームページや、利用案内のチラシに掲載しています。また、学童クラブや「ひろばプラス」の申請書配付時や、各小学校の新1年生保護者会などで丁寧に説明しています。</p> <p>なお、保護者の手続きの負担を減らすため、「ひろばプラス」と学童クラブの学校休業期間利用を一度に申請ができるようにする等、工夫していきます。</p>
84	I	4	17	<p>【学校内と児童館併設の学童クラブの格差をなくす】</p> <p>学校内学童クラブと児童館併設の学童クラブとの格差が大きすぎる。</p> <p>学校内学童クラブの存続が仕方ない現状があるのなら、学校・幼稚園（教育委員会）と連携し、学校・幼稚園の施設開放など、既にある施設を十二分に活用してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>児童館併設学童クラブが児童館の各室で友達と自由に過ごせるのと同様に、小学校内学童クラブでは、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用しながら、のびのび過ごせる環境を整えています。</p> <p>定員を大きく上回る学童クラブについては、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。</p>
85	I	4	17	<p>【福祉や子育てに携わるプロフェッショナルが育つ街】</p> <p>学童クラブの指導員が働きやすい環境、成長していける職場環境、また指導員自身が結婚して、子どもを持てるような賃金体系のために、補助金・予算の見直しをしてほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブの常勤職員については、東京都社会福祉協議会の参考給料表（東京都の一般上級職員10年経験者の給与の96%）を月額報酬の基準とした人件費をモデルとし、各事業者から提案を受け、協議の上契約しています。適切な労働環境・賃金を確保できる予算を確保しています。</p>
86	I	4	17	<p>【「児童館の新宿区」をもう一度目指す】</p> <p>18歳まで自由に過ごすことができる児童館は、新宿区が誇るべき施設である。児童館の存続、再整備、新設を望む。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区には、各区立小学校のおおむね半径500m以内に、計20か所の児童館・児童コーナーがあり、今後も維持していく予定ですが、新設は考えていません。</p>
87	I	4	17	<p>ひろばプラスと同時に、学童クラブも充実してほしい。</p> <p>「定員を上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブ専用スペースの拡大を進めていきます。」とあるが、ひろばプラス同様、数値目標の明記を望む。アンケートの満足度85%というのは、設問によって操作可能なものであるから、目標としては不適当なものである。また、ひろばプラスの説明に学童クラブ機能付き放課後子どもひろば、とあるが、これではここしか見ない人はひろばプラスと学童クラブが同じものだと思ってしまう。注釈の削除、または丁寧な説明をしてほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブ専用スペースの拡大については、利用動向に応じて実施することから、数値目標は掲げていません。</p> <p>アンケートの満足度は、学童クラブの質を維持、向上するために必要なものと考えています。</p> <p>備考欄については、説明を変更します。</p> <p>学童クラブとの違い等については、学童クラブやひろばプラスの申請書配付時や、各小学校の新1年生保護者会などで丁寧に説明しているほか、区のホームページや、利用案内のチラシに掲載しています。</p>
88	I	4	17	<p>区内学童の多くが定員オーバーです。区はきちんとスペースを確保し、利用者の増加が見込まれる学童については拡充し、子どもたちの安全で安心な放課後の居場所づくりをしてほしい。</p>	C	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブの専用スペースの拡大（ピークの時間帯の優先利用など）を進めていきます。</p>
89	I	4	17	<p>区内の児童館は老朽化を理由に廃止の方向と聞いた。とんでもないことである。子どもたちの遊び場や居場所はどんどん削られている。児童館は新宿区が他地域に自慢できるハードウェアであり、そこで育まれた文化は基調はソフトウェアです。これを守り、さらなる拡充をしてほしい。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>「新宿区公共施設等総合管理計画」の中で「児童館は、行政需要に応じた施設の特徴の検討、民営化の検討も行いながら維持していく。」としており、廃止の計画はありません。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
90	I	4	16 17	新宿区も世田谷区にならない、保育園・学童の保育の質を維持するために「保育の質ガイドライン」の作成を行ってほしい。（世田谷区は保育園のみ作成しているが、その世田谷区より一歩先を行く新宿区は「学童の拡充」を謳っているため、その保育の質に関するガイドラインの作成をしてほしい。）	E ご意見として伺います。 保育園については、区内の公立私立園問わず、一定の保育水準を保ち、更なる向上の起点となるよう、国により保育の基本的事項として定められた、保育所保育指針に基づいて、保育サービスが提供されています。 また、学童クラブについては、保育の質の維持・向上を図るため、区では業務に関して具体的な業務要求水準書を作成しています。受託事業者が、業務要求水準書に則って業務を行い、質の維持に努めていることを確認しています。
91	I	4	16 17	保育園・学童の定員、利用者数、面積、人件費率、職員の平均勤続年数、報告のあったケガ・事故の件数を一覧として作成し、誰でも見れるようにホームページに掲載してほしい。利用者数に関しては、最低1か月に1回更新し、その都度Upしてほしい。	E ご意見として伺います。 保育園の定員、面積、職員の経験年数等については、子ども・子育て支援法に基づき都道府県知事が公表することになっています。なお、保育園・子ども園等の保育施設の定員は、区のホームページに掲載している「入園(転園)申込みのご案内」の中の「保育園・子ども園等一覧」に、年齢別に記載しています。毎月10日頃に掲載する「入園募集見込み数(クラス別)一覧」は定員の空きを示しており、年齢別定員から差し引いた数か、前月末の在籍園児数となります。 東京都はキャリアアップ補助金等に係る財務情報等も公開することになっており、その中に人件費比率も掲載させる予定であるため、区は、東京都が構築するサイトへの情報提供を行っていきます。 学童クラブについては、1人あたりおおむね1.65㎡という面積基準に基づき、各学童クラブの定員を定めています。現在、定員と利用者数については、4月、長期休業前の7月・12月の状況について区ホームページに掲載しています。職員の平均勤続年数の公表については検討していきますが、人件費比率は職員の勤続年数や配慮児の数によることから、その比率について公表することは考えていません。 また、保育園・子ども園、学童クラブにおいて、怪我や事故により、治療に要する期間が30日以上になる場合、国や都への報告義務が課せられており、事故報告は、内閣府のホームページにおいて公表されています。
92	I	4	16 17	下落合二、三丁目地区の子供の数が増えているが、学童も保育園も増えず、既存の箱に詰め込んだだけである。子供たちはストレスがたまり、喧嘩やいじめ、怪我が増えている。そこに預けざるを得ない親たちも心配でストレスになっている。 魅力的な下落合地区に住んでいるのに、子育てしにくくなっている。心身ともに健全な子育てができる環境を至急整備してほしい。	E ご意見として伺います。 下落合地域の保育園については、新宿せいが保育園の子ども園化に伴う定員拡大や、キッズタウン下落合保育園等の開設など整備を進めてきました。今後も入園の申し込みや待機児童の状況などから保育ニーズを的確にとらえ、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の見直しを図りつつ、計画的に整備を進めていきます。 また、学童クラブについては、下落合二、三丁目地区には、落合第四小学校内学童クラブがあります。放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用できるため、新たなスペースが必要な状況ではないと考えています。 今後、定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用による専用スペースの拡大(ピークの時間帯の優先利用など)を進めていきます。小学校内学童クラブについても、新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。 また、4年生以上の待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」が未実施の場合は、「ひろばプラス」の実施を検討していきます。
93	I	4	18	(素案) P114 (4) 計画事業の主な指標18地域における子育て支援サービス推進の子育て支援講座の受講者の満足度の32年度末の目標のところにある「80%」は(素案) P25と同じように「80%以上」に変更してほしい。	G ご意見を踏まえて表記を統一します。 第一次実行計画(素案)の「計画事業の内容」(P15～104)に記載の「29年度末の現況(予定)」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」(P113～125)の表記が異なる箇所は、表記を統一します。 計画事業の指標については、設定した目標値以上の成果がでるよう取り組んでいくことから、「以上」の表記はしないことに統一します。 なお、指標については、直近の実績等を踏まえ、必要に応じて、より適切な指標となるよう素案から見直しを行います。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
94	I	4	19	ひきこもりを支援しない新宿	E ご意見として伺います。 ひきこもりを防ぐためには、早期の相談や、必要な医療・福祉サービスにつなげることが重要です。 そのため、講演会の開催やパンフレットの作成により、ライフステージに応じたこころの健康に関する普及啓発を行っています。さらに、保健センターでは、本人やその家族などに対し、保健師の訪問や面接等による相談や精神科医による精神保健相談、うつ専門相談を行っています。 また、教育委員会では、スクールソーシャルワーカーの配置や教育センターにおける指導・支援等の不登校対策を行っています。今後も小・中学生の不登校の未然防止や学校復帰のための取組を推進していきます。 困難を抱える子ども・若者への早期の支援につなげるため、義務教育修了や高校卒業を機に行政との接点が少なくなる点に着目し、各部署の連携を強化するとともに、社会等との関わりに課題を持つ若者への支援に取り組んでいきます。
95	I	4	20	(素案) P26 20発達に心配のある児童への支援の充実について〈第三次計画〉17発達に心配のある児童への支援の充実の29年度末の目標には「ペアレントメンターの相談件数144件/年」と掲げられている。新たな総合計画・実行計画での展開として30年度～「障害幼児一時保育の充実やペアレントメンターの活用により、レスパイトケアの充実を図ります」とある。では新宿区第一次実行計画(素案)策定の際に、検討してみたかどうかを説明してほしい。	F ご質問に回答します。 ペアレントメンターについては、事業を開始した平成28年度における実績は伸びませんでした。利用者からは高い評価を受けています。保護者支援の充実を図ることから、周知や運営方法を工夫し、利用の拡大を図る取組を行い、引き続き取り組んでいくこととしました。 そのため、第一次実行計画においても、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うことを掲げ、ペアレントメンターの活用を行っていきます。
96	I	4	20	第一次実行計画(素案)p.26「発達に心配のある児童への支援の充実」については、発達障害児の放課後支援を行う事業者に対する支援と連携を事業化してほしい。	E ご意見として伺います。 発達障害児の放課後支援としては、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスがあり、区はサービス利用を必要とする児童の保護者に支給決定を行っています。事業者には、通所利用児童の支援に対し給付費を支給しています。 また、事業者に対して、指導検査を通じて適正な事業運営を指導し、研修等でサービス提供技術の向上の支援を行うとともに、個々の事業所からの相談などを受け、連携を図っています。
97	I	4	22	計画事業22に対し「本計画事業に関連する主な計画事業、経常事業」が個別施策に該当する計画事業が特筆されている。子供の貧困の取組に対してのみ、これを特筆する趣旨は理解できるが、各計画事業でも同様な表が求められるので、再考されたらと考える。	E ご意見として伺います。 計画事業以外にも、区が経常的に実施する事業や取組のうち、個別施策や計画事業を支える主な事業や取組を記載しています。計画事業「22 子どもの貧困の連鎖を防止するための取組」以外にも、経常的な事業について、計画事業との連携を図っている場合や、個別施策を下支えしている事業などは、記載の上紹介しています。
98	I	4	22	年間60万円では、何ができるのでしょうか。新設に喜び、がっかりも大きい。 ある自治体の例では、全児童の25%が就学援助制度の対象になるが、実際は14%しか申請していないそうである。 どうか子どもの修学旅行不参加や給食時(新宿区は給食ですが)、外で遊ぶ(弁当を持ってこれない)子がいないか。(子どもも隠したがると思う)兆候をキャッチしたら区役所から手を差し伸べる、申請しやすい配慮をしてほしい。政策は子持ち家の台所を豊かにするようにしてほしい。ここに税金の投入を望む。	E ご意見として伺います。 計画事業「22 子どもの貧困の連鎖を防止するための取組」では、区が実施する各種支援施策を一覧にしたガイドを作成し、行政との接点を持たない家庭等にも確実に情報を届け、申請しやすいように、区立の小・中学生を持つ全ての世帯に配布します。 就学援助については、新宿の小中学校は、28年度実績で全児童・生徒の24.3%が認定されています。受給には申請が必要ですが、区では申請漏れがないよう、区立学校を通じて申請書と周知チラシを全児童・生徒に配付し、全員から回収するといった工夫をしています。また、修学旅行については、就学援助該当の方には必要な額を支給しています。支援を必要とする様子が見受けられるお子さんについては、今後も、学校で必要な声掛けを行うなどの配慮をしていきます。
99	I	4	22	第一次実行計画(素案)p.27「子どもの貧困の連鎖を防止するための取組」については、給付型奨学金制度の創設など新規事業を実施してほしい。	E ご意見として伺います。 高等学校等の進学・在学者対象を対象とした奨学金(貸与型・無利子)については、国や都の支援金・給付金制度の拡充により、高等学校等の修学に係る負担の軽減を図られているため、給付型奨学金に移行する予定はありません。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
100	I	4	23	児童相談所を早期につくってほしい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。平成33（2021）年4月の開設を目指し準備を進めていきます。
101	I	4	その他	奨学金の給付ができたがそれにもれた人たちが、給付型だけではまかないきれないので、区でも奨学金制度を作ってほしい。	E ご意見として伺います。教育委員会では、高等学校（中等教育学校（後期課程）を含む）・高等専門学校の進学・在学者を対象とした貸与型（無利子）の奨学金事業を行っています。
102	I	4	その他	（素案）P135経常事業ひとり親家庭への支援（No170）について「第三次実行計画」18 ひとり親家庭の生活向上支援の充実では29年度末の目標に、ひとり親家庭生活支援相談会出席者数40人と掲げられていた。では平成30（2018）年度からは「ひとり親家庭生活支援相談会」を実施するつもりか。また目標値として出席者数40人は維持していくつもりか。	F ご質問に回答します。「ひとり親家庭生活支援講演会・相談交流会」は、平成30年度から経常事業「ひとり親家庭への支援」の一事業として実施します。そのため、目標値は設定しません。今後も引き続き、個々の世帯状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の支援を行ってまいります。
103	I	4	その他	新宿区基本計画（素案）P23の3.施策の方向性子どもの権利の尊重と（冊子）新宿区基本計画（骨子案）に対する「パブリック・コメントでの意見要旨と考え方」にある考え方（P16連番86）は「子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深める取組を進めるとしてあります。」とある。では新宿区第一次実行計画（素案）の計画事業番号または経常事業の記載の番号を掲げて、説明してほしい。（再掲）という手法（やり方）を工夫して「区民に分かりやすい」方がよい。	E ご意見として伺います。区では、教育・福祉・保健をはじめとする各分野における様々な計画事業・経常事業を、子どもの人権・権利を守り、尊重することを基本的な考え方として推進しています。その例として、計画事業の、「地域における子育て支援サービスの推進」では、虐待対応や防止など子どもの人権を守るため様々な支援やサービスの提供を行うこととしています。経常事業では区立保育園（「区立保育所の管理運営」）や区立子ども園（「区立子ども園の管理運営」）における日々の保育等のなかで子ども自身と保護者が人権についての理解を深める取組などを推進しています。
104	I	4	その他	保育士・学童指導員の処遇を改善してほしい。	E ご意見として伺います。保育士の処遇改善は、公定価格の処遇改善等加算や東京都のキャリアアップ補助金等を活用して実施しています。学童クラブの常勤職員については、東京都社会福祉協議会の参考給料表（東京都の一般上級職員10年経験者の給与の96%）を月額報酬の基準とした人件費をモデルとし、各事業者から提案を受け、協議の上契約しています。適切な労働環境・賃金を確保できる予算を確保しています。
105	I	4	その他	子ども子育て会議は1回2時間に対し、206,800円もの税金を投入して行っている。会議時間を有効に進めるためには、事前に資料を配布し質問事項を取りまとめ、当日はそれを基に話し合いを進めるべきと考えるが、要望しないと質問を事前にあげる事すらできない状態であった。さらに資料の共有自体が大変遅く、質問をまとめる時間を確保する事が大変であった。開催日時も働く保護者が仕事を休まずとも参加できる、夜、もしくは週末での開催を検討すべきである。	E ご意見として伺います。今後の会議運営の参考とさせていただきます。
106	I	4	その他	子ども子育て会議の議事録は、会議開催後1か月以内にホームページに掲載してほしい。会議の議事録掲載まで2か月以上を要している。議事録作成に2か月もかかる生産性の悪い仕事は理解に苦しむし、文字起こし（会議録反訳委託）に5万円もの税金を使っているのにどうしてなのか。	E ご意見として伺います。今後の会議運営の参考とさせていただきます。
107	I	4	その他	区の職員の対応に問題を感じる事が多い。子ども子育て会議でやり取りした方々が、一般常識を知らなすぎて話が通じず苦労したし、上から目線でかなり横柄な態度を取られ、2か月前で無いと仕事の調整ができない事を何度も説明した際「あなたの働き方が特殊なんですよ。他の委員の方は参加されますから」と言い放たれた。どういう教育をされているのか。	E ご意見として伺います。職員研修で指導してまいります。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
108	I	4	その他	子供関連活動の活動内容とメンバーの全面見直し育成会、地域協働学校、小・中学校PTAの地域活動（コムスボ、おまわりさんと走ろう、他）、青少年活動推進委員会、他多数	E ご意見として伺います。 区では、次代を担う子どもたちがのびのびと健やかに育つために、子どもの成長を地域でしっかり応援するまちの実現に取り組んでいます。 地区青少年育成委員会は、学校やPTA、その他の地域団体と連携して、地域の実情に応じた健全育成のための事業の実施や子どもたちが地域で安心して生活できる環境の整備に取り組んでいます。 また、地域協働学校やPTAの活動は、地域が一体となって子どもたちの成長を支えるために、重要な役割を担っています。 さらに、青少年活動推進委員は、次代を担う自立した青少年の育成を目的として、主に体験型学習の機会を子どもたちに提供しています。 今後も地域の様々な世代が交流する子育て支援活動となるよう各団体の活動を積極的に支援していきます。
109	I	5	24	第一次実行計画（素案）p.29 新たな計画事業として「教員の多忙解消策の推進」という事業名で、「（仮称）教員の多忙解消に向けた検討会」を設置し具体策を早急に打ち出し実施してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 教育委員会では、学校に依頼する調査・アンケート等の簡素化や、学校情報ネットワークシステムの整備による校務事務の効率化等、教員の負担軽減に向けた取組を進めてきました。 また、平成29年度、教育委員会において教員の勤務実態調査を行いました。今後、その結果を踏まえて、教育委員会事務局の職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームを設置し、教員の業務改善等について検討していきます。
110	I	5	24	第一次実行計画（素案）p.29 「学校の教育力強化への支援」については、少人数学級の全学年への拡大を計画化することと、学習指導支援員の配置については計画的に増員してほしい。	E ご意見として伺います。 学習指導支援員は、各学校からの申請に基づき各学校1名以上を配置するとともに、年度途中の学校の状況に応じて配置できるよう配慮しています。学習指導支援員以外にも多くの非常勤職員が配置されていることから、効果的な活用について研究していきます。 学校の教育力の強化については、総合的な取組が重要であると認識しています。 35人学級等の少人数学級の拡大については、引き続き、国や都へ要望していきます。
111	I	5	25 ①	第一次実行計画（素案）p.30 「特別支援教育の推進」では、現場の要請にすべて応えられるよう特別支援教育推進員の派遣をさらに増やしてほしい。	E ご意見として伺います。 特別支援教育推進員については、発達障害等のある児童・生徒の人数を予測して計画を策定しているところであり、平成29年度から第一次実行計画期間末の平成32年度までに、小学校については29人から33人に、中学校については3人から4人に増員する計画としています。今後も、支援を必要とする児童・生徒の状況を踏まえながら特別支援教育を推進します。
112	I	5	25 ④	（素案）P115（4）計画事業の主な指標 25④児童・生徒の不登校対策のところに指標名に（素案）P31と同じように「学校復帰率」も計画事業の主な指標として追加する検討をしてほしい。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「学校復帰率」についても主な指標として追加します。
113	I	5	25 ④	第一次実行計画（素案）p.31 「児童・生徒の不登校対策」では、スクールソーシャルワーカーを計画的に増員するとともに、活動形態もアウトリーチの寄り添い型にしてほしい。	E ご意見として伺います。 スクールソーシャルワーカーについては、コーディネーターとして関係機関との連携を充実することを基本としています。新宿区では子ども家庭支援センターの機能が充実していることから、アウトリーチについては、現時点では行う予定はありません。
114	I	5	25 ⑤	第一次実行計画（素案）p.32 「専門人材を活用した教育相談体制の充実」に挙げられている内容はこれまでも取り組んでいることなので、これをあえて新規事業として打ち出すのであればスクールカウンセラーの増員や常勤化、スクールソーシャルワーカーの増員や活動の充実が示されなければならない。	E ご意見として伺います。 子どもを取り巻く状況の変化や、教育課題の複雑化・多様化を背景に、こうした専門性をもった多様な人材が学校運営に参画する「チームとしての学校の整備」を実行計画事業に位置付けました。現在のところスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣増員は予定していませんが、専門人材のさらなる活用や福祉関係機関等との連携強化を図ることで、一人ひとりの子どもの豊かな学びを一層支援していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
115	I	5	26	第一次実行計画（素案）p.32 「学校図書館の充実」については、学校図書館支援員をさらに増員して毎日派遣できるように充実すること。	E ご意見として伺います。 学校図書館支援員については、現在、各校週2回の配置を基本としていますが、学校の要望に応じて、配置日を変更・調整しながら対応しています。 平成31年度からは小学校全校で放課後等開放を実施し、子どもの読書活動をさらに推進します。
116	I	5	28	第一次実行計画（素案）p.33 「公立幼稚園における幼児教育等の推進」については、預かり保育の全園実施をめざし計画的に増やしてほしい。	E ご意見として伺います。 区立幼稚園の預かり保育は、地域バランスに配慮して現在の4園で実施しています。 区立幼稚園の預かり保育については、今後の利用状況を見極めながら、内容の充実を図っていきます。
117	I	5	32 ③	第一次実行計画（素案）p.36 「障害者理解教育の推進」も含めさらに広い意味での人権教育が必要。性的少数者や国籍・民族など多様性を認める教育を実施してほしい。	B ご意見は、今後の取組の参考とします。 基本計画「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)においては、人権を尊重する心を育むことを示しており、性の多様性に対する意識啓発についても人権教育を通して行っていきます。
118	I	5	33 ②	(素案) P115 (4) 計画事業の主な指標33②コミュニケーション能力を高め国際理解を深める英語教育の推進の32年度末の目標のところにある「90%」は(素案) P37と同じように「90%以上」に変更してほしい。	G ご意見を踏まえて表記を統一します。 第一次実行計画（素案）の「計画事業の内容」(P15～104)に記載の「29年度末の現況（予定）」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」(P113～125)の表記が異なる箇所は、表記を統一します。 計画事業の指標については、設定した目標値以上の成果がでるよう取り組んでいくことから、「以上」の表記はしないことに統一します。
119	I	5	34 ①	第一次実行計画（素案）p.38 「部活動を支える環境の整備」では、国や都のガイドライン待ちにならず、外部コーチの派遣をシラスなど専門性の高い事業者へ委託することなどは2018年度から始めてほしい。	E ご意見として伺います。 現在、教育委員会では、区立中学校に123ある部活動のうち、各校から指導員の派遣要請のあった54のすべての部活動について、外部指導員を配置しています。 部活動運営の支援については、国・都や中体連のガイドライン等を踏まえて実施する必要があります。平成31年度からの実施に向け、29年度から中学校長会等と検討を進めていきます。
120	I	5	その他	大人（心理士）や指導員からのいじめをなくす。	E ご意見として伺います。
121	I	6	36 ②	(素案) P116 (4) 計画事業の主な指標I暮らしやすさ1番の新宿 6セーフティネットの整備充実の数値についてすべて29年度末の現況（予定）と32年度末の目標と同じ数値なのになぜ36②だけが29年度末の現況（予定）180人/年が32年度末の目標250人/件であり、(素案) P40も同じです。単純な記入ミスなのか。説明してほしい。	F ご質問に回答します。 計画事業「36② 自立した地域生活を過ごすための支援の推進」の指標「自立した地域生活を送る生活保護受給者を対象とした支援の支援者数」については、第三次実行計画において平成29年度末の目標を250人と設定し、事業を行っています。しかし、平成28年度の実績（152人）及び今年度のこれまでの推移を鑑み、29年度末の現況（予定）を180人と推定したところです。 しかし、当該事業については、生活保護受給者が地域で自立した生活を送るための重要な事業と位置付けており、今後も支援を必要とする方に積極的に支援を行って行くとともに、適時支援内容を見直しながら、平成30年度以降も、年間の目標支援者数250人を維持し、事業を実施していきます。
122	I	6	37	第一次実行計画（素案）p.40 「生活困窮者の自立支援の推進」の生活相談窓口の相談員を増員し、アウトリーチで地域に入り相談の掘り起こしの活動を行ってほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 相談支援員を増員する計画はありませんが、地域の生活困窮者の掘り起こしについては、今後も積極的に行っていきます。
123	I	6	その他	生活保護者世帯への夏の見舞金を出してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 夏季の特別な需要に対応するため、夏季加算の新設を東京都を通じて国に要望しています。区として独自に支給することは考えていません。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
124	I	6	その他	生活保護者世帯の夏季加算をしてほしい。(熱中症ではこばれました。)	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 夏季の特別な需要に対応するため、夏季加算の新設を東京都を通じて国に要望しています。区として独自に支給することは考えていません。
125	I	6	その他	生活保護世帯にせめて夏の電気代(エアコン)の補助金を支援してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 夏季の特別な需要に対応するため、夏季加算の新設を東京都を通じて国に要望しています。区として独自に支給することは考えていません。
126	I	6	その他	生活保護者や生活困窮者は暑い夏でも電気代を気にして、クーラーをあまり使用できない。今年の夏は特に暑いので、クーラーを使用しないと脱水症状になったり、倒れたり、入院することになってしまう。新宿区として、夏のクーラー代の援助をしてほしい。健康で暮らせる様にしてほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 生活保護受給者への支援として、夏季の特別な需要に対応するため、夏季加算の新設を東京都を通じて国に要望しています。区として独自に支給することは考えていません。
127	I	7	38 ①	基本政策 I 暮らしやすさ1番の新宿について、いずれの個別施策にも該当しないが、「性的少数者が生活上困っている制度上の問題を解決すること」を計画事業として示すべきである。	E ご意見として伺います。 区では、性自認や性的指向に関する相談窓口として「性と生」アドバイザーによる悩みごと相談室があり、当事者やそのご家族、関係者などが、安心して相談できる体制を整えています。また、多様な生き方を認め合う社会づくりを目指し、講座や情報誌等における意識啓発を行い、性の多様性への理解促進に努めていきます。
128	I	7	38 ①	新宿区は、同性愛者の町と言われる新宿二丁目があるにも関わらず、渋谷区や世田谷区が推し進めている「同性パートナーシップ制度」がない。同性愛者が結婚をする・しないを選択できるのに、同性パートナーにはその選択肢がないことは、人権侵害だと考える。ぜひ新宿区でも同性に限らず、パートナーシップ制度を作ってほしい。	E ご意見として伺います。 区では、パートナーシップ制度の導入については考えていませんが、誰もが多様な生き方を認め合い、理解不足や偏見による差別を解消し、安心して暮らせる社会の実現を目指しています。性には多様性があることを、講座や情報誌などによる啓発活動を進めるとともに、当事者の方やご家族などの関係者が安心して相談できる体制を充実させていきます。
129	I	7	38 ①	私は戸籍上は女性であるが、社会的に男性として働いている。自分のセクシュアリティを強制的にカミングアウトしなければならず、性別欄のせいで無理解・偏見にさらされ、苦痛に感じている。不必要な性別の表記は、トランスジェンダーの人たちの生活を脅かすので、やめるよう検討してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 すでに区の申請書等では不必要な性別欄の記入をなくしたり、窓口等での支障事例などを調査し、課題や対応について全庁的に情報共有しています。 区がこのような取組について情報発信していくことで、理解促進に努めていきます。
130	I	7	38 ②	第一次実行計画(素案)p.41 「区政における女性の参画の促進」の「審議会等における女性委員の比率40%」を50%目標としてほしい。	E ご意見として伺います。 国は、国の審議会等委員に占める女性の割合についての成果目標を平成32年までに40%以上、60%以下と定めています。現在、目標としている女性委員の比率40%になかなか届かない現状がありますので、まずは40%の目標達成を目指していきます。
131	I	8	42	商店街の助成は止めよ。 計画事業 42町会 0.12億、 経常事業No.299 掲示板の維持、 経常事業No.385 民有灯及び商店街灯の支援	E ご意見として伺います。 ご指摘の計画事業42「町会・自治会活性化への支援」と「区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)」のNo.299「掲示板の維持管理」は商店街の助成に該当いたしません。 また、「区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)」のNo.385「民有灯及び商店街灯の支援」について、商店街灯は安心・安全のまちづくりや地域の発展に寄与していることから、引き続き事業を推進していきます。
132	I	8	42	第一次実行計画(素案)p.44 「町会・自治会活性化への支援」では、特に若年層への対策として「ホームページやブログなどの作成を援助し、SNSを活用した加入の促進」を加えてほしい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 既存の「ブログ等作成アドバイザー」事業では、ブログだけでなく、FacebookやTwitterも含めた開設の支援を行っていくとともに、新宿区町会連合会の公式HP「シンジュクイレブン」と連携し、町会・自治会の情報を発信していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
133	I	8	その他	町づくりは、町内に住む人が協力しなくては始まらない。町内会の会長と話し合って、進むことと思う。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。地域の実情に合ったまちづくりの推進は、町会・自治会のみならずのご協力がなければ成り立ちません。区では町会・自治会への活性化支援策を進め、町会・自治会の加入率の向上を図るとともに、町会・自治会のみならずのご意見を伺っていきます。
134	I	8	その他	(素案)P160(6)第三次実行計画との関連表(計画事業)のところにある<第三次実行計画>39生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用(地域振興部)は経常事業化となっているが(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業(P129~)に記載の番号のどこになるか説明してほしい。	F ご質問に回答します。第三次実行計画の計画事業で平成30年度に経常事業化する予定の事業については、第一次実行計画(素案)の「区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)」には掲載しておらず、平成30年度予算編成を踏まえ、計画策定時に追加して記載します。なお、経常事業化する「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」については、「区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)」の新宿未来創造財団運営助成の中で活用を進めていきます。
135	I	8	その他	(素案)P160(6)第三次実行計画との関連表(計画事業)のところにある<第三次実行計画>37②地区協議会への支援(地域振興部)は経常事業化となっているが(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)(P129~)に記載の番号のどこになるか説明してほしい。事実上の終了に等しいと考えるがどうか。	F ご質問に回答します。第三次実行計画の計画事業で平成30年度に経常事業化する予定の事業については、第一次実行計画(素案)の「区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)」には掲載しておらず、平成30年度予算編成を踏まえ、計画策定時に追加して記載します。平成30年度からは、地区協議会が行う事業に対し助成する「まちづくり活動支援補助金」と、コミュニティ団体等の活動を支援する「地域協働事業助成」を統合し、地区協議会をはじめ、町会・自治会やNPOなど、区民が主体となる様々な地域活動団体が行う取組に対して助成を行い、地域の活性化や地域の絆づくりを支援していきます。
136	I	8	その他	第一次実行計画(素案)p.44「地区協議会への支援」と「自治基本条例に基づく地域自治組織の検討」を計画事業に加えてほしい。	E ご意見に回答します。平成30年度からは、「地区協議会への支援」から、新たな助成制度として経常事業に位置づけ、地区協議会に限らず、町会・自治会など、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、多様な主体に対して助成を行っていきます。地域自治組織については、区民・議会・区の三者が一定程度課題を整理し、共通認識を持って検討を進めることが必要であると考えます。
137	I	8	その他	区民センターの利用料金見直し 現在は習い事用途が利用料金の割引サービスの扱いとなっており、あるべき姿と逆の構造。同時に空き状況から、地域活動での施設利用が制限されている。	E ご意見として伺います。地域センターでは、コミュニティ活動を目的とし、会員数5名以上かつ区民が過半数であること、また規約に基づく運営・活動を行っており、入会・退会が自由などの要件を備えた団体に限り、登録団体として承認しています。登録団体は、使用料は一般利用よりも安価となり、一般利用よりも先に利用の申請ができます。また地縁に基づく団体や青少年の健全育成を目的とする団体が公益目的で使用する場合には、受付期間の特例を設けるなど、地域活動への一定の配慮を行っています。
138	I	9	45	(素案)P46 45だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進の29年度末の現況(予定)と32年度末の目標にある受注件数(事業所数)は1就労支援事業④受注センター事業と考えてよいか。 <第三次実行計画>36障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援の29年度末の目標には掲げられていなかったのはなぜか。説明してほしい。	F ご質問に回答します。第一次実行計画(素案)に記載の「受注件数(事業所数)」については、ご指摘のとおり、就労支援事業のうち、受注センター事業の現況及び目標を示したものです。第三次実行計画では、個人への一般就労支援に主眼を置いて事業の進捗を図るため、就職者数を目標に掲げました。加えて、今回の第一次実行計画の策定にあたっては、区内の就労継続支援事業所の工賃アップや利用者の勤労意欲の向上を目指して、事業所間ネットワークの強化支援を実施することから、受注件数を目標に掲げました。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
139	I	9	46	第一次実行計画（素案）p.46 「高齢者や障害者等の住まい安定確保」に「居住支援協議会の設置」「公的保障人制度」「高齢者・障害者等への家賃助成」を加えてほしい。	E ご意見として伺います。 平成27年度に住宅・建築・福祉に携わる関係団体と区が意見交換を行い、総合的な施策を検討する場として「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」を設置し、高齢者、障害者の住まいの安定確保を図り、団体や事業者等と連携しながら住宅確保要配慮者に対応しています。今後は、同連絡会を活用するとともに、住宅セーフティネット法改正を踏まえ、居住支援協議会の設置を含めた住宅確保要配慮者の円滑な入居支援に向けた制度の在り方についても検討していきます。 連帯保証人が見つからず、入居が困難な方への支援として、行政が直接保証人となるのではなく、民間保証会社との連携で家賃等債務保証制度の助成等を行っています。 高齢者や障害者世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃等債務保証料助成制度や住み替え居住継続支援制度による助成事業を実施しており、新たに家賃助成制度を創設する予定はありません。
140	II	2	54	（素案）P55 54多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発の年度別計画の30年度のところにある・多世代への防災意識の普及啓発事業の検討では指標として「実施回数」を「目標別参加人数」とする検討をしてほしい。	E ご意見として伺います。 平成28年度から平成30年度までは、NPO等との協力による防災イベントを実施するものです。なお、平成31年度以降の事業内容については未確定のため、30年度に検討を行います。そのため、具体的な指標を記載することはできません。
141	II	2	57	（素案）P56 57災害用備蓄物資の充実の32年度末の目標の・備蓄物資等の充実及び更新のところにP119（4）計画事業の主な指標と同じように「避難所用備蓄物資の更新・新規配備品目数 更新：35品目 新規配備：12品目」を追加してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画（素案）の「計画事業の内容」（P15～104）に記載の「29年度末の現況（予定）」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」（P113～125）の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。
142	II	2	59	（素案）P57 59マンション防災対策充実の32年度の目標の「・マンションでの防災訓練 計12回」のところにP119（4）計画事業の主な指標と同じように「・地震動シュミレーションによる防災訓練 計12回」とした方がよい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画（素案）の「計画事業の内容」（P15～104）に記載の「29年度末の現況（予定）」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」（P113～125）の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。
143	II	2	その他	第一次実行計画（素案）p.56 「災害時要援護者名簿登録の推進と個別支援計画の策定」を計画事業としてほしい。	E ご意見として伺います。 災害時要援護者の名簿登録については、これまでと同様、経常事業として関係機関を通じて登録勧奨を行います。 個別支援計画については、第一次実行計画で要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成・公開し、普及に取り組みます。
144	II	1 ①	47 ①	（素案）P118（4）計画事業の主な指標 47①建築物等耐震化支援事業の耐震改修工事費補助件数と耐震改修工事費補助戸数は（素案）P47のどの部分にあたるのかご説明ください。	F ご質問に回答します。 P118の30年度から32年度末の3年間の目標を165件（440-275件）としています。これは、P47の32年度末の目標のうち耐震改修工事費補助159件（木造120件、非木造39件）と除却・建替費補助6件を合算したものです。耐震改修工事費補助戸数については、直接的に対応する部分はありませんが、耐震化の現状を示す指標の一つとして記載しています。
145	II	1 ①	47 ①	災害に強いまちにするためにも建物の耐震化を一層進めてほしい。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 首都直下地震の切迫性が高まる中、区としても、建築物の耐震化を一層進めていくべきと考えており、普及啓発の強化や、改修工事費補助等の支援制度の充実を図るなど、スピード感をもって取り組んでいきます。
146	II	1 ①	47 ①	第一次実行計画（素案）p.47 「建物等耐震化支援事業」は、枝事業概要の後に「そのため区内全域を重点地区と同等の支援に充実します。」を加え、目標と年度別計画の耐震改修工事費補助の(木造)(非木造)の数値を少なくとも倍に変更してほしい。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 P47では、建物の耐震化に取り組むこととしています。区は、切迫性が高まる首都直下地震に備え、区内全域でスピード感をもって耐震化を図るためには、重点地区以外でこれまで以上に耐震化を進めることが重要であるとと考えています。このため、重点地区以外についても、国や東京都の限定的な補助制度を活用し、重点地区と同様な支援とします。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
147	Ⅱ	1 ②	48 ③	第一次実行計画（素案）p.49 建物除去費用助成の地域要件を撤廃してほしい。	E ご意見として伺います。 区では木造住宅密集地域の解消を図るため、木造住宅密集地域のうち、災害に強いまちづくりが推進されている地域を対象に助成を行っています。
148	Ⅱ	1 ④	50	細街路には趣のある路が多々あり、拡幅しないで防火対策等で災害に配慮する事も必要である。また、細街路には緑路という手段があり、必ず舗装である必要はない。ヒートアイランド対策等も考慮して近隣住民で決めてほしい。現在の透水性舗装にはまだ寿命という課題があり、補修コストが心配である。	E ご意見として伺います。 路地景観の保全と防災性の向上の両立については、現在、様々な検証を行っているところです。また細街路の拡幅整備による拡幅部分については、道路状に整備するように法律で定められています。区では災害時の緊急車両などの通行に支障が出ないように、既存の道路部分の仕上げとなるべく一体的になるような整備を条例に基づき指導しています。 また、区道における透水性舗装については、透水機能の回復を定期的に行うなどの取組を進めています。
149	Ⅱ	1 ④	51	災害時対策の為の沿道建築物の耐震化よりも寧ろ無電柱化が優先である。 建築物はそれぞれの主体で対応してほしい。大きな地震はいつ起きるかわからないし、起きれば耐震化の多くの家も破壊されてしまう。各人・各町の判断で対応すれば良いと思う。気象庁の予報も、根拠が不明確で当てにならない。	E ご意見として伺います。 無電柱化については、今後、無電柱化推進計画を策定して計画的に進めていきます。
150	Ⅱ	1 ④	51	災害時の救急救命や消火活動、物資の輸送や復旧復興の生命線となる緊急輸送道路では、早期の無電柱化が必要である。無電柱化整備を重層助成で優先的に進めてほしい。当面基盤整備に集中投資をし、ばらまき予算は5年位中止してほしい。	E ご質問に回答します。 無電柱化については、これまで三栄通りを完了させるとともに聖母坂通り等3路線の整備を行っています。さらに今後は、無電柱化推進計画を策定して計画的に進めていくとともに引続き、都市防災機能の強化、安全で安心な道づくり等、選択と集中的な整備を進めていきます。
151	Ⅱ	1 ④	52 ①	計画事業52① 道路の治水対策 1.4337億円 透水機能舗装の性能、経年劣化（機能回復の効果とその後経年劣化を含む）、豪雨時の効果、機能回復の費用、透水機能舗装化の費用対効果（他の方法との比較を含め）を示してほしい。	F ご質問に回答します。 透水性舗装は、短期的な集中豪雨などによる宅地内の浸水被害を軽減する効果があります。また、透水機能の回復に取り組んでいます。 通常の道路舗装と同程度の費用であることから、区民生活の軽減を図ることができ、費用対効果があると考えています。
152	Ⅱ	1 ④	52 ③	LED照明の眩しさ対策を求める。 LED化により 1/10の省エネになると区長は地域説明会で説明したが、実際のどの程度の省エネになったのか、今までの照明形式と省エネ効率、工事費用、工事費用を回収する期間（工事費/電気料金の減少分）を実績と見通して示してほしい。照明の持続時間、維持管理費、この計画の全体事業費予測を示してほしい。  計画事業52③新規 道路・公園におけるバッテリー内蔵型LED灯の整備 2.0677億円	F ご質問に回答します。 水銀灯の街路灯をLED化することにより、電力消費量が約4分の1になります。また、LED街路灯は電力消費量が少ないため、電気料金が軽減するほか、LED街路灯の寿命は水銀灯の約5倍と長いことから、ランプ交換の工事費用の軽減効果も考えられ、維持管理経費も年間で約7千万円の軽減につながります。
153	Ⅱ	3 ①	60	第一次実行計画（素案）p.58 「安全安心推進活動の強化」では、重点地区指定目標を15地区（毎年5地区）と具体的に示してほしい。	E ご意見として伺います。 これまで町会や商店会等の地域団体を重点地区に指定し、地域の防犯力向上に努めてきました。平成29年9月現在113地区まで広がり、一定の効果があったと認識しています。 平成30年度からは、防犯意識の高まりをベースとして、さらなる防犯活動の活発化を促進するため、重点地区やそれに準じて防犯活動を展開している団体の連携・協力の推進を計画しています。 新たな計画は、重点地区などの連携・協力を推進するため、地域の実情に応じた講習会やイベント開催などを年2回以上行う予定です。 この事業を推進することにより、さらなる「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」に取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
154	II	3 ①	その他	西落合1・2丁目、準工地帯の為外来者が多く、治安等に課題がある。我家も被害があり、敷地内に4台の防犯カメラを設置している。西落合交番坂通りには、時々得体のしれない人が歩いている。路上喫煙も見られる。準工地帯での計画的な住み分けを進めてほしい。	E ご意見として伺います。 憲法第22条第1項において「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と定められており、行政で住み分けをさせることはできないと解しています。 区では、都と協働で街頭防犯カメラ設置補助事業を実施しています。平成29年度は、さらなる設置促進を図るため、設置団体の自己負担割合を半分（1/6から1/12）に改めました。平成30年度からは、予算を増額し、設置団体数を拡充する予定です。 また、区民の方々と街を歩いて防犯上危険な箇所を把握し、それを地図上に落とし込んだ地域安全マップを作成し、注意喚起を促すことにより不安感の解消を促進しています。 このほか、区内において、不審者情報や事件情報があれば、メールにて配信し、不審者などの情報提供しています。 また警察においては、防犯講習や各種キャンペーンを通じて、危険を回避する手段を案内しています。 以上の取組の成果もあり、ここ数年、区内の刑法犯認知件数も減少しています。区では、今後も暮らしやすい安全で安心なまちの実現のため、各種治安対策を実施しています。 なお、路上喫煙については、主要な駅周辺以外にも路上喫煙禁止パトロールを派遣し、重点的な巡回や路上喫煙者への条例周知指導など、柔軟な対応を行っています。
155	II	3 ②	62	第一次実行計画（素案）p.59 「②感染症の予防と拡大防止」には新型インフルエンザ対策だけでなくおたふくやロタウイルスなど各種予防接種への助成充実を事業化してほしい。	E ご意見として伺います。 おたふくかぜワクチン、ロタウィルスワクチンの予防接種については、国の定期接種化に向けての動向を注視していきます。
156	II	3 ③	63	路上喫煙対策について、「マナーの基本」を重視するという区の方針は、条例で定めた「路上喫煙による被害防止に対する総合的な施策」として不十分と言える。より効果的に路上喫煙および、それに伴う健康被害を減少させるために、新宿区内での路上喫煙者に対する罰則規定を設けると共に、罰則金の徴収をより簡便にするために、パトロール員以外の区民による罰則金徴収を可能とするだけでなく、路上喫煙に関する通報窓口を一本化するなど、根本的かつ具体的に効果的と思われる路上喫煙対策を行うことを強く願う。 現状は、路上喫煙や路上喫煙を助長する灰皿などの設備が公道に設置されている場合でも、道路種別（区道／都道／国道）によって通報先が異なり、その報告が簡便とはいえず、路上喫煙者を見かけた場合でも、すぐに通報・対応できる人員が配置されていないため、路上喫煙による健康被害を防ぐべく、具体的かつ効果的な対応を盛り込んでほしい。	E ご意見として伺います。 新宿区は、昼夜を問わず様々な多数の人が訪れる地域性があり、罰則等を適用するにあたり公平性を保つことが困難であることなどから、条例に罰則を設けていません。 そのため、取締りではなく人を思いやり、迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻って路上喫煙を止めてもらうことを条例の趣旨としています。 具体的には路上喫煙禁止キャンペーンによる啓発、ポスター等や関係事業者への直接訪問による周知に加え、駅や主要道路を中心とした路上喫煙禁止パトロールによる喫煙者への指導等を行っています。 これらの対策の結果、条例施行前は4%を超えていた路上喫煙率は最新の調査では0.1%と大幅に低下していることから、効果が上がっていると考えています。
157	II	3 ③	その他	団地の防災通路をサラリーマンの人が、20名～30名毎日通るので1階に住んでいるので困る。	E ご意見として伺います。 区では、必要に応じて、区立住宅の管理に関する注意喚起等を行っています。引き続き、区立住宅の適切な管理運営に努めていきます。
158	II	3 ③	その他	建築紛争を事前に回避するため、狛江市のような事前協議制を導入してほしい。 （平成27年の新宿区住宅まちづくり審議会でも区民委員としてお願いした。）	E ご意見として伺います。
159	II	3 ③	その他	一定規模以上のマンション等建築物には、ワンルームマンション以外でも荷下ろし等ができる自動車停留空を敷地内に作るよう義務づけてほしい。停留空地も現状の広さや高さではなく、ちゃんと荷下ろしができるように東京都の駐車場条例にあるくらいのを。車道に止めて、自転車専用レーンをふさぎ、自転車の方が車道にはみ出し危ない目にあったり、渋滞の原因になったりしている。	E ご意見として伺います。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
160	Ⅱ	3 ③	その他	一定規模以上のマンション等建築物には、事前にビル風のシミュレーションをして、ビル風が強くなるようだったら、建物の形状を変えとかしてビル風で通行人等が被害を受けないようにしてほしい。	E ご意見として伺います。 都市開発諸制度を活用する大規模開発(一定規模以上)については、風、日影、電波、交通量など近隣環境の維持、向上に配慮した計画としています。 また、都市計画の説明会などにおいて、区民への計画説明などを行っています。
161	Ⅲ	1	66 ④	新宿通りモール化は、東京五輪・パラリンピックに向けた社会実験とあるが、それだけ課題が多いことと思うが、トーンダウンした感じが否めない。「新宿通りモール化」は歩行者優先道路の象徴であり、新宿区の“本気度”のリトマス試験紙的な存在である。	B ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「新宿区まちづくり長期計画」では、「都市マスタープラン」における都市交通整備の方針や新宿駅周辺地域まちづくり方針、「まちづくり戦略プラン」における「エリア戦略」の新宿駅東口エリアで、新宿通りのモール化の推進を示しています。
162	Ⅲ	1	その他	夏場の日差しを防ぐ為に多くの緑陰が必要である。緑陰の下にパラソルカフェが連なる光景が特に東口に相応しく思う。歌舞伎町を含む界隈のイメージアップにも繋がるでしょう。地域主体で頑張してほしい。街路樹整備・無電柱化は自治体の仕事である。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 「新宿区まちづくり長期計画」のエリア戦略では、新宿東口エリアの中で、エリアに潤いを与えるため、多様で視覚に訴えるみどりの創出を図るとしています。 歌舞伎町シネシティ広場では平成28年度からオープンカフェの社会実験を行い、誰もが安心して楽しめる歌舞伎町の賑わいづくりに取り組んでいます。
163	Ⅲ	2	67 ③	(素案)P64 67③まちづくりのプロジェクトの推進(健全で魅力あふれるまちづくり)の32年度末の目標には「・まちづくり自主ルール策定区域拡大」となっている。 ①(素案)P64の年度別計画の30年度のところには「・歌舞伎町地区内のまちづくり自主ルール」とある。 ②P120(4)計画事業の主な指標の32年度末の目標のところにも「・歌舞伎町地区内のまちづくり自主ルール策定区域拡大」とある。 そこで「・歌舞伎町地区内のまちづくり自主ルール策定区域拡大に変更してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 本事業は、歌舞伎町地区内のまちづくりを前提とした事業となります。 ご意見を踏まえて、①P64年度別計画の30年度記載の「・歌舞伎町地区内のまちづくり自主ルール策定に向けた調整」及び②P120(4)計画事業の主な指標の32年度末の目標記載の「歌舞伎町地区内のまちづくり自主ルール策定区域拡大」から、「歌舞伎町地区内の」の文言を削除し表現の統一を図ります。
164	Ⅲ	2	67	計画事業67歌舞伎町地区のまちづくり推進 2.8億円 特定の街の為に、この様に多くのお金を使うべきではない。あるいは、全ての街にコミュニティの維持の為に同程度のお金を使えるようにすべきである。	E ご意見として伺います。 区は歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」を推進するため、3つのプロジェクト(クリーン作戦、地域活性化、まちづくり)を区、地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネジメント(TMO)、関係行政機関等との協働のもと総合的に展開しています。今後も官民一体となって、継続して、総合的な施策を展開していきます。
165	Ⅲ	3	69	多様なライフスタイルに応じた質の高い住環境を実現させるためには住み分けが必要になっている。地域特性に応じた住環境に誘導する為に用途地域の見直しが必要である。落合地区は歴史的景観や高低差の大きい変化に富んだ地形であり、みどりや水辺などの自然景観と調和したまちづくりができる地域であります。その景観が壊されつつある。ぜひ景観に配慮した街づくりを進めてほしい。	E ご意見として伺います。 今後も景観まちづくり相談員や景観まちづくりガイドラインを活用した景観事前協議制度を通じ、地域の景観特性をいかした良好な景観形成を図っていきます。
166	Ⅲ	4	70	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために条例を制定し区の実施組織をつくってほしい。	E ご意見として伺います。 新宿区ユニバーサルデザイン推進会議における議論等を踏まえ、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。
167	Ⅲ	4	70	オリンピック・パラリンピックを控え、全ての人にやさしいユニバーサルデザインが道路・鉄道駅・遊技場・展示場・商業施設・宿泊施設等で必要である。特に書類の活字の大きさには工夫が必要である。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインやユニバーサルデザインガイドブックを活用し、普及啓発を行っています。 書類の活字については、大きさを始め、視覚障害者等に配慮したカラーユニバーサルデザインを考慮しながら取り組んでいます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
168	Ⅲ	5	71 ①	「補助第72号線の整備」では、職安通りに面し最後まで残った1軒は暴力団がらみだとささやかれている。“オリンピックまで”という区の意向を見透かして無理難題を突き付けられないように、法律・条令に基づいて毅然と透明な対応をしてほしい。	E ご意見として伺います。 第一次実行計画において、未開通区間となっている補助第72号線第Ⅰ期区間（職安通り～大久保通り）の開通に向けて用地買収・道路整備に取り組んでいきます。
169	Ⅲ	5	71 ②	「百人町三・四丁目地区の道路整備」は、以前にも「地域の実態にそぐわない無駄な事業」と批判したことがある。同地区は、ポケットパークだらけで、これ以上増やす必然性はないし、防災名目で新たに道路を整備しなければならない必然性はない。	E ご意見として伺います。 百人町三・四丁目地区は、平成2年に都市計画決定し、平成15年に変更決定した地区計画に基づき道路整備を実施しています。
170	Ⅲ	5	72 ①	「道路の改良」では計画の4路線以外の路線で、区内の現状をしっかりと把握して傷みの激しい箇所の補修を柔軟に実施してほしい。	E ご意見として伺います。 限られた予算の中で、計画的かつ効果的な維持補修を行っています。今後も、適切かつ柔軟に補修を行います。
171	Ⅲ	5	72 ②	「高齢者にやさしい道づくり」では戸山地区3路線、百人町地区4路線が予算化されている。これ以外の路線で病院前のバス停がある場合は、現状を調査して優先的に実施することを提言する。	E ご意見として伺います。 区では、本計画の中で現地調査のうえ実施していく予定です。なお、ご指摘のバス停のベンチはバス事業者が設置しています。
172	Ⅲ	5	72 ③	バリアフリーの道づくり（72-③）の事業費は、31年度以降みられない。本事業は、基本計画やまちづくり長期計画の中での主要施策と考えるので、区域全体の全体計画を策定され事業展開されることを望む。	E ご意見として伺います。 道路のバリアフリー化は、重点整備地区に限らず、道路の維持補修などの機会を捉えて整備していきます。
173	Ⅲ	5	72 ③	「バリアフリーの道づくり」では新宿駅周辺の9路線予算化されているが、計画にもれた路線について、区内の現状をしっかりと把握して、区民が困っている箇所については、第二次実行計画以降に待つのではなく柔軟に対応してほしい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 道路のバリアフリー化は、重点整備地区に限らず、道路の維持補修などの機会を捉えて整備していきます。
174	Ⅲ	5	73 ①	（素案）P121（4）計画事業の主な指標73①環境に配慮した道づくりの遮熱性舗装の施工面積の29年度末の現況（予定）のところに「計15,792㎡」は（素案）P69と同じように「3,200㎡ 計15,792㎡に変更してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画（素案）の「計画事業の内容」（P15～104）に記載の「29年度末の現況（予定）」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」（P113～125）の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。
175	Ⅲ	5	73 ①	（素案）P121（4）計画事業の主な指標73①環境に配慮した道づくりの木製防護柵の設置延長の29年度末の現況（予定）のところに「計1,523m」は（素案）P69と同じように「200m 計1,523m」に変更してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画（素案）の「計画事業の内容」（P15～104）に記載の「29年度末の現況（予定）」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」（P113～125）の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。
176	Ⅲ	5	73 ①	「道路の環境対策」については、オリンピック対応として、マラソンコース周辺道路の遮熱性舗装と木製防護柵事業に集中しています。真夏のオリンピック対策として理解できますが、このため通常の歩道の整備、とりわけ雨水透過舗装のデコボコの改善整備が、3年先まで先送りされることのないように、区内の現状をしっかりと把握して傷みの激しい箇所の補修を柔軟に実施してほしい。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 通常の歩道整備や透水性舗装の整備については、道路の路面状況を踏まえ、「道路の改良」や「道路の治水対策」等の他事業の中で整備を進めます。
177	Ⅲ	5	73 ②	LED照明の眩しさを求める。 LED化により 1/10の省エネになると区長は地域説明会で説明したが、実際の省エネになったのか、今までの照明形式と省エネ効率、工事費用、工事費用を回収する期間（工事費/電気料金の減少分）を実績と見通しで示してほしい。照明の持続時間、維持管理費、この計画の全体事業費予測を示してほしい。  計画事業73② 街路灯の省エネルギー対策 4.8477億円	F ご質問に回答します。 水銀灯の街路灯をLED化することにより、電力消費量が約4分の1になります。また、LED街路灯は電力消費量が少ないため、電気料金が軽減するほか、LED街路灯の寿命は水銀灯の約5倍と長いことから、ランプ交換の工事費用の軽減効果も考えられ、維持管理経費も年間で約7千万円の軽減につながります。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
178	Ⅲ	5	その他	富久町西交差点のコンビニ、牛丼店、焼肉店、四谷警察署の前の歩道にコンクリートブロックで囲われた植込みが3つあるが、真中のひとつが外苑西通りの横断歩道近くまでせり出していて歩行者の邪魔をしている。歩行者がすべらず歩けるように植込みを半分くらいにしたらどうか。	F ご質問に回答します。 ご意見を頂きました箇所は都道であるため、東京都の道路管理部署にご意見の内容を伝え、現地の確認・対応を依頼しました。
179	Ⅲ	5	その他	最優先に無電柱化の推進がある。建設コストの削減を実現して、精力的に進めてほしい。	E ご意見として伺います。 狭い区道では、効率的かつ効果的に進めていきます。
180	Ⅲ	6	76	(素案)P73 76安全な快適な鉄道駅の整備促進の32年度末の目標にある「ホームドア設置補助(3駅)」は(素案)P121(4)計画事業の主な指標と同じように「ホームドア設置補助(3件)」にした方がよい。	G ご意見を踏まえて表記を統一します。 第一次実行計画(素案)の「計画事業の内容」(P15~104)に記載の「29年度末の現況(予定)」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」(P113~125)の表記が異なる箇所は、表記を統一します。 ホームドア設置費の補助について、ホームドアの整備が複数年にわたることや、駅によりホームの数も異なることから、整備を行った駅数で表記を統一します。
181	Ⅲ	6	その他	諏訪通りに駐車スペースがもうけられているが、自転車で通るときあふない。路上駐車がないようにしてほしい。	E ご意見として伺います。 警察や道路管理者と連携して、違法駐車をしないよう啓発していきます。
182	Ⅲ	6	その他	戸山公園(戸山口)の道路歩道で駐車禁止が守られていない。見通しが悪く危険である。	E ご意見として伺います。 警察や道路管理者と連携して、違法駐車をしないよう啓発していきます。
183	Ⅲ	7	77	第一次実行計画(素案)p.73「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」に「緑被率の向上」を計画事業とし、高い数値目標を掲げてほしい。	E ご意見として伺います。 「緑被率の向上」は、公園整備、民間緑化や道路緑化の推進など数多くの事業により達成するものであることから、それ自体を計画事業とはしませんが、「新宿区みどりの基本計画」において、10年間で1%の緑被率向上を目指すこととしています。
184	Ⅲ	7	77③	自動車道の拡張よりも、バリアフリーを兼ね備えた緑化推進の為に歩道の造成を望む。 自動車道の交通量は国道と都道に集中しているので、区道に関しては一方通行道を多くし、アメリカハナミズキの様な園芸種をやめ、自然固有種を主体とした区道の森林化、生態系の再生を目的とした施工を望む。区内シルバー雇用の増進や、コミュニティの緑化推進貢献によって地域内コミュニケーションの場も提供できると思うがいかがか。	E ご意見として伺います。 「次世代につなぐ街路樹の更新」は、地域に親しまれているサクラ等の街路樹の計画的な植替えを進めていきます。神田川や外濠のサクラや小滝橋通りの街路樹を診断し、撤去、植替えを路線ごとに検討していきます。
185	Ⅲ	7	77③	(素案)P162(6)第三次実行計画との関連表(計画事業)のところにある<第三次実行計画> 71③新宿りっぱな街路樹運動(みどり土木部)は終了となっているが(素案)P74 77③次世代につなぐ街路樹の更新に引き継がれたと考えてよいか説明してほしい。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画では、新宿りっぱな街路樹運動は終了しますが、経常事業の中で引き続き取り組んでいきます。
186	Ⅲ	7	80	水辺や緑を上手に組み合わせた後世に自慢できる景観を創ってほしい。区内の公園の空間づくりはあまり上手とは言えない。余りにも小手先レイアウトであり、庭園設計士の選択も課題である。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 公園の整備に当たっては、今後とも地域の皆様の意見を踏まえながら、周辺の景観や歴史・文化といった資源などにも配慮した魅力ある公園づくりを進めていきます。
187	Ⅲ	7	その他	新宿御苑の散策路に「玉川上水・内藤新宿分水」として水路ができたのはとてもよかったと思うが、水量が少なすぎ、落葉やごみが貯まってもすぐ掃除されていないのが残念である。杉並区の蚕糸の森公園の水路や水量は参考になると思う。掃除はボランティアを使うなど・・・いかがか。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 「玉川上水・内藤新宿分水」の水源は、地下水を有効利用しています。そのため、水量を増やすことは難しい状況ですが、清掃などの維持管理については、ボランティアの活用の可能性も含め、よりよい方法を検討していきます。
188	Ⅲ	8	82	第一次実行計画(素案)77項「地球温暖化対策の推進」の計画事業概要:平成30年2月に策定した「新宿区第三次環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策の推進に取り組んでまいります。」は、素案中の文書として、時点が間違っているのではないか。	F ご質問に回答します。 「新宿区第三次環境基本計画」については、平成30年2月の策定を予定しています。第一次実行計画素案では、平成30年2月策定予定と記載すべきだったため、計画策定時には適切な表現に修正します。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
189	Ⅲ	8	82	計画事業82、83 温暖化対策/環境教育、省エネ2.8725億 CO <sub>2</sub> 排出量の見通しと、温暖化対策の効果を示すことを求める。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、平成42(2030)年度において、CO <sub>2</sub> 排出量を平成25(2013)年度比で24%削減を目標としており、基本計画においても指標のひとつとしています。個別計画である「新宿区第三次環境基本計画」の進捗状況を点検することを目的として毎年度作成している「新宿区環境白書」の中で削減実績や温暖化対策の事業実績等を公表していきます。
190	Ⅲ	8	82 ①	(素案)P77 82①区民省エネルギー意識の啓発の29年度末の現況(予定)と32年度末の目標にある「みどりのカーテン」区民による新規設置件数300件/年は(素案)P122(4)計画事業の主な指標と同じように「みどりのカーテン」区民による新規設置枚数 300枚/年にした方がよい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画(素案)の「計画事業の内容」(P15~104)に記載の「29年度末の現況(予定)」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」(P113~125)の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。
191	Ⅲ	8	82 ①	家庭での省エネへの取組は残念ながら不十分である。原因は、イ)無関心(特に高齢者)。ロ)利己主義(お金にふじゅうしていない)。ハ)お金がない(省エネ家電品・創エネ設備が買えない)。ニ)面倒くさい。ホ)実行力がない。ヘ)巷での宣伝が少なく刺激がない。ト)助成金制度を知らない。チ)危機意識の欠如等がある。対策に工夫が必要である。	C ご意見を踏まえて、計画を推進します。 家庭部門での省エネルギーの更なる推進が課題だと考えていますので、今後も周知啓発に努めていきます。
192	Ⅲ	9	84	計画事業84 資源循環型社会の構築 38億円を経常事業とせよ。	E ご意見として伺います。 ごみの排出削減は目標を定め、その達成に向け効率的・効果的な事業を計画的に進めることが重要だと考えていますので、計画事業としています。
193	Ⅲ	9	その他	新宿区のリサイクル率は21%程度であるが、欧米では60%前後にまで達している。明らかにゴミ対策が不十分であることが判る。 欧米ではごみ処理に徹底した対策をとってきたが、日本はそのような行動がないし、ごみ回収手法にも重大な課題がある。各家庭が白いビニール袋にごみを入れ、自宅前の道路に置くため、カラスや猫が袋を破いて道路を散らかし、不衛生・汚らしい。ごみ収集の際も、収集車には運転手以外に作業員が2人ついて、走りながらビニール袋を集め収集車のごみ受け口に投げ込む作業をするため、危険を伴う。欧米では、収集車にロボットが装着されていて、運転手が操作して、カートに入れてあるごみを車に放り込む。ワンマンで実施されている。日本のゴミ処理体系の見直しが必要である。	E ご意見として伺います。 今後とも、街並みや道路の形態に合わせて、効果的・効率的で安全な方法によりごみの収集に努めていきます。
194	Ⅲ	10	86 ③	(素案)P123(4)計画事業の主な指標86③新宿ビジネス会の参加者の満足度の29年度末の現況(予定)と32年度末の目標にある「70.1% 80%」は(素案)P84と同じように「70.1%(5回平均) 80%(9回平均)」に変更してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画(素案)の「計画事業の内容」(P15~104)に記載の「29年度末の現況(予定)」及び「32年度末の目標」と「計画事業の主な指標」(P113~125)の表記が異なる箇所は、ご指摘を踏まえ修正します。
195	Ⅲ	10	その他	(素案)P162(6)第三次実行計画との関連表(計画事業)のところにある<第三次実行計画>79高田馬場創業支援センターによる事業の推進(文化観光産業部)は経常事業化となっているが(5)区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)(P129~)に掲載の番号どこになるか説明してほしい。	F ご質問に回答します。 第三次実行計画の計画事業で平成30年度に経常事業化する予定の事業については、第一次実行計画(素案)の「区の施策・事業の全体像(計画事業と経常事業)」には掲載しておらず、平成30年度予算編成を踏まえ、計画策定時に追加して記載します。
196	Ⅲ	11	87	LED照明の眩しさ対策を求める。 LED化により 1/10の省エネになると区長は地域説明会で説明したが、実際の程度の省エネになったのか、今までの照明形式と省エネ効率、工事費用、工事費用を回収する期間(工事費/電気料金の減少分)を実績と見通しで示してほしい。照明の持続時間、維持管理費、この計画の全体事業費予測を示してほしい。  計画事業87 イベント、活性化、街路灯LED化 5.9661億円	E ご意見として伺います。 区有灯の例でいうと、LED化をすることで、水銀灯と比較して、電力消費量及びCO <sub>2</sub> 排出量が約1/4になります。また、電気料金が軽減するほか、ランプの寿命も約5倍になります。商店街路灯の補助にかかる事業費の予測については、第一実行計画策定時点で、平成30年度~平成32年度の各年度で6,250万円の補助額を見込んでいます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
197	Ⅲ	11	87	商店街の助成は止めよ。 計画事業87、88 商店街支援 6.7億	E ご意見として伺います。 商店街は地域における消費活動を支える場であり、地域コミュニティ及び安全安心の担い手の1つとして捉えています。このため、引き続き、魅力と活力ある商店街となるよう支援を進めていきます。
198	Ⅲ	11	87	第一次実行計画（素案）p.84 「魅力ある商店街の活性化に向けた支援」では、「空き店舗対策」を引き続き計画事業とし、他自治体が実施しているようなチャレンジショップ事業や、子ども食堂など区民団体が行う事業の実施場所として活用するなど、新たな事業を実施してほしい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 空き店舗対策については、融資制度及び情報提供を柱として新たに開業するための支援を進めています。今後は、經常事業として引き続き支援を進めていきますが、開業以外の用途の支援に関しては今後の参考とさせていただきます。
199	Ⅲ	12	90 ①	計画事業90①新宿フィールドミュージアム 84百万円 ビル壁面の大型ビジョン（ユニカビジョン等）を使った新宿クリエイターズフェスタ等のイベントは止めるべきである。 いつも都条例違反の騒音を出し、光害である。銀座は壁面の大型ビジョンを撤去し、街並みの景観を維持していると聞いている。新宿区も同様の措置を取ることを求める。	E ご意見として伺います。 新宿クリエイターズ・フェスタでは、多彩なジャンルのアート作品を新宿駅周辺で展示することで、多くの区民・来街者が文化・芸術に触れる機会を創出しています。作品の中には、映像アーティストによる作品もあり、新宿駅周辺の大型ビジョンで放映することで多くの方にご観覧いただいています。今後も、音量や明るさなども考慮し、開催していきます。 イベントなど一時的な事業に伴う騒音等については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の一律的な適用には必ずしもなじまないものです。しかしながら騒音や光が周辺の生活環境に支障を及ぼさないように、イベントの主催者等に対して働きかけていきます。
200	Ⅲ	12	その他	（素案）P163（6）第三次実行計画との関連表（計画事業）のところにある<第三次実行計画>86①文化体験プログラムの展開（文化観光産業部）は經常事業化となっている。これについて①（素案）P87にコラム的に記載されている。	F ご質問に回答します。 第三次実行計画の計画事業で平成30年度に經常事業化する予定の事業については、第一次実行計画（素案）の「区の施策・事業の全体像（計画事業と經常事業）」には掲載しておらず、平成30年度予算編成を踏まえ、計画策定時に追加して記載します。 文化体験プログラムの展開については、文化芸術振興の一環として平成16年度に区民が文化芸術に触れる機会の拡大を目的として事業開始し、平成20年度から計画事業として進めてきました。この間、区民の間に定着してきたため、第一次実行計画では来街者向けに新たに開始した「和を伝えるプログラム」を計画事業とし、密接に関連する經常事業としてコラム的に掲載したものです。
201	Ⅲ	12	その他	（素案）P36にある「創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進」は（素案）P137（5）区の施策・事業の全体像（計画事業と經常事業）のNo205にほぼ同内容の記載がある。そこで、（素案）P151かP152の文化観光産業部に追加してはどうか。	E ご意見として伺います。 第一次実行計画では、計画的かつ優先的に取り組んでいく事業を計画事業に位置付けて掲載しています。加えて、經常的に実施する事業や取組のうち、個別施策を支える主な事業や取組については、施策体系に位置付けるとともに、事業内容や取組の方向性を記載しています。 「創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進」については、個別施策「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」を支える主な經常事業として、施策体系に位置付け、事業内容を記載しています。幼稚園、小中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育が事業内容のため、所管は教育委員会事務局としています。
202	Ⅲ	13	94	第一次実行計画（素案）p.89 「新宿観光案内所のサービス拡充」に「新宿駅東口に観光案内所を設置」する計画を加えてほしい。	E ご意見として伺います。 新宿駅直近に適切な場所がないことから、新たに設置することは困難な状況です。そのため、東西自由通路の整備に合わせて、JR東日本が開設を予定している案内所において、新宿区の観光情報を発信してもらえよう働きかけていきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方	
203	Ⅲ	14	98	<p>(素案) P92 98図書館サービスの充実(区民にやさしい知の拠点)の計画事業概要のところにある「新宿区立図書館基本方針」について説明してほしい。</p> <p>①いつごろ策定され、区民にはどのように公表されるのか。</p> <p>②32年度末の目標のところにはすべて検討とあるが「新宿区立図書館基本方針」の中に盛り込まれるのか。</p> <p>③「図書館運営協議会」ではどのように取り扱われるのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>①「新宿区立図書館基本方針」は平成20年1月に策定し、平成28年3月に改定したもので、改定にあたってはパブリック・コメントを実施し、区報及び区ホームページ等で公表しました。</p> <p>②実行計画(素案)の「図書館利用機会の充実」については図書館基本方針の「Ⅵ. 図書館環境の整備」に、「電子書籍等の導入」については「1. 区民に伝える図書館」に位置付けています。</p> <p>③新宿区立図書館基本方針は策定段階から「図書館運営協議会」が関わっており、今後も「図書館運営協議会」等の意見を取り入れながら計画を推進していきます。</p>
204	Ⅲ	14	98	<p>(素案) P92 98図書館サービスの充実(区民にやさしい知の拠点)の32年度末の目標のところにある「図書館利用機会の充実の検討」について説明してほしい。</p> <p>①四谷図書館が月曜休館から火曜休館になったことを踏まえて、「図書館利用機会の充実」とはどのようなことか。</p> <p>②32年度末の目標に「図書館利用機会の充実の検討」とあるが、では、いつごろを目途に決定して実施されるつもりか。</p> <p>③「図書館運営協議会」ではどのように取り扱われるのか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>①区立図書館の月曜一斉休館日を改め、火曜日休館の区立図書館をさらに増やして休館日を分散することで、利用しやすい図書館となるようにしていきます。</p> <p>②次期指定管理者の指定後(H31年度以降)を予定しています。</p> <p>③「図書館運営協議会」等の意見を取り入れながら検討します。</p>
205	Ⅲ	14	98	<p>(素案) P92 98図書館サービスの充実(区民にやさしい知の拠点)の32年度末の目標のところにある「電子書籍等の導入・利用方法の検討」について、説明してほしい。</p> <p>①「教育委員会事務局」が今考えている(イメージしている)電子書籍等とはどういうものか。</p> <p>②32年度末の目標に「電子書籍等の導入・利用方法の検討」とあるが、では、いつごろを目途に決定して実施されるつもりか。</p> <p>③実施する際に、どのように区民(住民・利用者)に周知するつもりか。</p> <p>④決定する前に、区民(自治基本条例が定める)を対象にしたまたは区民向けにシンポジウム、討議会(ワークショップ)、勉強会等を開催するつもりはあるか。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>①区民の自宅のパソコンや携帯端末で閲覧できる図書資料や音楽データのうち、公立図書館向けに提供されているものです。</p> <p>②平成30～平成32年度に、導入時期を含めて検討していきます。</p> <p>③広報やホームページ、館内ポスター等で周知します。</p> <p>④シンポジウム等は予定していませんが、ホームページや様々な機会を活かして周知していきます。</p>
206	Ⅲ	14	100	<p>基本計画(素案)では、「新中央図書館等の建設については、新宿区緊急震災対策を受けてスケジュールを改めて判断することとしています。」となっている。</p> <p>今回示された第一次実行計画(素案)では、計画事業名 新中央図書館等の建設 となっている。</p> <p>計画事業概要では、「「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。建設にあたっては、早稲田大学から提案のあった研究教育施設との合築等についても、引き続き検討を進めていきます。」となっている。</p> <p>現状：新中央図書館等の建設検討 目標、年度別計画：新中央図書館の建設検討 新築ではなく、旧戸山中学校校舎の改修とし、早稲田大学との早稲田大学から提案のあった研究教育施設との合築ではなく、区施設を建設すべきである。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新中央図書館の建設にあたっては、早稲田大学から提案のあった研究教育施設との合築等についても、引き続き検討を進めていきます。</p>
207	Ⅲ	14	100	<p>新中央図書館を早く建設してほしい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新中央図書館の建設に向けては、建設計画や設計、建築工事に一定の年月を要することなどから、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催と、その後の社会経済状況も見据え、引き続き、建設に向けて検討していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
208	Ⅲ	14	101	第一次実行計画（素案）P.94 「スポーツ環境の整備」の計画事業概要に「誰もが気軽にスポーツできるような施設を増設します。」を加えてほしい。	E ご意見として伺います。 区では、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機にスポーツ施設を整備することにより、スポーツへの区民の参加を促進するため、新宿区スポーツ施設整備基金の設置を予定しています。そのため、計画事業「101③（仮称）新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備」を新たに追加します。 施設の増設には大きな経費負担を伴いますので、区民の皆様のご要望等を参考にしながらスポーツ施設の整備についても検討していきます。
209	Ⅲ	14	101①	第一次実行計画（素案）p.94 「スポーツコミュニティの推進」では、屋内外施設の計画的改修。運動場利用料、照明料の減額の検討。障害者、高齢者の利用料減免の検討を行うを加えてほしい。	E ご意見として伺います。 屋内外施設については順次、計画的な修繕を行っています。また、区有施設の利用料等については全庁的な受益者負担の考え方に基づき設定されています。軽減等についても全庁的な整合を図りながら検討していきます。
210	Ⅲ	14	その他	スポーツをしているものとして、回数券（スポーツセンター、コスミック）だけでなく、パスポートも作ってほしい。	D ご意見は今後の取組の参考にします。 スポーツ施設は指定管理者により運営されていますので、ご要望について指定管理者と協議しながら検討します。
211	Ⅲ	14	その他	区のスポーツセンターの使用料を安くしてもらえると、高齢者にとっては助かる。	D ご意見は今後の取組の参考にします。 区有施設の利用料等については、全庁的な受益者負担の考え方に基づき設定されています。高齢者がスポーツ施設を今まで以上に利用しやすくなる方策について検討していきます。
212	Ⅲ	14	その他	サークル活動の推進 住人の体力向上と東京五輪に向けて、公園の半数をスポーツ推進公園にリニューアル（納戸公園、他）	D ご意見は今後の取組の参考にします。 公園の整備に当たっては、それぞれの公園の規模や特性、地域のご意見等を踏まえ、運動や健康づくりができる施設の整備を検討していきます。 なお、区内で活動する団体が自主的に実施するスポーツ活動に対しては、新宿未来創造財団を通じて活動の支援をしています。
213	Ⅲ	15	103	地域における各国籍の自治組織を促し、各自治組織主体による自治体内の管理ができるような体制づくりが必要である。入国した外国人へ、自治組織を紹介する事により、自治組織からあらゆるアドバイスが受けられるし、我国自治体と各国籍自治組織の意思疎通は、共生に関わる課題解決等に重要な役割を果たす。又、海外都市との交流・協力による共有課題の解決等にも寄与すると思う。	E ご意見として伺います。 新宿区多文化共生連絡会の運営において、外国人コミュニティとの連携体制の強化を図っています。
214	Ⅲ	16	104	個別事業の中で平和啓発事業の推進にふれているが、これまでの取組に敬意を表する一方、今後は時代環境の変化を受けとめ、新たな取組を展開していくためには、小、中、高の生徒、学生世代はもちろんのこと、すべての住民に「平和」とは何かを考え、行動する環境づくりに更に一歩進めていきたいと思う。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 「新宿区平和都市宣言」は、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を希求したものであり、今後も引き続きこの主旨に基づいて、平和都市の推進に向けた事業を進めていきます。 また、教育委員会では、平和のポスター作成などを通し、平和教育を行っています。作成した児童・生徒の感想からも、教育効果は高いと考えています。 今後も、区民の皆さんの平和意識を高めるため、平和教育の推進も含めた平和啓発事業に取り組んでいきたいと考えています。
215	Ⅲ	16	104	第一次実行計画（素案）p.96 「平和啓発事業の推進」の「親と子の平和派遣事業」については募集人数を増やす計画にしてほしい。	E ご意見として伺います。 平和派遣者の方々は、戦争の悲惨さや平和の大切さを周りに伝える意義を学び、平和派遣報告会での発表や報告書作成のほか、自主的に学校や地域で伝えるなど、平和啓発活動の輪を広げています。したがって、派遣者を増やすのではなく、自主的な発表の場の支援などにより、多くの人に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていきたいと考えています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
216	IV	1	107	<p>民間団体に関しては、自治会・町会に焦点が当たっているようだが、現在の状況で自治会が地域住民を把握し意志要望を受け止めているとは考えにくい。ともすれば古くからの地域の有力者が役員となっている例が多いのではないかと。特に最近急増している集合住宅居住者は町会とは縁遠い関係にある。一方地域には多様な団体が存在し、それぞれユニークで住民のニーズにマッチした活動を行っている。そういう団体にも目を向けて、幅広く連携を図るよう提案する。</p> <p>なお3か年計画では、民間資金に視線が当たっているようだが、民間マンパワーの活用はもっと重要である。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区では、町会・自治会を紹介するパンフレット等の作成のほか、東京都宅地建物取引業協会新宿支部や全日本不動産協会新宿支部と連携して、賃貸住宅居住者等への町会・自治会への加入促進を行っています。 また、専門家（アドバイザー）によるコンサルタントを利用し、賃貸マンションに対する町会・自治会への加入の効果的なアプローチについての支援策を実施していきます。 なお、平成30年度から創設する新たな助成制度では、町会・自治会のほか、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、多様な主体に対して助成を行います。これにより、様々な活動団体の情報を地域で共有し、地域活動団体相互の連携・協力がさらに発展していくことも期待しているところです。 また、区では、民間の創意工夫やノウハウ、柔軟性をいかして、より効果的・効率的に公共サービスを提供するため、指定管理者制度の導入や大学との包括連携協定による事業の実施、区有施設等における命名権（ネーミングライツ）の設定、公園・道のサポーターとの連携などにより、民間の人材の活用を含め、民間活力の活用を更に進めていきます。</p>
217	IV	1	107	<p>第一次実行計画（素案）p.98 「公民連携（民間活用）の推進」の「ネーミングライツ」は、既に導入している自治体では企業や商品名が目立ち、施設の機能などが分かりにくい、どのような施設か分からなくなる、短期間で施設名が変わると混乱を招くなどの問題点があるので、実施を急がず慎重に検討してください。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 ネーミングライツは、区有施設の名称に愛称や事業者名を表示する権利です。 ネーミングライツの導入により、区は施設に愛称等を付与させる代わりに、その対価を得て、施設の持続可能な運営に資することができます。また、契約事業者による施設維持管理サービスの提供や施設のイメージアップなども期待できます。 ネーミングライツの導入に当たっては、施設の機能などが分かりにくくならないように配慮していきます。</p>
218	IV	1	その他	<p>（素案）P98◆定員の適正化などの取組のところに次の①と②を本計画に掲載するつもりはあるか。 ①1. 基本的な考え方 2. これまでの取組状況（参考）24年度以降の定員適正化、計画の取組状況 3. 第一次実行計画に基づく定員適正化計画 ②（別表）として○第一次実行計画に基づく定員適正化計画 例えば、 1 短時間勤務再任用職員の活躍等により職員数の削減 2 事務事業の見直しによる職員数の削減</p>	<p>C</p> <p>定員の適正化の取組については、「1. 基本的な考え方 2. これまでの取組状況、3. 第一次実行計画期間中における定員適正化計画を本計画に掲載する予定です。 具体的な取組については、今後の職員定数査定や予算査定の結果等を踏まえ、実行計画の策定に併せてお示しする予定です。</p>
219	IV	1	その他	<p>これまでの財政支出を根本から総点検する仕事も今後の事業展開を考えるためには避けて通れない道である。住民、地域からの声をベースに全うな討議を重ねていく必要がある。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区では、施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するため、行政評価を実施しています。内部評価に加え、外部評価を行い、その結果を公表しています。 外部評価においては、学識経験を有する者、公募による区民、区内各種団体の構成員で組織する外部評価委員会を設置し、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保しています。 区はこれまで、行政評価や決算実績を踏まえ、徹底した事業見直しと経費削減に取り組み、健全な区財政の確立を目指してきました。今後とも引き続き、良質な区民サービスを提供し続けるために、積極的な施策の重点化も図るとともに、社会経済情勢の変化にも機動的かつ的確に対応できる行財政運営を推進していきます。</p>
220	IV	1	その他	<p>公契約条例をつくり区民のくらしの向上をはかってほしい。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 「新宿区調達のあり方について（指針）」に基づき、工事請負契約や委託契約において、「労働環境チェックシート」を活用して、労働基準法等の順守事項と業務等に従事する労働者の最低賃金について確認し、事業者に対する啓発や必要に応じて改善指導を行う等、適正な労働環境の整備に努めています。「労働環境チェックシート」によって、その業務が適正な労働環境の下に行われているかについて確認をしています。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
221	IV	1	その他	街イベント及び区役所の情報発信ツールの見直し 区役所のサービス（マンション相談、他）や新宿区独自の活動（育成会、他）神楽坂のイベント等を知って欲しい情報が知られていない。区民センターや図書館に情報を発信するサイネージ（電子掲示板）設置やメルマガなど新たな発信方法を至急要検討。	D ご意見は今後の取組の参考にします。 区内には、101本の区直営の掲示板があり、区の事業・サービスについて掲示しています。その他、委託掲示板や町会・自治会独自掲示板においても、地域のお祭りなどの地域情報を掲示しています。 区内10か所ある地域センターでは、区や関係機関の事業やイベントを紹介するチラシやパンフレットなど、さまざまな地域情報を集めたコーナーを待合室などに設置しています。また、図書館において区民等が情報を発信することについては、「新宿区立図書館基本方針」の「Ⅲ.区民が集う図書館」の中に位置づけており、下落合図書館では指定管理者がサイネージ（電子掲示板）を設置しています。 区政情報の発信については、広報紙や区ホームページ、SNS、アプリ「マチイロ」等既存の情報発信方法の普及に努めるとともに、時代に合った情報発信手段を研究していきます。
222	IV	1	その他	オリンピック・パラリンピックを機会に、道路等基盤整備に財政投資を集中する必要がある。原則的にばらまき投資（補助金）は我慢が必要である。	E ご意見として伺います。 区は、第一次実行計画では、総合計画で示す5つの基本政策に基づき施策を体系化し実施していきます。ご提案の道路等基盤整備につきましても第一次実行計画（素案）にもある通り、「道路空間等の安全・快適化に向けた取組」の中で実施していきます。
223	IV	2	108	（素案）P99 2公共施設マネジメントの強化として108中長期修繕計画に基づく施設の維持保全には「第三次実行計画」の29年度からそして30年度、31年度、32年度にも「対象施設については、老朽化や緊急度等を総合的に勘案して決定します。」となっている。そもそも、計画事業概要のところにある「予防保全」の考え方に立った中長期修繕計画を立案するところはどこか。そして、それがその中長期修繕計画を、納得して承知するのか。区長か、区議会か、区民か、利用者か。何も中長期修繕計画を示さずに、計画事業概要のところ適切な修繕を行い、修繕経費を削減します。と書かれても納得できない。説明してほしい。	F ご質問に回答します。 中長期修繕計画では、施設の機能維持に欠かせない設備等について、部位ごとに推奨される修繕等の周期を定め、定期点検等の結果を踏まえ、総務部施設課の技術職員が優先度の高い対象施設の工事の順位付けを行います。 その上で、施設所管課、総合政策部企画政策課及び、財政課は、施設の老朽化や緊急度等を総合的に勘案し、各年度の予算の編成に合わせて決定していきます。
224	IV	2	108	第一次実行計画（素案）p.99 「中長期保全計画に基づく施設の維持保全」については、施設の維持保全は経常事業として築年数によって計画的に修繕がすすめられているため、素案には施設名が掲載できず毎年のローリングでしか明らかにできないのであれば、計画事業から削除すべきである。	D ご意見として伺います。 本計画事業では、施設の長寿命化を図るための「予防保全」の考え方を示しており、対象施設については老朽化や緊急度等を総合的に勘案して決定することとしています。第一次実行計画策定時には、平成30年度の事業費と対象施設を明記します。
225	IV	2	108	『資産（建築物）の長寿命化』について、『外断熱』の有効性を謳うべきであると考え。 『外断熱』は、コンクリートの中性化対策、省エネ化、外装材の高耐久化、非構造部の耐震化を同時に解決できるため、建築物の長寿命化対策を最も効率よく行うことができる改修工法であるといえる。省エネ改修工事としての側面もあり、『地球温暖化対策の推進』においても同時に寄与することができるため、本計画における施策の先進性を示すことができるのではないかと。是非検討してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区施設の半数以上が築年数30年以上と老朽化した施設が増加していく中、継続的な区民サービスを提供できるよう、建物の長寿命化対策が必要不可欠です。予防保全工事には多額の経費がかかることが見込まれますが、区の財政状況を踏まえ、工事費の縮減や平準化を推進する必要があります。 今後、予防保全工事を計画していく中で、工法等についてもさまざまな手法を検討していきます。 また、住宅の断熱性の向上は、家庭の省エネルギー化を図る上で、効果的な手段だと考えています。基本計画では省エネルギーの推進について記載しており、具体となる断熱化については個別計画である「新宿区環境基本計画」で記載しています。
226	IV	2	109	健全な区財政の確立に関する計画事業は、重要な施策であり、とくに公共施設マネジメントに関し、昨年度策定された公共施設等総合管理計画をもとに計画展開と着手を行うべきと考え、前倒しの実施を望む。	E ご意見として伺います。 個別施設の検討は、本計画に基づき、それぞれの施設の老朽化をみながら、行政需要、地域需要、財政状況等を総合的に判断して進めていきます。
227	IV	2	109	公共施設等総合管理計画を昨年度、費用をかけて作成したのだから、H30年度から調査を実施すべきと考える。	E ご意見として伺います。 個別施設の検討は、本計画に基づき、それぞれの施設の老朽化をみながら、行政需要、地域需要、財政状況等を総合的に判断して進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
228	IV	2	109	公共施設等総合管理計画を抜粋挿入されている。基本構想審議会、議会でもめた理由で挿入された意図は理解されるが、計画事業の予算書に相当する計画書の中に予算計上の理由書まで挿入されるのであれば、新規の各計画事業にも理由書を添付する必要がある。P101は、削除すべきと考える。入れるのであれば、個別名と概要を記してほしい。	E ご意見として伺います。 これまで実行計画では、「跡施設・跡活用、公有地の有効活用などの取組」と題して、公共施設や公有地の有効活用について、区民の皆様様に説明をしてきました。 今回の第一次実行計画の策定では、平成28年度に「新宿区公共施設等総合管理計画」を策定したことから、「新宿区公共施設等総合管理計画、公有地の有効活用」と題名を変更して、同様に説明文を掲載したものです。 ご意見にあるような意図はありません。
229	IV	2	109	新宿は今後数年人口は増えると予測をされているので、縮小に急がないようにしてほしい。	E ご意見として伺います。 個別施設の検討は、本計画に基づき、それぞれの施設の老朽化をみながら、行政需要、地域需要、財政状況等を総合的に判断して進めていきます。
230	IV	2	109	「公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント」について私の住んでいる西早稲田3丁目には、西早稲田リサイクルセンターがある。ここは西早稲田文化町会も便利に使用している。使用度・必要度の高い施設なので、修繕しながら残してほしい。この計画では具体的に書いてないので、とても不安である。是非ともこの施設は廃止しないで残してほしい。	E ご意見として伺います。 「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく具体的な個別施設の検討は、それぞれの施設の老朽化の状況をみながら、行政需要や地域需要、財政状況等を総合的に判断して進めていきます。 なお、区の施設の現状や課題を見ると、今あるすべての区有施設を現状のまま維持していくことは極めて困難な状況であると認識しています。西早稲田リサイクル活動センターは、「新宿区公共施設等総合管理計画」において「区民等利用施設」に分類しており、この施設類型は供用開始後30年以上経過した施設の割合が延床面積ベースで72.0%と老朽化が高くなっています。 老朽化が進む区有施設すべてを現在と同じ数・規模で建替えることが困難な中、区は、本計画の基本理念や基本方針に沿った様々な取組を通して、地域の施設の複合化や学校施設の機能供用を図り、地域拠点を充実させることで幅広い区民利用や多世代交流を進めていきます。また、行政機能を持つ施設の集約化や民間との連携強化により多様なニーズに対応していきます。 このように、誰もが安全に快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を通して、区民に必要な公共サービスの維持・向上を図るとともに、区民同士の見守り・支え合い意識をはぐくみ、区民が生活する拠点としてのコミュニティの維持につなげていきます。
231	IV	2	109	計画事業 109 公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント は財政の視点だけでなく、まちづくり戦略プラン/エリア戦略の中に位置づけ、地区計画レベルの議論を住民と行い、住民の了解の下に計画を進めよ。	E ご意見として伺います。 「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設の検討は総合計画に定められる施策の方向性に沿って行い、その検討結果は総合計画の下に位置づけられる実行計画に反映させていきます。「新宿区まちづくり長期計画」のエリア戦略では、区民、事業者、行政が連携し、まちづくりを先導するエリアとして、「まちづくり推進エリア」を設定し、エリアごとに戦略として重点的な取組等を示します。 「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき複合化や多機能化を図る場合には、地域の方々や利用者の意見をひきあえ、検討をしていきます。
232	IV	2	109	第一次実行計画（素案）p.100 「公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント」については、「公共施設等総合管理計画」は個々の施設の現状を踏まえて総面積の22%の削減が必要と導き出されたのではなく、全国一律の総務省ソフトを使って計算した数字でしかなく、実態とかけ離れているため、この項は削除してほしい。	E ご意見として伺います。 「新宿区公共施設等総合管理計画」において、区有施設にかかる将来更新費用を推計し、それに対する予算確保可能額との比較から出た将来予算不足額を踏まえ、それを解消するための1つの方策として、総面積の22%削減の目標を設定しています。 将来更新費用の推計にあたっては、区独自で推計するのではなく、各自治体間の比較ができることを重視し、総務省が推奨している公共施設等更新費用試算ソフトを用いており、現在の規模の施設を今後も維持していくと過程した場合の将来更新費用を把握しました。 個別施設の検討は、本計画に基づき、それぞれの施設の老朽化をみながら、行政需要、地域需要、財政状況等を総合的に判断して進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方	
233	IV	2	110	<p>清風園をもっと明るく元気がもらえるような場所にする為に以下の提案をする。</p> <p>1) 内装・設備を新しくして明るく使いやすくする。  2) 高齢者だけではなく、孫や家族、児童などの利用も日時を限って（うるさいという意見の老人もいることが予想されるから）可能にし高齢者が元気をもらえる場所にする。  3) トレーニングマシンを、必要なら専任者をつけて自主的に運動をしたい高齢者が使えるようにしてほしい。  現在投入コストに対して利用者の数が少なすぎるのではと思う。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>P100の計画事業「110 高齢者活動・交流施設の機能拡充」において、「地域支え合い活動」を推進するため、活動の拠点となる高齢者活動・交流施設の機能拡充等を図るとしてしています。今後は、「新宿区公共施設等総合管理計画」の「次世代に負担を残さず、誰もが安全に、快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を実現する」という基本理念に基づき、施設のあり方について、適切に検討していきます。</p>
234	V	1	111	<p>第一次実行計画（素案）p.102 「オープンデータ活用のための仕組みづくり」については「官・民・学」の連携による活用と言うが、データの内容や活用の仕方によっては様々な問題が生じるおそれがあり、とりわけ民間へのデータ提供については慎重にする必要があるのではないか。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>平成28年12月の「官民データ活用推進基本法」の成立を受け、国、地方公共団体及び民間企業においては、オープンデータの活用が法律として定められました。そして、新宿区においても、地域課題を解決する手段の一つとしてのオープンデータの公開と活用の推進は、区の重要な施策の一つとして位置づけています。</p> <p>一方で、オープンデータの公開及び活用にあたっては、いただいたご意見にもあるとおり、データの信憑性の確保、著作権を含む第三者の権利の保護など、考慮すべき様々な事項があります。</p> <p>今後の区におけるオープンデータの公開と活用の推進にあたっては、以上のような事項を十分に検証しながら、取組を進めていきます。</p>
235	V	1	112	<p>第一次実行計画（素案）p.102 「クレジットカード納付の導入」は、利便性のみが強調されているが、手数料が発生することや情報漏えいの可能性などデメリットもあり、慎重に検討すべきである。</p>	D	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>導入にあたっては、個人情報や手数料負担についても十分に検討していきます。</p>
236	V	1	その他	<p>素案P103の各取組に対する挿入文は、他のものと異質である。様式を変更され記載の工夫願う。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>第一次実行計画では、計画的かつ優先的に取り組んでいく事業を計画事業に位置付けて掲載しています。加えて、経常的に実施する事業や取組のうち、個別施策を支える主な事業や取組については、施策体系に位置付けるとともに、事業内容や取組の方向性を記載しています。</p>
237	V	1	その他	<p>【目的】まちづくり（景観保全・集えるまちの創造）、健康寿命促進、医療費抑制、人材育成、経済活性化、地域コミュニケーションの活性化及びトラブル防止  【概要】全ての人に合った居場所（+エリア）を創る！！プロジェクト～神楽坂から始動！！～「カフェ」の要素に役割をプラスし、区民の居場所と活動の場を増やし、街を活性化させる。  ①スクールカフェスタイル『学びの楽しさと仲間づくり』  &lt;スクール&gt;東京五輪に向けて英会話、社会を楽しむスマホ教室、詐欺被害予防教室、他  ②情報カフェスタイル『気付きの場所、必要な情報が必ず見つかる場所』  &lt;情報&gt;シニアサークル、ママサークル、マンション管理組合サークル、他  ③ゲームカフェスタイル『体を動かし、脳への刺激で元気ハツラツ』  &lt;ゲーム&gt;VR、デジタル釣りゲーム、他  街全体でコンセプトを構築し、店舗のリノベーションには企業の協賛と自治体の助成で推進をサポート  *店舗外観は和とヨーロッパのカラフルなテイストをミックス  *店舗内はユニバーサルデザイン対応（入口、トイレ、他）  *子供からシニアまで交流できるエリアとツール（プロジェクター、他）を整備  *対象店舗は、ドラッグストア、携帯キャリア店舗、薬局、ゲームセンター、コンビニ、他</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>5つの基本政策を掲げ、健康寿命の延伸、景観保全、コミュニティの活性化などに取り組めます。</p> <p>「Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」  「Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」  「Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」  「Ⅳ 健全な区財政の確立」  「Ⅴ 好感度1番の区役所」</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見要旨	区の考え方
238	V	2	その他	<p>定員適正化・適材適所・役職適正配置に課題があると思います。理系人材の採用が少なくないか？副区長に理系の方がいるか？現場の仕事・作業の合理化が遅々として進んでいない。定員の適正化は、適材適所・省力を徹底的に考慮のうえ計画してほしい。予算書には省力費を別枠で提示してほしい。省力を考える際には、男女共同参画については取り敢えず無視してほしい。役職は昇格試験だけの判断で昇進させないように配慮してほしい。係長・課長クラスには海外の自治体の見学・執務等を経験させることも大切と思う。是非配慮してほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 新規採用者数は、総職員数の増加抑制を図るため、職種別退職者の状況等を勘案しながら採用しているところであります。なお、新宿区では、副区長2人体制を採っており、うち1名がみどり土木部、都市計画部を所管する技術系の特別職です。 予算書へ省力費を別枠で提示することは困難ですが、引き続き計画的に業務の委託化の推進や事務事業の見直し等により、定員の適正化を実現し、人件費の抑制に努めていきます。 また、昇任選考は、筆記・面接選考だけではなく、日々の勤務成績等を総合的に勘案し、合格者を決定しています。このうち管理職選考は、特別区人事委員会が23区共通の制度として実施し合格者を決定していますが、その基本的な考え方は同様です。 職員の海外派遣は現在実施していませんが、昇任時研修などに加え、他団体への派遣研修や管理職の大学院公共経営研究所受講助成、人材育成センターでの講師経験など、多様な人材育成の仕組みを用意し、管理・監督者としての能力や資質の向上に努めています。</p>
239	V	3	115	<p>財政自主権を高め区の財源をしっかりと確保してほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区の歳入構造を、自主財源と依存財源に区分すると、自主財源として、特別区税、繰越金や使用料及び手数料等があります。28年度決算においては、619億円で、前年度と比べ41億円の増、特に特別区民税においては、納税義務者数の増等により21億円の増となっています。 区は、これまで財源確保策として、区税等の増収対策など既存の歳入の確保に努めてきた他、土地信託配当金や土地建物賃付収入、貴重な財源としてホームページバナー広告などの税外収入の確保にも取り組んでいます。 一方、依存財源の中には、特別区交付金、国庫支出金や都補助金等があります。この中でも、特別区交付金については、市町村では固有財源である固定資産税や市町村民税法人分について、特別区では、都税として課税収入されたものを、調整財源として都から各区に交付される仕組みとなっており、23区の財政自主権強化の点で根本的な課題を有しています。制度の骨格からの改革が必要なことから、特別区の自主性、自律性が確保できるよう、引き続き、特別区長会を通じ、法改正や国への働きかけも視野に入れ、改革に向けた取組を進めていきます。</p>
240	その他	-	-	<p>オリンピックはアマチュアスポーツの祭典と言われていた時代があったが、今ではその様な話は聞かない。現在では、オリンピックに出場する選手はスポーツを第一に考え、必要があれば生活費を稼ぐ為の仕事をしている人が大部分と思われる。したがって、今では、オリンピックはプロスポーツの祭典である。 前回のオリンピック（1964）の開催日を10月10日に決めたのは、この日が晴れの特異日（過去の気象データを集計して晴れる日が多い日）なのを選んだ。次のオリンピック（2020）は米国でのテレビ放映権が高く売れる時期が選ばれ、その結果、暑く、スポーツには適さない時期となった。オリンピックはスポーツの祭典ではなく、各スポーツ界の思惑と、それを開発等に利用する政治の思惑の糾合した駆け引きである。 よって、オリンピックには税金を使ってはいけない。オリンピックの費用は全て入場料、放映権等の収入によって賄うのが筋である。そこに使う税金は、IOC/JOCセレブの収入となるだけである。 計画事業だけでも約5億75百万に達する。 ・新宿フリーWiFiの整備等：1億2556万円 ・自転車シェアリング：1億9971万円 ・その他の関連計画事業93、94、95、96、102：約2億5千万円 さらに、過密な東京/新宿では住民の生活が乱される。オリンピックを迷惑と感じている住民も多い。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区では、東京2020オリンピック・パラリンピックを、国際観光都市・新宿を世界中に発信する絶好の機会であるとともに、新宿区の持続的な発展に大きく寄与する起爆剤と捉えています。 2年後に迫った大会開催に向け、メインスタジアムが位置する地元自治体として、この大会が区民の皆様にとって生涯の記憶として残る大会となるよう、開催後も見据えた施策に総合的に取り組んでいきます。</p>

## 6 新宿区第一次実行計画（素案）に関する 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

平成29年8月25日（金）から9月8日（金）にかけて、次のとおり、区内10か所の地域センターで開催した、新宿区第一次実行計画（素案）に関する地域説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

なお、地域説明会は、「区長と話そう～しんじゅくトーク」のテーマとして、開催しました。

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【基本政策】 【個別施策】 【計画事業】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。（番号のみを掲載していますので、該当する基本政策・個別施策・計画事業は、施策体系表（P6～10）でご確認ください。）
【意見・質問 要旨】	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【回答要旨】	基本的には、発言のまま記載しました。 必要に応じて、回答した内容について、【補足】として、追記しています。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、実施結果概要（P1～4）をご確認ください。）

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
1	計画全般	-	-	19年度に策定した第一次実行計画では、計画期間4か年の総事業費は六百十億、3か年で五百何億だったと思うが、新たな第一次実行計画の総事業費を3か年で418億としている理由を説明してほしい。	F 平成19年度に策定した第一次実行計画の計画期間は4年間だったのに対し、今回は3年間であり計画期間が異なります。また、計画事業から、経常事業化した事業もあります。 今回の第一次実行計画では、平成30年度からの新しい基本計画を実現するために、最初の3か年でどのような事業を実施するかということを示しました。総事業費については、各事業の必要経費を積み上げたものであり、前回の第一次実行計画との違いは、実施する事業数や事業内容、規模の違いと認識しています。
2	計画全般	-	-	今回の第一次実行計画は、新規事業として37事業あるが、総事業費418億のうち新規事業に何%を充てているのか。	F 別途回答します。 【補足】 第一次実行計画（素案）の総事業費のうち、新規事業の事業費の割合は、3.4%です。
3	計画全般	-	-	第一次実行計画に関して計画事業と経常事業を一体的に議論して考える必要がある。しかし、第一次実行計画素案の「(5) 区の施策・事業の全体像」に561の経常事業の名称が示されているが、予算、金額が書かれていない。	E ここ数年間、一般会計は1,400億円程度で、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等を含め、約2,200億円程度になっています。そこから、計画事業の金額を引くと、経常事業の金額が算出できます。年度によって税収の増減や行政需要の変動があるので、調整しながら経常事業を実施していくことになっています。それも踏まえ、よりわかりやすい財政状況を示していきたいと考えています。 毎年「新宿区の財政」という冊子を作成、配布しています。ホームページでも閲覧することができますので、ご覧ください。
4	計画全般	-	-	計画を聞き、区民の人たちが本当にこれをちゃんと理解して実行に移せるのでしょうか。ハード面は達成できることが多いと思うが、ソフト面で不安に思う。	E 実行計画も含めて、非常に幅広い分野で、かつボリュームがある計画になっており、これら全てを本当に達成できるのかという心配もあると思います。実際に進めていく中で、状況の変化や行政需要の変動を鑑み、事業内容や仕組み等を見直ししながら、3年間の計画期間の中で最大限の効果を上げていきたいと考えています。
5	計画全般	-	-	8月25日号の広報紙に第一次実行計画が項目ごとに115の計画事業が掲載されており、そのうち18件については、事業名だけで事業費が計上されていないがなぜか。	F 事業費が記載されていないものについては、どのような基準で掲載したのか、詳細は総合政策部長から説明します。 (総合政策部長) 事業費が掲載されていない場合について、例えば、計画事業「23 児童相談所移管準備」は、これから実際に児童相談所の移管の準備をしていくこととなりますが、施設を整備する金額はまだ積算していないため事業費を計上していません。 また、計画事業「107 公民連携（民間活用）の推進」は、民間の資金や知恵を活用して区の行政サービスの向上を図っていく事業のため、区の予算を計上していません。さらに、計画事業「109 公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント」、計画事業「110 高齢者活動・交流施設の機能拡充」においては、区全体の施設をこれからどのような方法でマネジメントしていくかを検討していますので、具体的な内容が決まり次第、計画として事業費も計上します。
6	I	1	2	新宿区では、健康づくりと介護予防のために、年4回、3か月ごとに介護予防教室の参加者を募集しているが、倍率が高く、いわゆる待機老人が増えている。来年度からは教室を増やすことを実現してほしい。 介護予防教室も、民営化を進めればサービスの向上が図られると思うので、工夫をしてほしい。	D 介護予防教室については、以前から多くの意見をいただいております。今年度からは申込制の講座と予約なしでいつでも参加できる講座の2種類に分けて実施しています。今年度の実績を把握した上で、来年度以降の実施方法について検討していきます。 民営化については、公務員の定数を減らしている中、様々な分野で外部委託や指定管理者制度を採用してきています。その中で従来からサービスが悪くなった、対応がよくなったなどの意見がある時にはしっかりと事業者と話をして安定的にサービスが実施できるよう取り組んでいきます。
7	I	1	その他	医療費を払うことができない無年金者や年金の少ない方がいるので、高度医療を受けられるような医療補助について、個別施策 I-1に取り込んでほしい。	E 高度医療を所得によって受けられるかどうかについては、個別に相談していただければ、今ある制度で活用できるものを探し、どういった支援ができるのかを相談して、必要な支援につなげていきます。 今回の計画の中では、健康寿命を伸ばすための取組も記載しています。新規の事業へも多くの方に参加していただけるよう周知に力を入れ、取組をさらに充実させていきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
8	I	1	その他	旅行に行く際3,000円の補助があるというのを広報紙で見たことがあるが、JTＢでの予約が必要で、私たちが選んだホテルよりもずっと高く、何の意味もなかった。これは、何のための金額なのか、考えを聞きたい。	F 夏の保養所に関しては、JTＢのみでしたが、近畿日本ツーリストも使えることになっています。1人当たり3,000円で2泊の補助をしてもなお、高額であるということについては、より使いやすい制度として実行できるよう、今後もサービスのあり方や改善策について、協力的いただける事業者にも働きかけていきます。
9	I	1	その他	今回の計画とは違うが、8月に若葉湯が廃業したことにより四谷地区に公衆浴場がなくなってしまった。家にお風呂がない住民はまだ結構多いと思うので、その方々はどうしたらよいのか。	F 若葉湯が廃業となったことは非常に残念だと思っています。現在、公衆浴場の営業はかなりの労力が必要であり、収益の面でも厳しいという話を聞いています。区としても施設更新に対する助成や、改修資金の融資あっせん等を行うことにより、公衆浴場が存続していくことを願っています。
10	I	2	7	地域包括センターで高齢者の情報を把握していると思うが、地域センターで管理しているのか、それとも区役所ですべて一括管理をしているのか。その情報の管理の場所を教えてください。また、もしその情報を把握した場合、家族などが照会をすれば開示をしてもらえるのか、情報の管理の期間は何年なのか教えてください。	F 情報開示については、家族の場合でも、どの程度の親等であるのか、あるいは生計を一にしているのかなど、さまざまな状況によって判断も変わってきますので、個別に相談していただければ説明します。保存期間については、少なくともご存命の間は処分はしないことになっています。
11	I	2	11②	約1億3,000万円かけて定員44人の特別養護老人ホームが整備されるが、今後も毎年できれば1つくらいずつ整備してほしい。ユニット個室は2万5,000円の負担が必要なので、生活保護を受けている人は実質入ることができない。人生の最期の段階において、できれば全ての人に良好な住環境を提供してほしい。	C 特別養護老人ホームの整備については、介護保険料に影響することから、近年は、介護保険事業計画の計画期間である3年間に1所ずつ整備している状況です。今後も、待機者がいる状況を踏まえ、整備について検討していきます。最終的に介護が必要な高齢者のひとり暮らしの方、あるいは家族同士で支え切れなくなっている状況もあると思いますので、今後さらに進んでいく高齢化社会に対してしっかり準備をしていきます。
12	I	2	その他	落合の高齢化率がかなり進んでいるように思う。ひとり暮らしもどのぐらいの割合なのか聞きたい。	F 現在、落一地域におきましては、高齢化率が19.5%となっています。それから単身世帯の比率というもののが61.6%ということになっており、上がっているとは思いますが。 【補足】 平成27年の国勢調査によると、区全域の一人暮らし高齢者の割合は33.4%です。
13	I	2	その他	週刊誌の特集で「親の住まい、子の住まい、あなたのまちは大丈夫か」という2025年の予測があり、新宿区は首都圏の自治体としては要介護難民危険度Aの最低評価になっている。しかし、子育てするまちとしては新宿区が上位になったこともある。新宿区として、このような評価の根拠とかデータを出版社に確認する必要があると思うが、区長はどう考えているか。	D 週刊誌での評価により不安をおかけしてしまったことは申しわけないと思っています。この根拠につきましては、やはり分析のためにも必要だと考えますので、可能であれば知る努力をしてみたいと思います。他の自治体の取組との比較もありますが、どのように対処したらいいのかという数値目標も設定していきたいと考えています。それと同時に、今回の基本計画、実行計画では、健康寿命を延ばす取組に非常に力を入れており、健康活動に対してご理解とご協力、また参加をしていただけるような取組を、これから少しずつ実施していきますので、アドバイス、アイデアがございましたら意見を頂戴したいと思っています。
14	I	2	その他	私の母はけやき園に97歳で入った。年相応の認知症なので穏やかな日々を過ごしている。区長と、去年100歳の写真を撮り、今年もこの忙しい地域説明会の合間を縫って、けやき園を訪れていただくことは感謝する。でも、多忙な区長のことを考えるとそろそろ訪問を辞退したほうがいいのかとも考えている。	F 介護施設や家庭を訪問し、直接家族の方から苦労話を聞いたり、私から労いの言葉をかけさせていただきながら、少しでも家族の方の気持ちも和らいでいただければと思っています。体力の続く限り、また仕事に影響の出ない限り、継続していきたい思いますので、ご配慮いただいたことに率直に感謝申し上げます。
15	I	3	その他	高田馬場に新宿区の精神障害者施設がある。1年か2年預かって中で生活をさせて、就労支援などを全然しないで預かることが、果たしていいことなのか。	D 障害者生活支援センターは、まずは自立した生活ができるようにサポートしていくという目的でつくられた施設で、就労支援の施設ではありません。今後のあり方については、現在の法人が今のところ安定した運営をしていますので、就労支援の事業を現在の施設の床面積でできるかどうか、他に連携施設をつくるかどうかということも踏まえて、事業者ともよく相談しながら、検討していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
16	I	4	16	<p>昨年、板橋区のほっぺるランドで1歳の子がうつ伏せ寝で死亡をされているが、来年30年の5月に上落合のほっぺるランドが開園予定となっている。この事故の検証が一切行われていないのに、同事業者を新たな保育園の事業者として選定したことは危機管理意識が低いと感じている。</p>	<p>E</p> <p>ほっぺるランドは、区内においても、複数の保育所や認証保育所を運営しており、保護者や利用者の方からご意見があった場合には改善のお願いをしています。非常に手広く、数多くの事業所を運営する中で、昨年板橋区で不幸な事故が発生しましたが、新宿区内では現在までのところ大きな事故を起こしていません。</p> <p>当然、事業者としての運営のあり方を検証し、問題が発生すれば適切なサービスを提供していただくようにしなければいけません。組織として、ミスを犯したときの対策がきちんとできる事業者であるのかどうかをしっかりと把握した上で指導をしていきたいと考えています。</p>
17	I	4	17	<p>子どもたちの放課後の居場所を中学校につくってほしい。小学校で導入されるプログラムの教室や、企業からの仕事の話であったり、いろいろな刺激を与えてあげること、登校拒否やいじめが少なくなるのではないか思う。</p>	<p>D</p> <p>子どもの居場所については、子ども家庭支援センターが区内に4か所あり、中学生が自分たちで集まってバンド演奏などの趣味活動をしています。また、子ども総合センターにもかなり広いスペースがあります。地域センターにも中学生が夜までいる機会があり、居場所となっています。</p> <p>中学生の居場所は、部活動がなかったとしても学校の中で何かできないかということも含めて、スクール・コーディネーターという地元の方に事業をコーディネートしてもらうことも考えられますので、教育委員会にも意見を伝えます。</p> <p>【補足】平成29年度、全区立小・中学校が地域協働学校となり、福祉施設との連携によるボランティア活動や、地域の事業所との連携による職業体験等、子どもたちの学びをより豊かなものにするさまざまな取組みが行われています。今後も子どもたちと地域との顔の見える関係を一層深めていきます。</p>
18	I	4	17	<p>平成30年に西北地区だけで394名の保育園の定員が増やされ、就学前人口が増えている中、本当に感謝しているが、それに対して学童クラブの定員が一切増えていない現状がある。</p> <p>また、学童クラブは3年生までで定員に達すると、4年生以上は利用できないため、待機児童に含まれる。計画に保育所等の待機児童の解消とあり、学童クラブも含まれると思うので、学童クラブの拡充を検討してほしい。</p>	<p>B</p> <p>区内の出生数が増えてきている中で、今年度もいくつかの学童クラブの拡充に取り組んでいますが、利用できる土地や建物のスペース、投資できる予算、そこに携わる人材の確保や、全体のバランスを見ながら考えていかなくてはならないと思っています。</p> <p>その中で、第一義的にはゼロ歳から6歳の子どもを大人がしっかりと保護、保育をしていくことを最優先に考えています。その上で、小学校1年生から3年生については可能な限り学童クラブで全入の体制をとるとなっています。4年生以降に関しては、学童クラブが定員に達している場合、学童クラブと似た機能を持つ「ひろばプラス」に参加いただくことにより対応しています。最大限の努力はしますが、及ばないところについては次善の策をとっているという現状の中、様々な工夫をしながらスペースや財源を確保できるよう努力をしていきたいと思えます。</p>
19	I	4	17	<p>子どもを学童クラブに入れているが、非常に狭くて、70名の子どもがひしめき合っている状態がずっと続いている。運営事業者は非常に工夫していただいているが、スペースの問題はどうにもできず、子どもも学童クラブに行きたがらない状況がある。</p> <p>近隣の学童クラブは、児童館が利用できる環境であるが、落合第四小学校地区は学童クラブに行けなくなったら居場所がない。子どもを仕方なく塾や習い事を通わせるなど予定を無理やりつくって、学童クラブはつまらないから行かないという子どもを何とか外出させている状態が続いているので、喫緊の課題として早く改善してほしい。</p>	<p>E</p> <p>場所によって学童クラブの面積が定員に対し狭いということは認識しています。何とか定員をオーバーし過ぎないように、工夫しているところもありますが、スペースが限られ、新しい部屋の確保が難しいのが現状です。部屋を増やすと、他の人たちが使っている部屋を削ることになってしまいますので、バランスを考えながら工夫していきたいと思っています。</p> <p>【補足】落合第四小学校内学童クラブについては、放課後子どもひろばとの共用スペースである広い校庭や体育館をはじめ、図書室開放なども活用できるため、新たなスペースが必要な状況ではないと考えています。</p> <p>なお、定員を大きく上回る場合は、小学校や幼稚園に新たなスペースを確保できないか、教育委員会と協議していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
20	I	4	17	学童クラブは、育児休暇をとると一度やめなくてはいけなくなってしまう。その場合、子どもの友達関係や暮らしが全く変わり、子どもの心がついていけないという問題が出てくる。親としては子どもが日々楽しく過ごしてほしいので、子どもの気持ちに沿った仕組みをお願いしたい。	E 学童クラブに入った後は6年生まで継続したいと希望することは親として当然のことと思います。限られたスペースと限られた人員の中で、できることは精いっぱいやっていきたいと思います。一度に全部増やすことはなかなかできませんが、よりよい仕組みを検討していかなければいけないという認識も持っています。少しお時間をいただきますが、子どもたちにとって少しでも良い形がとれるように努力をしてみたいと思います。  【補足】 学童クラブは、児童館や放課後子どもひろばと併設となっており、日常的に学校の友達などと遊べる環境を整えています。そのため、学童クラブを退所しても、児童館等で、学童クラブの友達とも引き続き遊ぶことができます。育休中については、保護者が自宅にいて、放課後の過ごし方を子どもと相談したり帰宅時間の約束などができる環境ですが、育休中の受け入れが必要かどうかについては、23区の動向も踏まえて検討していきます。
21	I	4	17	学童クラブの需要がすごく増えており、同じスペースで子どもが詰め込まれている状態は非常に問題だと思う。第一次実行計画の素案では、「定員を上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用などによる学童クラブ専用スペースの拡大を進めていきます」とあるので、ぜひお願いしたい。また、落合第四小学校の学区に児童館がなく、児童館が欲しいという声がいろいろなお母さんから聞いている。	E 現在、複数の学童クラブにおいて、定員をオーバーしているところがあったので、専用スペースを確保して学童として現在運用させていただいているところです。 小学校区1つ1つに児童館を全て配置するというご希望については、今、ご指摘の落合第四小学校の学区において既に学校に学童クラブがありますが、放課後子どもひろばの場所も活用しながら、子どもたちの居場所を確保していきたいと考えています。
22	I	4	17	保育園の待機児童対策をする際には、セットで学童保育、学童クラブの充実も図ってほしい。また、場所があれば対応するというのではなく、必要だという観点で施設を点検して早急に対応してほしい。文京区は、何名増えたら新設・増設するというところをある程度決めて増設に踏み切っているので、新宿区でもぜひその基準を決めてほしい。	E 保育園を増設するとき、ほぼ同数の学童クラブを増設するという点については、子どもの増えていく人口推計などや、現実の数字と需要をよくかんがみた上で検討していこうと考えています。 情報は的確に把握しながら、対策をどのようにどの段階で講じていくのか、しっかり考えていきます。
23	I	4	その他	落合第四小学校地区では、小学生の放課後の居場所がないというのが喫緊の課題になっています。以前から児童館をつくってほしい、公園でボール遊びをさせてほしいと要望しているが改善されない。子どもたちが伸び伸びと過ごせる環境を、各小学校区の中に最低1つ作ってほしい。	E 小学校区1地区ずつに運動ができる広場をつくることについては、土地があったとしても、区で購入、あるいは賃借をして場所を確保することは、なかなか難しいと思っています。放課後の時間帯の学校使用や、公園でボール遊びをすることなどが今は難しい時代です。既存の場所をどのように活用するかを工夫し、また、高齢者・障害者の方、あるいは在宅で子育てしている方々と、いかにバランスよく時間や場所を分け合っているのかについても、考えていきます。
24	I	4	その他	新宿区では、3人目の子どもは保育料無償化と謳っているが、3人全員が保育園にいることというのが条件にあり、制約等が厳しく実際無償となっている世帯はないのではないかと感じています。3人目無償化とするならば、少子化対策として制限を緩和していただきたいと思います。	D 3人目の無償化については、実際には適用されている方がいらっしゃるのでも、金額を個別にお問い合わせいただければ、現状で受けられるサービスを確認します。 国が無償化を謳ったとしても、財政負担は区に求められることが非常に多くなっており、その負担のために他の予算を削減することで財源を捻出しています。幼児教育の無償化についても、国の補助が少し厳しくなってきている状況ですが、区で上乗せをしてなるべく保育料を安く、無償化する努力をしており、今後も国の動きも見ながら取り組んでいきます。
25	I	4	その他	三世代交流館のミニFMが50メートル四方に縮小されたいが、その理由は何か。	F 落合三世代交流サロンのFM電波の届く範囲が縮小されたということにつきましては、別途回答いたします。  【補足】 落合三世代交流サロンのFM放送は主に館内に放送することを目的としておりますが、サロンの近くでも受信することができます。 広く地域に向けて放送する場合には、電波法上の届け出が必要となり、多額の費用もかかります。 同サロンでも平成23年に総務省から指摘を受けたため、電波の出力範囲を小さくした経緯があります。 なお、FM放送は土曜日のみに行っていますが、電波の届く範囲は当日の天候や建物等の障害物によっても変わります。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
26	I	4	その他	今回の計画に盛り込んでほしいというわけではないが、子育て環境の意見を聞くと、親が働きたいから子どもを預かってほしいという話が多いが、本当にそれが子どもにとっていいことなのかもう少し長い目で検討しなければいけないのではないかと思う。子ども同士が安心して遊べる地域だということ、なかなかどの区も打ち出せていない。預かりの話とは別に、子ども同士が安心して遊ぶという環境づくりは必要だと思う。ただ、それが本当に必要なかどうかも含めて、子どもから見た子育て環境の議論を始めてほしい。	C ご指摘のとおり、一番大切なのは、子どもを特別な施設に預けるのではなく、安心して遊ぶことができる、放課後を過ごすことができる環境の整備が本来必要だと考えています。子どもたちが公園で遊んでいて危険な思いをせず、周りで見ている親が不安にならなくて済むような状況をつくっていくことも必要だと思いますので、今後も取り組んでいきます。 しかし、区の職員だけでそのような環境をつくることはできませんので、区民の皆様には見守りの目を広げるために協力をいただきたいと思います。現在、4団体くらいが、子どもたちが広場で遊んでいるところを見守る「プレイパーク活動」にご協力いただいています。子どもたちが安心して遊べる環境をつくるために協力していただいている方々に対しては、区として、情報交換をしたり、何らかの支援をして、持続できるように工夫していきます。
27	I	4	その他	新宿区の施設は利用者の年代ごとに分断されていると強く感じている。高齢者の方の健康寿命を延ばすということでは、子どもに何かを教えてあげたり、いろいろな幅を越えて交流があるほうが、効果があるように考える。現在、週に1回、中学校の体育館で夜に地域の方と卓球サークルというのをやっているが、年配の方までもて元気で、息子も一緒に教えてもらってとてもありがたく思っている。	C 区の施設を改修したり、建て替えをする際には、単一の機能を持った施設というのは基本的にはあまりつくりたくないようになっています。なるべく高齢者の施設と子育て支援施設を一緒にして、世代間交流を推進していきたいと考えています。
28	I	4	その他	子ども食堂がNPOや任意団体として色々なところでできているのはありがたいが、皆さんお困りなのはきっと食材の調達ではないかと思う。どうしたら子どもたちに安全で新鮮なおいしい食事を調達できるのかというのがテーマになっていると思う。新宿区として、力を込めて推進してほしい。 また、子ども食堂に対する寄付については、ただ寄付をするだけだと確定申告に使えない。それで、確定申告に使えるような控除を強化してほしい。	E 子ども食堂の食糧調達については、なるべく安い値段で販売してもらえよう、地元で信頼関係がある小売店に行くのが一番良いと考えています。ただ、小売店ではどうしても高い場合には、地域に根ざした営業活動をしているスーパー等に相談されるのがいいかと思います。 区としては、地域センターの調理室を貸したり、「子ども未来基金」を活用して、資金的な面の支援なども行っています。また、「子ども未来基金」に寄付をいただいた場合は、控除の対象となります。NPOが法人化していない場合は、審査の問題がありますので、活動実績を持ってNPOに認証されていくという手順を進めるよう、アドバイスさせていただきます。
29	I	4	その他	高校生で不登校になってしまった子は、新宿区内にどのくらいいるのだろうか。そういう子たちに対する教育の機会均等という意味で、新宿区は今後も含めてどういうふうを考えていくのか。	D 高校生の不登校に対する施策ですが、区で使わなくなった物件をフリースクールのようなところに、現在、2か所貸し出しています。高等学校以上になると、区では予算措置できませんので、サービスや受けられる援助を紹介することで、ネットワークにきちんと引っかかるように、窓口として丁寧に、情報の周知に努めていきます。
30	I	5	25 ①	学校の発達障害児に対する理解が進んでいない。医師や先生に相談をしても、柔軟な対応がしてもらえず、次にどこに相談をすれば良いかわからない状況である。民間の相談窓口は費用面の問題でなかなか利用できない。 また、フリースクール等についても、発達障害児は電車に乗れない場合もあり、近くで探すことも難しいため、区に対応してほしい。	D 発達障害への理解を深められるよう教員に研修をしていますが、より徹底するよう伝えます。区立の小学校に関しては、普通教室と一緒に勉強をしながら、週数時間専門の教員が課題に応じた指導を行う取組を今年度から本格実施しています。 さらに、親が信頼できる相談先となるよう、今年から実際に障害児の育児経験を持つ方に相談や支援を行っていたくペアレントメンターという制度を開始し、参加者も増えています。 人材を確保し、必要なときに必要なことを相談できる体制を目指していきます。
31	I	5	25 ③	大久保地区というのは、外国の人が多いので、たくさんの外国のお子さんがいますが、まちと外国人とのかわり合いというソフトの面の方向性については、区ではどのように考えているか。	F 大久保小学校の場合、多いときには50人を超える外国にルーツを持つ児童が在籍しており、15か国語で対応した日本語の通訳を通じ学校で教育を受けたり、日本語のサポートを受けながら授業を受ける、そのような取組を行っています。
32	I	5	29	「学校施設の改善」の中のトイレ改修は、今のお子さんたちにとって本当に必要だと思う。 過日、ある学校の体育館に行ったら、暑さで汗が流れる中で子どもたちが一生懸命運動していた。学校ではご近所への配慮から体育館の窓は閉鎖したり、体育館の場所によっては窓をあけても風が通らないケースもある。トイレの改修が終わったら、冷暖房が入っていない古い学校への冷暖房設備の設置についても考えてほしい。	D 学校施設におけるトイレの改修は、今後、計画的に進めていきます。 既存体育館への空調設備の導入については、構造により非常に設置が難しいケースもあるため、導入に際しては、新築や建て替えなどの機会をとらえることが必要な学校もあります。子どもたちの熱中症対策については、今後も引き続き、必要な対応をとっていききたいと思っています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
33	I	5	32 ③	オリンピック・パラリンピックの教育の推進について、昨年、榎町の町連では、障害者理解を目的に、小学校向けに1学校10時間～15時間障害者の方と一緒に学習をし、子どもたちの障害者に対する理解が大変深まったようである。この事業は本年度から全校で展開することだが、2020年問題や2050年問題に向けて、子どもたちの心を耕し、地域で支え合える社会が実現するよう、区でも取り組んでほしい。	C 障害者理解教育に関しては、子どもたちが自ら調べて、自ら体験してみ、自ら次のステップに進んでいくという流れをつくっていきたくと考えています。 区で実施している小中学生フォーラムでは、車いすの障害者の方と一緒に学校などのバリアフリーチェックをし、子どもたちに気づいたことを発表してもらい、意見交換をする機会を持たせていただきました。そのような場所は、区内各地に残念ながらまだ残っていると思います。障害者理解教育に関しては、一過性ではなく続けていけるように心がけていきます。
34	I	5	その他	踏み切りを越えて通学しなければならない学区割があり、朝のラッシュ時には踏み切りがなかなか開かず、ひどい時には40分ぐらい閉まったままで先生が迎えにくるとい話を聞いたことがある。学区割が今の交通事情と合っていないのではないかと。子どもにとっても、学校にとってもより良い方法があるのではないかと。	D 立体化や地下化で踏み切りが減った場所もありますが、電車の本数が増えて、長時間、踏み切りが渡れない状況の場所もあります。 いずれにしても、学区域を変える場合には、相応の検討期間が必要です。長年その学校に通わせてきた家庭や地域への配慮も必要ですが、一番考えなくてはいけないのは実際に通っている子どもや保護者のことだと思います。学区域は地域ででき上がっているものでもありますので、ご意見は、教育委員会に伝えておきます。
35	I	5	その他	小学校、中学校の先生は東京都採用なのでばらつきが出てしまう。1日も早く区で裁量権を持ってほしい。特別区長会からも東京都に要望しているはずだが、なかなか進まない。区が直接採用することによって、例えば放課後子どもひろばと民間でやっている3年生までの預かりを1つにして経費を削減することによって、もっと何か充実させることができなかと。ぜひ一歩一歩進めてほしい。	D 現在、多くの教員が都道府県単位で採用されていますが、区が採用した場合は限られた範囲での教員活動となることでのメリット・デメリット両面があると考えています。新宿の場合、外国籍や外国にルーツを持った子どもが多いことから、知識や経験を積んだ教員が他の地区へ異動してしまうのは大変困ることだと考えます。 このような観点から、特別区長会としても東京都に対して、区である程度人材を確保できないのか、地域に根ざした教育ができる教員を確保できないか話をしていますので、今後も粘り強く東京都には権限の移譲や、区で採用する人件費の財源の移譲も含めて話をしていきます。 また、学童クラブと放課後子どもひろばの統合については、場所の確保の問題や、子どもの成長段階に合わせて、2通りの方法で実施しています。今後も、新宿区内における保育園の待機児童を解消するため、保育施設を増設しますが、当然共働きの家庭や、保育に欠ける状態の家庭の子どもが発生しますので、その人数も踏まえた上で学童クラブや放課後子どもひろばのあり方を絶えず検証をしていきたいと思っています。
36	I	8	43	第一次実行計画の計画事業に、地区協議会の事業について記述がない。37年度までの基本構想には、地区協議会の役割を重視して強力な支援を宣言していると思うが、区長は地区協議会をどのように思っているのか。NPO団体や、地域活動をやっている団体と同じような協働事業としての捉え方であるのか。	D 地区協議会が地域全体の課題になっている様々な分野で町会の区域を超えて活動していただいていることに対し、大変感謝をしています。 各地区協議会では、地域によって主たる目的が異なり、それぞれ特化した活動に力を入れている中、どの地区協議会に対しても同じ支援をしている現在のやり方ははたしていいのかという観点があります。同時に、同じような活動をしている住民の組織あるいはNPO法人など、様々な母体があり、また、そこに属しない多くの方々も社会に対し非常に有意義な活動をされているので、その方々にも平等にスポットを当てていくということが重要ではないかと思っています。
37	I	8	43	地区協議会は今までは事前に一定の経費負担をしてもらうとか、その他の事務負担もお願いしているわけだが、それが変わって、事実上、区が個別にチェックをして経費負担を決めるとか、あるいは事務のサポートはやめるとか、変わっていくと聞いている。基本計画に矛盾するような施策をやるというのは、おかしいのではないかと。	D 地区協議会の来年度以降の新しい制度への移行については、まだ地区協議会の連絡会の皆様と実際の運用について協議しているところですので、今後もよりよい制度改正につながっていくよう努力を重ねていきます。
38	I	8	43	実行計画について、こちらに、项目的に今まで地区協議会の実行予算が入っていたが、今回それが入っていないのはなぜか。	F 地区協議会の連絡会の皆さんと打ち合わせをしている最中ですが、まちの様々な地域団体の皆様方に対する助成金としての見直しを図り、経常事業として来年度進めたいと考えています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
39	I	8	その他	基本政策5つと115の計画事業を達成するためには住民も努力が必要なので、区から住民側に行動計画のようなものを少し具体的に示してもらえれば住民も行動できると思う。	住民の方々との協働なくして、これから高齢社会を乗り切ることにはできないと考えています。その一つとして、従来の薬王寺ことぶき館の機能を拡充し、地域の人同士が支え合いながら活動をする仕組みづくりに向け、新しい取組の準備をしています。今後、そこでリーダーの育成や仲間づくり、後継者を増やしていく仕組みをつくるきっかけづくりをしていきたいと考えています。説明する場面に区の職員も出るべきというご意見もいただいたので、効果的な方法について検討していきます。  【補足】 地域における支え合い活動の拠点として、平成30年2月6日に「薬王寺地域ささえあい館」を開館する予定です。
40	I	8	その他	地域の情報がなかなか入ってこないのを残念に思っている。神楽坂のイベントや地域の情報について後から知ることもあり、せっかく様々なイベントなどを実施しているが、実施主体により情報が分断されてしまっているため集約して情報発信を行いたいと思っている。	ご指摘の筆筈地域は、町会・自治会や小学校の数が非常に多いこともあり、恐らく活動の主体がかなり多いため、お互いに情報が網羅しづらい状況があると思います。例えば四谷地域ですと、28の町会・自治会、そして十数個の商店会があるのですが、その皆さんの地域で行われる日程を、四谷カレンダーというホームページ上のサイトをつくって、一括して情報共有できるように取組を地区協議会の皆さんが行っています。労力はかかるとは思いますが、このような手段を通じて、情報も共有することができるのではないかと思います。
41	I	9	44	成年後見制度の中でも区長申し立てによる成年後見制度があると聞いている。もし区長申し立てによる成年後見制度がある場合、区長申し立てであるから公的なことということで、申し立て理由があると思うが、その申し立て理由の開示をすることができるのか、それとも区長申し立てだから教えてもらえないのか、どのような基準があるのか教えてほしい。	成年後見制度の申し立ての理由については、例えば家族同士であっても、その家族の構成によってどのような立場にあるかということによって判断の基準も変わってきますので、個別にご相談をいただければ説明します。
42	I	9	その他	今までの区所有の住宅は借り上げ住宅に比べれば費用が半分ぐらいとなっており、コストパフォーマンスがよいと感じるが、区長はどう考えているのか。	借り上げ型の場合、建築する際に助成するなど、別のコストが発生している場合があります。最終的に区で所有するタイプの住宅がいいのか、借り上げがいいのか考え方は様々あると思います。借り上げの場合は、空き室になっている間も所有者に家賃を払い続けなければならないという問題もあります。 空き室の期間が長すぎるという問題に対しては、一旦退去された物件になるべく早く人が入れるよう、改善をしたところです。 今後もより多くの方に住宅に入っていただけるように取り組んでいきます。
43	II	2	その他	避難所を立ち上げるのは非常に大事な訓練だと思うが、避難所と出張所の情報連絡、あるいは避難所同士の情報連絡が一番必要だと思う。区としてはどのように考えているのか。	災害時には、区役所本庁舎が災害対策本部になり、特別出張所には地域災害対策本部が設置されます。特別出張所での設置方法や運営方法について議論しているところです。 今後、各避難所と出張所の連絡、避難所同士の連携も必要となり、福祉避難所の立ち上げなどもあるので、どのように相互の連絡を取っていくかについて、しっかりと調整していきます。 区では、防災行政無線のデジタル化を行い、各避難所と特別出張所に無線により情報伝達できるシステム（パソコン）を整備しています。災害時には、電源の確保、通信網のケーブルや通信機器が安全に使える状態であるかなどの確認も必要になりますので、有事の際を想定しながら、どのように活用するか、さらに検討を深めていきます。
44	II	2	その他	本日（8/29）午前6時2分に、ミサイルが飛んでくるので地下の安全なところに避難しろというような情報がテレビ各局で流れた。そういう非常事態に向けて東京都とか新宿区でシェルターをつくるのか、そんな計画をこれから考えられるかどうか教えてほしい。	シェルターに関しては、区として整備することは非常に困難であるという判断を現段階ではしているところです。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
45	II	2	その他	自主防災組織について、活動が活発ではない。課題として、世代交代が一番重要ではないかと思うが、地域特性を生かした自主防災組織の組織力の向上や維持のために、小学生や中学生など、地域に住んでいる子どもたちを巻き込んだ施策があったら、教えてほしい。	F ご指摘のとおり、新しい人がなかなか増えていかないという悩みを感じている防災組織が、区内全域で多いと思います。現在、全ての中学校で、まちの皆さんと一緒に防災訓練を実施するという取組を行っています。しかし、中学生がメインで訓練をしていますので、地域の人たちが遠慮がちに、遠巻きに見ているような光景が見られるという報告もあり、一緒に何か作業をするための配慮も必要だと考えています。また、小学校も避難所として指定されており、避難所運営訓練を年に一度皆様に行っていたのですが、これを小学生と一緒にどのように広げることができるか、体格や、危険を回避する判断力や能力などに十分配慮しながら考えていきたいと思っています。小学生でしたら引き取り訓練に合わせて防災訓練を実施する、あるいは、何年かに一度くらいは、小学校で保護者も一緒になって訓練ができるような仕組みをつくれないうかが検討しているところです。
46	II	2	その他	8月にぼやが2、3回あったそうである。排煙の際に火が熱いので温度が上がってしまったようだが、火災上の問題としても、非常に問題があるかもしれない。	D 火災については、お店がかわっていったときに、既に油の膜が何層にも何層にも重なっていて、発火点になっていることがあります。非常に危険な状態ですので、新宿消防署も全件チェックをしながら、火災が起きないように取り組んでいます。区としても何らかの形で啓発ができないか考えていきます。
47	II	1 ①	47 ①	区長というお仕事は今聞くと大変で、改善する点は山のようにあって、色々なことで日々忙しいと思うが、何か問題点とか、新宿区はこうしたいというものを教えてほしい。	F 区長に就任するに当たって一番やりだかったことのひとつが、防災対策です。災害対策ですが、地震で一瞬にして多くの命を失うということが全国でいまだ起きています。耐震化についても、引越しまでして建て替えをするのは難しいなど、様々な意見を聞いてきました。どのような対策をとれば積極的に考えていただけるのかも考慮しながら、新宿の防災対策を進めていきます。
48	II	1 ④	50	中落合2丁目、かなり道が狭いにお花とか植木なんかを置いたりして、あるいは車のところにポールというか柱をつくっている人がいて、セットバックが十全に行われていないので、1回見てほしい。	D 新築をする場合にはセットバックをしなくてはならないというのが法律で決まっていますが、具体的にご指摘の場所を確認した上で、対応させていただきます。
49	II	1 ④	51	左門町周辺は、最近観光スポットとなっている。於岩稲荷田宮神社や映画「君の名は」の舞台となった須賀神社などを回っている。しかし、電線があって景観が良くないと思うが、無電柱化はいつ頃行うのか。 また、左門町はまだ道路がでこぼこである。水道管の工事を行った箇所が盛り上げており、その道を観光に訪れた方が通っている状況である。区役所の職員は業者に丸投げせずに、工事の最終確認をしっかりと行ってほしい。	D 無電柱化については、広い幹線道路だと進めやすいのですが、住宅地等の狭い道路だと、トランスという地上に設置する機器の場所の確保が難しいという課題があります。沿道の権利者の方にご協力いただくとともに、公有地があれば提供して無電柱化を進めていきたいと考えています。道路については、様々な管があるため、工事が繰り返されることもあります。なるべく水道、ガス、通信などを同時期に工事が進むよう事業者に対してお願いしています。また、最終的に仕上げの段階においては、後から問題が発生しないよう今後も担当に最後まで徹底して確認作業を行うよう指導します。
50	II	1	その他	基本計画Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」とあるが、トイレに関する記載がない。出張所にトイレをつくる、または区の施設の1階を全部トイレにするなど具体的に検討してもよいのではないか。	F 全ての庁舎にトイレがあるのですが、それが使い勝手がいいかどうかという課題はあります。現在、トイレの様式を、和式のを洋式化していく事業を進めています。都の補助制度への申請もしているところです。災害時の対策としては、本庁舎の免震工事、制震工事をした際に、地下に排泄物を貯められるスペースを設けました。避難所等への下水道直結式のトイレの設置、排泄物を固形化する薬剤の備蓄もしています。限られたスペースでいかに多くの人に対応できる準備ができるのか、そうした工夫を今後も絶え間なく続けていきます。
51	II	3 ①	61	一番気になるのが違法ドラッグの売買についてである。このイメージを払拭するように、考えていきたいと思っている。	C 私が区長に就任させていただいて最初に行った仕事のひとつが、危険ドラッグの撲滅の条例の制定でした。現在、新宿区内におきましては危険ドラッグを扱う店舗はゼロとなっています。今、日本国内でもほぼ数店しか残っていない状態になっていますが、今はネットで販売しているようです。実は民泊のような、足がつかないところで密造されているという情報もありましたので、そのようなものもなくしていきたいと考えています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
52	Ⅱ	3 ①	その他	百人町一丁目について、8時を過ぎたころになると、売春を目的とした女性が路地に出没する。この状況が朝まで続いている。対策案として、1現状の実態調査、2パトロールの強化（住民と警察官または警備会社等で行う）、3出没する場所には、禁止行為を周知する立て看板の設置である。さらに、4 仮交番の設置、オリンピックが終わるまで土地を無料で貸してくれる方もいる。私たちは困っているので、よろしく願いたい。	D 繰り返し色々な人が集まってくるので、そのような場所は1つずつ潰していかなくてはならないと考えており、具体的な場所を監視庁にも伝え、パトロールなどで重点的に回ってもらうなど、対策をとっていきたいと思います。交番に関しても、近隣と調整がつかどうか重要となるとともに、通報件数が多いため警察官が常駐することは難しいと思います。赤色灯や青色灯が抑止力になるという防犯対策もありますので、そのような技術を駆使しながら、ご指摘のような状況に陥ってしまっている場所についての改善を図っていきます。
53	Ⅱ	3 ①	その他	売春の問題は、たむろする部分を電柱を工夫して明るくすると効果が出るが、場所を移動してしまったり、近隣への影響が出たり問題もある。また、交番にも見張りを強化してほしいとお願いしたが、人手が足りず難しい部分もある。	D 売春、あるいは犯罪行為については、警察が専門的ですので、今後、区が情報を得たら、それを伝えて共有した上で、どのような対策がとれるか、警察ともしっかり連携していきます。
54	Ⅱ	3 ③	63	新宿区の路上喫煙の禁止に関して、条例が制定され10年以上経つが、実態としてはゼロになっていない。現状、有効な対策がされているのか。	F 客引き対策と路上喫煙防止の啓発活動は、新宿駅周辺を日中から夜間にかけて同時にパトロールしています。対策を行う以前より路上喫煙率は大幅に低くなっていますが、人通りの少ない場所などでの喫煙者がいることから、巡回ルートなどを工夫し対応しています。また、一定以上の広さのある公園には喫煙スペースをつくっていますが、仕切が不十分な場所もあるため、受動喫煙防止に配慮した分煙できる施設整備を進めてまいります。  【補足】 安全安心パトロール（客引き対策）は15:00～22:00の時間帯で新宿駅周辺、路上喫煙禁止パトロールは7:45～20:00の時間帯で、新宿駅以外の駅周辺もパトロールを実施しています。
55	Ⅱ	3 ③	63	早大正門、バスの降車場、グランド坂上での路上喫煙により非常に迷惑を被っている。たばこが嫌いな人、受動喫煙、煙害を知っている人たちは非常に迷惑をしている。全く対策を講じていないように感じるので、ぜひとも対策を前進させてもらいたい。	B 路上喫煙対策については、区内でもかなり早い段階で、区内の路上喫煙を全面禁止しています。また、啓発のパトロールに回っていますが、1日中、区内全域を回ることは難しいので、苦情の多いところを優先的に指導員が回るようにしています。具体的な場所や時間帯を教えていただければ、委託業者に伝えます。 新宿における路上喫煙の喫煙率は大変下がってきていますが、ほぼ日常的に通報もあるので、今後も粘り強く対応していきます。また、啓発用ポスターなどもつくり、区の施設に掲載しています。また、住民の方々には、ご自分の責任の範囲で張っていただけるようシールをお渡しすることもできますので、ご相談ください。
56	Ⅱ	3 ③	63	路上喫煙対策の推進について、外国人は伝わっていないと感じるが、英語でも表示はされているのか。 さらに強く推進するために、罰則の検討や、シンガポールなどの事例を見習って、新宿区も23区の中で率先して対策を講じてほしい。	B 新宿区の路上喫煙対策については、特に歌舞伎町地域、新宿駅周辺は指導する対象者が多く、指導員を巡回させています。 外国語の表記については、ごみの問題や生活習慣も同様ですが、基本的には英語と中国語と韓国語で対応しています。 自治体によっては、罰則を設けているところもありますが、新宿の場合、路上喫煙対策を始めてから、喫煙率が大きく下がっています。裏通りで吸う人や、人の敷地に入って吸ってポイ捨てしてしまう人など、罰則を設けると今度は悪質化するという副作用も考えられるため、今後もよく考えていきたい思います。 オリンピック・パラリンピックを開催した都市は、屋内全面禁煙だという話が出ますが、諸外国の場合、屋外禁煙にしています。東京の場合は多くのところが路上喫煙禁止を既に実施していますので、屋内全面禁止にすることで喫煙できないことが1つ課題としてあります。今後、東京都においてもどういう禁煙の仕方、受動喫煙対策が最善なのか検討されると思いますので、区としても受動喫煙や、歩きタバコの被害がないよう努力していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
57	II	3 ③	その他	住宅宿泊事業法ができ、1年以内の施行かと思うが、民泊について区の条例を、いつ、どのような内容で、つくっていくのか。	F 法律は、来年の6月施行になると思っています。都と協議をし条例化していくので、時間が必要なため、厚労省へ早期に政省令を出すよう働きかけているところです。条例の中では、事業者の把握や騒音、ごみ問題が大きなポイントになってくると思います。都道府県等に届出をして認められた事業者に管理者を指定させ、ごみ出し等について正しく管理してもらい、違反した場合は罰するなど、違法な営業がないように、努力をしていきます。  【補足】 平成29年12月11日に「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を公布しました。
58	II	3 ③	その他	暮らしやすい安全で安心なまちの実現という点で、日々気になっているのが歩きスマホ、歩きタバコである。特に小さい子どもにとって危険なケースが頻繁にあるので、子どもが増えていく今後を考え、対策をとってほしい。	C ご指摘のとおり、本当に危険な状態で、歩きスマホや自転車に乗りながらのスマホ操作で事故になった事例もあります。歩きスマホに対しては啓発活動も行っていますが、警察とさら連携を深め、動画をつくるなど不注意でどのような危険があるのかを理解していただく工夫をしていきたいと考えています。 タバコに関しては、約1億円かけて路上喫煙者に対して啓発をするパトロールをはじめ、様々な啓発を行っています。それでも隠れて吸ってしまう人もいて、パトロールしきれず、すぐに効果が表れてはいませんが、今後も粘り強く啓発活動、周知活動を進めていきます。
59	II	3 ③	その他	ごみの集積所などの不法投棄に対して、どこに注意したらいいのかわからない。管理者の名前がわからないワンルームマンションが多く、入れ替わりも頻繁なので、入居時にごみ出しのルールは厳守することを伝えるように、区から不動産業者に継続的にお願いしてほしい。外国人相手の違法民泊も見受けられるようなので、そのような人々への指導もあわせてお願いしたい。	C 基本的には建物の建設時に、規模によってごみ捨て場を設置するよう指導しています。住んでいる方がルールを破りごみを外に出しているとするれば、管理者から指摘ができるように、建物ごとに管理者を明示するよう、指導をしています。 民泊については、外ではなく部屋の中にごみを置いていってもらうように、事業者に伝えていきます。管理人がいない場合は、事業者は適切な手続きを取った掃除事業者やリネン会社を入れなくてはならないと法律で決まりましたので、業者には、正しくごみを出して、事業系のごみとして費用を払っていただきます。できるだけ厳しく取組をしていきたいと考えています。
60	II	3 ③	その他	空き家の問題について、全然進展がない。非常に私自身も不安で、治安対策、防犯の両方の面で、何か問題が起こってからでは遅いと思うので、ある程度強制的にでもやらないと危ないと思う。	D 昨年1年間かけて空家対策のための調査を行いました。区内の空家率は約0.9%です。現在、有識者の方にも入っていただき、「新宿区空家等対策計画」の検討を進めています。今年度中に空家等対策計画をまとめ、来年度以降、事業としてさらに進行していきます。  【補足】 空家等は、第一義的には当該空家等の所有者等が適正に維持管理する必要があります。管理不全な状態にある空家等については、所有者等に対して改善指導を行っています。
61	II	3 ③	その他	住宅を宿泊施設として利用する民泊に私は反対する。理由としては、現在の住環境が維持できないこと、家賃相場が上がること、新宿区には民泊を管理、取り締まる体制、能力がないことこの三点である。住宅専用地域以外で、民泊を認める場合、何人の職員を配置し、あるいは何人増員して民泊を監視するのか、教えてほしい。現在、ホテル・旅館が禁止されている住居専用地域での民泊は禁止してほしい。	E 民泊に反対ということ、区として打ち上げることは残念ながら法律上できないことになっていきます。住居専用地域については、区としては禁止をしたいと考えていましたが、残念ながら、住居専用地域においても禁止をしてはならないという法律の規定になってしまいました。180日の日数についても、制限することはできるが、それを極端に短い期間しか宿泊できないようにすることを条例で定めはならないと、国が示しています。政省令が示されないと東京都と区の協議を行うこともできないということになっていきますので、早く区のルールを決め、管理体制を整えることができるよう、国に求めていきたいと思っておりますし、納得のいかない部分には、さらなる改善を求めていきたいと考えています。  【補足】 平成29年12月11日に「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を公布しました。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
62	Ⅱ	3 ③	その他	民泊問題なども、法律的にもしっかりとした条例など議会で検討し、権限の強化をお願いしたい。	民泊については、国のほうで住宅宿泊事業法というものを可決し、恐らく来年の6月には施行されることとなります。現在、区では、その可決の前の段階で、まず民泊の課題についての精査を行ってきました。区として定めるべきルール、そして区がそれを取り締まることのできる権限はどこまであるのかについて注目をしてきましたが、国や都との協議が必要であり、新宿区だけで規制等ができるものではありません。 ただ、ごみの問題、騒音の問題が一番の具体的な課題だと思います。政令に基づいて、また東京都と協議をしなければ、区はそれを実行できないと法律に定められています。今後、国がその政令を発して初めて都道府県が新宿区と協議をすることができるようになるので、そこからのスタートになります。また、現在違法な運営をしている民泊については、情報をしっかり国に上げて、違法な運営は罰していただき、その中でルールを徹底させていくような対応をしていきたいと考えています。  【補足】 平成29年12月11日に「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を公布しました。
63	Ⅱ	3 ③	その他	民泊の管轄は保健所なのか、どこが主な所管となってこれから進めていくのか教えてほしい。	民泊については、本年6月に国が住宅宿泊事業法というものを可決いたしました。私は単なる反対ということではなく、適切に物件を管理することによって、住民の皆様への不安感を抑えていきたいと考えています。管理会社を入れることが法律で義務づけられていますので、ごみ出しについて、管理会社が適切に分別をして、決まった日に事業系のごみとして費用を払っていただくというルールを確立していきたいと考えています。東京都の窓口も決まったため、協議を早急に進め、国の法律が施行される前に、新宿区の条例を施行したいと考えています。  【補足】 平成29年12月11日に「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を公布しました。
64	Ⅱ	3 ③	その他	大久保通りと職安通りの中間、大久保と百人町の周辺に住んでいるが、そこに最近、外国人が店を出し、朝の9時から夜の12時ごろまで商売している。テーブルを3脚出して、人数にしたら20人ぐらい、11時ごろまで飲んだり話したり、たばこを吸ったりして、近所に迷惑をかけている。大久保通りと職安通りの間の住宅地に、そういった商売をする店にこれからも許可を出すのか。現在の状況に対し、住民が安心して暮らせるような、また、夜十分な睡眠をとれるような注意ができるのか。	許可については、法律の要件を満たしている場合、区としては拒否できないということがありますが、しかし、周りと調和する努力も当然必要になると思います。現地調査に行くと問題がある場合、一定の基準を超えている場合には、しっかり指導を行っています。また、定期的なパトロールも実施しており、指摘があったような場所については、新たにコースに加え、チェックをしたり、指導を行っています。しかし、指導した瞬間は改善されても、また元に戻ってしまうというたちごっこな部分もあるため、繰り返し訪問し指導することによって、事態の改善を進めていきます。
65	Ⅱ	3 ③	その他	百人町の騒音の問題であるが、1番目は第一種住宅地域は基本的には住民が住むところにも関わらず、外国のカフェなどがテラスのようなものをつくり11時ぐらいまで営業しているようである。東京都の騒音防止条例で規制することは難しいと思うが、感性的部分を取り上げて考えてほしい。	飲食店などの騒音については、いたちごっこになっているところもありますが、今後も粘り強く対策していきます。
66	Ⅱ	3 ③	その他	新宿区としては民泊について反対の立場はとっていないということだが、それで間違いないか確認したい。また、現行の旅業法の壁が厚くて合法でやろうと思っても、住居専用地域では合法的な営業はできない現実があるが、そのようなことも解消されていくのか。また、新法に向けてどのようなスケジュールで、きちんとした民泊のビジネスとしての展望を描いているのか確認したい。	私自身は民泊は反対という考え方を持っています。ただし、今回法律で定められましたので、区として反対をすることはできないと考えています。今回、各自自治体で規制をする考え方についても国から示されており、住居専用地域においても、合理的な説明がつく理由がない限りは、期間に規制をかけてはならないことが法律に定められています。区としては、住民の皆さんに迷惑をかけることがないように、生業としてきちんと届出や申告、納税をしていただき、問題を発生させた場合には、責任を持って解決に臨んでもらうことを基本的な考え方として、今回は法整備化に基づき、それに対応した条例化をめざしていくことを考えています。  【補足】 平成29年12月11日に「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を公布しました。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
67	Ⅱ	3 ③	その他	<p>四谷エリアの地域ネコ対策を保健所と協働で行っている。ネコの不妊化手術を行う際の新宿区の助成金について、動物病院により手術費用に差があるため、ボランティアが自己負担して対応している。</p> <p>助成金があるだけ本当に新宿区は恵まれているということは十分理解しているが、獣医師会に入っていない動物病院や他区の動物病院でも使えるように助成金の広域化を行うなど、もう少し使いやすい助成金の仕組みを考えてほしい。</p>	<p>F</p> <p>ご指摘の内容については、他の地域で活動されている方からも意見をいただいています。現時点ではすぐに事態が動くことはなく、また将来的な予定も立っていない状況ですが、実態についてはよく聞かせていただければありがたいと思っています。</p> <p>これまで、多くの皆様が私財を投じて、様々な苦勞をされていることも承知していますので、区としましても誠意を持って、活動されている方が周りの皆様にも活動内容を理解され、獣医師の方からも協力が得られて活動ができるよう、よりよい環境をつくっていききたいと思います。</p>
68	Ⅱ	3 ③	その他	<p>戸建ての空き家が結構目立ってきて、全くの空き家として廃墟のようになってしまっているものもある。そのような空き家を借り上げするなど、何かコミュニティとして使えるような形に活用できないかというアイデアがあるが、考えを聞きたい。</p>	<p>F</p> <p>空家に関しては、調査の結果、区全域の建物4万8,798棟のうち、空家の建物としては441棟、0.9%でした。その中で、手を施せばすぐ使える物件と、ある程度簡単な修繕をすれば再利用が可能な物件を合わせると大体403棟となっています。現在、空家対策に関する意見をいただくため、不動産業者や司法書士などの有識者を交えた会議をつくっています。防災対策や防犯対策だけではなく、利活用という観点からも非常に積極的に意見をいただいていますので、今年度中に空家対策の基本的な方針を定め、来年度以降、それを具体的な政策として実行していくという段階に入っています。</p> <p>【補足】 区では平成29年度に「新宿区空家等対策計画」を策定し、総合的かつ計画的に対策を推進します。その中で、「管理不全な空家やごみ屋敷等の解消」および「空家等の適正管理の促進・発生の抑制」を方針として推進します。管理不全な空家等に対しては専門家団体等との連携や、法・条例等に基づいた対応等を実施していきます。また、管理不全な空家等の発生を抑制するため、専門家団体と連携した相談会を実施していく予定です。</p>
69	Ⅲ	1	その他	<p>新宿駅南口は、タクシーまで全部駐停車禁止になっている。甲州街道は初台から四谷へ抜けるバスも一本もない。タクシーが停まることも難しい。もし可能であれば、WEバスに、そのようなところにも走行してほしい。</p>	<p>D</p> <p>南口でタクシーの駐停車ができなくなったということで、大変不便になったと聞いています。特に、バリアフリーが十分ではなく、新南口から直接的には行けないホームがあるなど、さまざまな課題があると把握しています。新宿駅の改良が少しずつ進んでいますが、バリアフリーについても既に計画に入っているような話も仄聞していますので、ご意見を届けるとともに、どこかのポイントで降りたら一番便利なのか等も含めて、JRと情報交換をしていきます。</p> <p>【捕捉】 新宿WEバスについては、今後、バスの需要が増大した場合は、バス事業者へ運行ルートを検討などを働きかけていきます。</p>
70	Ⅲ	4	その他	<p>靖国通りと職安通りについて、大型バスが常時停車していて、通行の妨げになっているが、どう思っているか。</p>	<p>F</p> <p>本年歌舞伎町に観光バス駐車場をオープンし、警察とも連携しながら、路上に停車している車を駐車場に誘導するよう対応しています。区で全額経費を支出しているため、これ以上負担が増えないようにしていかなければなりません。観光施策を推進していくうえで、今後も国や東京都に対し、地元にかかる経費負担について、粘り強く訴えていきたいと考えています。</p>
71	Ⅲ	5	73 ②	<p>新宿区は街灯のLED化を進めているが、全般的にまぶしい感じがしている。新宿区のLED化でも、照明の専門家の意見を聞きながら進めてほしい。</p>	<p>F</p> <p>区では、区道の街路灯や商店街路灯のLED化の取組を進めてきました。</p> <p>区としては、電気料金の財政負担を極力少なく抑えていくこと、環境に対する負荷も和らげていくことという2つの考え方でLED化を進めています。今後、様々な意見も聞きながら、場所によって慎重に見極めていながら進めていきます。</p>
72	Ⅲ	5	その他	<p>北新宿の図書館を自転車を使っている。図書館を出て北へ行く道路がガタガタで雨が降ると水がたまる。すぐ見て対応するという答えだったが、恐らく今もって何にもなされていない。落二小の裏門から東側にずっと来ると、左側に公園があり、ちょっと来るとお米屋さんがあるが、その間の道がやはりガタガタである。細かく目を通して、直すべきところは早く手入れをしてほしい。</p>	<p>D</p> <p>ご指摘の場所については、しっかり確認した上で対応していきたいと思っています。道路に修繕が必要な箇所がある場合は、ご指摘いただければ大概その日のうちに修繕はしていますので、またご指摘ください。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
73	Ⅲ	5	その他	古いガードパイプがが所集中的に設置されているところがあり、道路が狭くなって危険な状況であるため撤去が必要な場所があるかと思う。以前は必要であったものも、現在では必要性を判断すべきものもあるので、区でルール決めをしてほしい。	D ガードパイプについては、ある方が安心だという人も必ずいますし、一方で、大分老朽化しているという話もいただいています。既存のものを撤去や移設する際には、地域の皆様に承諾を得てからでないとなかなかできないと思います。どういう合意形成をしたらいいかということについては、区である程度助言できると思いますし、住民の方だけに任せるということではなく、出張所と所管の道路課のほうで連携して対応していきます。
74	Ⅲ	5	その他	落合地区の道路はかなりでこぼこがある。歩道も結構細いし、電柱もあつたりで、非常に邪魔で転んでしまうようなこともある。一般にはこの地区の歩道とか道路は、人の歩くような状態になっていない感じがしている。この町について、どうしたら道路の状態を改善することができるのか、我々が意見を言えばそれでいいのか、あるいは区のほうから指示があるのかどうかを教えてください。	F 道路の整備状況があまりよくないことについては、本当に申しわけなく思っています。具体的な場所について意見をいただければ、当日か、遅くとも翌日には必ず現地へ赴き、傷んでいる場合には応急処置をします。区の直営の作業員もおり、常々対応しています。 以前、地区協議会を通じて地域のまちづくりの会で道路に関する意見書も頂戴しました。物理的に難しい場合もあり、中には別の手段を提案できることもありますので、きちんと振り分けをしながら取り組んでいきます。
75	Ⅲ	5	その他	三栄通りは、雨の日には歩道を歩けない状況であり、失敗例だと思っている。道路課長は膨大な予算をかけて再整備するまで言っている。	F 三栄通りは無電柱化整備に当たり、多額の経費と近隣住民の方への迷惑もおかけしましたので、再整備するという政策判断は区としてはいたしません。
76	Ⅲ	5	その他	職安通りから大久保通りにかけた線路沿いの道路が今度開通するということが、大久保や高田馬場には様々な公共施設などがあり、自転車を置く場所にみんな困っている。線路の下や道路の地下などは使えないのではないかな。	D 自転車駐輪場については、駐輪場の台数も増やす取組も進めてきましたが、土地が狭く、高いという状況もあります。ご提案の線路下に関しては、鉄道が走っているため、なかなか難しい工事が予想されます。 現在、JRの新宿駅の地下に自由通路を整備する大きな工事を行っていますので、各鉄道事業者ともよく相談をしながら、どのような場所であればあまり経費をかけずに駐輪場を設置できるのか、今後も研究を進めていきます。
77	Ⅲ	6	75②	マンションの前など自転車が放置してあって、歩くのも大変な状態である。一時、あまりにもひどい時に区の担当課に電話して移動してもらったが、また近くに放置自転車が繰り返されている。良い解決方法はないか。	F 放置自転車も、路上喫煙と同規模の予算をかけて撤去作業や啓発作業もしていますが、住宅地では即時撤去の対象にできないケースもあります。 放置自転車は基本的には個人がマナーを守らないと解決できないテーマであり、放置自転車による危険や迷惑について周知していかなくてはと考えています。区に与えられた権能の中で、撤去や、駐輪場の確保をしながら取り組んでいきます。 現在、シェアサイクルのポートを区内100か所に増やす計画を立て、自転車を共有するという認識を持ってもらえる取組を試験的に行っています。23区の中でも、文京区、港区、中央区、千代田区、江東区、今後は渋谷区も取り組むことになっており、相互利用もしながら問題を少しでも解消できるように進めていきます。 【補足】 駐輪場がないマンション等には、敷地内に自転車を駐輪するよう指導するとともに、マンション等の建設時に駐輪場を設置するよう指導しています。 また、シェアサイクルについては、平成29年10月1日から渋谷区も相互利用を開始しました。
78	Ⅲ	6	75④	自転車のシェアリングは、どの程度の予算が継続的に必要になるか。また、契約を破棄した場合、撤退した場合のペナルティはどうなっているのか。今後どれぐらいの維持管理費がかかるのか教えてください。	F 自転車シェアリングについては、計画期間が終了した後は、イニシャルコストも含めて事業者がすべてを負担することで契約をしています。その契約を履行してもらえなかった場合のペナルティにつきましては、改めて説明します。 【補足】 運営事業者が撤退した場合、区からの補助金の返還を求めることとなります。
79	Ⅲ	6	76	高田馬場駅は、ホームが狭くて危ない、いつ人身事故が起きてもおかしくない状態である。具体的に進めてほしい。	D 高田馬場駅は、西武鉄道、JR、東京メトロの3つの鉄道事業者が路線として入り込んでいます。どのタイミングでどのように工事をしていくのか、考えていかなくてはならないと思っています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
80	Ⅲ	6	その他	市谷台町に住んでいるが、近くの歩道には音声信号機が無いので、赤信号で歩道を渡ろうとしたことがある。危険なので、音響式信号機が無い場所には設置してほしい。	C 音声の信号機について、他の方からも希望が寄せられていて、警視庁には話をしているところです。市谷台町の件についても、至急場所を確認した上で、要望を警視庁に伝えます。 以前、同じような要望があった時には、警視庁と協議し設置することになりましたが、財源不足や入札に依拠してくれる事業者がいなかったことから、実現まで2、3年かかってしまいました。命にかかわる安全の話ですので、スピーディーに対応してほしいと要望していきます。
81	Ⅲ	6	その他	学生の方々がよく横一列に広がって歩いているため、狭い歩道が余計狭く感じられる。学校、あるいは各種学校の教員とか学校関係者の方々には、社会教育として歩行者のルールを守るように徹底してほしい。	C ご指摘があった対象が外国人留学生に対する場合には日本語学校を中心に、特定の学校の学生に対するものである場合は、該当の学校に伝えています。また、新宿区内全域で起きているので、ルールを守って通行してほしいということを各学校に伝えていきたいと思っております。これまでも行っていますが、効果が出るよう粘り強く取り組んでいきます。
82	Ⅲ	6	その他	目白通りから聖母通りの方に行くには、バスだけは右折可能である。目白通りから西から東へ行く時に、聖母坂とぶつかる時に乗用車が右折できるようにしてほしい。 聖母通りへ出たい人が山手通りの南から行くと途中で、目白通りの1つ手前で右に入れるようになっていて、聖母病院の横に出るルートが車の数がものすごく多くなり、道も狭いから非常に危ないので困っている人が非常に多い。	D 現在、右折禁止となっており、不便であると同時に、そこを避けるために住宅地を通る生活道路に車が入ってきて、その周辺の方々が大変危険な思いをしていることについて、ご指摘の状況も含めて交通管理者である警察に伝えていきます。
83	Ⅲ	6	その他	目白駅からバスで61番とか65番というのが西の方へ来るが、聖母病院前というバス停があり、その次の目白5丁目までがバスが動き出して4秒間です。もとのほうへ戻してほしい。	D 目白5丁目と聖母病院の停留所が非常に近いということについては、運行しているバス事業者に意見を伝えますので、情報提供ありがとうございました。
84	Ⅲ	6	その他	若葉町や坂町は坂が多く、年配の方は病院等へ行くためにタクシー使わなければならない。区が経費を負担して地域バスを運行してほしい。	F 地域バスに関しては、以前に利用意向調査を行いました。が、ニーズがありませんでした。現在のWEバスでは、区でバスを購入し、民間事業者が運用していますが、採算面では厳しい状況です。自治体でバスを運営することは大変難しいと考えています。同時に、区がそのような産業に参入することにもなるため、今ある路線も減少する可能性があることも心配する必要があります。 ご指摘のとおり、区内には坂が多い地域もあり、地域バスを運行する場合には、四谷地域だけでなく他の地域についても多くの要望があり、収拾がつかなくなります。今後、区民の皆様と一緒に、他にどのような方法があるか考えていきます。
85	Ⅲ	8	83	ゴーヤによる「みどりカーテンプロジェクト」は、多くの方が参加しやすいように、休日も開催されている。平日は区の職員が事業についての説明に来たが、休日にはいなかった。区の職員が前面に立って区民に説明をしなければこのようなプロジェクトは浸透しないと思うので、ぜひ休日も来てほしい。	D 休日であっても、職員がしっかりと事業の説明をし、質問に答えられる体制をとるべきだと思いますので、今後、工夫をしていきたいと考えています。 【補足】 本事業は指定事業として指定管理者が効果・効率的に事業を実施し、成果を上げています。区は指定管理者と連携し、本事業が区民の皆様が一層浸透するよう努めていきます。
86	Ⅲ	8	その他	新宿ならではのビル風を利用して資源エネルギーを開発するなど、そういう方向性を考えてほしい。	D ビル風を利用した再生エネルギーについては、牛込の央通り商店会で街路灯をつくった際に、風車とソーラーパネルをセットにして街路灯の電力を確保する事業を行いました。これは東京都の補助事業だったのですが、工夫をしている地域もありますので、そのような機会を通じて広がっていくことができると考えています。
87	Ⅲ	8	その他	環境情報センターを中心にして我々も環境問題について勉強しながら取り組んでいるが、区は、最近、環境問題については何か熱が冷めているような感じがする。区の環境対策に対する考えを聞きたい。	F 環境問題について最近、区は熱が冷めているのではないかと指摘がありましたが、そういうことはありません。区民利用施設の1つとして環境学習情報センターがありますが、そこでの環境学習、あるいは環境NPOネットワークの方々の活動拠点としては、当面は残っていくと思います。 特に、センターを拠点としながら、「まちの先生見本市」という形で各学校を巡回しながら環境活動をしているNPO、企業、住民団体等の協力のもとで環境教育を行っています。参加団体数も毎年増加しており、今後もその熱が冷めないように、精いっぱいサポートしていきたいと考えています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
88	Ⅲ	9	84 ②	「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」の事業について、他の計画事業と比較して、38億円という多額な事業費が計上されているのはなぜなのか。	F 計画事業「84 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」の事業費については、必要経費の積み上げにより算出していますが、詳細は総合政策部長から説明させていただきます。  (総合政策部長) 計画事業「84 ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」の3か年の総事業費は約38億円ですが、このうち約37億円を占めているのが資源回収です。古紙やびん・缶、ペットボトル等の資源回収を行うための経費であり、このうち年間約12億円が収集する際の車両の雇上げに係る経費です。
89	Ⅲ	9	その他	自宅の前がごみ集積所になっているが、最近非常にごみ出しのルールを守らない人が多く困っている。また、例えば職安通りなどにはいつもごみが置いてあり、汚く感じる。新宿区は単身者や外国人も多く、どのようにルールを守ってもらうようにするのか今後の解決策を考えてほしい。	B 集積所を自宅付近に設置している方にはかなりの負担がかかっている実情があります。不法投棄が繰り返されている場合には、ふれあい指導班がごみから誰が出したものを調べ、ルールを守ってもらうよう直接話をしています。また、今年度から、防犯カメラを設置し、行政から指導をすることも始めたところです。 外国人対策としては、10か国語のチラシをつくり、指導が必要と思われる地域に配布しています。また、日本語学校にもごみ出しのルールについて生徒への周知をお願いしています。 今後も様々な手法でさらにごみ出しのルールが徹底できるように努力をしていきます。
90	Ⅲ	9	その他	事業系のごみを回収に来るトラックが、朝3時に来るといったことがあったが、新宿の清掃事務所のほうに回る順番を考えたらとお願いし、今は朝7時ぐらいに来てくれる。	D ごみの収集の件については、恐らく事業系のごみなので、民間の回収業者かと思いますが、新宿清掃事務所にいただいた意見を事業者伝えて改善してもらったのだと思います。
91	Ⅲ	9	その他	国際化が進むと外国の方などが増えると思うが、ごみの問題がとても気になる。家の中にごみを3日も4日も置いておかなければいけないために、違う日にごみが出され、すごく汚いまちだなどと思っている。回収を1回でも増やしてもらえないか。	D ごみの回収の回数を増やせないかという点については、予算、コスト、労働力など様々な面から、現在は可燃ごみで週2回の収集となっており、事業自体は毎日、曜日をずらして各地域で行っています。ごみの減量化をしていくことが、1つ重要ではないかと考えており、3R推進協議会を通じ啓発活動をしたり、ごみ半減の啓発を「新宿区一般廃棄物処理基本計画」の中で取り組んでいます。新宿区は、若年層の人口が多く、そのうちの外国人留学生の割合も高いため、ごみのルールなど、必要な行政情報が行き渡らないという現実もあります。今後も新しいツールも探しながら、マナーを守ってもらう活動に取り組んでいきます。
92	Ⅲ	12	その他	文化の発信ということで、エンターテインメントシティを大きく掲げていると思うが、文化や芸術を発信していくという力は、まだ弱いのかなというのを感じている。世田谷や杉並にも小劇場があり、豊島区も最近積極的に良質な文化芸術の取組を行っている。岐阜県の可児市には文化創造センターがあるが、とても画期的な活動をしているので、ぜひ参考にして、検討してほしい。	D 新宿の場合、文化センターが1つと、区民ホールが角筈と筆筈と四谷にあります。その他民間が運営している施設もあります。自由度の高い民間の施設がきちんと事業として成り立つような環境づくりをこれからめざしていきたいと考えています。他の自治体の事例も学びながら、いろいろなことにチャレンジしていきたいと思っています。
93	Ⅲ	12	その他	新宿区には、文化センターの大ホールや、地域センターの小ホールがあるが、中劇場がない。もし今後、都市計画の中に劇場をつくるということがあったら、客席700から800ぐらいの中劇場にしてほしい。花伝舎に入っている芸能人団体協議会の方々と相談してほしいと思う。	D 文化センターについては、現在計画はありませんが、建て替え等を契機に、経費や劇場としての機能のあり方について検討していきたいと思っています。文化芸術振興会議という会議体もありますので、意見をしっかりと伝えていきます。
94	Ⅲ	12	その他	新宿御苑のせせらぎは観光スポットの目玉になると思う。都心にあれだけの水がちょろちょろ流れているところはない。流れをもう少し大きくして、清水が流れるようにしたらどうか。新宿御苑を観光スポットとして見直してほしい。	D 玉川上水をはじめ、新宿の様々な魅力の再発見とPRの仕方については、ご指摘のとおり工夫が必要だと考えています。既存の魅力ある場所を積極的にPRできているかどうかについて今後も考えながら、新宿の観光情報の発信に努めてまいりたいと思っています。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
95	Ⅲ	13	92	フリーWi-Fiの事業に関して、新宿区として支出して行く意義を教えてください。区としての費用対効果はどの程度か。フリーWi-Fiはいろいろな民間事業者が行っていて、民間への圧迫になるという考え方もあると思う。	F 区がフリーWi-Fiを区内全域に整備してほしいという要望を多数いただいておりますが、ランニングコストもかかるので、全てではできません。民間事業者が、利用者に対してメリットを提供するかわりに収益を得ていくという仕組みや循環はつくっていかなくてはいけないと考えています。公共施設以外については、基本的には地元の商店と事業者で話し合い、なるべく低ランニングコストでできるようにと事業者の方に伝えたり、商店街の方々は、どんな手法があるか紹介しています。現段階においては、計画事業の基数以上に増やすという考え方は持っていません。
96	Ⅲ	13	92	観光客のためだけではなく、新宿区全域に無料の公衆無線LANを整備してほしい。有線のケーブルテレビか無線LANを区内全域に無料で提供することは、災害対策の面からも費用対効果がすぐれていると思うが、考えを聞きたい。また、無線LANの維持管理に関して、今後どれぐらいの維持管理費がかかるのか教えてください。	E 新宿フリーWi-Fiについては、現在計画に記載しているもの以降は増やしていく予定は現在のところありません。 災害時については、スマホ、タブレットといった端末ではなくもっと違う媒体が欲しいという方もいます。また、防災無線に関しても、音が小さい、逆に大き過ぎるなど、多種多様な意見があり、そうした意見を総合的に判断しながら、手段、チャンネルなど、今後も対策を整えていきたいと思っております。 維持費に関しては、これから台数も増えていきますので、詳細な数字につきましては、別途、回答をさせていただきます。 【補足】 無料公衆無線LAN環境の維持費について、平成30年度は、アクセスポイント35基の回線使用料やネットワーク保守費用として年間14,632千円を計上しています。平成31年度以降は、アクセスポイント38基の回線使用料やネットワーク保守費用として年間16,376千円を計上しています。
97	Ⅲ	13	その他	片仮名や平仮名をつかった、子どもや高齢者にもわかりやすい、まちのキャッチコピーのようなものがあればいいと思う。楽しいイメージになるよう曲をつけるのもいいと思う。落合でやっているようなミニFM放送などを使ったまちづくりのPRなどはどうか。	D キャッチフレーズについて、新宿の場合、多様性というもののが1つキーワードになっていますが、多数の要素があり、何が新宿の特徴なのかというのがわかりにくいという指摘をよくいただきます。頭に残るフレーズがあるというのは強みだと思いますので、これぞ新宿というものが何か生み出せないか挑戦していきたいと考えています。 ミニFM放送については、落合で行っているスタジオを何度か拝見しました。他区のやり方等も研究し、どのような方法で、こういった効果を出しているのか、検討していきます。
98	Ⅲ	14	100	中央図書館の建設は、35億円もかけるのならば新たに建て直す必要はないと考えている。また、早稲田大学との合築には反対する。 大人が利用しやすい図書館システムをつくるために、図書館の主たる管理を教育委員会から区長部局、例えば生涯学習スポーツ課へ移管することを求めたい。	E 早稲田大学との協定もあり、現在の計画となっています。オリンピック・パラリンピックまで建築費等の高騰や、区内におけるさまざまなサービスの需要というものもかなり変化をきてきている環境はありますが、今すぐ何か着手するという段階にはないかと考えています。 また、中央図書館の教育委員会から区長部局への移管については、学校図書館のあり方も含めて、今後どのように充実させるのかという役割分担の問題もあります。 さらに、通常の図書館と中央図書館をどういう形で連携していくかという課題を整理しなければなりません。 よって、当面の間は、教育委員会で管理をしつつ、今の9館体制と、中央図書館の所在地等については、当面は変更無しとの認識をしております。
99	Ⅲ	14	その他	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境を充実しますとあるが、新宿区は生涯学習については、力を入れていないのではないかと。他の区では様々な講習会、講演会が開催されているが、区報やレガスニュースを見ていると、新宿区はあまり開催されてないように感じる。	C 精いっぱい取り組んできたつもりですが、今後も努力をしていきます。 区では生涯学習の窓口となっているレガスのほかにも、様々な団体が講座を区民に向けて開催してくれています。協定という枠組みの中で、新宿区内の大学や専門学校と提携して講座を開催するなどの取組もしていますが、情報を届ける工夫をしていないと周知されませんので、今後は工夫していきたいと思っています。もう少し組織的に機能的に取り組めるよう検討していきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
100	Ⅲ	14	その他	北新宿多目的広場の使用について、そこを利用している少年野球チームが、朝の5時半から夜の7時までずっと占有している状態である。この団体を使用禁止とした上で、今後の他の団体の利用には時間制を採用してほしい。これまでの占有とか騒音というのは区のほうでも想定できなかったと思うが、使用禁止や時間制の採用などを検討してほしい。	D 朝の5時半というのは、常識外のことだと思いますので、きちんと現場で直接指導します。 時間制については、一定のルールで使用しているところは把握していますが、長時間占有していることの事実確認や利用実態について調べた上で、今後対応を考えていきます。
101	Ⅲ	15	103	多文化共生は、互いに認識していくという意味では賛成である。ところが、それをその地区に活かす、生活の中に入れることになると日本の文化も混乱してしまう。しっかりと日本の精神、文化というものを柱に置いた上で、進めていく必要がある。	C 定住する外国籍の人や、日本にも外国にもルーツがある子どもが、その言語や教育のハンディキャップをなくしていく努力をすることによって、社会から脱落をしない状態をつくっていききたいと考えています。 新宿に住んでいる外国人は今、130か国を超えて、人口の約12%となっています。その約4割の方は日本語を学びに来ているという理由で在留許可をとっている留学生です。仕事をしながら一緒に日本語を学ぶ方も多くいます。そうした人たちが日本に来て、生活のルールや日本の法律、日本の文化の良さを学び、また感じ取って国に帰っていただくことで、恐らく日本に対する海外からの目も変わっていくと思います。交流としての相互理解が、多文化共生の眼目にあると考えています。
102	Ⅲ	15	103	大久保地区というのは、外国の人が多くいて、たくさんの外国のお子さんが在籍しているが、まちと外国人とのかわり合いというソフトの面の方向性については、区ではどのように考えているか。	F 外国の方たちとまちとがどのように調和するかということについては、地域の中で商店会や町会・自治会の活動に参加していただくために、お互いの違いを理解し、特徴として捉えることが大切であるという認識を住民の皆様にかけていただけるよう取り組んでいきます。 新宿の場合は、留学生の資格で入ってきている方が、約4割になっており、1年か2年で帰国してしまうので、日本語学校としっかり連携をしながら日本のルールを教えたり、健康診断や転入手続も学校単位で行っていただいています。今後もしっかりと多文化共生の中で、お互いに不便や不安を感じないように、取り組んでいきます。
103	Ⅳ	1	その他	今度の選挙の区割りで、生活の地域と選挙の地域というのに実は非常に違和感を感じる。	E 選挙区の分割については、された側の住民としては非常に困惑が禁じ得ないと思っていますので、今後もこのようなことが起こらないよう、国に伝えていきたいと考えています。
104	Ⅳ	1	その他	新宿区の入札と発注方法についてと、街路灯のLED化について住民監査請求をしたが、契約から1年を経過したので却下された。監査委員の4名のうち2名は与党の区議会議員と議会事務局長であり、これでは区の事業は身内が監査するようなものである。区民の声委員会にも申し立てたが、住民監査請求と同様に事実のあった日から1年以上経過した事項は調査しない旨の通告があった。基本政策Ⅳの「健全な区財政の確立」ができるような制度の運用を求める。	E 住民監査請求は、内容によりませんが、原則として請求の対象となる財務会計上の行為から1年を経過したときはすることができません。 監査委員の選任については、区民の皆様のご代表である区議会の同意を得て議決され、選任されているものです。
105	Ⅳ	2	109	計画事業「109 公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント」の、32年度末の目標と年度別計画3年間の事業費欄が空欄になっているのはなぜか。	E 公共施設等総合管理計画については、まず、さまざまな施設を分野ごとに分け、将来、民間・公どちらでできる事業の施設なのかといった分類をしました。今後はそれに基づき、実際に区民の皆さんの需要を踏まえ、施設ごとの個別の管理計画を策定していきます。具体的な施設ごとの計画を策定する際には、区民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明を行います。
106	Ⅳ	2	109	今後は、新宿区の人口が増え、高齢化が進んでいき、区有施設の維持管理費が足りなくなっていく。小学校の中に高齢者の施設があったり、区役所の中に学童クラブがあったりとスペースを複合施設化するのもいいのではないか。時代のニーズに合わせ変化させて、区有施設を複合化していくということが、1つの解決策だと思う。そうしたことに積極的に取り組むという考えがあるのか聞きたい。	B 区有施設の複合化は視野にあります。広い面積を持つ学校施設の場合、実際に通う子どもたちの教育をどこで行うかという問題もありますが、学童クラブや放課後子どもひろばでの活用、地域の人が利用するスペースとして貸出をするなどでもできると思います。将来的には、人口は増えるが子どもは減少することが予測されているので、必要なサービスを一時民間施設に移した場合でも、機能を維持しながら集約できるようにしたいと考えています。 また、区役所を含め区の施設も築50年を超えています。建てかえが必要な時期になってきますが、行政が民間と一緒に協力するPFI方式は望ましくないという考え方もあれば、限りある資源を有効に使うために民間の力も活用すべきという考え方もあります。現在のところ結論が出ていないところもあり、様々な可能性を検討ながら、公共施設の総合的な管理を考えていきます。

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
107	IV	2	109	<p>公共施設の削減や維持など、具体的な方向性は今後どのように進めていくのか、現状で決まったことがあれば説明してほしい。</p>	<p>F</p> <p>現段階では公共施設の統廃合について、まだ1つも決まっていません。 今後、新たに施設をつくるときには、単一の機能を持つものではなく、複数の機能を持たせていこうという意見があります。また、建設・管理に当たっては、民設民営という手法もあります。 施設の活用については、将来的な需要やランニングコストの問題も含めて、総合的に判断をしていく方針です。</p>
108	IV	2	109	<p>地域包括ケアという考え方にはすごく賛同している。角筈地域は坂が多く高低差のある地域でもあると思うので、高齢者の方が坂をおりるための地域バスのようなものがあってほしいと思う。 高齢者の方たちが、閉じこもらず、地域の方と交流するために、近所に集まれる場所があるといいと思うが、「公共施設マネジメントの強化」というところで、公共施設を数字の面だけで減らしていってしまうというのは、向かっている方向と逆行しているのではないかと危惧している。</p>	<p>D</p> <p>例えばここ西新宿にはシニア活動館があり、地域の色々な方が使っています。また、淀橋第三小学校の跡地には芸能花伝舎があり、地域とうまく連携しています。公共施設のマネジメントを強化することの中には、区が持っている資産を民間に貸し出し、区が従来行っていたサービスを、民間活力を活かして提供していくことも考えています。区として、新たに土地を購入するとしても、一か所だけに特別なサービスを行うわけにはいきません。様々な立場の様々な世代の方に対するバستمックスをつくることは、なかなか難しいと考えています。様々な選択肢がある中、どのようにすれば区民の皆様へサービスが行き渡るのかを考えていきます。</p> <p>【捕捉】 区には、高齢者等が行う社会貢献活動や高齢者相互の交流の拠点とするとともに、介護予防、健康及び福祉の増進を図る施設として、シニア活動館や地域交流館などの施設があります。</p>
109	IV	2	その他	<p>新宿区役所自体を、新宿駅に超高層ビルを建ててそこへ移るといったのはどうか。</p>	<p>E</p> <p>新宿区役所は、本庁機能だけでも4か所に分かれ、作業場の確保や書類の管理、接遇など様々な面で分散しており、そこには非常に問題意識を持っています。しかしながら、経費をかけた免震・制震工事が平成27年に完了しましたので、これから先、どのような工夫ができるのかを区の中でしっかり検討しなくてはならないと思っています。</p>
110	IV	2	その他	<p>市ヶ谷商業について、区に管理が移管されるような話を聞いているが、今後、あの建物をどのように活用していくのか。コミュニティとつながりのあるような形で使われるのが非常にいいと思っているが、いかがか。</p>	<p>F</p> <p>市ヶ谷商業跡地に関しては、優先度や緊急性を踏まえ、全庁的に検討した結果、高齢者、子ども・防災、教育の分野でのニーズが高かったため、東京都にその活用方法について、申し入れをしています。ただし当該地は、非常に接道が悪く、建てかえをしてもあまり大きな建物は建てられないこと、また、現在牛込第一中学校として使用中の隣の敷地に道をつくらないと解体工事の車両が入らないことなど、さまざまな課題があります。そのような中、方針を決めるためには少し時間がかかりますが、その過程では、住民の皆様へ説明を行うとともに、意見を伺う機会をつくっていきたくと考えています。</p>
111	IV	2	その他	<p>薬王寺ことぶき館のお風呂については、ことぶき館を改修するに当たり、お風呂は廃止するという方針が示されたが、その際は薬王寺には柳湯という公衆浴場があり、そこを利用すればいいとのことであった。結果的に存続することになったが、7月に突然廃業する旨の張り紙が掲示されて本当に驚いた。柳湯が廃業してしまうと地域に公衆浴場がなくなってしまったため、薬王寺ことぶき館に規模は小さくてもお風呂があれば安心できる。 また、薬王寺ことぶき館では、お風呂は廃止するという方針が示されたが、信濃町の施設は大規模改修された際にお風呂は残った。住民から見れば不平等に見える。そういうことのないよう、決定に際しては住民の意見を事前に聞いてほしい。</p>	<p>C</p> <p>皆様のおかげで、何とか柳湯が存続をしてくださることにになりました。 区としても、公衆浴場の環境は大変厳しいと認識しており、そこで働く人が動きやすい設備の投資が必要なことから、この数年間の中で浴場の設備、施設等に対する支援を手厚くしています。 今後まちの中で公衆浴場を残していく工夫をしながら取り組んでいきたいと思っています。ただ、後継者を見つけることが難しい時代になってきましたので、その中でどうやってまちの中の資源とも言える貴重な業種が存続できるのか、今後も知恵を一緒に絞っていきます。 また、意思決定のあり方について、今ある設備を使いながら、より多くの人に多様なサービスを届けられるよう考えなくてはならないと思っています。実際の利用者の方々に対して、今後も丁寧な説明と情報提供を行いながら、より皆様に愛着を持ってもらえるような施設運営、サービスの運用ができるように努力していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	計画事業	意見・質問要旨	回答要旨
112	IV	2	その他	都立の市ヶ谷商業高校の跡地の使い道について進捗状況はどうなっているか、東京都と新宿区どちらが主体的にその活用の仕方を決められるのかを聞きたい。また、今年の12月に基本計画案をまとめるということだが、それに盛り込まれるのか、またそのスケジュールについて教えてほしい。	F 市ヶ谷商業の跡地の今後の取り扱いの進捗状況については、区では全庁的に跡地の使い道に関する検討会議を行いました。その結果、東京都に対して、高齢者、子ども・防災、教育などに資するニーズが高い旨を伝え、その考え方に東京都からも理解を示していただいています。今後、方針を検討していく際には住民の皆さんと話し合いさせていただいた上で最終的に決定したいと思っています。 なお、スケジュールについては、恐らく12月、翌年1月に策定する基本計画、実行計画の中に反映することは間に合わないと考えています。方向性を決めた場合には、設計などのタイムスケジュールも入ってきますので、どこまで示せるかは、今後の進捗状況にもよります。現時点では内部で調整を行っているところですので、今後も情報提供を適宜行いながら、よい結果を導き出していきたいと考えています。
113	IV	2	その他	高齢者の方たちは、都庁へは行けても、新宿区役所は、途中で手すり等のバリアフリールートが遮断されてしまい、行けなくなる。 また、区役所はもう古いと思う。10年間の長期計画の中で、新宿区が世界一の都市として先行したという立派な庁舎をつくってほしい。	E 区役所本庁舎は、一昨年、多くの経費をかけて、制震・免震工事が終了したばかりで、あと20年程度は使用できる予定になっています。手すりの問題など、利用者が非常に不便を感じているところについては、絶えず見直しをしていきます。 今後、大規模改築、あるいは建て直しをしなければならない施設も出てきますので、どのタイミングで行うのが一番ふさわしいのかという判断が必要になります。特に区役所本庁舎は、大災害が起きた際には災害対策本部になるので、崩れるようなことがあると災害復旧の拠点が失われてしまうこととなります。バックアップ施設もありますので、やはり本庁が一番効果的かつ的確に機能できますので、しっかり担保しながら、将来に夢を描いていきたいと思えます。
114	V	1	その他	6月末に子ども・子育て会議があった時に、開催の連絡が遅い上に、仕事をしている午後の時間帯での開催であったため、日程の調整が大変だった。また、このような会議を開くのに1回20万円以上かかる。効率的に経費と時間が削減できるので、ぜひ区が開催する会議等にスカイプなどの導入を検討してほしい。 また、個別施策にICTの活用とあるが、子ども家庭課の方と話した際にテレワークを知らなかったので、庁内におけるICTへの理解を進めていただくことが必要だと思う。	E 区も様々な会議体がありますので、できるだけ多様な手段で参加できる方法を考えていかなければならないと思っています。スカイプの利用については、技術的な問題や、区役所が築50数年になるので、インフラ等の設備をどの程度準備できるのか、それに伴う経費がどれくらいかかるのかという問題があります。今の時代にあった方法でどこまでできるか研究していきます。 また、国策として推進しているテレワークに対する知識がなかった職員がいたということについて、率直におおむねを申し上げたいと思います。区民の皆さんがごく普通に持っている知識について、なるべく共有できるよう今後も職員研修の中で指導していきます。
115	V	1	その他	区民に区政の情報が伝わっていくようなシステムになっているのか疑問に思う。広報する方法のメインは新聞の折り込みの区報の配布だと思うが、最近の若者は新聞を読みません。何部発行し、実際に読んでいる人がどの程度いるのか把握できているのか。	D 区政情報の根幹は「広報しんじゅく」であり、新聞折り込み11万2,000部、希望による個別宅配4,500部のほか、駅、コンビニエンスストアにも置いています。これを月に3回発行していますが、ホームページや、フェイスブック、ツイッター、LINE、といったSNSも活用しています。ホームページやSNSについてはアクセス数は多いのですが、情報が膨大で欲しい情報が載っている場所を探しにくいとの声もあるので、見直しをしながら運用していきたいと考えています。 広報紙が手元に届いても、必ずしも読まれているわけではないことは認識しています。アンケートによると、46%の方が「広報しんじゅく」から情報を得ていると回答していますが、一定の年代以上の方が回答しています。新宿区内は比較的若い人が多く、若い人の4割を外国籍の方が占めているので、他の自治体と分析の手法を変えなくてはいけないと考えています。分析の方法についても、今後しっかり研究していきます。

新宿区基本計画（素案）及び新宿区第一次実行計画（素案）に関する  
「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」  
「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

印刷物作成番号  
2017-31-2101

発行年月 平成30年2月

発行 新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
電話 03-5273-3502（直通）  
FAX 03-5272-5500

この印刷物は、業者委託により  
2,000部印刷製本しています。  
その経費として、1部あたり  
389円（税込）がかかっています。  
但し、編集時の職員人件費や配  
送経費などは含んでいません。